

平成 24 年第 4 回定例会

滝川市議会議録

## 第4回定例会会議録目次

第1日目（平成24年12月10日）	頁
○開会宣言	3
○開議宣言	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1号 専決処分について（平成24年度滝川市一般会計補正予算 （第5号））	5
○日程第 6 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）	6
○日程第 7 議案第 1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	12
○日程の追加について	16
○日程第 8 議案第 2号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型 介護予防サービス事業者の指定に関する条例	16
○日程第 9 議案第 3号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する条例	17
○日程第 10 議案第 4号 滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の 資格に関する条例	25
○日程第 11 議案第 5号 滝川市道路構造等条例	27
○日程第 12 議案第 6号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	30
○日程第 13 議案第 7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	31
○日程第 14 議案第 8号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関す る条例の一部を改正する条例	33
○日程第 15 議案第 9号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例	34
○日程第 16 議案第 10号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例	36
○日程第 17 議案第 11号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例	38
○日程第 18 議案第 12号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善セン ター・郷土館分館屯田兵屋）	39
○日程第 19 議案第 13号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働 者福祉センター・サンライフ滝川）	48
○日程第 20 議案第 14号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について	53

○日程第 2 1 訪問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	5 4
○休会の件について	5 5
○散会宣言	5 5

第8日目（平成24年12月17日）

○開議宣言	5 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	5 9
○日程第 2 一般質問	5 9
1 1番 関 藤 龍 也 君	5 9
1 6番 荒 木 文 一 君	6 7
7 番 木 下 八重子 君	7 1
1 4番 井 上 正 雄 君	7 4
1 番 渡 辺 精 郎 君	9 1
4 番 坂 井 英 明 君	1 0 0
○延会の件について	1 1 3
○延会宣言	1 1 3

第9日目（平成24年12月18日）

○開議宣言	1 1 7
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 1 7
○日程第 2 一般質問	1 1 7
5 番 渡 邊 龍 之 君	1 1 7
1 2 番 山 口 清 悅 君	1 2 9
6 番 小 野 保 之 君	1 3 8
1 7 番 大 谷 久美子 君	1 4 4
1 0 番 堀 重 雄 君	1 5 1
○延会の件について	1 6 0
○延会宣言	1 6 1

第10日目（平成24年12月19日）

○開議宣言	1 6 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 6 5
○発言の訂正について	1 6 5
○日程第 2 一般質問	1 6 5
9 番 三 上 裕 久 君	1 6 5
2 番 清 水 雅 人 君	1 6 9

8番	山本正信君	188
○日程第 3	議案第15号 不動産の減額貸付けについて 議案第16号 市道路線の認定及び廃止について	194
○日程第 4	議案第17号 滝川市議会政務調査費に関する条例の一部を改正する条例	200
○日程第 5	報告第 3号 監査報告について 報告第 4号 例月現金出納検査報告について	200
○日程第 6	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	202
○市長挨拶		202
○議長挨拶		203
○閉会宣告		203

## 平成24年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成24年12月10日（月）

午前10時00分 開会

午後 3時35分 散会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分について（平成24年度滝川市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 議案第 1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

### ○追加日程

- 日程第 8 議案第 2号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例
- 日程第 9 議案第 3号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例
- 日程第 10 議案第 4号 滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格に関する条例
- 日程第 11 議案第 5号 滝川市道路構造等条例
- 日程第 12 議案第 6号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 8号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 9号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 10号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 11号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 12号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）
- 日程第 19 議案第 13号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センター・サンライフ滝川）
- 日程第 20 議案第 14号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について

日程第21 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員 (18名)

1番	渡辺 精郎 君	2番	清水 雅人 君
3番	水口 典一 君	4番	坂井 英明 君
5番	渡邊 龍之 君	6番	小野 保之 君
7番	木下 八重子 君	8番	山本 正信 君
9番	三上 裕久 君	10番	堀 重雄 君
11番	関藤 龍也 君	12番	山口 清悦 君
13番	田村 勇 君	14番	井上 正雄 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	大谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	吉井 裕 視 君
副市長	鈴木 光一 君	教育委員会委員長	小田 真人 君
教育委員会委員長	若松 重義 君	総括理事	高橋 賢司 君
総務部長	山崎 猛 君	総務部参事	千田 史朗 君
市民生活部長	庄野 雅洋 君	市民生活部参事	伊藤 克之 君
市民生活部参事	石川 雅敏 君	保健福祉部長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	樋郡 真澄 君	経済部長	五十嵐 千夏雄 君
経済部次長	居林 俊男 君	農政部長	若山 重樹 君
農政部次長	中島 隆宏 君	農政部参事	多田 幸秀 君
建設部長	大平 正一 君	建設部技監	高瀬 慎二郎 君
教育部長	館 敏弘 君	教育部次長	河野 敏昭 君
教育部指導参事	四十九院 正満 君	監査事務局長	堀下 博正 君
市立病院事務部長	鈴木 靖夫 君	市立病院事務部次長	田湯 宏昌 君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋 康雄 君	次書記	菊井 弘志 君
書記	橋本 洋衣 君	書記	村井 理君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成24年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣言

○議長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

ここで10月1日付の人事異動に伴う部長職職員の紹介がありますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議長報告

○議長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。それでは、12月10日から19日までの10日間にわたり平

成24年第4回滝川市議会定例会が招集され、平成24年度一般会計補正予算及び新規条例制定、条例改正などの議案を提案しているところでございます。ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただき、原案をそれぞれご決定をいただきますよう、冒頭に心からお願ひ申し上げます。

ただいま議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、お手元に印刷配付をさせていただいております行政報告、平成24年8月31日から12月3日までの間につきましてはご一読を賜りたいと存じますが、特にこの中で補足してご報告を申し上げますものを何点か口頭でご説明を申し上げます。

1点目は、姉妹都市提携20年記念、滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言及び滝川市・ロングメドー町友好交流促進宣言の調印についてであります。米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市との姉妹都市交流は、平成5年の滝川・スプリングフィールド市姉妹都市提携議定書の調印から本年で20年の節目を迎えたことから、國學院大學北海道短期大学部・スプリングフィールド大学協定書調印式への出席のために渡米されていた水口議長とともに10月2日に同市を訪問し、今後も両地域の未来を担う子供たちや市民の人材育成にお互いに協力することなどを確認する滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言に調印をしてまいりました。また、10月3日にはスプリングフィールド市の隣町であり、ジュニア大使訪問団のホームステイ先、滝川西高等学校短期留学生の研修先でもあるロングメドー町を訪問し、これも水口議長とともに滝川市・ロングメドー町友好交流促進宣言に調印をしてまいりました。20年の交流の歴史の中で、初めて滝川市議会議長にも調印をしていただいたところであります。当市の国際化の原点でありますこのスプリングフィールド市との姉妹都市交流については、市内小中学校及び滝川西高等学校における先進的な英語教育の推進など、青少年の健全育成等に大きな効果を上げていることから、今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

2点目は、滝川市・栃木市友好親善都市盟約30周年記念式典への参加についてであります。1月9日に栃木市におきまして盟約30周年記念式典が開催され、正副議長、議員各位、滝川商工会議所会頭、たきかわ観光協会会长、國學院大學北海道短期大学部学長など、私を含め30名が滝川市から参加をいたしました。滝川市と栃木市は、國學院女子短期大学の開学を機に昭和57年4月に友好親善都市の盟約を交わして以来、今日まで経済、教育、文化交流を進めてまいりました。式典では、30周年を機にこれまで以上に両市の友好のきずなを深めていくことをお互いに確認するとともに、席上において大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定を締結させていただきました。この協定は、本年4月に締結を行った名護市同様、地域住民の安心、安全なまちづくりを推進する上で、地震等の大規模災害が発生した場合に被災市の要請に基づき、応援を行うというものであります。まちとまち、人ととの親交がさらに深まり、両市のまちの活性化に向け、今後においても関係団体、行政、議会などそれぞれの立場で交流が一層広がっていくことを期待しているところであります。

3点目ですが、平成24年度産米の出荷状況についてご報告いたします。本年産米の出荷は、1月16日現在で見ますとJAたきかわの契約数量14万790俵に対し出荷予定数量は14万6,

146俵で、出荷予定割合は103.8パーセントとなっており、契約数量を上回る出荷数量となっております。ことしの作柄は、平年より融雪がおくれたものの、播種後の気候が温暖に推移し、移植後も気温が高目に経過したため、生育は全般的に順調に推移いたしました。品質については平年並みとなり、穂数が多かったため収量は平年を上回りましたが、稔実の状況、粒の充実は平年よりも低い傾向となり、くず米の発生量も多くなったところであります。

最後に、行政報告の対象期間後の事項ではありますが、滝川市大規模太陽光発電所の設置運営事業者の決定についてご報告いたします。本年11月20日から募集をしておりました滝川市大規模太陽光発電所設置運営事業者につきましては、12月5日に開催した企画提案審査職員会議においてヒアリング審査を行い、設置運営事業者として伯東株式会社に決定させていただいたところであります。本定例会に關係する議案を上程させていただく予定ですので、ご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いする次第であります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 それでは、続きまして教育委員会から1点のみご報告を申し上げます。

新図書館が開館以来、開館日数で320日目の10月26日に来館者が10万人となりました。1年を待たずして当初の年間目標6万5,000人を大きく超える来館者10万人を達成できましたことは、大きな喜びでございます。また、11月12日には開館1周年を迎えて、利用者数10万5,176人、貸し出し冊数で24万7,231冊、1日の平均利用者は312人、貸し出し冊数も734冊など、旧図書館に比べ2倍以上の利用となっております。このように多くの利用をいたしておりますことは、ひとえに議員の皆様や多くの市民の皆様のご支援とご協力のたまものと感謝を申し上げます。さらに、雑誌の支援制度である雑誌ささえ隊につきましても、全雑誌の半数以上の60誌という道内唯一の規模で支えていただいており、図書館の魅力向上に大きく寄与しておりますことから、支援していただいている企業、団体や個人の皆様にも改めて感謝を申し上げます。今後とも親しみやすく、楽しく、役に立つ図書館となるよう職員一同全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長 これをもちまして行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号 専決処分について（平成24年度滝川市一般会計補正予算（第5号））

○議長 日程第5、報告第1号 専決処分について（平成24年度滝川市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号、専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことにより、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項は、平成24年度滝川市一般会計補正予算（第5号）でございます。

衆議院が11月16日に解散し、12月4日、公示、同16日、投票及び開票事務を行うことから、早急に予算の補正を要することになったものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,226万2,000円を増額し、予算の総額を203億7,321万9,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、11月19日でございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款4項2目衆議院議員選挙費、補正額2,226万2,000円の増額でございます。投票事務、19投票所及び開票事務に係る事務従事者等報償費582万2,000円、ポスター掲示場129カ所の設置等委託料313万4,000円、その他投票立会人、投票管理者等報酬、選挙管理委員会事務局職員の時間外手当、臨時職員賃金、通信運搬費などで1,330万6,000円が支出の内容となっておりまして、歳出合計で2,226万2,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款3項1目総務費委託金、衆議院議員選挙事務委託金2,226万2,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第6 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 日程第6、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました報告第2号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は平成24年10月26日午後1時40分ごろで、場所は滝川市江部乙西12丁目12番地先でございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償額は29万4,618円でございまして、主な内訳は車両の修理費、代車費用でございます。なお、この賠償額につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填となります。

事故の原因につきましては、公営住宅管理用務を終え、公用車両にて北辰団地敷地内から後退して市道に進入しようとしたところ、同敷地内に駐車していました相手方車両に衝突し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成24年11月19日でございます。

今後につきましては、より一層安全運転を徹底する所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、3点質疑を行いたいと思います。

まず、過失割合について伺います。

2点目は、公務員の守秘義務にかかわることとして、議案には被害者あるいは賠償相手の氏名、住所が書かれておりますが、これについては公務員の守秘義務が私はないというふうに思いますが、一応確認をしたいと思います。

3点目、前議会の専決、損害賠償額の決定についての質疑で私が質疑をしまして、前議会までは住所、氏名も読み上げられたものが今議会から読み上げられなくなったという配慮がされたわけではありませんが、議案に記載されているということで、一応確認をしたいと思います。

4点目は、氏名、住所などの個人情報を議案に記載することについて相手に事前説明はあったのかどうかお伺いいたします。

○議長 ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 過失割合でございますが、10対ゼロという状況でございます。当方が10でございます。

それから、事前に説明、また議決後の説明予定ということについては、予定はございません。

以上でございます。

○議長 総務部長。

○総務部長 守秘義務についてでございますが、議案に記載された事項につきましては、公開の原則のもとで行われている議会において審議されている内容であることから、守秘義務が課せられる

職務上知り得た秘密には該当しないというふうに考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 それでは、再質疑、4点です。

まず、個人の氏名、住所が議案に記載されることは、例えば契約先の法人、あるいは補助金の支出先の代表者等としての記載は私も見たことはあるわけですが、これら以外に住所、氏名が議案に記載される事例はどういうものがあるのかお伺いをしたいと思います。

2点目は、私の知り得る限り個人ということでいえばないと思うのです。1点目の再質、私はないというふうに思うのですが、例えば生活保護通院移送費不正問題がございました。このときも最後まで、逮捕され、新聞に名前が載っても議会での答弁は主という、あるじということで通されたわけです。今服役中の方の名前、服役したのは3人ですね、3人の住所、氏名は一切議案にも載らないし、答弁でも出されないということだったことや、また職員の懲戒処分でも役職名は記載されますが、もちろん住所、氏名は出されない。こういうことからいって、極めて限定された、これに限ったことだというふうに私は把握をしていますが、今の例2点ではこういう理由で公開はできないのだと、しかしこれについては公開できるのだということをそういう観点でお伺いをしたいと思います。

3点目は、これだけ非常に限定的な事例で載り続けるということであれば、情報公開の審議会にかけて審議会の意見をお聞きするという必要があるのではないかというふうに思いますが、この点についてもお聞きします。

4点目は、特に今回の場合は過失割合10・ゼロなのです。要するに相手に何の落ち度もないのに住所、氏名が記載されると。地方自治法、法令上では住所、氏名を記載しなければならないということはないわけです。運用上、記載したほうがいいという意見、また記載しなくてもいいという意見、いろいろありますが、記載したほうがいいということで滝川市では記載をしているのだと思いますが、このような10対ゼロみたいなときでも載せる必要が本当にあるのかということについてもお伺いします。つまり何を言いたいかというと、相手がどんな悪人であっても、10対ゼロだったらそれは議論の余地がないでしょうと、路上にとまっている車にぶつけた場合は、それは路上にとまっているということで10・ゼロにはならないのです。しかし、敷地内にとまっているから10・ゼロなわけで、どんな悪人が、要するに議論するときにこんな悪人に公金を支出していいのかというときに、いや、この人は物すごく市に対して滞納があるのだと、1億円も滞納があるのだと、この人にお金を払うというのはまずいのではないかという議論が仮にあるとします。しかし、それでも滝川市は、滝川市というか、全国で滞納者に対しては一切氏名の公表はないですから、どんなことから考えても10・ゼロで住所、氏名の公開の必要があるというふうに私は考えることができませんが、10対ゼロでも必要なその理由についてお伺いいたします。

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議長 柴田議員。

○柴田議員 ただいまの清水議員の質疑なのですが、この報告第2号の専決処分の議事の過程に不要な質疑だと私は考えます。これらの質疑については、一般質問等で解明されるべき案件だと思い

ますので、この審議に必要な質疑にとどめるように議長のご指導をお願いしたいというふうに思います。

○議長 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時32分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま柴田議員からの議事進行についてを整理させていただきます。この報告第2号、専決処分について、この可否を審議する上で、この質疑がこの議案を審議する上で必要かどうかという上で検討しました。その上で、今ほど質疑のありました生活保護費にかかる質疑の部分、それから職員の懲戒処分に係る部分、ここについてはこの議案の審議とは直接関係がないというふうに判断をさせていただき、それ以外については一応答弁は求めますが、これもあくまでも議案の正否の判断をする上での答弁ということで、答弁につきましてもご留意をお願いいたします。

それでは、答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、答弁させていただきます。

氏名、住所等が議案に記載される案件につきましては、おおむね損害賠償、和解、あるいは公営住宅の明け渡し、そして人事案件、委員指名案件、あと物によっては訴え、そういうものが議案に掲載されることになろうかと考えております。

次に、審議会の関係でございますが、かけるべき事項については条例で定められております。本件については、法令に定めがあるということでの解釈で任意的な諮詢はできないというふうに考えております。

それから、10・ゼロの関係で載せるもの、載せないもの等々の話でございますが、こちらにつきましては10・ゼロ、割合によってということよりも、議会には行政のチェック機能を果たすために公正な審議を行うという高い公益性があり、その議案審議を行っていただく上において議案への相手方の住所、氏名の記載は重要かつ不可欠というふうに判断しているところでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、私がこの質疑をする目的は、損害賠償の決定にかかわって出されている議案、この議案そのものの形式だとか、そこに問題があるのでないか、瑕疵があるのでないかという、そういう疑問を持って質疑をしているわけで、議案外でないということはそういう点で私はまず明確だということは前段説明をしておきたいと思います。

それを踏まえて、その上でお聞きをいたしたいと思いますが、まず先ほど再質で私聞けばよかつたのですが、住所、氏名等について相手方に事前説明はしていないし、する考えはないというご答弁がされました。個人情報というのは、どうしても行政運営上必要なときは、いわゆる公共の福祉のためには個人のいろんなものが犠牲になると、これはあります。その一種だというふうに行政が考えることは、それはやぶさかではありません。しかし、その場合であっても、こういう理由で載

せなければならないのだということを説明するのは、私は社会通念上というか、人間としてこれはごくごく当たり前のことだというふうに思いますので、改善を求めるべきだと思います。考えはないというふうに言われましたが、これについては検討を求めるべきだと思います。

2点目は、情報公開の審議会にかける場合に法令に定めがある場合はかけられないのだと、恣意的になるのだということが答弁されました。何の法令にどのような定めがあって、これは出すことができないのかを伺いたいと思います。私は、先ほど地方自治法あるいは関係法令に損害賠償の額決定の議案に住所、氏名を書かなければならぬという決めは何もないのだと、まずそこから前段説明して質疑をしていますから、しかし書くか書かないかについては定めがないだけに、これは議案提出者の判断だと、書いてダメだということもないのだということですから、そういうことで私が思い浮かぶ法令というのは地方自治法関係法令なのです。今総務部長の答弁で言われた法令に定めがあるというのはどんな法令なのか、またそこにどのような定めが書いてあるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議長 柴田議員。

○柴田議員 先ほども申し上げましたが、この専決処分の可否を判断する上で不要な質疑が再度行われていると私は思っております。今回のこの議案の掲載の経緯については、さきの議運において全会で確認をさせていただいておりますので、こういった質疑については一般質問等で行うように議長のほうから取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの柴田議員の議事進行に対しまして議長として、まず柴田議員の発言の中の議会運営委員会の中で一般質問で行うということが明確に確認をされたかということになりますと、そういう発言があったということは私も承知しておりますが、それが議運での決定事項ということで確認されたものではないというふうに私の段階としては判断をいたします。ただ、先ほど清水議員はこの質疑に関しては全てこの専決処分の議案の正否を判断する上で議案の中だという強い主張がございましたが、私の判断としてはそれは若干逸脱をしていると言ってもやむを得ないというふうに私としては判断をします。そういう状況から今3回目の質疑でございますので、これが最後になりますけれども、この答弁につきましては先ほども申し上げたとおり、この専決処分の正否にかかるという、その前提でもう一度3回目の質疑に対する答弁を求めるべきだと思います。

(「議長」と言う声あり)

○議長 柴田議員。

○柴田議員 私は、一般質問を確認したということを申し上げたのではございません。この相手方の氏名はこの議案書に記載した上で、口頭では報告は行わないという部分については、総務部長からの説明に従い、この議会にそうした形式で提案するということについては議運では確認しているはずですので、私はそのことについての発言でありましたので、確認をしてください。

○議 長 今ほど私のほうから説明をさせていただきましたけれども、ただいまの柴田議員の発言の部分は、私としてもそれは確認がとれているというふうに、それは私自身も承知をしております。先ほど柴田議員の発言の中で、そのことに対する疑義があった場合には一般質問で行うべきという、この発言もあったことは私自身も承知をしておりますが、それがそれで決定をして、それ以外での質疑は認めないというところまでの決定はしていないのではなかろうかという判断をいたしましたので、この場合もう3回目の質疑が行われておりますので、この議案の範囲を超えない範囲で答弁を求めたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、法令に定めがあるという言い方は、ちょっと誤解を招くというか、訂正させていただきます。法令の解釈上ということでお話ししたつもりだったのですけれども、確かに相手方の住所、氏名を載せなければならないとか、そういった法令の定めが、議員さんのお話にもありましたけれども、定めがあるわけではございません。ただ、自治法上の解釈の中で、和解あるいは損害賠償等については一般に事件の名称、相手方の住所、氏名、和解、損害賠償の内容等々について記載することを要するという解釈の中でのものでございます。

あと、説明が必要ではないか、検討してほしいといった部分等については、私のほうからではない答弁をさせていただきます。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員さんの再々質疑の社会通念上改善すべき、考えはないのかというご質疑でございますけれども、滝川を含めましてほかのまちでもこういうやり方をしてところがあるわけですが、滝川を含めたそういうまちが社会常識のない非常識なやり方をやっているのかというと、これは決してそうではないというふうに思っております。私どもとしましては、この損害賠償額の決定という議案の可否については、議案審議をきちんと行っていただくためには相手方の名称も含めて今まで記載していたものについては必要なものであると、重要な事項であると認識をしておりますので、今までどおり公開の原則に基づきまして対応してまいりたいというふうには思っております。ただ、清水議員から指摘いただきましたご意見等につきましては、しっかり受けとめてまいり

たいなというふうに思っております。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第7 議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○議長 日程第7、議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成25年秋の本稼働を目指し、中空知5市5町共同で進めております戸籍総合管理システムのデータ移行業務に係る債務負担行為の追加及び障害児支援給付扶助費が不足する見込みとなったことに伴う補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,353万4,000円を増額し、予算の総額を203億8,675万3,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第2表によるところでございます。

2ページから4ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、戸籍総合管理システムのデータ移行に係る業務委託料の支払いを追加し、限度額を5,069万6,000円とするものでございます。戸籍総合管理システムにつきましては、中空知5市5町の共同事業といたしまして平成25年秋の本稼働を目指しておりますが、システムの変更に伴いデータ移行作業が必要なことから、債務負担行為を設定し、準備を進めたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額15万円の増額につきましては、ストックマネジメント推進に要する経費の補正でございます。公益財団法人北海道市町村振興協会の地域づくり研修会開催支援金の内定をいただいたことに伴い、公共施設に関する課題と先進事例の研究を行い、滝川市全体で公共施設のマネジメントを推進するため、公共施設マネジメントセミナーを開催したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額73万2,000円の増額につきましては、母子生活支援施設に要する経費の補正でございます。母子生活支援施設への入所措置事例が生じたことにより、第2回定例会にて補正予算を議決いただいたところですが、当初見込みより入所措置期間が延びて

いることから、年度末まで必要な扶助費を補正したいとするものでございます。費用の2分の1が国、4分の1が道からそれぞれ母子生活支援施設措置費として措置されるものでございます。

3款2項4目障害児福祉費、補正額723万2,000円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正でございます。市内に障害児通所支援事業所が新たに開設されたことなどにより、サービス利用が当初見込みを上回り、障害児支援給付扶助費が不足する見込みとなりましたことから、補正したいとするものでございます。補助対象費用の2分の1が国、4分の1が道からそれぞれ障害児支援給付費負担金として措置されるものでございます。

4款1項2目予防費、補正額251万2,000円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。予防接種法の改正に伴い、第3回定例会において不活化ポリオワクチンを実施する補正予算を議決いただいたところですが、定期予防接種として実施していた百日ぜき、ジフテリア、破傷風の三種混合ワクチンが本年11月より不活化ポリオワクチンを加えた四種混合ワクチンとして実施することになったところであり、当初予算の不足分を補正したいとするものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額184万円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費の補正でございます。中学校における新学習指導要領の全面実施時期が本年度となっており、理科教育の充実に向け新たな指導内容が追加されたことに伴い、文部科学省の平成24年度理科教育設備整備費等補助金の採択を受け、事業費の2分の1を助成いただき、必要となる理科教育設備の整備を図るため補正したいとするものでございます。なお、この補助金を活用した理科教育設備の整備につきましては、平成22年度より計画的に行ってきており、本年度で完了となるところでございます。

10款4項高等学校費、1目学校管理費、補正額65万2,000円の増額につきましては、教材、教具等購入に要する経費の補正でございます。中学校費と同様に文部科学省の平成24年度理科教育設備整備費等補助金の採択を受け、事業費の2分の1を助成いただき、滝川西高等学校に理科教育設備の整備を図りたいとするものでございます。平成22年度から新学習指導要領に対応した理科教育設備として、双眼実体顕微鏡20台の整備を目標に進めていたものが本年度で完了するものでございます。また、来年度より普通科の2学年が物理基礎の履修が必須となることに伴いまして、力学滑走台などについてもあわせて整備したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。12、13ページでございます。12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額41万6,000円の増額につきましては、過誤納還付金及び還付加算金の補正でございます。平成23年度子ども手当市町村事務取扱委託金の確定に伴う国庫委託金の返還の補正でございます。

以上、歳出合計で1,353万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款1項1目民生費負担金388万6,000円の増、15款2項6目教育費補助金124万6,000円の増、16款1項1目民生費負担金194万3,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金630万9,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入15万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1,353万4,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、10、11ページ、ストックマネジメントの推進に要する経費について伺います。

25年の1月下旬に職員セミナーを開くということになっていますが、このセミナーは石井吉春教授を招いてのセミナーだと思うのですけれども、報償費が13万4,000円ということで、1日分のセミナーへの出席の報償費が13万4,000円ということなのか、かなり高いなというふうに思うのですが、こうした教授を招く場合の相場というのはそういうものなのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次に、児童母子福祉費ですが、DV被害者の方が出て、2定で補正を組んだわけですけれども、2定で補正を組んだときにはこの母子が自立できる見込みの日程として組んだのではないかというふうに思うのですが、それが改めて今定例会で年度末までの補正を組んだということの意味というか、入所してからのサポートが自立できるまでのサポートというのがきっとあるはずなので、そういうサポートの中で結局また補正を組まなければならなかつたという理由はどこにあるのか、どういったサポートをして自立させていくというシステムになっているのかお伺いします。

以上です。

○議長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 ただいまのご質疑でございますが、母子に対するサポートの方法でございますけれども、当初3カ月ほどの見込みで立てておりました。今回のケースの場合、離婚の調停から始まっていろいろな手続を踏んでいかなければならないわけなのですが、相手方もいるということでなかなか、こちらの思いどおりというのでしょうか、そのように進まなかつたことも現実でございます。詳細、一番身近に寄り添ってサポートをしていただくのはその施設の担当者の方です。その担当者の方と私どもが調整をしながら進めていくわけですが、今回の延びたケースにつきましては、入ったときの事情等もありまして、ご本人様の生活の安全を守るという上では、ご本人との面談を私どもも重ねるわけなのですけれども、なかなか困難な事例でございます。なので、とりあえず年度末の3月までということで更新させていただいております。ただ、その間私たちも本人と面談もしながら、できれば住所を現在お住まいのところに移していただくのがよろしいのでしょうかけれども、これもなかなか、ではそうしてくださいというわけには実はいきません。ご本人の気持ちというのでしょうか、ご本人の意思がとても大事にされることになるので、そこはご本人も自立をしたいという思いはありますし、再就職の道も今はやっている最中なのですが、なかなかそう簡単

には、ではこれで自立してくださいというふうにはこういうケースはまいりません。その辺の事情もご理解いただきながら私どもも今後保護者のサポートをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ストックマネジメントのセミナーの経費の関係でございますが、講師の謝礼といいますか、報償費分で約13万円、あとそのほか旅費と資料作成等で残りの2万円程度というふうになっております。ただ、講師謝礼ですけれども、単に1時間何がしの講演をいただくだけではなくて、その後の話し合い、そしてグループ討議等もご指導いただくということになっておりますので、それなりの長時間にわたり先生を拘束させていただくということでの金額になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 報償費、いろいろグループ討議といつても、その日1日だけですよね、旅費が5,000円なわけですから。私は、そうではなくて、公共施設のストックマネジメントというのは本当に重要なことなので、いろいろ助言を、1日だけのセミナーとかではなくて助言をいただくと、そういうことも含めての報償なのではないかなというふうに思っていたのですが、改めてその辺をお聞きしたいというのが1点と、DV被害の方の件なのですが、本当に精神的、肉体的に大変な状況から自立していくというのにはやっぱり一定の期間がかかるというふうに思っているのですが、ご本人も今再就職の道も探っているということなのですが、こうした施設の中で再就職のためのスキルアップのいろんなメニューとともに組まれていくことになっているのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 補正予算の経費ということでお話しさせていただいたのですが、議員さんのおっしゃるとおり、先月末にも石井先生には別途お越しいただいて、さまざま助言、指導いただいています。また、今後もそのセミナー以外に先生のほうから助言、指導いただくということで、既にいろんなやりとりさせていただいているし、お力になってもいただけるということをお聞きしています。ですから、そういう意味では先生には十分推進にお力添えをいただけるというふうに考えております。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 ただいまのスキルアップのメニューの関係なのですけれども、そういう訓練をするメニューというのはありません。ただ、ご本人がどういう職種につきたいだと、そういう情報提供のサポートと、それから実際にそれに取り組む精神的なサポートだとか、そのように伺っております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎日程の追加について

○議長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、配付をしてあります追加日程のとおり、日程番号第8から第21までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎日程第8 議案第2号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例

○議長 日程第8、議案第2号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成23年6月22日に地域主権改革の趣旨を盛り込んだ介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成24年4月1日から介護保険法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の法律、省令で定められていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、これらの基準について定めるため、新たに条例を制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、これまでの国の法律、省令による基準をもとに検討、判断した結果、現行の基準内容とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、現行の基準どおりとすることとしたいとするものでありますが、条文ごとにご説明申し上げますので、

議案をお開きください。

第1条についてはこの条例を制定する趣旨として介護保険法の根拠条項等を規定するものであり、第2条については法の例によることとする定義規定であります。

第3条については、地域密着型介護老人福祉施設の入所定義に関する基準に関する規定であり、法の規定どおり29人以下としたいとするものであります。

第4条については指定地域密着型サービス事業者の申請の資格に関する基準、第5条については指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請の資格に関する基準に関する規定であり、ともに省令に定める基準どおり法人としたいとするものであります。

附則につきましては、この条例の期日を平成25年4月1日としたいとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第9 議案第3号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例

○議長 日程第9、議案第3号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を議題といたします。

この議案に関しては、提案説明に相当の時間を要しますので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第1次一括法が公布されたことに伴い、平成24年4月1日から介護保険法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の省令で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、これらの基準について定めるため、新たに条例を制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、国の省令による基準をもとに検討、判断した結果、現行の基準内容とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、一部の事項を除き、基本的には現行の基準どおりとすることとしたいとするものでありますが、条文ごとにご説明申し上げますので、議案をお開きください。

1ページから3ページの冒頭までは、目次でございます。

3ページの第1章、総則でありますが、第1条から第3条まで、条例の制定趣旨、条例で用いる用語の定義、サービスの事業の一般原則について規定したものでございます。

第2章につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるもので、第1節及び第4条についてはその通則について定めたものでございます。

第2節につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針等として、第5条、基本方針、4ページ、第6条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護。

第2款の人員に関する基準として、第7条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数、6ページ、第8条、管理者。

第3款の設備に関する基準として、第9条。

7ページ、第4款の運営に関する基準として、第10条、内容及び手続の説明及び同意、8ページ、第11条、提供拒否の禁止、第12条、サービス提供困難時の対応、第13条、受給資格等の確認、第14条、要介護認定の申請に係る援助、9ページ、第15条、心身の状況等の把握、第16条、居宅介護支援事業者等との連携、第17条、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、第18条、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、第19条、居宅サービス計画等の変更の援助、第20条、身分を証する書類の携行、10ページ、第21条、サービスの提供の記録、第22条、利用料等の受領、第23条、保険給付の請求のための証明書の交付、第24条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針、11ページ、第25条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針、第26条、主治の医師との関係、第27条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成、12ページ、第28条、同居家族に対するサービス提供の禁止、第29条、利用者に関する市への通知、13ページ、第30条、緊急時等の対応、第31条、管理者等の責務、第32条、運営規程、第33条、勤務体制の確保等、14ページ、第34条、衛生管

理等、第35条、掲示、第36条、秘密保持等、第37条、広告、第38条、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、第39条、苦情処理、15ページ、第40条、地域との連携等、第41条、事故発生時の対応、16ページ、第42条、会計の区分、第43条、記録の整備。

第5款の連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例として、第44条、適用除外規定、第45条、指定訪問看護事業者との連携について定めたものでございます。

17ページ、第3節につきましては、夜間対応型訪問介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針等として、第46条、基本方針、第47条、指定夜間対応型訪問介護。

第2款の人員に関する基準として、第48条、訪問介護員等の員数、18ページ、第49条、管理者。

第3款の設備に関する基準として、第50条。

19ページ、第4款の運営に関する基準として、第51条、指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針、第52条、指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針、第53条、夜間対応型訪問介護計画の作成、20ページ、第54条、緊急時等の対応、第55条、管理者等の責務、第56条、運営規程、第57条、勤務体制の確保等、21ページ、第58条、地域との連携等、第59条、記録の整備、第60条、準用規定について定めたものでございます。

第4節につきましては、認知症対応型通所介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第61条。

22ページ、第2款の人員及び設備に関する基準につきましては、第1目の単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護として、第62条、従業者の員数、23ページ、第63条、管理者、第64条、設備及び備品等。

24ページ、第2目の共用型指定認知症対応型通所介護として、第65条、従業者の員数、第66条、利用定員等、25ページ、第67条、管理者。

第3款の運営に関する基準として、第68条、心身の状況等の把握、第69条、利用料等の受領、26ページ、第70条、指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針、第71条、指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針、第72条、認知症対応型通所介護計画の作成、27ページ、第73条、管理者の責務、第74条、運営規程、第75条、勤務体制の確保等、第76条、定員の遵守、第77条、非常災害対策、第78条、衛生管理等、28ページ、第79条、地域との連携等、第80条、記録の整備、第81条、準用規定について定めたものでございますが、そのうち26ページ、第70条につきましては、認知症対応型通所介護計画について省令に定められた事項であります管理者が機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載することなどに加えまして、第5項において計画作成後においても計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う旨の規定及び第6項において計画の変更に関する準用規定を本市独自に追加したいとするものであります。

それでは、28ページ、第5節につきましては、小規模多機能型居宅介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第82条。

第2款の人員に関する基準として、第83条、従業者の員数等、31ページ、第84条、管理者、第85条、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者。

第3款の設備に関する基準として、第86条、登録定員及び利用定員、32ページ、第87条、設備及び備品等。

第4款の運営に関する基準として、第88条、心身の状況等の把握、第89条、居宅サービス事業者等との連携、33ページ、第90条、身分を証する書類の携行、第91条、利用料等の受領、第92条、指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針、34ページ、第93条、指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針、第94条、居宅サービス計画の作成、第95条、法定代理受領サービスに係る報告、第96条、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、35ページ、第97条、小規模多機能型居宅介護計画の作成、第98条、介護等、第99条、社会生活上の便宜の提供等、第100条、緊急時等の対応、36ページ、第101条、運営規程、第102条、定員の遵守、第103条、非常災害対策、第104条、協力医療機関等、第105条、調査への協力等、第106条、地域との連携等、37ページ、第107条、居住機能を担う併設施設等への入居、第108条、記録の整備、第109条、準用規定について定めたものでございます。

38ページ、第6節につきましては、認知症対応型共同生活介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第110条。

第2款の人員に関する基準として、第111条、従業者の員数、39ページ、第112条、管理者、第113条、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者。

第3款の設備に関する基準として、第114条。

40ページ、第4款の運営に関する基準として、第115条、入退居、第116条、サービスの提供の記録、第117条、利用料等の受領、41ページ、第118条、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針、第119条、認知症対応型共同生活介護計画の作成、42ページ、第120条、介護等、第121条、社会生活上の便宜の提供等、第122条、管理者による管理、第123条、運営規程、43ページ、第124条、勤務体制の確保等、第125条、定員の遵守、第126条、協力医療機関等、第127条、居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止、第128条、記録の整備、44ページ、第129条、準用規定について定めたものでございます。

第7節につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第130条。

第2款の人員に関する基準として、第131条、従業者の員数、45ページ、第132条、管理者。

第3款の設備に関する基準として、第133条。

47ページ、第4款の運営に関する基準として、第134条、内容及び手続の説明及び契約の締結等、第135条、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等、第136条、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意、第137条、サービスの提供の記録、48ページ、第138条、利用料等の受領、第139条、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針、第140条、地域密着型特定施設サービス計画の作成、49ページ、第141条、介護、第142

条、機能訓練、第143条、健康管理、第144条、相談及び援助、第145条、利用者の家族との連携等、第146条、運営規程、50ページ、第147条、勤務体制の確保等、第148条、協力医療機関等、第149条、記録の整備、51ページ、第150条、準用規定について定めたものでございます。

第8節については、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第151条。

第2款の人員に関する基準として、第152条。

53ページ、第3款の設備に関する基準として、第153条。

54ページ、第4款の運営に関する基準として、第154条のサービス提供困難時の対応、第155条、入退所、55ページ、第156条、サービスの提供の記録、第157条、利用料等の受領、56ページ、第158条、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、第159条、地域密着型施設サービス計画の作成、58ページ、第160条、介護、第161条、食事、第162条、相談及び援助、第163条、社会生活上の便宜の提供等、第164条、機能訓練、第165条、健康管理、59ページ、第166条、入所者の入院期間中の取扱い、第167条、管理者による管理、第168条、計画担当介護支援専門員の責務、第169条、運営規程、第170条、勤務体制の確保等、60ページ、第171条、定員の遵守、第172条、衛生管理等、第173条、協力病院等、第174条、秘密保持等、第175条、居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止、61ページ、第176条、事故発生の防止及び発生時の対応、第177条、記録の整備、第178条、準用の規定。

62ページ、第5款のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準につきましては、第1目のこの款の趣旨及び基本方針として、第179条、この款の趣旨、第180条、基本方針。

第2目の設備に関する基準として、第181条。

63ページ、第3目の運営に関する基準として、第182条、利用料等の受領、64ページ、第183条、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、65ページ、第184条、介護、第185条、食事、第186条、社会生活上の便宜の提供等、66ページ、第187条、運営規程、第188条、勤務体制の確保等、第189条、定員の遵守、第190条、準用規定について定めたものでございますが、そのうち53ページ、第153条第1項第1号アにつきましては、地域密着型介護老人福祉施設の1の居室の定員は原則として1人、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあっては2人とするという国の省令による基準でありますが、入所者のプライバシーの確保に配慮されたものであると認められる場合は4人とすることができる旨の規定を本市独自に追加したいとするものであります。

67ページ、第9節につきましては、複合型サービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第191条。

第2款の人員に関する基準として、第192条、従業者の員数等、68ページ、第193条、管理者、69ページ、第194条、指定複合型サービス事業者の代表者。

第3款の設備に関する基準として、第195条、登録定員及び利用定員、第196条、設備及び備品等。

70ページ、第4款の運営に関する基準として、第197条、指定複合型サービスの基本取扱方針、第198条、指定複合型サービスの具体的取扱方針、71ページ、第199条、主治の医師との関係、第200条、複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成、第201条、緊急時等の対応、72ページ、第202条、記録の整備、第203条、準用規定について定めたものでございます。

第3章につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものであり、第204条についてはその通則について定めたものでございます。

第2節につきましては、介護予防認知症対応型通所介護のサービスに関する基準を定めたものであります、第1款の基本方針として、第205条。

73ページ、第2款の人員及び設備に関する基準につきましては、第1目の単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護として、第206条、従業者の員数、74ページ、第207条、管理者、第208条、設備及び備品等。

75ページ、第2目の共用型指定介護予防認知症対応型通所介護として、第209条、従業者の員数、第210条、利用定員等、第211条、管理者。

76ページ、第3款の運営に関する基準として、第212条、心身の状況等の把握、第213条、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助、第214条、介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供、第215条、介護予防サービス計画等の変更の援助、第216条、サービスの提供の記録、第217条、利用料等の受領、77ページ、第218条、緊急時等の対応、第219条、管理者の責務、第220条、運営規程、78ページ、第221条、勤務体制の確保等、第222条、定員の遵守、第223条、掲示、第224条、秘密保持等、第225条、記録の整備、79ページ、第226条、準用規定。

第4款の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、第227条、指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針、第228条、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針について定めたものでございます。

80ページ、第3節につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスに関する基準を定めたものであります、第1款の基本方針として、第229条。

81ページ、第2款の人員に関する基準として、第230条、従業者の員数等、83ページ、第231条、管理者、第232条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者。

第3款の設備に関する基準として、第233条、登録定員及び利用定員、84ページ、第234条、設備及び備品等。

第4款の運営に関する基準として、第235条、心身の状況等の把握、85ページ、第236条、利用料等の受領、第237条、身体的拘束等の禁止、第238条、法定代理受領サービスに係る報告、第239条、運営規程、86ページ、第240条、定員の遵守、第241条、地域との連携等、

第242条、記録の整備、87ページ、第243条、準用規定。

第5款の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、第244条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針、88ページ、第245条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針、89ページ、第246条、介護等、第247条、社会生活上の便宜の提供等について定めたものでございます。

第4節につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスに関する基準を定めたものであり、第1款の基本方針として、第248条。

90ページ、第2款の人員に関する基準として、第249条、従業者の員数、91ページ、第250条、管理者、第251条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者。

第3款の設備に関する基準として、第252条。

第4款の運営に関する基準として、第253条、入退居、92ページ、第254条、サービスの提供の記録、第255条、利用料等の受領、93ページ、第256条、管理者による管理、第257条、運営規程、第258条、勤務体制の確保等、第259条、定員の遵守、第260条、介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止、第261条、記録の整備、94ページ、第262条、準用規定。

第5款の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、第263条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針、95ページ、第264条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針、第265条、介護等、96ページ、第266条、社会生活上の便宜の提供等について定めたものでございます。

第4章につきましては、補則として、第267条において規則への委任について定めたものでございます。

附則につきましては、第1条において、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものです。

附則第2条から98ページ、第14条までは指定地域密着型サービスの事業に関する経過措置として、また99ページ、附則第15条から第17条につきましては指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する経過措置として、それぞれの条例の施行前において一定の資格を有する者、基準を満たしていた施設の面積や定員、廊下の幅などについて、この条例の施行後においても従前どおりとみなし、新たな条例の規定は適用しない旨を定めたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 1点だけ質疑させていただきますが、53ページ、第3款の設備に関する基準、第153条の（1）、居室の部分で、先ほど自治体独自でこの条文の追加を行ったという説明がありました。ただし、入所者のプライバシーの確保に配慮されたものであると認められた場合は、4人とすることができますとした主たる理由についてご説明をいただきたいと思います。

○議長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 主たる要因ということでご質疑ありまして、1人の居室の定員を4人まで拡充するということで、当然利用料も低減されるということで、低所得者の方にも利用しやすくするために要件を緩和するということが大きな理由でございます。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 今のご説明ですと、4人とすることによってそこを利用する方の利用金額が低くなると、だから低所得者対策になるのだというご説明だったと思うのですが、面積要件でいけば10.65平方メートル以上とすることと付記されていますよね。ということは、1人当たりですから、例えば居室が1人用であったとしてもこれは10.65平方メートル以上、4人であったとしたら掛ける4以上というふうに条文で読めると思うのですが、そのことについては本当に低減されるということで市のほうとしては確認されておられるのかどうなのか、そのことについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 申しわけございません。

1人から4人にすることによって、介護保険のほうでも基準単価が決まっておりまして、例えば収入80万円以下の方でありますとユニット型個室の場合は現在1日820円で、多床室になるとそれが320円ということで、500円ぐらいの差があるということで当然額は下がると、介護保険の基準からはそうなっております。

以上でございます。

○議長 柴田議員、今2回目の質疑なのですが、多分答弁とかみ合っておりませんので、質疑の中身について2回目ということでもう一度説明してあげてもらえませんか。

○柴田議員 1回目の答弁で、4人になるとお安くなるよと、かいつまんで言えばそういうご説明があったのですが、一方で入所者1人当たりの面積というものは決められているとありますよね、通常であれば面積というものは賃料にはね返る数字であって、ここで10.65平方メートル以上とすることという条文がある以上、低所得者が入りやすい価格設定になるという根拠というものがあるのかどうなのか、市のほうでどう押さえているのかお尋ねさせていただきます。

○議長 答弁に時間要しますか。

(何事か言う声あり)

○議長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長 会議を再開をいたします。

答弁に相当数の時間を要するようでございますので、若干早いのですが、ここで昼食の休憩とさせていただきます。柴田議員の2回目の質疑の答弁は、午後1時以降での答弁とさせていただきます。休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

午前中、議案第3号の柴田議員の質疑の途中、答弁を残して休憩といたしました。これより柴田議員の再質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、面積要件につきましては、1人でも4人でも1人当たりの面積は10.65以上確保しなければならないということになっております。それから、あわせて利用者の負担は、先ほどお話ししましたように介護保険制度においては個室と4人部屋、多床棟というのですけれども、病院の病棟のごとく個室が高くなるよう設定されています。そういうことで、誰もが利用しやすい施設を目指すために4人として設定いたしました。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号 滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格に関する条例

○議長 日程第10、議案第4号 滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格に関する条例についてご説明をいたします。

この条例は、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第2次一括法が公布され、これによりまして平成24年4月1日から水道法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の政令で定められていた専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、市が設置する滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格について定めるため、新たに条例を制定したいとするものでございます。

条例の内容につきましては、国の政令による基準を参考をいたしまして、市以外の者が設置する専用水道との整合性を勘案をし、現行の基準どおりとすることとしたいとするものでございます。

条文ごとにご説明を申し上げますので、議案をごらんください。本則として、滝川市丸加高原健康の郷専用水道に置く水道技術管理者の資格につきまして各号列挙により基準の内容を規定するものでございます。

第1号につきましては、簡易水道の布設工事監督者の資格者。

第2号につきましては、高校、短大、大学卒業後一定年数の水道に関する技術上の実務従事経験者。

第3号につきましては、5年以上の水道に関する技術上の実務従事経験者。

第4号につきましては、これらの者と同等以上の技能を有すると市長が認める者とするものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第11 議案第5号 滝川市道路構造等条例

○議長 日程第11、議案第5号 滝川市道路構造等条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市道路構造等条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第1次一括法が公布された後、平成24年4月1日に道路法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の省令で定められていた道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法について各市町村がみずから判断と責任により基準を定めることとされたことに伴いまして、新たに条例を制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、これまでの国の政省令による基準を参照し、国道や道道との整合性を勘案し、一部の事項を除き、基本的には現行の基準どおりとすることとしたいとするものであります、条文ごとにご説明申し上げますので、議案をお開きください。

1ページの第1章、総則でありますが、第1条として条例の制定趣旨、第2条として条例で用いる用語の定義について規定するものでございます。

第2章につきましては、第3条から12ページの第43条まで、道路の構造の技術的基準について規定するものであります、第3条につきましてはその通則的な事項を定めるものでございます。第4条は車線等について、2ページの第5条は車線の分離等について、3ページの第6条は副道について、現行の基準どおりと定めるものであります。

第7条は、路肩について基本的に現行の基準どおりと定めるものであります、第9項において、原則として0.5メートル以上とする路肩の幅員について、歩道等を設けない第3種の道路においては歩行者または自転車の交通の状況を考慮し、必要な路肩の幅員を定めることができる旨の規定を本市独自に追加したいとするものであります。

4ページの第8条は停車帯について、第9条は自転車道について、第10条は自転車歩行者道について、現行の基準どおり定めるものであります。

第11条は、歩道について基本的に現行の基準どおり定めるものであります、第3項にただし書きとして、原則として2メートル以上とする歩道の幅員について地形の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、幅員を縮小することができる旨の規定を本市独自に追加したいとするものであります。

5ページの第12条は、歩行者の滞留の用に供する部分について現行の基準どおりと定めるものであります。

第13条は、積雪地域における道路の中央帯等の幅員等について、本市が積雪地域であることに

鑑み、基本的に現行の基準どおり道路の中央帯等の幅員は除雪を勘案して定めるものとしますが、第2項として必要に応じて堆雪幅を設けることができる旨の規定を、第3項として道路の中央帯の一部を冬期において交通に支障を及ぼさない範囲で堆雪幅として用いることができる旨の規定を本市独自に追加したいとするものであります。

第14条は植樹帯について、第15条は道路の設計速度について、6ページの第16条は車道の屈曲部について、第17条は車道の屈曲部の曲線半径について、現行の基準どおり定めるものであります。

第18条は、車道等の曲線部の片勾配について基本的に現行の基準どおり6パーセント以下と定めるものであります、第3種の道路で地形の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる旨の規定を本市独自に追加したいとするものであります。

第19条については車道の曲線部の車線等の拡幅について、第20条は車道部の屈曲部における緩和区間について、7ページの第21条は視距等について、第22条は車道の縦断勾配について、8ページの第23条は登坂車線について、第24条は車道の縦断曲線について、第25条は車道の舗装について、9ページの第26条は車道の横断勾配について、現行の基準どおり定めるものであります。

第27条は、車道の合成勾配について基本的に現行の基準どおり8パーセント以下と定めるものであります、第2項として、自動車の交通の状況を勘案し必要がある場合においては、当該道路の設計速度、地形の状況等に応じて10.5から12.5パーセント以下とすることができる旨の規定を本市独自に追加したいとするものであります。

第28条は排水施設について、第29条は平面交差又は接続について、第30条は立体交差について、10ページの第31条は鉄道等との平面交差について、第32条は待避所について、第33条は交通安全施設について、第34条は凸部、狭窄部等について、11ページの第35条は乗合自動車の停留所に設ける交通島について、第36条は自動車駐車場等について、第37条は防雪施設その他の防護施設について、第38条はトンネルについて、第39条は橋、高架の道路等について、第40条は付帯工事等の特例について、第41条は小区間改築の場合の特例について、12ページ、第42条は自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路について、第43条は歩行者専用道路について、現行の基準どおり定めるものであります。

第3章につきましては、第44条から13ページの第48条まで、道路に設ける道路標識の寸法について規定するものであります、第44条についてはその通則的な事項を定めるものでございます。

第45条及び13ページの第46条は、道路に設ける案内標識の寸法について、第47条は道路に設ける警戒標識の寸法について、第48条は道路に設ける補助標識の寸法について、現行の基準どおり定めるものであります。

14ページの第4章につきましては、附則として、第49条において規則への委任について定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。坂井議員。

○坂井議員 ただいまご説明いただきました6ページの第18条、曲線部の片勾配に関するところなのですが、2行目、第3種の道路で地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないものにあっては8パーセント以下とすると説明いただいたのですが、8パーセント以下とした根拠についてお伺いいたします。8パーセントという片勾配というとかなり急なのかなというふうに思うのですが、実際滝川市の道においてそういうところが想定されるのかどうかお伺いいたします。それが1点です。

それと、次のページ、9ページなのですが、第27条、合成勾配について、道路構造令の第25条において、合成勾配のパーセントなのですが、11.5パーセントまでというような文言があるのですけれども、今回の第27条の第2項においては一番下の部分で地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては12.5パーセント以下とするとができるとあるのですが、これを決めた根拠についてもお伺いいたします。

以上をお願いいたします。

○議長 坂井議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 坂井議員から片勾配と合成勾配についての特例について質疑がございました。

まず、片勾配でございますけれども、通常6パーセントで、山間部などの場合において8パーセントとする可能性があるものですから、その規定を多少緩めたということでございます。特に市街地とかそういうところでとれるのは勾配は最低2パーセント程度でございますが、山間部などにいきますとどうしてもそういう部分が現実にあるということをございまして、北海道との条例の整合性も鑑みて8パーセントとさせていただきました。

合成勾配についても同じような理由でございますけれども、特に急勾配のところではそういうことが見られるということがありますて、本市ではそこまで改良しているところもないかもしれませんのが、後々そういうこともあっては困りますので、北海道との整合性をとったということでございます。

以上です。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 合成勾配に関してなのですが、12.5パーセントを将来想定されると部長今答弁いただきましたが、今現在は滝川においてはそういう道路はないということでおろしいのでしょうか。1点だけお願いします。

○議長 建設部長。

○建設部長 ございません。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

### ◎日程第12 議案第6号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第12、議案第6号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でありますが、平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、同日から施行されたところでありますが、この法改正により普通地方公共団体の議会における公聴会の開催及び参考人の出頭要求が可能となりましたこと、特例一部事務組合の制度が創設されたことに伴いまして、当該公聴会等に参加し、または出頭した者の費用弁償について定めるため、本議案を提案し、条例の一部を改正したいとするものであります。

それでは、議案第6号の参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。まず、条例の一部改正（第1条関係）でありますが、第2条中、まず第2号については文言整理となっております。

続いて、第3号及び第4号でありますが、費用弁償を支給する者の対象として、第3号で議会の本会議における公聴会に参加した者、第4号で議会の本会議において出頭した参考人を追加するものであります。

次に、下段のほうの条例の一部改正（第2条関係）でありますが、第2条中、まず第2号については特例一部事務組合の議会への準用規定を追加するものであります。

続いて、第3号及び2ページの第4号でありますが、こちらは規定の整理に伴う文言整理となっております。

次に、附則でありますが、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する規定の施行日から施行したいとするものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

### ◎日程第13 議案第7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 日程第13、議案第7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正する要旨でございますが、社会経済活動、その他の活動に伴って発生いたします二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進を図るため、平成24年9月5日に都市の低炭素化の促進に関する法律が公布され、平成24年12月4日の施行となっております。この条例は、当該法律に基づき行う低炭素建築物の新築等の計画の認定等に伴う手数料を定めるため、滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては条文ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。手数料の不還付につきましては、第3条第2項第3号を新たに加えたいとするものであります。内容としましては、同項第2号同様に、構造計算適合性判定を要する建物の建築確認申請について還付ができることと定めています。

この号の追加に伴いまして、同項第2号につきましては文言整理をしたものであります。

別表についてご説明いたします。今回13の3の項の規定が追加されました。この項の追加に伴いまして、13の2の項第1号アについて語句の解釈を追加したものであります。

13の3の項につきましては、平成24年9月5日に公布されました都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく審査の事務手数料を新たに定めています。低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者は、法第53条に基づき低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申

請することができることとされております。同項第1号アにおいては、認定の申し出があった住宅の戸数に対しての手数料が定められております。（ア）の場合は住宅1戸の申請に対して4万3,700円、以下戸数に対して（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）のような手数料となります。また、括弧書きの金額につきましては、民間の調査機関または評価機関で技術的審査を受けた場合の金額を示しております。

同号イにおいては、共同住宅の認定の申請があつた場合の手数料が定められております。共同住宅の共用部分の床面積より（ア）、（イ）の手数料が定められております。

続きまして、同号ウにおいては、住宅以外の用途、例えば店舗や事務所などの認定の申し出があつた場合の手数料が定められております。住宅以外の用途の床面積より（ア）、（イ）の手数料を定めております。

同項2号においては、低炭素建築物の認定申請にあわせて建築確認申請の審査を受ける申し出があつた場合で、複雑な構造計算をする建築物については構造計算適合性判定に準ずる判定をすることと定められており、この手数料について13の項第3号の規定による金額としております。

同項第3号アからエにおいては、同項第1号の認定を受けた後に変更があつた場合の手数料が定められております。

次に、備考についてご説明いたします。今回の改正に伴い、備考を再編することとし、新たに第1項を用語の定義とし、旧第2項を第1号へ移動し、第4項を第2号及び第3号へ移動し、第4号から第6号までは今回新たに追加した規定に伴う語句の整理であります。

第2項につきましては、旧第1項を移動したものであります。

第4項、第5項については、旧第5項、第6項を移動したものであります。

第6項から第10項については、今回新たに追加したいとするものであります。

第6項につきましては、共同住宅の住戸部分のみと建物全体を同時に申請があつたときは、建物全体の申請料のみを徴収することと定めております。

第7項につきましては、店舗併用住宅などの住宅と住宅以外の用途が複合した建物の申請の手数料について、住宅の戸数と住宅以外の部分の床面積の手数料の合計を徴収することと定めております。

第8項につきましては、共同住宅と住宅以外の用途が複合した建物の申請の手数料について、共同住宅の戸数と共用部分の床面積、さらに住宅以外の用途の床面積の手数料の合計を徴収することと定めております。

第9項につきましては、住宅と住宅以外の用途、または共同住宅と住宅以外の用途が複合した建物が住宅部分の住戸部分のみと建物全体を同時に申請があつたときは、建物全体の申請料のみを徴収することを定めております。

第10項につきましては、認定申請にあわせて建築確認申請と同時に申請があつたときは、13の項第1号の建築確認申請の審査に係る手数料を合わせて徴収することを定めております。

附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日としたいとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

#### ◎日程第14 議案第8号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第14、議案第8号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいま上程されました議案第8号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第2次一括法が公布され、平成24年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の省令で定められていた一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基準について各市町村がみずから判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、これらの基準について定めるため、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、国の省令による基準を参考し、廃棄物処理施設の管理は今回の法改正後においても適切かつ同水準の管理が必要であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という法の趣旨を鑑み、技術管理者の質が低下しないよう、国の基準どおりとするのが適切であると判断し、現行の基準どおりとすることとしたいたいとするものでありますが、条例ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。

目次の改正につきましては今回の資格基準を定める条の追加に伴う文言整理であり、第2条の定義規定、第16条の2の収集及び運搬を行わない家庭系廃棄物の規定につきましては文言の整理で

あります。

第39条につきましては、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について各号列挙により基準の内容を規定するもので、第1号につきましては技術士法の規定する技術士のうち、一定科目の合格者、第2号につきましては技術士のうち、1年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務従事経験者、第3号につきましては2年以上環境衛生指導員の職にあった者、第4号から第9号までは一定の課程を修めて高校、短大、大学を卒業後一定年数以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務従事経験者、第10号につきましては10年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務従事経験者、第11号につきましてはこれらの者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者とするものであります。

3ページの第40条につきましては、資格基準を定める条の追加に伴う条ずれの整理であります。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

### ◎日程第15 議案第9号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長 日程第15、議案第9号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第9号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第1次一括法が公布され、平成24年4月1日から公営住宅法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の政省令で定めら

れていた市営住宅等の整備に関する基準及び入居者の収入に関する基準につきまして各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、これらの基準について定めるため、滝川市営住宅条例の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、これまでの国の政省令による基準を参照し、道営住宅等との整合性を勘案し、一部の規定を除き、現行の基準どおりとすることとしたいとするものでありますが、条文ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。

目次の改正につきましては今回の基準を定める章の追加等に伴う文言整理であり、第1条につきましてはこの基準の追加に伴う語句の整理であります。

旧第2条の2につきましては、章の再編に伴う条の位置の変更のために第1章から削りたいとするものであります。

第1章の2については、市営住宅等の整備基準についてとして、第2条の2から4ページの第2条の15までにおいて新たに定める基準について規定するもので、第2条の2については通則的な事項について定めるものであります。第2条の3は市営住宅等の整備の基本方針について、2ページの第2条の4は市営住宅等の敷地の位置の選定について、第2条の5は敷地の安全等について、第2条の6は住棟等の基準について、第2条の7は住宅の基準について、3ページの第2条の8は住戸の基準について、4ページの第2条の9は住戸内の各部について、第2条の10は共用部分について、第2条の11は付帯施設について、第2条の12は児童遊園について、第2条の13は集会所について、第2条の14は広場及び緑地について、第2条の15は通路について現行の基準どおり定めるものであります。

5ページの第2章の章名につきましては章の再編に伴う条項整理であり、第2条の16につきましてはこの再編に伴い、旧第2条の2を第2章に移動して追加したいとするものであります。

第5条につきましては、福島復興再生特別措置法が本年制定されたことに伴い、法の趣旨に鑑み、同法の規定による居住制限者について市営住宅の入居資格者のうち同居親族要件、所得要件等の適用を除外したいとするものであります。

第5条第2号につきましては、一括法を受けて入居者の収入に関する基準について定めるものであります。ア及びイについては身体障がい者等の特に居住の安定を図る必要がある世帯であります裁量階層の入居収入基準額について、今回の政令改正により25万9,000円まで拡大できることとされたところですが、本市においては基準額の引き上げは応募倍率の上昇を招き、本来入居すべき世帯の入居機会を奪うおそれがあることなどから、現状の基準としています21万4,000円を上限としたいとするところであります。

6ページのウにつきましては、裁量階層以外のいわゆる本来階層の入居収入基準についてですが、基準及び現状の取り扱い同様に15万8,000円を上限としたいとするものであります。

第6条の入居者資格の特例の規定、第18条の修繕費用の負担の規定、第19条の入居者の費用負担義務の規定、第20条の入居者の保管義務等の規定、第52条の市営住宅監理員及び市営住宅管理人の規定につきましては、法改正及び定義規定の追加に伴う文言整理であります。

7ページの附則第8項につきましては、第1回定例会において暫定措置として設けた項でござい

ますが、第5条第2号の改正により不用になったことから、削りたいとするものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 1点お聞きをします。5ページ、参考資料で改正後です。（2）のアで現行の21万4,000円とするということで、道営住宅、また道内35市の状況等について伺います。

○議長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 上限が21万4,000円ということなので、この他市の状況という質疑でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

○建設部技監 ここについては25万円まで上げれるということになっていますけれども、私どもの今の情報ではほとんどのまちにおいては変更なく21万4,000円という数字を採用しているというふうに捉えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 特に道営住宅について、21万4,000円の維持をするということで確認をしてよろしいでしょうか。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 現在私どもに入っている情報では、道営住宅も変化なしで同じような基準でいくというふうに聞いておりますので、私たちも道と均衡をとるために同じ額で数字をとっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第16 議案第10号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

○議長　日程第16、議案第10号　滝川市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長　ただいま上程されました議案第10号　滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第2次一括法が公布された後、平成24年4月1日に都市公園法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、今まで国の法律や政令で定められていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合について各市町村がみずから判断と責任により基準を定めることとされたことに伴い、滝川市都市公園条例の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、これまでの国の法律や政令による基準を参照し、現行の基準どおりとするものでありますが、条文ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。

目次の改正につきましては今回の基準を定める条の追加等に伴う文言整理、第1条につきましては第2条の追加に伴う文言整理であります。

第2条につきましては、新たに都市公園、公園施設の用語を定義したいとするものであります。

第2章の章名につきましては、都市公園法との整合を図るための文言整理であります。

第2条の2から3ページの第2条の5までは、新たに定める基準について規定するもので、第2条の2につきましては通則的な事項について定めるものであり、第2条の3につきましては都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について現行の基準どおり定めるものであります。

3ページの第2条の4及び第2条の5につきましては、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合について原則として100分の2を上限とし、一定の場合にこれを超えることができる旨を現行の基準のとおり定めるものであります。

第2条の6につきましては、基準を定める条の追加に伴う条ずれの整理であります。

4ページの第5条の行為の禁止の規定、第15条の公園予定区域及び予定公園施設についての準用の規定、第15条の2の市長による管理の規定につきましては、基準を定める条の追加等に伴う文言整理でございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第10号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第10号は可決されました。

#### ◎日程第17 議案第11号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例

○議長 日程第17、議案第11号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第11号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第2次一括法が公布され、平成24年4月1日から下水道法の一部が改正され、1年の経過措置期間内に、これまで国の政令で定められていた公共下水道の構造に関する技術上の基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、これらの基準について定めるため、滝川市下水道条例の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、これまでの国の政令による基準を参照し、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められ、かつ本市における特別の事情により別の基準を追加する必要がないと判断されることから、現行の基準どおりとすることとしたいたいものであります、条文ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。

目次の改正につきましては、今回の基準を定める条の追加等に伴う文言整理であります。

第2条につきましては、新たに排水施設について定義し、滝川に存在しない終末処理場の定義を削りたいとするものであります。

旧第3条につきましては、基準を定める条の追加等に伴う条文整理であります。

新たな第3条から2ページの第3条の3までは、公共下水道の構造に関する技術上の基準について定義するもので、第3条につきましては通則的な事項について定めるものであります。

第3条の2につきましては、排水施設の構造の基準について10号にわたって現行の基準どおり定めるものであります。

2ページの第3条の3につきましては、第3条の2各号に規定する基準について工事を施工するために仮に設ける公共下水道及び非常災害のために必要な応急措置として設ける公共下水道については適用しない旨の適用除外規定で、現行の基準どおり定めるものであります。

3ページの第4条につきましては、供用開始の告示等に関する規定でありますが、滝川市に存在

しない終末処理場の表現と整合を図り、文言整理したものです。

第16条の排水設備の接続方法及び内径等の規定につきましては、文言の整理であります。

第20条の7の責任技術者の業務登録の規定は、排水設備工事責任技術者資格登録制度の有効期間延長に準じ、責任技術者の業務登録の有効期間を4年間を5年間に改正したいとするものであります。

第31条の除害施設の設置等の規定につきましては、滝川市に存在しない終末処理場の表現等を文言整理したいとするものであります。

附則につきましては、第1項においてこの条例の施行期日を平成25年4月1日とし、第2項において条例の施行時において現に存する施設に関する経過措置、第3項において条例の施行時において現に業務登録を受けている者に関する有効期間の経過措置についてそれぞれ規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

#### ◎日程第18 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）

○議長 日程第18、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 ただいま上程されました議案第12号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる滝川市農村改善センター及び滝川市郷土館分館屯田兵屋につきましては、現在の指定期間が平成25年3月31日をもって満了となりますことから、平成25年4月以降の指定管理者の指定について提案をさせていただくものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、滝川市農村環境改善センター及び滝川市郷土館分館屯田兵屋でございまして、所在地につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、名称は株式会社山一工業、主たる事務所の所在地は深川市3条7番36号、代表者の氏名は代表取締役、山脇一範氏でございます。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、選定経過についてご説明申し上げます。次のページの参考資料をごらんいただきたいと思います。募集及び選定の経過でございますが、本年8月20日に第1回滝川市指定管理者選定職員会議を開催し、以降公募告示、現地説明会等を経て、10月30日の第5回の選定職員会議におきまして申請のありました2団体からプレゼンテーション、ヒアリングを行い、指定管理者候補者の決定を行ったところでございます。

申請団体でございますが、2団体の申請がございました。

選定審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

選定方式でございますが、申請者の指定申請書、その他の申請書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに選定会議におきまして指定管理者選定審査表に掲げる評定項目ごとに評定を行い、各委員ごとに加算をし、得られた各委員の審査点を合算したものを提案内容の審査点とする総合点数方式により行ったところでございます。

選定の理由でございますけれども、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が最も高く、かつ基準でございます満点の100分の60以上を満たしたため決定をしたところでございます。

選定された団体が主に評価された点についてでございますけれども、1つ目といたしまして、指定管理者としてこれまでの実績から、管理業務に関して利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの提供及び施設の安定的な管理運営が見込まれること。2つ目といたしまして、柔軟な発想に基づく施設の具体的な有効活用方策があり、今後の利用者の拡大及びサービスの向上に期待ができるここと。3つ目といたしまして、老朽化が進む当該施設を熟知した職員の配置により、常時の修繕等に迅速に対応できるとともに、効率的な施設運営が可能であること。4つ目といたしまして、地域との協力を考慮し、地元調達ができると判断されるものは地元優先で対応する提案であること。これらが主に評価された点でございます。

以上を申し上げまして、議案第12号の提案理由とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 それでは、1点なのですけれども、選定された団体が主に評価された点の（4）、地域との協力を考慮しというところなのですけれども、従前よりこの施設は地元と余りかかわりを持たないということで何回か議会でも発言をしてまいりましたけれども、今回こういう項目が入ったということは市のほうからの指導の結果なのでしょうか。

○議長 山口議員の質疑に対する答弁を求める。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 今ご質疑ございました評価できる4項目めでございます。これにつきましては、申請の決定をさせていただいた団体の申請内容にもございましたことと、あと当該団体からのプレゼンテーション及びヒアリングの中でそれぞれ確認をさせていただいた点でございます。特に今まで指定管理をしていただいた団体でございますけれども、あえて今回に限ってこの点について強く申し入れたという経過はございません。

以上でございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 今まで何回が言ったのですけれども、経費の中で人件費の次に多い燃料費を滝川の地元の業者から買っていないわけなのです。それで、今回こういうふうに地元優先で対応する提案であるということは、今まで買っていないというふうに自分から言っているようなものなのですけれども、特にそれは市では指導はしなかったということで、向こうが気を使ってやったというふうに判断してよろしいですね。

○議長 伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 今回の募集要領、この中におきましてさまざま規定をしてございますけれども、まず団体自体、資格といいましょうか、それにつきましては市内に事業所または事務所を構える団体というのが大前提としてございます。その要領の中におきまして、管理業務の実施に当たりましては再委託、物品の調達等を行う場合にあっては滝川市経済の活性化及び市内企業育成のため滝川市内の企業を最優先として活用をお願いしたい、そういう項目を募集要領の中にうたってございます。それを受けた判断かどうかというのはございますけれども、今回のさまざまな提案の中で具体的には団体といたしましては当然いろいろ見積もりをとって判断をすることではございますけれども、その辺について十分地域、全市内からの見積もりをとって今後対応していくないと、そういうような考え方も示されたところでございます。

以上でございます。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、議案第12号、ただいま山口議員からもありましたが、私は郷土館の分館の屯田兵屋についての6、選定された団体が主に評価された点の（1）にかかわるところ、つまり滝川市農村環境改善センター及び滝川市郷土館分館屯田兵屋の指定管理者としてこれまでの実績から、管理業務に関して利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの提供及び施設の安定的な管理運営、これが見込まれると、こういうことであるそうでございますが、それに関連しまして質疑をしたいと思うわけであります。私はいつも申し上げているのですが、屯田兵屋に展示されている

資料は滝川市の宝物だと、こう言っているわけであります。時代が進めば進むほど、開拓時代の資料というのは歴史的価値が高くなってくると思うわけであります。したがって、本来民間の業者の管理というのはなじまないのではないかと思うのであります。市の方針ということでは仕方ないのかもしれません。

そこで、1点目であります。管理の重要な備品台帳と展示資料の突き合わせ等のそういう点検はどのように誰が行っているのかということで、これをお答えください。

2点目であります。これは、利用者の視点に立ったと、こういうふうに言っておりますから、見学は申し込み制だと聞いております。説明員とか監視員ですか、そういう管理の業務というか、そういうのはその管理業者がどのように行っているのかという、具体的にお答えいただきたいと思います。

3点目ですが、新規に大事な開拓時代の資料が搬入されたと、見つかったと、あるいは寄贈されたと、こういうとき市のほうの係と業者の役割はどんなふうに行っているのかなど、こういうふうに思うわけでありますが、そこについて。

以上3点、お答えいただきたいと思います。

○議長 渡辺精郎議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 指定管理の中で屯田兵屋についてご質疑いただきました。議員さんおっしゃるとおりだと思います。滝川のまちは屯田兵とともに始まった。その屯田兵屋を維持管理するといいますか、文化財として大変意義のあるものだと私どもも考えてございます。屯田兵屋は指定文化財として第5号として指定されている施設でございますが、その管理運営の中で3点ほどご質疑いただきました。

1点目は、備品等をちゃんとやっているのかというご質疑でございます。これは、所管は私ども教育委員会社会教育課が所管しておりますので、定期的にチェックといいますか、管理をしてございます。これらの屯田兵の資料は、江部乙の屯田親交会を中心としたいろんな備品といいますか、当時の大切な生活用具を寄贈していただいていますので、それらは台帳に基づいて管理をしているところでございます。

それから、2点目、利用者の対応をちゃんとしているのかということですが、これは歴史資料でありますので、例えば小中学生の学習のときの対応、社会見学といいますか、総合学習で見学などに来られますので、そのときに指定管理者の方が中心となって展示説明をしてくださっております。例えば屯田兵屋では屯田兵の服を指定管理者のほうで復元をしまして、わかりやすく当時の状況を説明するというようなことでございます。

それから、3点目は、申しわけありません、何でしたっけ。

(「新規に開拓の資料が」と言う声あり)

○教育部次長 失礼しました。

新規資料の関係については、これは私ども教育委員会のほうが対応してございます。さまざま新しい屯田兵の資料については、例えば屯田兵屋で指定管理者のほうにお申し出があった場合についても全て教育委員会のほうにご報告いただいて、私どものほうで受け付け、対応しているという

ことでございます。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 少し質疑させていただくのですが、この選定に応募されたほかのほう、応募された会社というか、それはどういうところがあるのか。

それから、選定された団体が主に評価された点ということで、柔軟な発想に基づく有効利用方策というようなことが（2）に書いてあるのですけれども、選定された評価の関係なのだけれども、たしかこの会社は丸加高原伝習館を請け負わっていたのではないかと思うのですけれども、何回か私も丸加高原伝習館に行ったのですけれども、その間の状況を見たときに非常に不都合な点が何回か見受けられたのですけれども、そういうような利用者の視点に立ったきめ細やかなというような感じはしなかったのです。この辺のこれは職員がどういう評価をしたのか知らないけれども、その点。

それと、実際に金額的に相当な開きがあったのか。

それと、先ほど山口議員が地元とのいろいろなことで配慮する企業でないと、僕はこの会社だけの話をしているわけでないけれども、いろいろ問題あるのでないかなと思って見ておりましたので、その点についてまず答えてください。

○議長 井上議員の質疑に対する答弁を求めます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 まず、1点目でございますけれども、応募した団体は全部で2団体ございまして、決定させていただくべく提案させていただいた団体以外は市内の団体でございました。

2点目でございますけれども……

（「名前言わないとダメでしょう、言えないの」と言う声あり）

○伊藤市民生活部参事 今回この指定管理の結果について、市のホームページ等でも公表させていただいております。その結果の中身につきましては、固有名詞ではなくてA団体というようなことで表現をさせていただいてございますけれども、そういうことでご了承いただきたいと思います。

評価の関係でございます。どういう点で市の会議の中で決定したのかということのご質疑だったかと思いますけれども、まず1つ目に柔軟な発想という部分を含めてでございますけれども、先ほど渡辺議員のほうからご質疑ございました屯田兵屋の関係もございますが、この中で屯田兵屋の関係で特に小学生を対象に宿泊することができないかどうかというような検討もしてみたいというご提案もございました。なかなか今までにはない角度、新しい発想での提案であったかなと思ってございます。それと、改善センター施設の前提といいましょうか、かなり広いスペースがございます。桜の木も植わさっているところでございます。そんなこともありまして、そういう季節になれば町内会を中心に開放を積極的に働きかけていきたいと、そのような提案もあったところでございます。これらが会議において評価された具体的な中身でございます。

あと、金額的なという部分のご質疑でございます。これにつきましては、指定管理者の代行負担金についてこの額でというご提案の中で、それぞれ2団体がさせていただいたところでございます。ですから、市が支出させていただく代行負担金の額を両方とも承知をされて、この額でどういう事業展開をしていくかという提案をいただいて、その内容について審査をさせていただいたというこ

とでございますから、その額の開きという部分では特に、双方同じということでございます。

あと、最後の地元発注の関係というご質疑でございますけれども、これにつきましては先ほど答弁させていただいた部分もございますけれども、現在指定管理を行っていただいておりますけれども、全体的な支出の状況を見ますと、おおむね6対4で市内のはうに6割の経費を落としていただいております。さらには、従業員5人雇用していただいているが現状でございます。さらに、当然事業を展開する中で経営という部分もあろうかと思いますけれども、先ほどお話しさせていただきました見積もりに当たっては市内の業者から広く見積もりを徴して、最終的にはどこにするかという判断は別かもしれませんけれども、そういう基本的なスタンスも示されたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 井上議員。

○井上議員 これは、相手方は公表できないことになっているのですか。

○議長 井上議員、今の1点が再質疑ということでおろしいですか。

(「いや、それをまずやってからでないと」と言う声あり)

○議長 あと1回しかないですから、できればこの再質疑でそのほかにわたる部分も質疑していただかないと。

(「答弁不足なのだ。私聞いているのだから、最初」と言う声あり)

○議長 ということは、再質疑ではなくて、1回目の質疑の中で答弁がないということですか。

(「そうです」と言う声あり)

○議長 若干休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時24分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、今の井上議員の1回目の質疑に対する追加の答弁がございます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 時間を頂戴いたしました。申しわけございません。

1点目の質疑、漏れておりました。選定に漏れた業者の関係のご質疑でございますけれども、これにつきましては従前から固有名詞の公表はしてございません。これにつきましては、漏れた団体の今後の営業活動等を考慮し、社会的信用、あるいは不利益をこうむることがないよう、そういう配慮の中で固有名詞の公表は控えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 そういう習慣だったのかな、昔からそうかな。それで、そういうことで今までしていないのだったら、そういう習慣になっておったのか。別に公表しても何ともないと思うのですけれども。

それで、最初に私が申し上げた中で伝習館のときの、伝習館は店じまいになったのだけれども、そのときの評価、ここにこうやってすごく柔軟性があるというようなことで書いてあるのだけれども、そういう過去の評価というものはこれとは全然切り離して、職員会議と称するところではそういうことだったのか。Aというところは全然そういうことのプレゼンがなかったのか、その辺も含めてもう一回答弁して。

○議長 伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 以前の施設での評価ということでの質疑いただきましたが、今回の会議の決定に当たりましては、当然現在提案いただいた内容、ヒアリング等々の中での総合的な判断ということでございますけれども、さらに今ご提案させていただいている施設自体の指定管理についても何期かにわたってしていただいている団体でございます。ご質疑の伝習館、違う施設時代のという部分では、特にこの選考会議の中ではそういう議論はしなかったところでございます。あくまでも現在の施設の現在の提案内容ということでございます。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 これ以上は追及しません。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 候補者の選定経過についてお伺いしたいと思います。

まず、ただいまの井上議員の質疑、答弁を受けて、これは指定管理のプレゼンテーションをして総合点数方式、これでは確かに公表してこなかったという経過はあったのかもしれません、市立病院の設計だとか建築だとか、あるいは小中学校の設計とか、選定過程において公表されていたことは、これは事実ですよね。どういう場所で公表されていたかといえば、プレゼンテーション会場だとかいろんな形で、ホームページに載ったことがあるかどうかは、そこまでは私はわかりませんが、同様のプレゼンテーション、総合点数方式、つまり逆に言うと入札と違うやり方においては団体名を公表しているという事例もあるのではないかというふうに思いますが、確認をしたいと思います。

2点目は、議会での答弁、また説明における情報開示の基準というのは、私がいつも考えている基準というのは、仮にこのことを情報開示請求をしたら開示されるかどうか、情報開示請求で開示されるものであれば議会で開示されてしかるべきと、しかし情報開示請求で開示されないものについては、それは議会においても開示されるべきでないと。公表については、この1点しか私は実は基準はないというふうに思って議員活動をしています。そういう点で、このことについては恐らく情報開示請求をしたら私は出てくるのではないかなと思うのです。というのは、例えば一般競争入札の入札参加企業を示せという開示請求をしたり、いろんなこととの比較でいうとここだけ開示しないということは私はあり得ないなど。そういう点で公表すべきと、公表されないとこの選定について審議材料としては不十分と考えますので、伺います。

3点目は、さきの議員が口々に言われましたが、私もこの企業に対しては、いいイメージという

か、これまでいい評価をしたことではないというより、悪い評価を決算委員会等でかなり具体的に示してきています。例えば丸加高原伝習館の売り上げを3割減らしたとか、3割減らしながら従業員の数も5人減らしたとか。私は5人ふやして売り上げをふやすべきだと、指定管理の代行負担金は減らないわけだから。そういうことも過去にあったわけで、そういう企業とどこが争ったのかということは私は重要な判断材料だというふうに思いますので、2点目の質疑については慎重に答弁をしていただきたいと思います。

○議長 それでは、答弁に若干時間を要するようでございますので、若干休憩をいたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時39分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 お待たせいたしました。答弁させていただきます。

まず、指定管理の関係で市立病院、小中学校、プロポーザル方式で選定したときのお話かと思うのですけれども、その際には第1、第2、次点までの会社名を公表しております。これは、事実として過去にあったということでございます。それについては、市立病院についても第2順位者を次点者として最優秀者の代替候補者の位置づけとして明らかにする旨を示した上での公募だったということで、そのような扱い。また、学校関係についても公開というようなことを前提にした経過もあることから、名前を出していると。それぞれ次点までの公表でして、第3順位者以下の者がもしもいた場合については名称は伏せることに当初からしていたということのようございます。

次に、情報開示の基準でございますが、議会にも情報開示が可能なものはということでございますが、公開の申請、開示請求があった場合についてはそれぞれの項目ごとにそれぞれ審査することになっておりまして、イコール全てがそのまま議会に出されるものということには、同一視ということにはならないということで、それぞれの審査が必要ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 この点についてこれ以上やることは、一般質問等で行いたいと思います。ただ、これでは私は審査不十分だというふうに考えますので、次点者がまず総合点数で何点だったのか、また評価された点ということで4点並んでおりますが、これに対峙する形で次点者はどうだったのかということをお伺いします。また、次点者が出した金額についても具体的に伺います。

○議長 ただいまの3点目の金額については、管理代行負担金の中でという答弁が先ほどから出ておりますので、この点はいいですね。

(何事か言う声あり)

○議長 募集するときに管理代行負担金、この金額の中でお願いしますという形で募集をかけているから、それに対してどういう金額で出てきたかどうかということを聞きたいということで

すか。

(「そうです」と言う声あり)

○議長 もし応募するときに金額を書く欄があって、そこに記入されていれば答弁ということで。

それでは、答弁を求めます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 額の関係でございます。これは、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、額を競うという性格ではございませんもので、2団体とも同じ額で全体事業を組み立てた提案をしていただきました。その内容等々について審査をさせていただいた結果ということでございます。

あと1点、申しわけございません。

(「点数と評価」と言う声あり)

○伊藤市民生活部参事 点数でございますけれども、これは今回の審査報告書につきましては11月中旬にホームページでも公表させていただいてございますけれども、634点でございました。

(「比較で言ってくれないとわからない」と言う声あり)

○伊藤市民生活部参事 満点が1,120点でございます。今回提案させていただいている候補者の団体につきましては751点、100分の67.1の割合でございます。A団体につきましては634点ということで、割合でいけば100分の56.6ということで、100分の60にはちょっと切れたという結果でございました。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○伊藤市民生活部参事 失礼しました。

評価、何点かございますけれども、指定管理を通じまして江部乙地域全体のコミュニティ機能の強化を図り、活気あふれる地域づくりを実現しようとする思いと意欲が評価できたということ、将来を担う地域の子供たちへの深い愛情のもと、他の団体等との連携による自主事業が提案をされていましたということ。ただ、施設の目的と利用実態に着眼した利用者増についての具体策が見えにくく、やや実現性に欠けた内容だったのかなど、そんな評価をさせていただいたところでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 金額については、つまり示した代行負担金額以下でやればいいというか、その金額でやってくださいということのようですが、指定管理方式では代行負担金額の競争を法令では否定はしていないはずなのです。なぜ滝川市はここで競争させないのかについて伺います。

(何事か言う声あり)

○議長 それでは、答弁に時間要するようでございますので、ここで休憩といたしまして、再開を3時といたします。それまで休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

答弁を求めます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 代行負担金額の競争性というご質疑でございます。

負担金額について点数化をして、それ自体を評価をしているというやり方ではございません。総合的に、提案された收支計画が適正であるのか、管理経費の縮減が図られている内容となっているのかどうか、さらには市民サービスの低下を招くことのない内容となっているのかどうかなどを総合的に判断をして決定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。議案第12号を可とする立場で討論を行います。

今回の議案につきましては、契約の透明性という点で業者名が明らかにされないという点についての十分なご説明は、納得いくご説明はありませんでした。また、金額については競争しないという方針も示されました。しかし、以上の2点をもってこの議案を否とするものではありません。しかし、以下2点について今後検討を求めて、討論といたします。

まず、1点目、議会に対する公表の基準は、情報開示条例で仮に開示を求めた場合に出されるものについては議会にも公表するという点とすべき。2点目は、契約である以上、金額は競争から外すということについては私は納得できません。

よって、これについても今後公の指定管理者の指定の選定方法について改善されることを求め、討論といたします。

○議長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第19 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）

○議長 日程第19、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、滝川市流通団地3丁目6番22号に所在の滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川でございます。

指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名は、滝川市流通団地3丁目6番22号に所在の公益社団法人滝川市シルバー人材センター、理事長は宮島忠幸氏でございます。

指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明をいたしますので、次のページの参考資料をごらんください。まず、1、募集及び選定の経過につきましては、記載のとおりでございます。

2の申請団体数でございますけれども、本団体1団体のみでございます。

3、選定審査の方法、4、選定方式につきましては、記載のとおりでございます。

5、選定の理由につきましては、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が選定基準点数100分の60を上回ったためでございます。

6、選定された団体が主に評価された点でございますが、1つ目として、長年にわたり当該施設の管理運営に携わっていることから、指定管理者としての十分なノウハウ及び実績があり、堅実かつ適切な管理運営ができること。2つ目としまして、自主事業について、これまでの実績や利用者ニーズを踏まえた実現可能な事業が計画されていること。3つ目としまして、利用者の拡大に向けた方策があり、計画的に取り組む意欲が感じられたことなど。これらを評価したところでございます。

以上で議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 それでは、議案第13号について質疑をしたいと思います。

選定された団体が主に評価された点の1番、長年にわたり当該施設の管理運営に携わっている、こう書かれております。先ほどからの質疑でも行われましたが、当然長期にわたって運営管理をしている、そういう団体が大きな評価を得てこの指定管理の団体となったということになりますから、経費の節減、その他管理運営の効率的な運営等々、相当な長年にわたる蓄積と、さらにはその中で経費的な節減も進めてきて今があると思うのですが、ここ数年そういった経費面が削減される方向にあるのかどうなのか。要するに、何度か選定されていると思いますけれども、例えば経費がずっと同じような金額で推移しているということになってくると、ここに書かれているのは長年の経験ですね、そういうことになると経費を少しずつでも切り詰めていくって、そういう指定管理にかかる経費が契約のたびに減ってきているのではないかと思うのですが、そのことについ

てどう評価されているのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。

(何事か言う声あり)

○議長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分  
再開 午後 3時12分

○議長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 お時間をいただきまして申しわけありません。

管理代行負担金の上限額につきましては、前回公募したときは440万円、今回が371万1,000円、この額の上限額で今回は公募いたしました。70万円ぐらいは下がっているのですけれども、これは実は隣にあります中空知地域職業訓練センターの道からの代替訓練委託事業がふえまして、その会議室使用、隣のサンライフの会議室使用、研修とかの会議室使用がふえまして、この分を見込んで今回管理代行負担金を下げたということもございますけれども、この中にはシルバーパートナーセンターの長年の節減といいますか、施設の現状を正しく把握しているということで早目早目の修繕、補修等の対応によりまして経費を節減しているという部分も入っているというふうに思っております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 その点はわかりました。

もう一点なのですが、利用者の拡大に向けた方策があるというのですが、具体的にどのようなことが挙げられていたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 利用者拡大の方策ということでございますけれども、施設を紹介するホームページを立ち上げるというようなご提案がありまして、これらによりまして活動状況の紹介でありますとか予約状況を掲載するというようなことで、それらを見ながらあいている時間の利用拡大というようなことで効果があるというふうに評価しているところでございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、1点ですけれども、この施設の中に健康増進のコーナーがありますし、今市の施設を無償譲渡した民間の企業ができて、バッティングする部分が多いのですけれども、施設管理を出す段階で、その段階で民間の企業を応援することで市長も言っていたわけですけれども、その増進のコーナーそのものを廃止とか縮小する話は出ましたか。

○議長 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 端的にお答えしますと、そういう検討は行っておりません。

○議長 山口議員。

○山口議員 1つだけの指定管理ではありますけれども、民間から出た市長が官民一体となってやっていくのだというようなことを言っているわけですから、たった一つの指定管理でも市の職員はまちの中の経済活動状況をよく見ながら指定管理をおろしていくというような、そういう姿勢が大事だ。それが一緒にやっていくということなのです。ですから、市長がかけ声をかけても、中身の下にいる人がそういう根本的なことをわかってやらないといけないというふうに思うのですけれども、その点についてどう思いますか。

○議長 経済部長。

○経済部長 言葉が足りなくて申しわけありません。サンテのほうは、温水プールを譲渡して再生したところは温水プールもありますし、あるいはフィットネス、あるいはトレーニングルーム、総合的な健康増進施設ということで、会費制ということもあります。一方、サンライフにつきましては、そういった健康増進施設についてはトレーニングルーム一つということで、中の器具につきましてもランニングマシンを中心に利用されているというふうに今見ておりますけれども、しかも利用料金につきましても低廉ということもありまして、利用者につきましてはバッティングはしないということで、再度同様の指定管理制度にのっとった管理としたところでございます。山口議員さんおっしゃったことも十分考えながら、今後も管理に努めたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目は、サンライフは受付がシルバー人材センターの事務室の中なのです。だから、仮にこのサンライフをほかの団体が指定管理をしたいと考えた場合、どこを受付とするような考え方で公募しているのかについて、まず1点目お伺いいたします。

2点目は、これは確認なのですから、サンライフの建物とシルバー人材センターの建物が合築されているということなのか、あの部分を市が貸与しているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

3点目ですが、あそこは体育館とジムと会議室で、勤労者の福祉のためにつくられている施設で、しかし場所が車でないとほとんど行けないという、中央バスの赤平線に乗れば使えないことはないですから、非常に寂しいところにあるというか、ということもあって勤労者にとってあの場所がいいのかというのは、流通団地に近いことは、もうそれは間違いない、中にあるわけだから。そういう点で勤労者の利用割合を大きくしようというようなお考え、計画はどのように今回の指定管理でやられたのか。

3点伺います。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 まず、1点目でございますけれども、1点目、2点目一緒にお答えしたいと思いますけれども、あそこの建物はサンライフの建物でございます。シルバーにつきましては、今現在指定管理ということであそこに入っていますけれども、指定管理に伴う事務所面積、これは無償で使っていただいているけれども、シルバーが使っている部分につきましては行政財産使用料ということで使用料をいただいております。そういう形でございますので、公募をかけてシルバー以外のと

ころに指定管理がいった場合はそこを明け渡していただくと、要は行政財産を貸さないというような形になってくると思っております。

それと、3つ目ですけれども、場所につきましては確かにちょっと離れておりますけれども、隣に中空知地域職業訓練センターもありまして、労働者の方にも使っていただくということで隣接してあるということだと思っておりますけれども、利用増につきましては先ほども言いましたとおり利用者拡大ということで今回ホームページを作成するというようなこともありますし、あるいはさまざま自主事業としまして中高年齢者に対応するバドミントン講座ですかとか卓球講座ですか、そういうしたものも企画をしておりますので、そういうことで利用者をふやしていきたいなというふうに考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、受付のあるシルバー人材センターの事務所が指定管理の中に入っていたと、含まれていたというのは私は今初めて認識をしたので、考える時間がちょっと欲しいぐらいなのですけれども、ということは、あそこは会議室ではないのです。事務室なのです。会議室にすれば、できるといつたらできるけれども、あそこは完全に受付がああいう受付のガラス張りで全部見えますよね。ああいうものの利用方法というのはかなり限られるから、仮にあそこを事務室としないで会議室として使用するとかという、そういうプロポーザルがもしあった場合は、それに伴う改修費用だとかが当然生じると思うのです。そういう点で、そういうことも含めて募集をされているのか。というのは、シルバー人材センターがずっと入っているところに出ていけみたいな、ほかの業者がとってしまったらシルバー人材センターはどこか場所を探さなければならないわけですから、市内の業者であればそういう行為はまずしませんよね、皆さんつき合い深いわけで、お互いつき合い深いわけだから。そうなると、果たして公募というものが実態として公募の要件を備えているのかと、実は実態としてはほかの人が応募のしようのない実態になってしまっているのではないか、そういう懸念を感じるわけですが、お伺いをしたいと思います。

2点目は、私はあそこは場所が悪いという言い方をしましたが、それは撤回をしたいと思います。場所が悪いということでなくて、私は山口議員と違って、3カ月で1,500円、使い放題、ジムにしても、体育館は違うのかな、1回当たりかもしれない。いずれにしても本当に安い、ほとんど負担感のない形で健康を図れると、そういう施設ですから、競合するとかということとは全く私は違うというふうに思いますので、あの施設をより利用者をふやす対策を、先ほど答弁出ましたよね、出たので余り、同じことを聞いているとなってしまいますので、2点目については質疑の途中ですが、1点だけの質疑とさせていただきたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 それでは、1点につきましてお答えさせていただきますけれども、サンライフにつきましては昭和62年開設以来シルバー人材センターにずっと管理委託をしてまいりまして、平成18年に指定管理に移行しても最初は1年非公募、19年から公募して、その最初の公募のときには現地説明会のときに他団体も来たのですけれども、応募には至らなかつたということで、現在まで続いております。そういう事情もありますし、長年にわたりまして管理をしているということも

ありまして、現在の体制で行っているということでございますけれども、公募でございますので、ほかの団体、企業をシャットアウトするということではありませんので、それは最初に公募をかけたときも他団体が現地へ来られていろいろ説明を聞いた中で申請に至らなかつたというふうに考えております。ですから、公募はこれからも続けたいというふうに思っておりますけれども、シルバ一人材センターに、とりあえず公募でございますので、ほかの企業あるいは団体の申請もぜひ期待をしているところでありますし、そうなれば事務所の問題も整理されるということと考えております。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

#### ◎日程第20 議案第14号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について

○議長 日程第20、議案第14号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいま上程されました議案第14号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、中・北空知廃棄物処理広域連合規約を次のとおり変更したいとするものであります。

変更の理由は、現在建設中の一般廃棄物焼却処理施設内に広域連合事務所が移転することに伴い、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第6条に規定する事務所所在地を次のとおり変更したいとするものであります。

議案第14号参考資料をご説明申し上げますので、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条中「歌志内市字本町1027番地1」を「歌志内市字東光30番地17」に改めるものであります。

附則で、この規約は、平成25年4月1日から施行したいとするものであります。

以上をもちまして議案第14号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

#### ◎日程第21 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 日程第21、諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、野地和英氏が平成25年3月31日で任期満了となりますために、後任の候補者として引き続き野地和英氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、野地氏につきましては参考資料として略歴書を印刷配付しておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月11日から12月16日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月16日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

## 平成24年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成24年12月17日（月）

午前10時05分 開議

午後 3時51分 延会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

### ○出席議員 (18名)

1番	渡辺 精郎 君	2番	清水 雅人 君
3番	水口 典一 君	4番	坂井 英明 君
5番	渡邊 龍之 君	6番	小野 保之 君
7番	木下 八重子 君	8番	山本 正信 君
9番	三上 裕久 君	10番	堀 重雄 君
11番	関藤 龍也 君	12番	山口 清悦 君
13番	田村 勇君	14番	井上 正雄 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	大谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

### ○欠席議員 (0名)

### ○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	吉井 裕視 君
副市長	鈴木 光一 君	教育委員会委員長	小田 真人 君
教育委員会委員長	若松 重義 君	総務部長	山崎 猛 君
総務部参事	千田 史朗 君	市民生活部長	庄野 雅洋 君
市民生活部参事	伊藤 克之 君	市民生活部参事	石川 雅敏 君
保健福祉部長	佐々木 哲 君	保健福祉部次長	樋郡 真澄 君
経済部長	五十嵐 千夏雄 君	経済部次長	居林 俊男 君
農政部長	若山 重樹 君	農政部次長	中島 隆宏 君
農政部参事	多田 幸秀 君	建設部長	大平 正一 君
建設部技監	高瀬 慎二郎 君	教育部長	館 敏弘 君
教育部次長	河野 敏昭 君	教育部指導参事	四十九院 正満 君
監査事務局長	堀下 博正 君	市立病院事務部長	鈴木 靖夫 君
市立病院事務部次長	田湯 宏昌 君		

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君 記  
書記 村井理君 橋本洋衣君

開議 午前10時05分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、これより一般質問を行いますが、配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようにお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。新政会の関藤でございます。先ほどは東小の生徒さんによるすばらしい歌声を聞かせていただき、またきょうは60名近い生徒さん、先生の傍聴をいただけるということで、大変感謝しております。また、思い起こせば、私も40年以上前になりますが、小学校時代のことを思い出しましたけれども、私たちの時代には合唱部などというのは存在しなくて、音楽の時間にみんなの前で歌った程度なのかなと思っております。また、この議場というところは、先ほど市長、また先生方からも紹介していただきましたように、滝川市民の皆さん的安全、そしてよりよい暮らしにするためにはどうしたらいいか、そしてまた皆さん方が通われている学校の生活においてもよりよい環境で学べるようにするためにどうしたらいいかということを議論する場でもございます。また、本来であれば市長部局への質問から入るわけでございますが、せっかくきょうは東小学校の皆さんのが傍聴していただけるということですので、皆さん方にとっても関心事でもあろうかと思います教育問題から質問に入らせていただきたいと思います。また、お時間の制約もあろうかと思いますので、質問の途中であっても席を立たれて退場して構いませんので、先生方にはご誘導のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

◎1、教育行政

1、いじめ対策について

それでは、大きな1番目、教育行政についてお尋ねいたします。まず、1つ目に、やはり今大きな社会問題となっておりますいじめ問題の対策等についてでございますが、これは9月の定例会のときにも質問させていただきましたが、改めて全国的にいろいろなこの対策に対しての動きという

のが出てまいりました。そういった中で、全国的にこのいじめによる自殺問題が後を絶っていないという現状を踏まえて、また表に出てこないいじめ等によって不登校に至る生徒もおられるように思います。こういった現状から見て、全国的にいじめ撲滅対策として各自治体ではいじめ防止条例たるものを作成しているところの取り組みが注目されております。こういった取り組みに対して教育長のお考え、見解をお伺いいたします。また、今後の滝川市の取り組みについてお伺いいたします。

○議長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長 それでは、関藤議員のご質問にお答えをさせていただきますが、東小学校の合唱後の冒頭にお答えをする機会をいただきまして、ありがとうございました。年をとったせいか、子供たちの歌声を聞いているだけで何かうるうるとしてしまいますので、本当に皆さん方の心にも東小学校の合唱、もちろん歌が持つ独特の歌詞の意味だとかといったようなものも十分お酌み取りただけたのではないのかなというふうに思っております。歌の歌詞の中にもちょっと関連する質問もございますけれども、ご質問にお答えをしたいというふうに思います。

ご質問にありましたいじめの根絶につきましては、滝川市民の、そして日本全体の願いであるというふうに思っております。各学校を初め、関係機関が積極的な取り組みをしているにもかかわらず、自殺等の悲しい事件は残念ながら後を絶ちません。また、議員ご指摘のとおり、不登校に至る原因の一つにもいじめによる場合もあるというふうに思っております。子供たちの心に大きな影を落としているというふうに考えております。ご質問にありますいじめ防止条例を策定をする自治体の取り組みが注目をされております。岐阜県可児市あるいは兵庫県小野市の例もございます。その目的は、いじめ根絶を学校だけに任せのではなく、子供たちの健やかな成長のため、家庭、学校、教育委員会、地域等の市民全体会が責任を持って対応することが大切としたものと理解をしております。滝川市では、学校を中心に子供の小さなサインを見逃さない体制づくりを進め、滝川市独自の方法であります保護者とともに行う2回のアンケート調査やいじめの相談電話、メール等の設置、早期発見、早期対応にこれらの方法を使いながら努めてきたところであります。また、子供みずからがいじめをなくす取り組みを行うことが何よりも大切であることから、児童会、生徒会の中心となる子供たちによる第4回滝川子ども会議を開催をし、協議等の交流を通じて仲間づくりの大切さを学び、各学校ではそれをより具体化した活動が推進をされているところです。教育委員会としても、命を大切にすることや人を思いやる心を育てる等、豊かな心の育成を目指して、子供の心に響き、子供の心が動く道徳の時間の充実のために道徳教育推進事業を始めとする教職員の研修の充実、体験を生かした指導、保護者や地域の方の支援を得た指導などを積極的に推進をしてまいりました。これらの活動を充実させ、いじめがゼロ、子供たちの人権が守られる滝川市をつくるためには、条例で行政や学校、保護者、地域などの役割を規定をし、いじめ防止の理念を明文化することも一つの方法というふうに考えております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 いじめ問題等々に関しては、対策を打つというのは非常に難しいというぐあいに私も認識しております。また、今ご答弁いただいたように、これは学校だけの責任というわけではござ

いません。やはり地域、家庭が大きなウェートを示してくるのかなと思います。そういった中で、いじめ対策に関する条例、小野市の防止条例等々も内容は提出しているのでお読みになったかと思うのですが、とにかく教育問題に関しては、小野市が取り組んだというところの評価としては、小野市で特段大きないじめ問題等々が起きたわけではない、また大きなそういった問題を抱えているわけではない。ただ、その中で、日本全体でこういう問題が起きている中で、条例の中にも書いてありますけれども、後手から先手管理、いじめ防止として取り組むのだということで条例制定しているわけです。ですから、滝川市においても、5年前の痛ましい事件をきっかけに滝川市としての独自の施策というものが打ち出せないのかということをお聞きしているのです。ですから、いつもご答弁いただいている内容は抽象的な表現ばかりで、では具体的に何をするのかというのが見えてこないので。ご答弁の中にありました子供の小さなサインを見逃さない体制づくりをされると、この体制づくりというのは具体的にどういった体制づくりをされるのか、小さなサインを見逃さない、具体的にこれは何をされるつもりなのかお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問にありました子供の小さなサインを見逃さない体制づくり、具体的にということでございます。現在滝川市では、独自の施策としての小学校3年生、4年生の少人数の実践研究事業、あるいは単費で行っております小学校でのスクールカウンセラーの配置、そして各学校から評価をしていただいております学びサポーターという制度の導入等々。とりわけ小学校においては、学級担任制というふうになっておりますから、どうしても一人の担任の先生の見方というものが重要なになってきますけれども、当然担任の先生がサインを見逃さないための教員の研修もありますし、先ほど言いましたようなさまざまな複数の人間が子供さんを見ることによって、そのサインを気づいたことを学校の中で交流をして解決をしていくといったようなことを小学校では中心に行っております。中学校でも同様の、これは道の事業によりますスクールカウンセラー、そして市の学びサポーター等、こちらのほうも複数の教職員あるいは関係の方で子供たちを見る。そして、見た後に気づいて声かけをして、そして先生方で共有をしていくという体制を各学校でとっていただくというような取り組みを具体的には進めているところであります。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁の中で滝川市独自でというご答弁がありましたけれども、少人数学級、スクールカウンセラー等々、またサポーター等々、これはこの間の岩見沢の定例会のいじめ問題の質疑と同じようなご答弁だったのかなというぐあいに思うのですけれども、もう少し具体的に一步踏み込んだ具体策というのをここで幾つか提案させていただこうかなと思うのですが、まず今言われた小さな子供たちの行動、言動をいち早く察知する、そのために何を具体的にしたらいいのか、学校でもいろいろな、大変先生方もご苦労されているかとは思うのですが、例えばこんなことはできないのか。先生と生徒とのコミュニケーション広場をつくる。これは何かというと、私が考えたのですけれども、クラスの担任制を全て外してしまって、例えば学校の先生があるテーマを設ける。そのテーマの内容をその学年の生徒さんに振る。そして、そのテーマの内容に沿って、いろんな先生方がいろんなテーマを出すわけです。そこに、このテーマできょうは先生と話し合いができると

いうのを1カ月に1回ぐらい設けるのです。そうすると、自分のクラスだけの内容ではなくて、ほかのクラスの生徒さんとも交わるかもしれない。そういう中で、発言ができる子とか発言ができない子、また発言することによってやじが飛んでくる子とか、いろんなのが見えてくるはずなのです。そういうコミュニケーション広場をつくるということが一つの提案。もう一つは、前回も多分提案させていただいたと思うのですが、教員と民間人のコミュニケーション、交流の広場をつくること。もう一つは、9月の定例会の質問の中でご答弁いただいているのですが、子供の視点に立った大人の気づき、見守りを教員がどうレベルアップしていくかが必要であるというご答弁をいただいております。その中で例えば教員も、私もPTAでいろんな先生とお話ししている中で、教員が保護者に対し自粛しているようなところが少し見受けられたりもするのです。ですから、教員の指導力権限を強化してあげること。それから、やはり家庭教育です。家庭教育の責任ということを、先ほど条例化に関しても前向きなご答弁いただいているので、家庭教育についてもそういったことに盛り込んで発信していくというお考えはないかお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 ご提案いただきましたコミュニケーションのための広場というようなものにつきましては、各学校においても学年広場等々の中でさまざまな取り組みの中でされていることだというふうに思いますけれども、具体的に目的をきっちと持った、そういう取り組みというのを改めて考えていく必要があるというふうに思っております。また、先生方と民間人の交流の広場ということですけれども、とりわけPTAの方との懇談というものについて、さまざまな学校行事、学芸会ですか運動会等々、PTAの方、そして多くの保護者の方のご協力をいただきながら学校行事を進めておりますから、そのような中からまず先生方と地域の方、そして保護者が共通の話題の中で話をしていくというようなこともまた必要だというふうに思っております。条例等の中で家庭教育の強化、家庭の保護者の思いと、それから先生方の思いが、これが一致していかなければ、子供はどっちの言うことを聞いていいかわからないというふうになって、ある意味大人不信になってしまうということが往々にして考えられるのではないのかなというふうに思っております。きっちと先生方と家庭が同じ方向を向いて子供に対峙する、向き合っていくということが一番必要なことだというふうに思っております。子供たちが自分の居場所がどこにあるかわからないというようなこと、学校でも家庭でも居場所がないといったようなことは絶対に避けなければならないことだと、そのためにも学校と家庭が同じ気持ちで子供に当たることが重要だというふうに思っておりますので、そういう家庭教育に対する支援あるいは強化をどういうふうにしていくのか、それを条例の中でどううたい込んで実効性のあるものにしていくのかというところが一番難しいことだなというふうに思っておりますが、決してその取り組みをやめるというわけにはまいりませんので、引き続き努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## ◎2、経済対策

- 1、企業誘致・起業に対する助成制度の見直しについて
- 2、省エネに対する補助金制度について
- 3、人口減への対応について

それでは、続きまして大きな2番目の経済対策についてお伺いいたします。経済対策の1番目として、以前から何度も質問させていただいております企業誘致、また起業化に対する助成制度の見直しについてでございます。滝川市の企業誘致や起業に対する助成制度は、他市と比較すると平均的なものであり、またその魅力にも欠けていると思います。また、滝川の助成制度、私の調べによると多分ここ四、五年間、その制度というのは変わっていないのかなと思うのですが、滝川市としての助成制度の見直しと独自の助成制度を設立するお考えはないかお伺いいたします。

○議長 経済部次長。

○経済部次長 本市の企業誘致に対する支援制度としては、滝川市商工振興条例に基づく助成制度や融資制度のほか、企業立地促進法に基づく課税免除など、比較的規模の大きな投資を条件としている制度がある一方で、その条件に合わない小規模事業者に対する支援については滝川市産業活性化協議会と連携のもと、産業チャレンジ助成金により起業や新分野進出などを支援しております。企業誘致に関しましては、今年度から鈴木副市長を先頭に積極的に各方面に対し情報収集、事業提案を行ってまいりました。このたびのメガソーラー誘致でも企業と情報を共有し、ともに課題解決に向かう姿勢が誘致に結びついたと考えており、企業ニーズを拾い上げる中で柔軟な支援策を検討してまいります。財政上の制約もありますので、大規模な助成制度を創設することは難しいですが、現行制度のすき間にあるような比較的小規模な事業化案件についても、滝川市において事業の芽を育てていくという観点に立ち、支援していくことも重要であると考えております。また、企業誘致は一概に助成制度さえあれば進出が決まるものではなく、むしろ滝川市における事業性が担保されることのほうが重要であると考えておりますので、企業の進出に当たっては原料の確保や希望物件の紹介など、事業環境の整備の面で資金的な支援によらないサポートもあわせて行ってまいります。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 前向きなご答弁をいただいたので、そのように進めていただきたいなとは思います。1点だけ注文をつけるとすれば、大企業等々に関する補助金だとかいったメニューは市独自ではなく道だとか国だとかという大きな枠組みの補助制度があるわけですけれども、私は今回メガソーラー、鈴木副市長のご尽力によって大きな企業さんが来ていただいたということは歓迎すべきことなのですが、中小企業、また新たに起業してみようかというような魅力ある滝川のところに起業していただけるような方が来ていただいたときに、この助成制度、今言われたように金額だけではなくいろいろな側面からの支援というのがあろうかと思うのです。今回12月1日にも荒木議員等々のご尽力によって新企業が滝川に法人化されましたけれども、そういったところにでも、せっかく滝川で起業してくれるわけです。社名まで滝川フレーク株式会社、滝川という名前まで使って販路を広げていただけるという会社ですので、ぜひそういったところにも目配り、気配りをきかせた支援制度を進めていただきたいなと思います。

続きまして、2番目に省エネに対する助成金制度についてお伺いいたします。全国的に省エネ対

策として太陽光発電、LED照明設置に対する補助金制度は国民に周知されているところであります、電力消費は照明器具だけではなく、経済産業省や環境省が家庭や事業者向けにエコ促進事業として助成金制度を打ち出しておりますが、その助成金制度の内容と、またその助成制度は市民にどれだけ周知されているのかお伺いいたします。

○議長 市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいまのご質問でございますが、省エネルギー関連の支援制度等につきましては国や北海道などからさまざまなメニューが用意されているところですが、毎年北海道がこれらの制度等を集約した資料をホームページで公開されており、担当所管では市民や事業所からの個別の問い合わせにつきましてはこれらの資料をもとに制度内容や問い合わせ窓口等を紹介させていただいております。一般的にこうした支援制度では対象が事業者に限定されていたり、汎用的な導入設備ではないという場合もありまして、市はこれらの積極的な周知には取り組んできておりませんでした。しかしながら、昨今の電力問題などに関連して、これらの制度の積極的活用を促すことにより省エネルギーの取り組みのニーズが高まることが考えられることから、これらの個々の支援制度等について改めて見直しを行い、市民や事業者の皆様にとって広く有用と考えられる制度等をピックアップするなどして情報の普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 この補助金制度というのは、知らないという方が結構おられるのです。これは省エネに関する内容だけに限らず、例えば福祉行政においてもいろいろな福祉に関するメニューもあるのですけれども、結構知らない方がおられます。ですから、ここは一般家庭、また事業者等々がいち早くわかるように、今ご答弁いただきましたように滝川市の広報とかホームページに滝川市として全部の補助金メニューを載せるのは大変ですけれども、これは使えるなどというものはある程度ピックアップして載せていただきたいなと思います。

1点だけお聞きしたいのですが、家庭、事業所向けの促進事業というのが環境省の補助金メニューとしてあるわけですけれども、私調べたところでは24年度まではあるのですが、25年度以降は家庭、事業者向けエコリース促進事業というのは進められるのかお伺いいたします。また、その中に資源エネルギー庁から出されているグリーン投資減税というのがあるのですが、この内容についてもしおわかりであれば、ご答弁お願ひいたします。

○議長 市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 今の質問でございます。北海道経済部から出しております補助のメニュー、これは60項目ほどございます。それで、その中でも今議員さん言われた中の一つということで、こちらとしては承知をしていないというところでございます。エネルギー関連システムということで、スマートハウスなどで使うもの、これについては家庭で使うということで56年までの制度とかいろいろとありますが、今現在の質問を含めて今後内容については精査しながら取り進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、ぜひ市民に周知できる形で進めていただきたいと思います。

続きまして、3番目、人口減への対応について。以前の一般質問で人口減対応策として外国人の労働者の積極的受け入れというのを提案させていただきましたが、前田村市長におきましては、そのご答弁の中で日本全体の議論と国の施策を見きわめる必要があるというご答弁をいただいております。前田市長は国際田園都市という言葉を使っておりまので、ぜひ市長に外国人労働者の受け入れについてどのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 厚生労働省の外国人雇用対策についての基本的な方針につきましては、国内の労働力人口の減少に対して外国人労働者の現行の受け入れ範囲を拡大する考え方がある一方で、国内の労働者との競合に対し、慎重な姿勢をとっております。まずは国内の若者、女性、高齢者などの潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加促進が重要とする考え方でございます。出入国管理などにおいて就労目的で在留が認められておりますのは、専門的、技術的分野の職業、技能実習、ワーキングホリデーなどの特定活動とされております。滝川市におきましては、人口減少と少子高齢化を背景とした労働力不足への対応といたしまして、農業分野など外国人労働者の導入は今後視野に入れるべきことと考えておりますが、若年層の就職難、障がい者の雇用、シルバービジネスの推進など国内労働者の就業問題もあることから、外国人労働者の受け入れも視野に入れつつ、全体のバランスの中で検討していくなければならないことと考えております。また、一方で本市はこれまで77カ国、1,000人を超える研修員等を受け入れておりまして、国際交流が盛んであるとともに、全国に先駆けて多文化共生に取り組んでおります。そのため、外国人との交流に対する市民意識も高く、受け入れるための環境も整っていると考えておりますし、世界に誇れる国際田園都市を目指す中では、本年は香港からのサイクリングツアーや2回訪れており、来年度以降も誘致を図ってまいりますし、今後は国際観光の推進により観光やサービス業に関連した国際的なビジネス分野での外国人の活躍や海外ツアーや会社の出張所などの設置につながることも期待しているところでございます。なお、起業や産業立地における市の各種支援制度につきましては国籍条項を設けておりませんことから、海外からの企業進出への支援も可能となっておりますので、外国企業ということで区別することなく、今後ともアンテナを高くして営業活動を広げていくという考えでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ積極的に進めていただきたいなと思います。

### ◎3、福祉行政

- 1、社会福祉事業団への施設譲渡問題について
- 2、市民の健康と安全について

それでは、続きまして大きな3番目、福祉行政についてお伺いいたします。1番目は、社会福祉事業団の施設の譲渡問題について、これは平成17年度から施設譲渡問題というのが進んできておりますが、9月の定例会では窪之内議員が9月までの進捗状況、その他詳しい内容についてご答弁をいただいておりますので、その後11月には評議員、理事などの入れかえもあったと聞いておりま

す。そういった中においての9月以降の進捗状況と、その後どのように進めていくのかというお考えをお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま9月以降の進捗というお話をましたが、改めまして最初の意義から説明させていただきます。

公設施設の民間管理が可能となり、福祉サービスを提供する一般社会福祉法人や一般企業等の進出が進む中、滝川市としましては利用者ニーズを的確にとらえ、迅速かつ弹力的なサービス提供が可能で、また運営経費の削減や施設整備に対する負担の軽減となるなど、譲渡による事業移管は大きいものと判断するに至り、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡についてこれまで検討を進めてまいりました。現状福祉サービスということで施設、高齢者、障がい者、子供など、その対象によって利用の特性は多様であり、提供するサービスの内容も異なっていることから、安定的かつ継続的にサービスが提供できる体制が不可欠ということになっております。あわせて、老朽化した施設の建てかえや大規模な修繕など一つ一つ整理、解決しなければならない重要な課題があり、今のところ譲渡実現には至っておりません。こうした課題を含めまして、今関藤議員さんが委員長ですけれども、厚生常任委員会において8月ぐらいから施設譲渡問題に関し、その課題解決に向けて集中的に幅広く審議が行われております。福祉施設の民営化という大きな流れの中で社会福祉施設の大半を譲渡するという極めて重要な課題であり、市民、議会の皆さんとの十分なご理解を得られるよう慎重に、そして少しでも早く取り進めていきたいと考えております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 常任委員会等々では集中した審議というのがこれから行われていくと思いますが、できるだけ詳しい情報というのをその場には提出していただきたいなと思います。

それでは、続きまして2番目、市民の健康と安全についてお伺いいたします。国は、次期国民健康運動、健康日本21の重要課題を健康寿命を延ばすこととしております。については、健康寿命を延ばすために滝川市として今後どのような取り組みを考えられているのかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 国におきましては、健康増進法に基づき、少子高齢化社会を健康で活力あるものにするために、来年度から始まる次期国民健康運動であります第2次健康日本21の計画期間を10年とし、健康寿命の延伸、そして健康格差の縮小の実現に向け、生活習慣の改善や社会環境の整備などを進めていくとしております。また、北海道においても北海道健康増進計画、すこやか21が策定される運びでございます。一方、滝川市においては、国などに準じて今までの計画であります健康滝川21計画を見直ししまして、健康を取り巻く今日的な課題を踏まえ、国と同じように健康寿命を延ばすために市民一人一人がみずから健康を考え、自発的に取り組むことを基本に、また地域にある健康関連施設、自然、人材等の健康資源を有効に活用する中で、健康をまちづくりの基本にとらえながら新たに健康滝川21アクションプランを今策定中でございます。今年度末を目指しております。このアクションプランは、健康づくりは市民が主役、一人一人みんなが元気でいられるまちをテーマに、ゼロ歳から19歳までを子育ち期、20歳から64歳までを青年壮年期、6

5歳以上を高齢期と、それぞれのライフステージに応じた目標項目と実行可能な目標値を定め、健康増進のための適度な運動、適切な食生活、生活習慣の改善などの取り組みを積極的に推進し、市民が健康づくりをしっかりとと考え、行動できるような行動指針といたします。また、健康意識の高揚を図るため、健康増進、いわゆるヘルスプロモーション事業を保健センターが総合相談、照会窓口となり、市民の健康レベルや健康生活の質の向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。第2次健康滝川21アクションプランということなのでしょうけれども、素案ができているということで私も素案を見せていただきました。これが実際に案として提出が厚生常任委員会にされるかと思うのですけれども、年度末ということで理解してよろしいのでしょうか。

それでは、これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

## ◎1、人事

### 1、退職、再任用について

まず、1点目でありますが、人事に関すること、特に退職、再任用制度について伺いたいというふうに思います。まず、公的年金の受給開始延長に伴い、滝川市としてどのような対応を想定されているのか伺いますが、これは皆さんご存じのとおり、厚生年金におきましては改正高年齢者雇用安定法で企業に再雇用の義務づけがなされるということあります。ただ、公務員については適用外ということで、これはもし認識が間違っていたらご指摘ください。恐らく共済年金については、地方公務員法の改正に沿って対応するのだろうというふうに思われますが、どのように想定をされているのかをまず伺います。

○議長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

既にご承知のとおり、今議員さんからも若干ご説明ございましたが、平成25年度以降、公的年金支給開始年齢の引き上げに伴い、現行の60歳定年制度のままでは定年退職後に公的年金が支給されず、無収入期間が生じることから、雇用と年金の接続が官民共通の課題となっております。地方公務員の雇用と年金の接続につきましては、国家公務員の基本方針を踏まえて、定年退職する職員が再任用を希望する場合、定年退職日の翌日、再任用職員として採用するものとした制度概要案に基づき、さきの臨時国会の法案提出が準備されておりましたが、衆議院解散により、提出に至りませんでした。市の基本的な考え方としましては、退職、再任用を柱とした地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度にのっとり対応していくこととし、法案が成立して制度ができ次第その内容に沿って進めていきたいというふうに考えておりますが、再任用した職員の待遇や活用など

具体的な組織づくりについては今後制度を見ながら、再任用した職員の意欲、経験、能力が発揮されるよう考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 今ご答弁いただきましたように、その制度が決まってから具体的なことは検討するということ、それは当然だと思うのですが、私は再任用ということは、まずはつきりしているのは職員定数内だということ、それから一度退職をされて、再度雇用されるといいますか、そういう形態になるのだというふうに思いますが、そのときに一番危惧をするのは、基本的には恐らく役付が外れて一般職員といいますか、そういう形式になるのだろうというふうに思います。定数内ですから、組織の重要な一部というのは余りいい言い方ではありませんが、構成員として働いていただくということになるというふうに思います。そのときに、制度であるから仕方ないというふうな言い方にもなるかもしれません、今まで部長さんだった方が一般職員で適材適所というのが本当にあるのかどうかというのが私は非常に疑問です。それと、優秀であればあるほどモチベーションを保持するのは難しいのだろうというふうに思うのですが、その辺の総務部長のお考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 私の考えということで、先ほど申し上げましたように制度の内容というものがまだ決まっておりません。ただ、先ほど議員さんがおっしゃられたように定員内になると、そういうたった考え方も以前示されておりまますし、退職の扱いも確かに一度退職しての任用という形になろうかというふうには考えています。その後適材適所、これは長時間任用、短時間任用、さまざまそれぞれ職員の事情に応じてという部分も配慮されるというふうにもちょっと聞いておりますが、どうなるかはまだちょっとはつきりしておりませんが、そういうたった中で適材適所、なかなか難しい。それは、議員さんの懸念するとおり、私も懸念している部分はございます。ただ、今それぞれ経験をこの滝川市役所で積んできた職員という中では、その職員の適性というものを市としてかなり理解しているというふうにも思っていますので、その職員のモチベーション、あるいは適材適所、能力的なものを含めてできるだけマッチングするように努めていきたいというふうには考えております。あと、制度の内容が見えてき次第、また改めてその辺についても再検討させていただきたいというふうには思います。

以上です。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 余り私は質問と質問の間に意見的なことは言わないのですが、とにかく制度の概要が示されて決定されると思うのですが、組織のモチベーションが保てるような弾力的な運用をお願いして、次の質問に入ります。

## ◎ 2、財政施策

### 1、施設整備補助金について

財政施策、施設整備補助金について伺います。まず、前段に、ストックマネジメントを精力的に

行われまして、いろんな精査をされた上で廃止ですか譲渡ですか、そういう厳しい選択を今されていることに対しては大変高く評価をするところであります。それを踏まえた上で、本市における公共施設の廃止に伴い、施設整備等にかかる補助金の国への返還というのが想定をされるのですが、今後廃止を余儀なくされるような施設が幾つかあるというふうに思います。それに限定した上で、そういう返還が生じるかどうかを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

国庫補助事業等により取得した財産の処分につきましては、俗に言う適化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定によりまして補助金を所管する大臣等の承認が必要であり、各省庁の承認基準はそれぞれの省庁から通知等で周知されております。今後の公共施設の廃止においては、財産の処分方法にはさまざまなケースが想定されるため、個別施設の財産処分について現時点で補助金の返還の有無を、あるいは金額を申し上げることはできませんが、財産を有償で譲渡または貸与した場合には譲渡額や賃貸料の一部または全部を国に返還するケースが多く、また施設の取り壊しを行った場合も施設の残存価値に応じた補助金の返還を行うケースが考えられます。今ストックマネジメントということで市としては強力に推進しておりますが、そういった中でさきの総務文教常任委員会において報告いたしました滝川市公共施設マネジメント方針の中でも削減の対象となった公共施設は積極的に売却、賃貸、譲渡を進めることとしておりまして、補助金の一部の返還を伴うことになったとしても、廃止することとなった公共施設については廃虚の状態でそのまま維持し続けるのではなく、施設を公益的に活用していただける方に最大限有効にご利用いただくことも考えております。

以上です。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっと確認なのですが、各省庁からの通知に基づいてということなので、恐らく各省庁ごとに違うのだろうというふうに思うのですが、余りいい質問ではありませんが、どういう省庁が厳しく返還を求められるのか、この際聞いておきたい。まず、それを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 私の感じ方として感じている省庁による差異はないわけではございませんが、ここで省庁名を答弁することはご勘弁いただきたいと思います。ただ、実際省庁によって計算方式も、返還額を算定するときに一部控除する経費があるとか、若干違いが見られるというものはあります。あとは、それぞれその状況、ケースに応じての相談でいろんな判断になってくるかと思います。省庁名についてはご了承いただきたいと思います。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 この関係でもう一つだけ、これで最後になりますが、従来は国は基本的には畳むのなら全額即時返しなさいというような対応だったというふうに思います。私も認識不足なのですが、一昔前の厳しい時代から、国の全体の考え方としてどういうふうに柔軟性が出てきたのかということだけをちょっとお示しください。

○議長 総務部長。

○総務部長 ケースに応じたということではございますが、全体ということでいきますと、平成19年の地方分権改革推進委員会の要望などによりまして、急速な社会経済情勢等の変化に対応するため現在のストックを効率的に活用した地域活性化を図るために、おおむね10年を経過した補助対象財産については補助目的を達成したものと見なし、原則報告等をもって国の承認があつたとみなす包括承認制度が平成20年度から導入されております。そういったことで国も地方の実態への配慮がなされて、国としても配慮してきているという状況にはあります。ただ、現実には、先ほど申し上げましたように補助目的の達成、あるいは補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡あるいは貸し付け、取り壊しの場合には国庫返還を条件に承認される場合が多くあるというふうに認識しております。

○議長 荒木議員。

### ◎3、教育行政

#### 1、滝川西高等学校について

○荒木議員 3番目に入ります。教育行政、滝川西高等学校について伺います。

滝川西高等学校については、施設の建てかえというのがどこかで出てくるのだというふうに思います。それと、市長が選挙の際に申されました中高一貫教育実現等を含めまして、その将来ビジョンについてどのように考えておられるのか伺います。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問の西高に関連してでございますが、まず建てかえについてでございますけれども、校舎の耐震化については既に終えているところです。しかしながら、危険度あるいは緊急性の高い修繕は毎年のように発生をしており、建築後30年以上経過していることから老朽化が著しい部分はありますけれども、残念ながら現在のところ建てかえの計画はございません。ストックマネジメント方針に基づきまして公共施設の再編、廃止などを検討していくことになりますけれども、西高を初めとする学校施設の改築については、当然限られた財源や財政状況をしっかりと勘案していくことが必要というふうには思いますけれども、教育委員会としては子供の安全を最重要課題として計画を立てていく必要があるというふうに思っております。また、将来ビジョンに関連をしまして間口の問題が一つございます。西高の課題としてあります現在道教委から示されています高校適正配置計画案の中で指摘がありますとおり、市内あるいは学区内の中学校卒業者数減少の中、空知管内でも最大規模の280名の定員を維持できるかどうかという問題があります。西高が地域の誇りとして高い評価を受けている現状を鑑みまして、西高の現在の力を低下させることなく、今後の欠員状況あるいは学科のあり方を含めた間口について市民の皆さんのお意見をお伺いしながら結論を出していきたいというふうに考えております。

西高は、現在空知管内でも教育内容あるいは実績でもトップクラスで、空知北学区唯一の市立高校であります。教育委員会では中高一貫教育についての調査も進めていますが、地域から望まれる西高の将来の姿を考えたときに中高一貫教育校への移行が最善の方策かどうか、さらに検討が必

要というふうに考えております。6月の定例会の中で検討組織を立ち上げるというふうにお答えさせていただきましたけれども、現在個々の検討の中で多くの作業を必要とすることから、検討スケジュールについてはおくれているのが現状ではございますけれども、将来ビジョンについては西高がこれからも子供たちに選ばれ、将来の目標を達成するために必要な能力を伸ばすことができる学校となるよう、他の高校とは違う特色を持った高校にすべきというふうに考えております。現段階では、現場の西高を含めて教育委員会での調査検討を進めておりますけれども、時間をかけてしっかりと計画を策定していきたいというふうに考えております。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 最後にしますが、検討組織は立ち上がってないという認識でいいのか、内部で今検討されているということだと思うのですが、要するに滝川西高校の戦略的なビジョンをつくるための検討組織というのは内部の人たちでつくって終わりなのか、外部の方も入れた中で行っていく余地があるのかどうか、ここだけ伺います。

○議長 教育長。

○教育長 外部の意見を入れるのかということでございますが、現在は教育委員会内部で検討しておりますが、一定の方向性が出た段階では当然ながら保護者の方、地域の方を含めた検討組織が必要だというふうに思っております。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 市民クラブの木下八重子です。私は、それでは通告の順に基づいて質問させていただきます。

### ◎1、市長の基本姿勢

- 1、新年度予算編成の重点目標について
- 2、パークゴルフ場の造成について
- 3、定住自立圏構想について
- 4、スマイルビルについて

まず、市長の基本姿勢、1番、新年度予算編成の重点目標について。新年度予算の協議が既に担当者レベルで始まっていることだと思いますが、市長として何を優先、重点として取り組みたいと考えているのかを伺います。

○議長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 市長の答弁を求められたわけですけれども、議員さんおっしゃるとおりまだ担当者レベルでの財政協議という中で、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

滝川市総合計画における基本目標の推進など、予算編成の基本方針で挙げた4つの柱をもとに予算編成を進めていくことになろうかと思います。滝川市が抱えている課題と真正面から向き合い、経済の活性化を初め、少子高齢化の対策にも力を注いでいきたいというふうに考えております。また、新年度には将来負担の軽減に向け、土地開発公社の解散も予定しているところでございます。

市税収入が年々減少していることや本年度の普通交付税算定額が予算を大きく下回った現状を見ても、新年度予算編成はより一層厳しいものになると考えております。今後の滝川市の持続的な発展に向け、必要な選択を行い、事務事業の見直しを進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長 木下議員。

○木下議員 重点の取り組みにつきましては、財源がないことはわかりますけれども、やはりめり張りのある予算を組んでいただきたいと思います。

次の質間に移ります。2番目、パークゴルフ場の造成について。1、市長の公約の一つに官民協働によるまち自慢のパークゴルフ場をつくりますとありますが、進捗状況について伺います。官民協働とは、行政が造成して民間団体か企業が運営するスタイルをとるのか、また仮に指定管理とした場合には管理代行負担金をどの程度と考えているのか、今考えている規模と造成費、完成後の運営経費についても伺います。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 木下議員の質問にお答えさせていただきますが、市長公約、イレブンプラスワンの一つでございます官民協働によるまち自慢のパークゴルフ場につきましては、現在関係部署に指示をしましてプロジェクトも立ち上げて、今事業計画の策定に向けて指示をしているところでございます。今年度は、調査、勉強会を5月、6月に、精通しているコンサルタントを招いて、私を含めました関係部長で勉強会、調査会とも実施しております。また、いろんな施設だとか利用状況を勉強するために、休みの日等を使いましてみんなで手分けをしながらいろんなパークゴルフ場を見てきたりもしております。そんな中で情報交換をしたり、行ったときに利用者の意見などを聞きながら実態の把握に努めているところでございます。ご質問にあります事業費だとか運営費だとか管理方法だとか、この辺につきましても今練っているところですが、財源にも限りがございますので、効率的で経済的な事業となるように今精力的に詰めているところでございます。事業内容の方向性等がまとまりましたら、きちんと委員会にご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長 木下議員。

○木下議員 ことし10万円ぐらい調査費がついていましたけれども、そのぐらいの金額ができるのかなという懸念はありましたけれども、副市長、来年度こんな進捗状況でできるのですか、それだけ聞いて終わりますけれども。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 いろんなスケジュール等も今來年度に向けてのいろんな相談、財政協議等も始まっていますし、そんなような動きもにらみながら総合的に検討させていただきたいと思っております。

○議長 木下議員。

○木下議員 それでは、次の質間に移ります。3番目、定住自立圏構想について。ことしの9月の

11日に開催された第18回総務文教常任委員会で定住自立圏構想の概略をお聞きしましたが、現在の広域圏規模で滝川市が中心市として宣言する時期や構成する周辺市町との協定時期など、市長が考えているスケジュールについてお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 それでは、木下議員のただいまのご質問にお答えさせていただきますが、定住自立圏構想につきましては、ご質問のとおり制度概要、検討経過について委員会でご説明させていただいたところでございます。それ以降現在までの状況について若干説明させていただきたいと思いますが、企画担当課長会議を2回開催いたしまして、先進地事例の勉強会、現状において協定項目として可能な事業等の洗い出しというものをを行い、その経過につきまして副市町長会議、そして市町長で構成する理事会に報告されたところであります。また、副市町長会議では北海道総合政策部地域主権局の担当主幹から、また理事会におきましては、今月7日ですけれども、総務省の定住自立圏の担当課長にお越し下さいて、制度創設の背景や現状についてご説明をいただきて勉強させていただいたところであります。それぞれの市町がこの制度につきまして疑問に思っていること、また懸念されていることが解消されまして、一層制度理解が深まったものと思っているところであります。今後につきましては、年明けになると思いますけれども、早い時期に理事会を開催いたしまして、今後の進め方について協議を行うことにしております。以上のことから、現時点におきまして宣言ですか、あるいは協定時期ということについてはまだまだお話しできる段階ではございません。決して急ぐことなく、5市5町が共通認識を持って前に進むことができるよう、まとめ役、調整役をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 木下議員。

○木下議員 今市長さんに答弁いただきまして、ありがとうございました。滝川市が中心として定住のこれが宣言するように望んで、次の質問に移ります。

4番目、スマイルビルについて。1番、ことしの8月7日付の北海道新聞にスマイルビル問題についての記事が載っておりました。ビル側が無償譲渡の申し入れを撤回した後、市は建物と土地を差し押されたことから、公売の手続が進められていると思いますが、市長としてはこのビルのあり方についてどのようなお考えか伺います。3定の中で渡辺精郎議員の質問の中で、ビルを壊して更地にし、小ビルを建てたい等々とあり、市長は現時点では時期尚早と答弁されました。市長の考える駅前の活用策についてお伺いいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 滝川市では駅前地区を市の玄関口として、また1軸3拠点における広域交流拠点として重要な拠点と位置づけていることから、ビルの存在意義は大きいものと考えております。しかしながら、無償譲受の条件であります5条件を提示し、その条件を譲受することができないとして無償譲受検討の要請が撤回された状況では、今後のビルの方向性を示す段階ではなく、時期尚早であるというふうに考えております。今後につきましては、駅前地区の活性化を将来的に見据えたときに市民、経済界、商店街などからビルの存在意義を問うような機運が高まり、市としての最良の選択を求められた際には、市民を初め関係団体等と協議した上で市の財政状況を十分に考慮した最善

策を講じていく考え方でございます。ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。

なお、新聞報道にありました差し押さえに係る情報につきましては、平成24年第3回市議会定例会において答弁をさせていただいておりますが、税金に係る個別事案のため、詳細には触れられません。地方税法や関係法規に基づきまして適正に対応しておりますので、これもご理解を賜りたいと思います。

○議長 木下議員。

○木下議員 1つだけ確認なのですけれども、経済部長、ずっとこのままの状態でおいておくという考え方でいいのですか、それだけお伺いして終わりますけれども。

○議長 経済部長。

○経済部長 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、市としては駅へおりてすぐの大きな建物ですし、重要な地点というふうに位置づけておりますが、5条件を提示しまして、それが撤回されたということで、現在所有権は相手方にあるということで、それらの所有権が相手方にあるビルにつきまして今後こういうふうにしたいとかああいうふうにしたいとかとなりますと関係者にも影響を与えますので、今のところはそういったことはお示しできない段階にあります。今後は、先ほども答弁したとおり、関係者の機運が盛り上がって、そういった機運の盛り上がりによりまして市としても対応を考えていきたいというような状況でございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 木下議員。

○木下議員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、新政会の井上ですけれども、質問させていただきます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 本会議中における資料提出について、今議長に事前に報告をされていないというような行為が行われたのではないかというふうに思いますが、事実経過についてお伺いします。

○議長 若干休憩します。

休憩 午前1時21分

再開 午前1時22分

○議長 再開をいたします。

ただいま井上議員が事前にお配りをした資料につきましては、私の段階としては事前には承知をしておりません。その上で、きょう規約、規則の文書がちょっとないのですけれども、一応ルールといたしましては、議事録に残すということでいいますとあくまでも口頭による質問、そして答弁、これによって記録を残すということが本来でありますので、資料に基づく質問等というのは全員に

行き渡る話ではないものですから、原則としてはそれは認められないという状況にございますので、そのような判断とさせていただきます。

(「結構です」と言う声あり)

○議長 それでは、井上議員、よろしくお願ひします。

○井上議員 今のも時間に入るのですね。ちょうど昼からになると思って、傍聴の予定者も昼からということだったものですから、ちょっと前になったのですが、実は私の質問については市長の市政運営の基本になる考え方、そして今までの経過を踏まえて大事な点について触れたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

### ◎1、環境行政

- 1、環境・エネルギー政策に係る市長の見解について
- 2、エネルギー自給都市の実現について
- 3、エネルギーと地域経済の振興について
- 4、低炭素のまちづくりについて

まずは、最初、環境行政となっておりますけれども、環境・エネルギー行政ですので、ご訂正をお願いいたしたいと思います。大きな項目としては今申し上げたようなことで、まず環境・エネルギー政策に係る市長の見解。今回の選挙においても大きく原発事故からくる原子力政策についていろいろなご意見があったわけですけれども、自治体の首長として、滝川市長として原子力発電の政策に関する見解をまずお伺いします。

○議長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、原子力発電の今後のあり方につきましては、今回の衆議院選挙を通じても各政党がそれぞれにさまざまな主張を展開されたところでありますが、そうした中で国としていかなる方向を目指していくのかを定めるに当たりましては、国民的な議論を経るとともに、専門家によるさまざまな角度からの検討によって国の責務としてその結論が導き出されるものと考えておりますことから、滝川市長としてその推移を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 井上議員。

○井上議員 わかりました。

次、2番目、地球温暖化、異常気象、温室効果ガスに関連することですけれども、これは地方行政とも非常に密接な関係のあることなのです。最近は余り言われなくなつたというか、テレビなんかの取り上げ方が少ないのですけれども、もともと異常気象は温室効果ガスからくるCO<sub>2</sub>を中心にしてゐるのです。これは、ICPP、国連の機関である気候変動に関する政府間パネルというのがご承知のとおりあって、何千人の世界中の科学者がこれにかかわっていて、いわゆる温室効果ガスが異常気象、地球温暖化の原因だというふうにとらえられているわけで、それにかかわつていろいろな施策が国でも行われ、地方行政にもおりてきているということなのです。だから、これはど

ういう認識を持っているかによって施策が変わってくるものですから、これに関しても市長の見解を求めます。

○議 長 石川市民生活部参事。

(「市長だよ、これ市長に言っているのだよ。市長の見解が一番大事なのだ。国に追随するのか」と言う声あり)

○石川市民生活部参事 ただいまのご質問でございます。

我々人類が高度な文明社会を築き上げていく中で、特に産業革命以降現在に至るまで、化石燃料の大量消費による恩恵を受け、文化的、経済的繁栄に浴してきた面は否定できないところがありますが、その一方で大気中の二酸化炭素の濃度が高まり、それが地球にとって必要以上の温室効果をもたらすこととなり、それに伴い、ゲリラ豪雨の頻発といった異常気象を初め、今後の中長期的なさまざまな影響を懸念するという立場に立つのがいわゆる地球温暖化問題でございます。この説を前提に、我が国としてもさまざまな温暖化対策を推進しているところであります、市としても省エネルギーや新エネルギー対策の目的の一つにこれを位置づけているところであります。一方で、この説に一部疑問を唱える立場の説もあり、それとあわせてこの温暖化をめぐる研究については未解明な部分も多く、今後のさらなる研究の進展に論を委ねなければならない部分もあることから、中立的、客観的な立場で幅広く情報を収集し、市としてのとり得る対策を検討していきたいと考えております。

○議 長 井上議員。

○井上議員 これに関して、市長はそのとおりでいいのですか。

○議 長 市長。

○市 長 はい、同じ認識でございます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 これは、先ほどの参事の答弁、両論的な意見、それはないわけではないです。ないけれども、行政の施策の根本にどこを据えているかということなのです。CO<sub>2</sub>が温室ガスの原因でないかもしれないという立場に立っているのかどうか。2つ言ったでしょう、だからそこは大事なところだから、もう一回答弁してください。

○議 長 市長。

○市 長 確かに両論がございますという認識のもとというふうにお答えをしましたが、CO<sub>2</sub>削減については今後すべきことであるということで、その方向に向けての施策は考えるべきだという認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、2番目に移ります。私もエネルギー関係についてはいろいろとライフワークでやっておりますけれども、自治体における太陽光発電の補助制度、これに関しては前田市長の英断でもってことし実現をいたしました。1番に挙げたのは、実際にそれが使われている状況、そして先ほどお話のあったメガソーラーの関係が実現をいたしました。本当にこれは鈴木副市長の大きな努力によるものであり、実に快挙であるというふうに思いますけれども、企業、個人、団体の

状況についてお伺いをします。なお、私もことし8月にこれをやったわけでございますけれども、8月から3・4キロでやったのですけれども、2万円ぐらいは売電していると、約1万円ぐらいが節電できているということで、合計3万円ぐらいの電気料が安くなっているというような実績がありますので、申し添えて、質問にしたいと思います。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいまのご質問でございます。

太陽光発電をめぐる状況につきましては、全国的に幅広い導入支援制度に支えられ、特に再生可能エネルギーの固定価格による全量買い取り制度が本年7月からスタートしたこともあり、大規模発電所を含む太陽光発電の積極的な導入が全国各地で進められていると聞いております。滝川市におきましても、本年度個人住宅を対象に市民による太陽光発電導入を後押しさせていただくべく、制度を実施しているところでございます。市の支援制度に対しましては、井上議員さんの第1号に始まり、現在13件の申請をいただいているところであります。導入電力規模としては総計で約60キロワットであります。また、滝の川町内の市有地に大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの事業用地を取り進め、このことにより環境に優しい自然エネルギーの導入量拡大とともに、市民や事業者等のさらなる関心を高められるよう連携し、活用させていただきたいとも考えております。今後太陽光発電のさらなる普及に伴い、導入コストの低減化もさらに進むことが予想され、参入事業者もふえることにより競争も促進され、導入のすそ野が広がることも期待されるところでありますことから、市としても市場動向などに関する情報収集も進めながら、市民の皆様の関心を高めてまいりたいと考えております。

○議長 井上議員。

○井上議員 次、2番目、水力、風力発電の滝川市における可能性。これは、新政会で11月7日から風力、小型風力、そして水力発電については小水力というのですか、川崎の富士電機のほうを視察をいたしました。いろいろ特徴があるわけですけれども、滝川における可能性、そしてまたこれの買い取り制度等の再生可能エネルギーとしての位置づけ等について答弁をお願いします。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 水力、風力発電の関係でございます。水力、風力を活用した発電需要につきましては、太陽光発電と同様再生可能エネルギーの固定価格による全量買い取り制度のスタートもあり、全国的に関心が高まっているところでございます。しかしながら、いずれも自然に依拠するエネルギーであることから、その地域や場所の適正などを十分に見きわめることが重要となります。滝川市におきましてもそれぞれの導入可能性について情報収集や検討を行っているところでございますが、昨今の発電設備等の技術革新やコストのさらなる低減化等を初め、当地でも導入に妥当性が見出せる可能性もあることから、今後もさらなる調査検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 可能性があるということで、どんどん勉強してほしいと思います。

次、3番目、石炭ガス、炭層メタンガスというのが正式な名前のようにすれども、CBM、コールベッドメタンの開発を国に働きかけてはどうかというタイトルになっているのですが、実はことし10月13日に岩見沢で私が会長をしている空知地方議員連盟の25周年の記念式典のときに、経済産業局長の増山局長に講演をしていただいたのです。私は、増山局長とは講師依頼で局長室でいろいろな話をしたのですが、空知の可能性のあるものについて1つお願いしますというようなことでお願いをしたのです。そうしたら立派なレジュメをつくってくれたのですけれども、その中に今挙げようとしたCBM、コールベッドメタン、この話が出たのです。これからエネルギーの方向の中でいわゆる上流エネルギー、上流エネルギーというのは輸入しないで、もともとこちらでつくるエネルギーのことをいうのですけれども、それが一番メリットがあるということで、コールベッドメタン、そういう名前のほかに、今地下の資源としてはメタンハイドレートだとか、あるいは地熱、それに次いでコールベッドメタン。コールベッドメタンというのは、今資料を上げたら、配ってはだめだと言うから、私説明しますけれども、地下に眠るメタンガスを地上にもたらすわけでございますけれども、この埋蔵量が空知管内で240億立米あるというのです。3カ所あって、夕張を中心とするところが2カ所、そして滝川を中心とするところが1カ所、この滝川を中心とするところの埋蔵量が何と162億立米あるということなのです。これを地下資源として使う方法はないのかということで、CBMに関しては早くから調査されていて、NEDOが1998年に今言った数字の埋蔵推定をされているのです。それで、この関係については空知の総合期成会、この中にこの開発の問題が載っているのです。石炭地下ガス化の実用化に向けた取り組み、石炭層、石炭鉱地からのメタンガスの回収。そして、一番多いのが今言ったように滝川東部なのです。滝川東部という名前も載っているのです。だから、これは一例として私挙げたのですが、エネルギーの自給都市というようなことの考え方からいいたら、ポシブルというか、可能性があるのです。その辺の研究、三笠なんかはやっているようでございますけれども、そしてこれは滝川だけでは絶対できないと思うのです。滝川を中心にして、やっぱり国に働きかけなかつたらできないのです。エネルギーは無限にあるのです。そういう中で、市長は「興」ということがことしの課題だったです。こういうことも含めてエネルギーの自給都市を実現する方向でやるべきでないかと思うのですが、市長の考え方を聞かせてください。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいまのコールベッドメタン、CBMと言われるものでございます。石炭層の中に包蔵されるメタンガスということになります。この空知地区、赤平、歌志内、特に炭鉱の栄えたまちということで認識いただければと思いますが、記憶に新しいところでは痛ましい事故もございました。炭鉱からのメタンガスの突出事故というものもありました。逆に言いますと、突出事故が起こるという、そういうような岩盤層、これは岩盤層の中でも石炭が非常にいいというようなものでございます。そういうところについてはメタンガスも埋蔵しているということから、そういうようなこともございまして、平成9年度に新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOが実施した国内CBM資源調査可能性調査、北海道地区ということで、石狩炭田に相当な包含量を有するという推計結果が示されております。特にこの報告書では、有望地域としまして石

狩炭田南部地区として夕張市内の2ヵ所、それと石狩炭田北部として滝川のほか、ちょうど中心が歌志内市になります。それが含まれる滝川東部地区を選定されており、当地における地下資源の可能性を提示しております。昨今シェールガスといった油田やガス田以外で生産される非在来型天然ガスが注目されているところですが、CBMもその一つで、既にアメリカやカナダ、オーストラリアなど各地で生産に着手されているということでございます。市では同報告書を初め関係資料を収集するとともに、市内の研究者との接触を試みるなど情報収集に努めているところでございますが、夕張市などでも過去に調査、実験なども行われているということであり、自治体間の情報提供、情報の共有にも努めているところでございます。本事業を本格的に推し進めるためには、さらなる詳細な調査と一定規模の投資を要するとのことでもあります、今後も関係自治体や研究機関等との連携の中で、当市として国への働きかけのタイミングなどを見計らってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 見計らっているうちにチャンスというのは逃げるのだ。まず、市長に聞くのだけれども、滝川市長はこの総合期成会の副会長ですよね。この事業は絶対市町村単位ではできないと思うのです。だから、期成会のもとの会長の渡辺孝一さんが今度国会に行ったのですけれども、やっぱり政治力を導入しなかったらこれはできないです。それを含めて、これを副会長という立場で進めるのかどうかということです。そのところ。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、空知総合開発期成会におきましては、三笠市の石炭ガス等についての要請を今まで行ってきたところでございます。CBMについては、今までその要請等を行った事実はございません。しかしながら、今井上議員ご指摘のとおり、これは非常に大切なエネルギーであり、これは一自治体がどうのこうのという問題ではなく、日本のエネルギー全体として議論されるべきだと、そのように感じるところでございます。また、滝川東部ということで周辺自治体も関係するわけでございますので、今ほど答弁させていただきましたとおり、関係自治体ともよく協議しながら、また研究機関等のご意見もいただきながら、ぜひとも国に働きかけてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 井上議員。

○井上議員 ぜひ地下に埋もれる、最初にお伺いした原発政策なんかと関連することだから、私言っているのです。将来は、いずれにしても原発はできないと思うのです。だから、そういうことからいったら、代替エネルギー、そして滝川が使えるというか、滝川に可能性のある、そういうものの研究というはどうしても急務だと思うのです。そんな簡単にできるものでないのです。それで、さっき参考事が言っていたのだけれども、滝川の市内の研究者という表現したのだけれども、誰かいりますか。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 訂正させていただきます。

先ほど市内と言いましたが、道内の研究者の間違いでございます。失礼いたしました。

○議 長 井上議員。

○井上議員 道内の研究者というのは、どの程度の広がりを持っておられるのか。私が聞いているのは出口工学博士だとか北大の先生方もこれにかかわっていると聞いていますけれども、その広がりというのはどのぐらいあるのですか。

○議 長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 道内の研究ということで、あくまでもまだ室蘭工大ですとか北海道大学とか、学内の研究のみの状況と聞いております。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、次……

○議 長 次にいきますか。

○井上議員 次にいきます。

○議 長 そうしましたら、もう間もなく 12 時前でございますので、項目の 3 からは午後からとさせていただきたいというふうに思います。

それでは、この辺で休憩といたします。再開は 1 時ちょうどといたします。休憩します。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

井上議員の一般質問を続行いたします。井上議員。

○井上議員 先ほどの C B M、コールベッドメタンの関係について、たまたまきょうの昼休みに空知期成会の会長であった渡辺さんが訪れていただいたので、この話も持ち出しておきました。

次に移ります。エネルギーと地方経済の振興ということですが、これはエネルギーの自給都市を目指すということで、滝川の環境フォーラムなんかを非常に一生懸命やつておられるのに敬意を表しますとともに、関心をしたところでございます。自然エネルギー、これを生かしたまちづくりが道内各地で行われているということで、自然エネルギー研究センターの所長である大友詔雄工学博士がこの間 12 月 2 日に来られていて、その話も聞いたわけでございますけれども、滝川における自然エネルギーの地域振興についての取り組みについてまずお伺いします。

○議 長 経済部次長。

○経済部次長 先ほど答弁にもありましたが、本年 7 月、太陽光や風力など自然エネルギーを含む再生可能エネルギーについて国の定める価格で電力会社が買い取る固定価格買い取り制度がスタートし、福島原発事故後の脱原発の手段として再生可能エネルギーに国民の関心が高まっていることはご承知のとおりです。これまで再生可能エネルギーについては地球温暖化対策の面から取り上げ

られることがほとんどで、現在日本の年間発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は水力を除くとわずか1パーセントしかありません。その促進策として固定価格買い取り制度がスタートし、全国各地で太陽光を中心に再生可能エネルギーの取り組みが始まっているところです。一方で、再生可能エネルギーの費用は再生可能エネルギー発電促進賦課金として電気を使う企業や個人が負担することになります。すなわち、再生可能エネルギーに取り組まなければ一方的に賦課金を払うだけで、地域にとってのメリットはないということです。そうしたことから、今回のメガソーラー誘致は鈴木副市長を中心に産業振興や地域経済活性化の視点で取り組んだもので、今後も太陽光に限らず、風力や小水力、バイオマスなど地域資源を生かした再生可能エネルギーについて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 井上議員。

○井上議員 時間が押しているので、ちょっとまとめてやりますけれども、2番、エネルギーハウスやスマートハウス等の国の制度の概要、それと4番の市民向けエネルギーモデルハウスがぜひ必要でないかということです。これに関しては、先ほどの答弁ありましたけれども、北海道経済部のほうでも60項目のいろいろな補助メニューがあると、またこれに経済産業省あるいは環境省等の中でいろいろ言われております。その中でエネルギーハウス、スマートハウス、それと今これをモデル的に滝川の市民がこういう省エネ、創エネの家をつくれるのだという、そういうことをきちっとわかるようなスタイルのモデルハウスをつくるべきでないかという提案です。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 2点ほどましたが、まずエネルギーハウスとスマートハウスという関係でございます。3. 11の東日本大震災以降、特に新エネルギーや省エネルギーの導入の必要性が叫ばれているところですが、例えば照明器具や冷暖房器具など個別に省エネ化を図るにとどまらず、IT技術を駆使したり省エネ性能を高める躯体や断熱材、設備の導入などによって住居全体でこうしたエネルギーの効率的利用やロスの低減化の工夫を取り入れることにより、例えば太陽光発電による電力だけで化石エネルギーを必要とせずに暮らせる住宅がゼロエネルギーハウスやスマートハウスの実現によって現実に近づくようになるということでございます。国としては国土交通省や経済産業省などが取り組んでいるところですが、それぞれ導入に対する一定の支援制度が用意されており、市として住宅メーカー等の動向等を見守ってまいりたいと思っております。

続きまして、このエネルギーモデルハウスをぜひということの関係でございますが、市民向けのエネルギーモデルハウスということですが、今後必要に応じて民間の住宅メーカーや専門の研究機関などによって取り組みが進められていくことだと思いますので、現時点で市としてこうしたモデルハウスを構築する必要性を認識しておりません。

以上です。

○議長 井上議員。

○井上議員 そこが後ろ向きなのだ。これから省エネ、創エネをやろうとしているときに、やっぱり総合的に市が乗り出さなかつたらできないです。

それで、3番目の庁内のエネルギー研究会、石川参事を中心にやっているのは非常にすばらしい

と思う。これは、単なる研究会で研究している段階からもう一步出なければならないのです。だから、そういう意味においては総合行政としてこれを取り扱うと、市長、そういう認識がなかったら進まないですよ。ちょっと答弁してください。

○議長 石川市民生活部参事。

(「答弁のための答弁だったら要らない」と言う声あり)

○石川市民生活部参事 昨年度末より、複数部にまたがり横断的な連携のもとで市役所職員による滝川市役所エネルギー研究会を立ち上げ、調査検討を行ってきているところでございます。研究会としては、滝川市として新たなエネルギーに関する可能性を見出すべく、また地域経済の活性化に寄与するようなプロジェクトの創出などを念頭に、地域のエネルギー概況や先行的な取り組み事例や技術等について視察、ヒアリング調査を実施してきており、その結果については広く市民の皆様にご報告させていただきたいと考えております。また、現状でエネルギーに特化した組織の構築は想定しておりませんが、より多角的に高度な課題に対応していくため、関係所属間の連携をさらに緊密にしながら適正に対応してまいりたいと考えております。

○議長 井上議員。

○井上議員 とにかくどんどん進めなかつたら、滝川は置いていかれる。

それで、その次、4番目、低炭素のまちづくり。それで、地球温暖化対策のことだと思うのです、これが出てきたというのは。ことしの2月28日の法律ということですけれども、これが出来たことによって滝川市に対する施策の連動性はどうなってくるのか。それと、カーボンオフセットも、これも地球温暖化の温室効果ガスの削減の努力を促すものだと思うのですけれども、これに対する考え方についてお伺いします。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 都市の低炭素化の推進に関する法律と本市の施策の関連について答弁させていただきます。

地球温暖化を緩和するためには、二酸化炭素の排出削減と吸収増加が基本とされているところでございます。排出削減対策といたしまして運輸、民生、産業の各分野で省エネを進め、未利用及び再生エネルギーをいかに導入するかであり、吸収対策といたしましては端的な例として市街地の緑化等の推進とされているところでございます。これらの対策の一環としまして、都市の低炭素化の促進に関する法律が去る12月4日に施行され、この法律に基づき、低炭素化のための建築物の新築等を行う場合には認定する制度が創設され、一般住宅等は本市が認定することとなり、関連する条例を今議会で上程させていただいたところでございます。また、他の施策との関連でございますが、先般都市マスタープランにおきまして拡散から集約へのコンパクトタウンとするまちづくりの見直しを行ったところでございますが、先ほどの運輸、民生、産業の各分野での省エネルギーの推進に寄与するものとするとされているところでございます。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 次に移ります。

(何事か言う声あり)

○議長 井上議員、ちょっと待ってください。済みません、失礼しました。

石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 2番目のカーボンオフセットに対する滝川市の取り組みについてでございます。

カーボンオフセットについてですが、これは概略的に申し上げれば、みずからが二酸化炭素の排出削減をしない、あるいはできない場合でも金銭によって他者が実現した二酸化炭素の削減成果を自分の成果とできる仕組みであります。逆にこの仕組みを活用することで、例えばみずからが所有する森林を二酸化炭素の吸収源として、それに対する買い手が見つかった場合には一定の収入を得ることも可能となります。ただし、この仕組みが活用されることによって実質的に国内の二酸化炭素の排出総量が削減されるものではありませんが、環境省のホームページには、このカーボンオフセットの取り組みが広がることにより事業者、国民など幅広い主体による自発的な温室効果ガスの排出削減の取り組みを促進することとなり、京都議定書の6パーセント削減及び中間目標の25パーセント削減の目標達成に資することが期待されるとしております。しかし、一方、イギリスにおいてオフセットするための削減活動が実質的な温室効果ガスの削減に結びついていない事例が指摘されていたり、オフセットがみずから排出削減が行われないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があるとの意見もあります。このような記述も併記しておりますので、この仕組みが一般市民にも非常にわかりにくい点とあわせて考慮しても、なお今後さらなる見直しが進められていくものと考えております。滝川市として現時点でのカーボンオフセットに対する取り組みは行っておりませんが、類似する他の制度などとあわせてさらに動向を見守ってまいりたいと考えております。

○議長 井上議員。

○井上議員 ちょっと時間がないので一々話はできませんけれども、次に移ります。

## ◎ 2、地域活性化

- 1、滝川畜試跡地の利用計画について
- 2、農業基盤整備事業について
- 3、老朽化した農業用河川等の改修について
- 4、旧東栄小学校・校舎校地の有効活用について
- 5、東滝川地区への光ブロードバンドの導入について

地域活性化ということで、東滝川の畜産試験場跡地の関係ですけれども、ご存じのように前田市長の前の市長の段階から、平成22年に760万円の予算を投じて開発計画を立てました。三菱総研がそれを立てたわけでございますけれども、21世紀の課題に農と食でチャレンジする拠点として大きく計画が立ったわけでございますけれども、これは23年には関連予算で1,400万円ぐらい使っているのです。そんなことも含めて現在の進捗状況、そしてその次の既に入っている滝川アグリ、キャベツ等をつくっているというわけですけれども、適地なのかどうか、土壤の関係につ

いて特に実態はどうであったのかお伺いします。

○議長 農政部長。

○農政部長 お答えしたいと思います。

平成23年度、今井上議員さんからもございましたように、地域の方、代表の方、また赤平市等で議論を重ねまして策定いたしました北海道立畜産試験場滝川試験地跡地利用計画に基づきまして、1つには本年から先ほどお話をありましたセイコーマートの関連会社であります株式会社滝川アグリが事業開始をしております。また、その他の事業用地につきましては、計画地の所有者でございます北海道と連携しまして、各種事業計画ごとに参加する事業予定者と事業内容等について現在具体的な協議を行っているところでございます。現段階では解決すべき課題がまだ多々あり、事業者名等を公表することはできないところでございますけれども、協議を調べ、事業内容などが決定されたときには速やかにご報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

また、2番目の質問の現在の企業でございますけれども、参画しているのはご存じのとおり株式会社滝川アグリでございます。24年、本年から圃場においてキャベツ、5ヘクタールを北海道から借り受けし、作付を開始し、収穫したところでございます。聞いているところでは、土壤的には粘土質のところがございますので、雨や何かが降ったらちょっと水がたまるようなところもございますけれども、予想を上回るような収穫がされたということで、来年度は新たに現在の5ヘクタールに15ヘクタールをふやして、都合20ヘクタールですか、これを北海道から賃借いたしまして白菜、キャベツなどを作付するということを会社で決定したということで聞いているところでございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 非常に努力されているということで承りました。来年もそんなような形で、20ヘクタールになるということで期待を申し上げたいと思います。

次、2番目、農業基盤整備事業について。これは、既に始まっている。江部乙からずっと農業基盤整備、昔はパワーアップ事業と言ったわけでございますけれども、この関係について一番最後のほうが東滝川なのです。東滝川はある程度ことしぐらいからやるようなことでやっておったのですが、土地改良事業が民主党政権のときに相当切られたのです。そういう中で10億円以下のまとめになって、それぞれ分割された発注になってくるという中で、だんだん後になってきてているようで、僕らが説明を受けておったのは東滝川は3つに分かれると、それで最初のほうは25年、それから26年、28年という形で伺っているのですけれども、そういう順番というか、年度的な把握でいいのかどうかについてお伺いします。

○議長 農政部長。

○農政部長 農業基盤整備につきましては、議員さんご承知のとおり、空知土地改良区で道営土地改良事業として当初6地区での計画事業を開始したところでございますけれども、国の予算の動向などにより、平成22年度に6地区を14地区に分割する計画を余儀なくされました。加えまして、本年度からは1地区事業費10億円以下、さらに年1地区の事業申請ということになった状況とな

りまして、事業開始年度などが大幅におくれているという地区が出てくることとなったところでございます。これまで平成20年度に2地区で事業開始されたのを皮切りに、順次年1地区の事業採択を受けまして、これまで6地区で事業が開始されております。進捗状況については、20年度に開始の2地区については80パーセントを超えているところでございますけれども、現在行っている6地区全体ではまだ50パーセントほどの進捗率ということになっているところでございます。

それで、開始年限でございますけれども、先ほど議員さんが言われたのとちょっと違うところがございます。この事業を実施するに当たり、空知土地改良区では農家の皆様の要望を受けまして、農業行政の変化など農業基盤整備事業を取り巻くいろいろな情勢などを考慮しながら計画して、空知土地改良区の理事会等で議論をなされて、承認を得て進められているところでございますけれども、先ほど議員さん言われたように東滝川地区におきましても同様に1地区を3地区に分割して実施せざるを得ないということになったところでございますが、現在計画されています東滝川の取り組み年度及び終了年度でございますけれども、地区として東滝川西地区、これは平成27年度から35年度、東滝川地区は平成30年度から38年度、東滝川北地区は平成33年度から41年度、それぞれ9年間を予定いたしまして空知土地改良区で計画しているというところでございます。地域のご事情は深く理解するところでございますけれども、現在農業基盤整備事業、先ほど議員さんおっしゃられたように取り巻く環境は諸情勢は大変厳しいところでございます。関係機関と連携を図りながら要望等を行い、早期実現に向けて取り組みたいと思っております。

○議長 井上議員。

○井上議員 これに関しては非常に現実的な問題ですので、僕らが分割したときに年度的に聞いていたのは、今言った東滝川地区が25年、西地区が26年、北地区が28年と、これからいったら大幅におくれることになるのです。だから、こういうことは非常に意欲をそぐのです。意欲ある地域、若者がたくさんいる中で意欲的に進んでいる地域についてやっぱり先にやる必要があるのでないかと思うのですが、そのあたりのことについて。

○議長 農政部長。

○農政部長 順番を変更することがということなのでしょうけれども、現在も例えば江部乙西南地区におきましても同様に、ここは6地区まで分割しなければならないといったところで全体事業年度が変更となっているのも現実でございます。先ほど答弁いたしましたけれども、地域のご事情を深く理解するところでございますけれども、この計画を変更しようとすれば他地区の影響も大きくなるということで、現状ではやっぱり厳しいのかなというような認識は持っておりますけれども、先ほども答弁させていただいたとおり、諸情勢、厳しいところはございますけれども、そのところを例えれば2地区同時に申請して受け付けてくれるかどうかも含めて、これからはきちっとなるべく早期に着工、完成するように要望等をしていきたいと思っております。

○議長 井上議員。

○井上議員 これは、農家にとって非常に重要な問題なのです。だから、そのあたりについて、土地改良区のことだと言わないで、農政の立場から相当強力な要請をしてもらわないと困るということでございます。

次、3番目、農業用河川改修の関係でございますけれども、農業用の用水、排水等、ここに具体的な名前が書いてありますけれども、東滝川の宮下川、大曲川、ポンクラ川、小野川等の劣化の状況、非常に悪いと思うのです。特にまた、これが全部流れる下流というか、そのところのポンクラ川の末流、ポンクラ川というのはアイヌ語なのだけれども、赤平との境界の川です。

ちょっと時間ないので、あわせてやります。次、2番目、この改良に関しては農業基盤整備、先ほどの基盤整備事業の関連で整備することが私は最後のチャンスでないかというふうに考えております。地域の農業関係者もまたそういう認識でございます。そんなことで、これとあわせてやらないと、単独で市の金、道の金、改良区の金ができるというようなことではないと思っております。

それと、もう一つ、3番目、北海道、土地改良区、滝川市、地元との連携の必要性をどう考えるかということで書いてありますけれども、実は基盤整備に関しては基盤整備推進期成会というのがございます。きょうも傍聴に来ておられますけれども、会長さんが佐々木さんでございますけれども、この川は全部畜産試験場725ヘクタールの膨大な土地から流れる水がこちらのほうに集約されているのです。だから、これを進めるには道、土地改良区、滝川、地元の連携をした期成会等をつくってやる必要があるのではないかと思いますけれども、考え方をお尋ねします。

○議長 建設部長。

○建設部長 議員さん質問の東滝川の4河川につきましては、この中の一つ、小野川、そこは近隣の河川が幾つかあって、第2小野川かと思います。よろしかったですか。

(「第2小野川」と言う声あり)

○建設部長 かなり以前に災害復旧や農業予算などで改修をした部分もございますけれども、それ以来非常に年月が経過しておりますと、老朽化が著しく、また手がかけられていない箇所もあるため、大雨が降りますと護岸やのり面が崩れ、補修工事を施している部分もございます。私どもいたしましたが、現地を調査いたしまして、老朽化、劣化が著しいことは十分認識をしているところでございます。質問の中に築年次とございましたけれども、第2小野川は一番浅いところで25年程度経過しているのかなと思いますが、それ以外の河川につきましては40年あるいはそれ以上の経過だと思われますけれども、はっきりした年次については、災害復旧等もございますので、はっきりわかつております。

あと、農業基盤整備事業の関連で整備するのがよいのではないかという質問でございます。まず、改修工事を国土交通省所管の建設部でやるというような意味ですけれども、河川工事で行いますと、まずは準用河川に指定をいたし、河川の構造基準に適合するような断面を決定しなければ補助対象とならないため、膨大な事業費が必要となります。また、その補助事業に採択されることは大変難しいことなど、議員さんがおっしゃるような現実的には農業基盤整備などによる農業予算でしか整備ができないというふうに考えております。平たく言いますと、国交省と農業では計画断面に大きな違いがあります。そうしますと建設事業費が大きく異なりますので、いわゆるBバイC、費用対効果の関係から建設省での補助事業採択は非常に困難だということで、整備を進めるとすれば農業予算で整備することが得策だというふうに考えております。

次に、実際に農業基盤整備などで整備しようとすれば、計画段階から実施に至るまで、関係団体

との密接な連携が不可欠であるとともに、特に地先住民の皆様の協力が必要となってくると考えております。また、期成会につきましては、その必要性につきまして今後協議を進める中で協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 ぜひそういう期成会等をつくり、来年から僕はやったほうがいいというふうに考えております。地元もそういうような機運で高まってきておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

次、東栄小学校校舎、跡地の有効利用ということでございますけれども、校舎も含めて、いろいろ耐震基準等はあるけれども、ほかの学校のところを見たら、深川のところに行く学校だとか、新十津川にも花月小学校だとかいろいろありますけれども、結構いろいろ利用されているのです。あのまま置いておいたら、また雪でつぶれたりいろいろなことをします。だから、アイデア募集すればいいのです。やる気があるかどうかなのです。アイデア募集して、誰でもというわけにもいかないから、それぞれ基準を設けて、そしてまた敷地の活用、これも全市的な視野で、東滝川の小さな視野で考えたってだめだと思うのです。だから、大きな滝川全体の視野の中で立てる。東滝川の地域振興を考える懇談会、これはもう二十数回やりました。その中でも出てきておりますけれども、そういうアイデアを立てて進めなかつたらこれはだめだと思いますので、これについての考え方をお伺いします。

○議長 総務部参事。

○総務部参事 それでは、ご答弁させていただきます。

井上議員さんも参加されて、平成22年10月からこれまで20回にわたって東滝川地域の振興を考える懇談会が開催されております。地域主体の懇談会に市職員も参加する中で、東滝川地域の振興に向けて検討が進められたところでございます。その中でも特に早期に取り組む項目として、コミュニティ機能の強化、子供の居場所確保にテーマを絞り、今年度は新たな体育館整備と消防第4分団の詰所建設のための実施設計、東滝川公園の再整備に向けた地域協議などが行われているところでございます。ご質問の東栄小学校につきましては、新体育館の供用開始までは校舎、体育館の利用が継続される予定になってございます。その敷地については、今後敷地を含めてまずは民間に有効活用していただくことを第一に考えてございます。大きな視点でということもございますけれども、東滝川の懇談会、皆さん頑張って地域のことを考えていますので、全市的視点も踏まえて地域の皆さんと相談しながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 井上議員。

○井上議員 すぐ日にちはたつので、たてばたつほど校舎も使えない状態になってくると思います。だから、そういう答弁もいいのだけれども、やっぱりもう一步推し進めなかつたら、これはある意味で活用する資源なのです。だから、机上で考えないで、もうちょっといろいろな意見聞いてやつたらいいと思う。

それと、次、東滝川への光ブロードバンドの導入ですけれども、実は平成18年のころ、東滝川

のほうは I S D N だったのです。 I S D N から A D S L にファイバーをかえると大体 100 倍のスピードになるのです。それよりもスピードが速くなるのが光ブロードバンドです。情報のおくれといういは地域のおくれなのです。だから、これに関しては僕は絶対早く光ブロードバンドにすべきだと。これは N T T ですよね、 N T T との関連の中で交渉能力でもあるのです。 A D S L にやつたとき、私は交渉の中に入りました。どこまでハードルを下げてもらうかのことでもあるのです。だから、そういうことも含めてどういう状況になっているかについてお伺いします。

○議長 総務部長。

○総務部長 滝川市内には、光ケーブルを利用したブロードバンドが利用できない地域としてご質問のありました東滝川地区と江部乙地区がございます。これらの地域に早期にサービスを提供するよう、 N T T 東日本に対し要望を行い、サービスを行うために必要な利用者数などの条件を示していただくように依頼してきたところでございます。ことしの 4 月、 N T T 東日本から未提供地域についてのサービスを行うための条件提示がありました。東滝川地区につきましては、 5 月に行われました東滝川地域の振興を考える懇談会で協力についてお願ひをし、 8 月までに 70 件を超える仮申し込みをいただきました。現在は、申込書を N T T 東日本に提出し、サービス開始について検討いただいているところであります。今後も早期のサービス開始についてお願ひしていく所存であります。

以上です。

○議長 井上議員。

○井上議員 これは、先ほど申し上げたけれども、何か条件あるのですか、何戸までとか。だから、そのハードルを下げる交渉なのだ。そこで、もうちょっと力入れてやってほしい。条件的なことをちょっと。

○議長 総務部長。

○総務部長 申し込みについてなわけですけれども、フレッツ光ネクストサービスということでの開始条件として提示されておりますのが江部乙地区が 450 件以上、東滝川なのですけれども、 100 件以上ということで、参考までに現在東滝川では A D S L 加入者数が 186 件となっています。その方含めて、その中からでもほかでも光のほう 100 件以上というのが条件ということでご理解いただければと思います。

○議長 井上議員。

○井上議員 A D S L 導入したときもそのような、ちょっとハードル高かったのだ。だけれども、やってくれたから、総務部長の熱意がそこに通れば実現するから、頼むね。

### ◎ 3 、観光行政

#### 1 、自転車観光でのまちおこしについて

次、観光行政、あと 1 分。それで、自転車の観光、私も滝川サイクルスポーツ協会の会長をやっているのですけれども、前に道内サイクリングの人気ということで新聞に出たけれども、向こうから来る人は富裕層で、これは 7 月は香港でしたよね、そうしたら自転車を持ってくるのです。自転

車といったって半端な金額でない自転車を持ってくるのだ。それで、すごく北海道は、アジアというか、北海道のサイクリングはすばらしいということで評価されています。だから、その辺の誘致の可能性というか状況。それから、これは滝川だけではできないから、ネットワークの構成。そして、サイクリングロードの整備、これは滝川から深川まで途切れています。それで、その辺の整備の見通し。それから、滝川市内のいろいろそれをやる方々のネットワークの醸成というか、それが必要だと思いますけれども、それにかかるご答弁をお願いします。

○議 長 経済部長。

○経済部長 今年度観光協会に国際観光推進事業を委託しておりますけれども、香港のサイクリングツアーや受け入れといった具体的な事業にも取り組んでおります。7月1日から7月8日にかけて北広島から夕張、滝川市、富良野、サホロまでの400キロをめぐる香港からの35人のサイクリングツアーや行われたほか、9月26日から10月5日にかけてサホロ、富良野、滝川、小樽、ニセコ、登別までの850キロをめぐる香港からの29人のサイクリングツアーや実施されました。いずれも滝川市内のホテルで1泊しておりますが、ホテルでの夕食時に歓迎の横断幕を掲げて行った歓迎レセプションや、その後三楽街での和食料理、あるいはスナックでのカラオケ、ふれ愛の里での温泉入浴など、参加者ニーズに弾力的に対応したことによりまして、ツアーパートナーから高く評価いただいているところでございます。また、帰路の新千歳空港で市長と観光協会長連盟による完走証明書を発行したところ、大変喜んでいただきました。このような取り組みを進めていくことにより、参加者から滝川市の評判が情報発信され、滝川市が注目されることによりツアーコースに滝川市が組み込まれることが多くなると考えております。こういった対応もありまして、来年度も滝川に立ち寄るサイクリングツアーや行われる予定であります。香港からは1回ふえまして年3回の予定でございます。また、新たに台湾からのサイクリングツアーや2回行われる予定でございます。今後とも旅行エージェントや国、道の関係機関に対するツアーリーダーの働きかけも積極的に行っていきたいというふうに考えております。

それと、続きまして広域的ネットワークの関係でございますけれども、サイクリングを北海道の新たな観光資源と位置づけ、サイクリングに関する受け入れ環境、PRを各市町村が連携し、一丸となって観光客の誘致に取り組むことを目的にサイクル・ツーリズム北海道推進連絡会が組織されています。8月に北海道運輸局、北海道商工会議所連合会、札幌商工会議所などが主体となりまして発足し、関心のある自治体や関係団体により構成され、たきかわ観光協会もメンバーとなっております。また、10月末には空知管内へのサイクリング観光客の誘致を推進するため、サイクルツーリズム空知連絡協議会準備会議が開催されました。空知管内においても広域的な組織が整備されておりまして、滝川市と観光協会も参画することになっております。実際にサイクリングツアーのコースは400キロとか850キロとか非常に長い距離になっております。多くの沿線自治体関係者の連携、協力、ネットワークが大変重要であるというふうに思っております。こういった組織を生かしながら誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、滝川市内のネットワークの必要性についてでございますけれども、サイクリングツアーや荷物やけが人などを乗せる伴走車が運行していますが、地元におきましてはコースの案内や誘導、

自転車の故障への対応、病気、けがの治療の対応、その日の道路状況の確認、宿泊や歓迎対応、案内や飲食メニューの多言語化対応など、さまざまな対応が必要になると考えております。今後滝川サイクルスポーツ協会、自転車店、医療機関、観光事業者など関係者と相談をいたしまして、地域ネットワークを整えていく必要があると考えております。地域が一体となった心温まる歓迎体制が滝川の印象を高め、滝川に立ち寄るサイクリングツアーナ拡大につながるものと考えております。滝川サイクルスポーツ協会の会長さんでもあります井上議員さんにおかれましては、今後ますますご支援、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 サイクリングロードの整備の現状と課題ということでございます。

道道深川砂川自転車道は、空知管内の深川市と旭川市を石狩川に沿って結ぶ全長46.5キロのコースで、昭和55年に整備が着手されたところでございます。整備状況につきましては、石狩川の丘陵堤改修工事の影響もあり、西8丁目から西16丁目までの約7キロメートルが未整備区間となっております。事業計画は既にできており、現在未整備区間約5キロ分の橋のかけかえや樋門の敷設がえ等の河川協議を行っていると北海道から聞いております。整備の促進につきまして本年10月に大川道議、水口議長とともに要望を行っており、今年度は未整備区間5キロの測量や設計を行い、来年度以降河川協議が調い次第、事業及び残りの未整備区間の測量設計を進めていく予定であると北海道から聞いております。今後も一刻も早い整備を北海道に対し要望を行ってまいります。

○井上議員 大変積極的な答弁をいただいて、ありがとうございました。よろしくお願ひします。

終わります。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 荒木議員。

○荒木議員 私は、今の井上議員の一連の質問の仕方に対して異議を唱えたいというふうに思います。

質問をされるのは自由ですが、一般質問の答弁を作成するに当たり、職員の労力あるいは行政コストは相当なものであります。私は今聞いておりまして、後段の4点、5点については、書面がありますから何となくわかりますが、何を聞いているのか早口でよくわからない。こういう質問の仕方は、極めて不適切だというふうに思います。今後こういう質問のあり方が適切かどうかということを含めまして、議会運営委員会できちっと議論していただきますとともに、この後の質問者、あるいは今定例会のみならず今後の質問の仕方に対する議長の議事整理権の範疇での指導をお願いいたします。

○議長 ただいま荒木議員から議事進行の内容といたしまして、一般質問における時間の配分のあり方についてということとそれに伴う市職員の答弁をつくるという部分の整合性についての発言がございました。

今の発言は、議会運営委員会にぜひ諮るべきということでございますので、どういう形でお諮りをさせていただくか、ちょっと私なりに検討させていただいて、この点について議会運営委員会の中で確認をさせていただくことで予定をさせていただきたいと思いますので、そういうことでご了

承いただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

○議長 それでは、以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは、渡辺精郎です。後ろの傍聴席の皆様、寒い雪の中、議会傍聴に感謝いたします。渡辺精郎の本会議質問第54回目でございます。前田市長以下真摯な答弁を期待いたしまして、早速質問に入りたいと思います。

### ◎1、市長の基本姿勢

1、生活保護費不正事件の結審を終えて

2、滝川米を「北海道米登録第二号」の地域団体商標獲得をめざして

まず、最初は、市長の基本姿勢、生活保護費不正事件の結審を終えてあります。1点目です。滝川市を奈落の底に突き落とした生活保護費不正事件も住民による訴訟となり、このほど札幌地裁で結審いたしました。訴訟が始まってから5年間、実に23回の口頭弁論が行われ、その中で当時の福祉事務所長や当時の市長らの証人尋問が行われました。原告、被告双方の最終準備書面、つまり総括主張を提出し、去る11月21日に長い裁判の審理を終え、結審したのであります。私は、事件当時厚生常任委員会所属で議会での経過はつぶさに承知しております、この訴訟の原告側の主張が正当であると考えておりますので、ほとんどの裁判審理を傍聴してまいりました。判決は、明年2月27日に札幌地裁で出されます。ところで、こうした前代未聞の不祥事を厳しく見詰め、市政刷新を訴えた前田市長が当選したことは紛れもない事実であります。この事件の経過、問題点を市長なりに精査していることだと思いますが、住民訴訟の裁判が結審した現在の心境を伺っておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員が今質問でおっしゃったとおり、住民訴訟は平成20年9月24日の第1回口頭弁論に始まり、23回の口頭弁論が行われました。判決が来年2月27日に札幌地方裁判所で言い渡されということになったということでございます。訴訟代理人でございます顧問弁護士と協議しつつ進めてきた住民訴訟におきまして、判決日が確定した状況であるということでございます。私の心境といたしましては、ただただ裁判所の判断を静かに待ちたいと考えております。

以上です。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 静かに判断を待ちたいということでございますが、2点目は少し踏み込みたいと思います。去る11月21日の結審の日、札幌地裁の告示板に書かれていたその表示には、確かに被告、滝川市長、前田康吉とありました。常に市長は1人だけですからこういう表示になりますが、実質訴えられておりますのは前市長であります。判決が出されて、仮に市長の責任重大である。詐欺的な生活保護費の支給をとめる機会は何度となくあった。責任は回避できないと言われ、原告側の主

張する市への返還金については何千万円をとか、こういう判決の出たとき、当面の前田市長に支払い義務があり、その後前市長側にその金額を請求するという手続になるということですが、この点についてのコメントをお願いいたします。

○議 長 要旨2の枠内は全て一度で質問していただきたいと思います。要旨2の下から3行がまだ質問として述べられておりませんので、その部分も含めて答弁を求めたいと思います。

○渡辺議員 済みません。一方で、責任なし、返還義務なし、こういう判決もあり得るのでございますが、どちらも予測して対策を講じておく必要があると思われますが、これもコメントをお願いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の住民訴訟は、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告である滝川市長に対し、相手側としての前市長ら5名に損害賠償請求をせよと求めております。したがって、被告が敗訴となった場合でも滝川市長に支払い義務はございません。また、被告である滝川市にとって勝訴、敗訴、いずれの場合でも判決内容を十分に検討し、顧問弁護士とも協議の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、3点目にまいります。いずれの判決が出されても、被告、市長と表示されるだけで、前田市長の実質的責任が問われるものではありません。訴訟の責任者との懇談で行政の継続という筋論を説いているようでございますが、このような不祥事を真っ向から批判して当選いたしましたのでございますから、まさか不祥事行政の継続とはならないはずでございます。ここでは、心境だけではなく、裁判に備えて判決後の対応の決意のほどをお伺いしたいと思います。なお、顧問弁護士は前市長等の弁護人であって、現在の前田市長がその弁護士論に拘束されないと、こういうふうに解されますけれども、この見解もお願いたします。

○議 長 市長。

○市 長 今回のこの判決内容にかかわらず、生活保護費が詐欺事件の温床となったことを真摯に反省をさせていただき、今後も適正な生活保護事務の執行を行い、市民の皆様の信頼を損ねるこがないように努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

そして、あわせて2点目でございますけれども、訴訟代理人であります顧問弁護士は住民訴訟に係る代理人契約を滝川市と締結しているところでございまして、前市長等の弁護人という位置づけはないという解釈をさせていただいております。

以上です。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 今のところそれぞれの見解なり、そういうのも予測でしかございませんから、また判決が出たその時点でということになろうと思いますので、次にまいりたいと思います。

次は、2番目、滝川米を地域団体商標、北海道米登録第2号の獲得を目指そうではないか、こういうことでございます。このたび東川米が経済産業省特許庁の地域団体商標、北海道米登録第1号

を獲得いたしました。画期的な東川米の農業協同組合の企画に脱帽するわけでございますが、次に滝川米も北海道米登録第2号に登録してはいかがでしょうか。クリアしなければならないという問題も多いとは思いますが、それは農協のことだと対岸視しないで、滝川市長みずから働きかけ、おいしい滝川米をブランド米として提供することはいかがでしょうか。いずれにいたしましても、北海道米登録第2号のブランド米の条件はそろっていると思いますが、いかがでしょうか。白鵬米とともにこのブランド米を認定していただくことは、滝川の米農家の皆さんのお誇りになると思うわけでございますが、見解を求めます。

○議長 農政部長。

○農政部長 地域団体商標の登録、これは産業競争力の強化と地域経済の活性化、地域のイメージアップにつながるということで私どもも認識しているところでございます。道内でも現在、東川米や十勝川西長いもなど、19の地域団体商標の登録がなされているところでございます。また、ブランド化の取り組みとして昨年度から販売いたしております横綱白鵬米、これも滝川産米のPRツールとして誕生させたものであり、非常に効果的な商品であると考えているところでございます。地域団体商標の登録には、団体の適格性、地名と商品の密接な関連性、周知性の獲得、それと商標全体としての商品の普通名称でないこと等の要件がございますが、現在JAたきかわでは滝川米としての販売の実績がございません。要件の一つでございます周知性の獲得が現在なされていないため、現状では登録はなかなか困難ということで考えております。ではありますけれども、JAたきかわといたしましては、今年度販売部を設置いたしまして、農産物の販路拡大を積極的に進めているところでございますので、今後お米に限らず、地域団体商標登録制度、これをブランド化の取り組みの一手法として検討していただくようお話をさせていただきたいと思っております。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 農政課のあるいはJAたきかわの状況はわかりましたが、これが東川米の宣伝でございます。北海道新聞1面の広告見られたことだと思いますけれども、10月31日の1ページを使っての東川米でございます。こういうことで、このタイトルをぜひ獲得をして、台湾とかそういうところへどんどん販売していくことが、前田市長がアジア圏への観光産業、こういうことを主張しているわけでありますから、ぜひおいしい滝川米の故郷を訪れたい、こういう観光団があらわれると一石二鳥でないかと、こういうふうに思うわけでありますが、市長への質問ですから、最後にちょっとコメントをお願いします。

○議長 市長。

○市長 渡辺議員ご指摘のとおり、東川米はすばらしいご努力だと、そのように思います。東川町挙げてのご支援がそのような形につながっていると思いますので、滝川市としても農協にご提案をさせていただく中で、連携をしながらブランド化等に向けていろいろと検討を進めさせていただきたいと思います。その際には、市とJAのみならず、市民の皆様、議会の皆様のご協力が必要ですので、ぜひその辺もよろしくお願いします。

以上です。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ありがとうございました。積極的な市長の考えを歓迎したいと思います。私もかつて深川市で米づくりをしたこともございますが、農家の皆さんはおいしいお米をつくるために努力されているわけであります。たしかに農協や農政課だけではなく、市長みずからもぜひ積極的にこのブランド米を育てて、登録商標の獲得に努力をしていただきたいと思いまして、次にまいりたいと思います。

## ◎2、土木行政

### 1、今冬の除雪・排雪について

土木行政、ことしの冬の除雪、排雪についてでございます。ことしの冬も異常気象ではないでしょうか。温暖化でも冬は雪が多いのが空知地方の特徴でございます。ことしの冬の除雪、排雪の計画はいかがでしょうかと聞けば、例年どおりと答弁したいと思いますけれども、温暖化は所によっては少雪とは限らないわけでございます。昨年の年末、そして先日の爆弾低気圧のように豪雪と強風など、記録的な冬期間の積雪をもたらすこともあります。私は、13年間、夏でもこの問題を提起してまいりました。今では、市民も知らなかつたことも私の質問で発掘してまいりました。例えば少雪で業者出動が長期にわたってないときはどうするか、これも私の質問でわかった問題でございます。いずれにいたしましても、天気予報は一冬の占いはできません。豪雪を予測して市民生活に支障のない道路の維持管理となるわけですが、その中でも門口に置いていく雪や氷の塊を始末する簡易排雪の方法、これを考える時代ではないかと思うわけであります。ぜひそういう工夫などもコメントをお願いをしたいと思います。また、10センチの積雪で困る人はいません。それでも出動すれば、1日数百万円と言われているわけであります。15センチメートル以上の積雪で除雪出動し、排雪にその分を回すような工夫はできないものでしょうか。

以上、お願ひいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 渡辺議員さんから、過去の議会におきましても何度かいただいております除雪車の出動条件を15センチをめどとしてはいかがかという質問でございます。仮に15センチの降雪で出動した場合に考えられることといたしましては、10センチから15センチに出動する回数が減りますと市民の皆様が行う間口処理の回数は減ります。ただ、1回当たりの量が増加をいたしまして、むしろ身体的な負担が大きくなるのではないか。回数が減ることによって道路の圧雪が大きくなつて路面に深いわだちができ、また暖気なんかになりますとざくざく状態になり、通行に支障を来すのではないか。また、マンホールの熱で、今もできておりますけれども、今より深い陥没ができるとして車両の走行が困難となり、最悪の場合は車両の損傷を引き起こすことなども考えられます。このようなことや、さらにはわだち、ざくざく路面を整正する作業の際、雪処理が困難となり、最悪の場合運搬排雪が必要となるなど余分な経費を要することも考えられ、市民の皆様に対するデメリットのほうが多くなると考えられることから、降雪15センチでの除雪車出動はやはり難しいのだと判断をしているところでございます。また、限られた予算の中で効率的に幹線道路、市民の足となる生活道路の確保に努めてきているところでございます。門口処理につきましては、これまでど

おりその必要に応じて個々にその確保を行っていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。確かに議員さんご指摘のとおり、温暖化は少雪とは限りません。昨年のような豪雪が再び来るやもしれません。気持ちも体制もさらに引き締めて除雪、排雪対策に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 部長そのようにおっしゃいますが、それでテストケースを提案したいと思うわけであります。ある町内をモデルに実施してみてはいかがでしょうか。つまり15センチで出動する。その分の経費で排雪を試みる。こういうことでございます。私の町内でも結構ですから、その分排雪していただいて住民の要望に応えてもらいたい。そういうテストケース、いかがでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 大分以前の答弁のときにそういったモデルケースのお話もさせていただいたことがございました。ぜひにということであればということでございますけれども、先ほど1回当たり出なければ数百万円というお話ございましたけれども、これも私どもの発注の方法といたしまして機械、それと人件費については大体保障という形になっておりますので、1回当たり400キロ、一朝出るとしたときに、燃料費だけで約50万円ほどになります。そうしますと、例えば議員さんのあたりですと8キロほどの1工区でやってございます。そうしますと、1シーズンやったとしても十数万円とか20万円ぐらいのお金ですので、その辺考えますと、それを排雪に持ってくるとしても、いろんなことでその分程度以上にかかることも考えられますから、浮いたお金をそういうふうに持っていくというのはなかなか難しいのかなと思いますし、そこと接する他の地域との整合性もありますので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、町内でどうしても一回挑戦してみたいのだといったお話があれば、またゆっくりご相談させていただければというふうに思います。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そのように係のほうでおっしゃっていますから、近い将来ぜひそういうテストケースも考えてみていただければと思います。

では、次にまいります。2点目でございます。先日の町連協の会議で、ここに市長も出席しておられたわけでありますが、町内会長さんから、業者によって除雪の丁寧さが違う、格差があるということで、その問題が出されました。同じ除雪費を支出していて、市民サービスに格差のあることは極めて問題があります。このような格差をなくす指導は、市の係がやらなければならないと思います。そこで、その地域除雪の業者はほとんど毎年同じであるというところにこのような怠慢的格差が生じるのではないかでしょうか。何年ごとでも結構ですが、地域の担当業者の交代ということも必要ではないかと考えます。先日の町内会長さんも後ろにいらっしゃいます。ひとつ見解を求めたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 地域間の格差のない除雪をということでございます。滝川市の除排雪委託は、平成12年に作業の効率化を図るために市内を3工区に分け、一般競争入札を実施して以降本年まで、平成20年にちょっと名前は変わりましたけれども、滝川環境維持管理協同組合が受託をしております。

どの地域に組合員であるどの業者を担当させるかは基本的には組合が決めることであります、毎年同じ業者が担当していることは事実であります。これは、地域により道路の幅員、道路の工作物等が異なり、さまざまな道路形態があることから、その地域に精通したオペレーターでなければ事实上除雪作業に支障を来すことによるものでございます。公共工事の減少や経済不況などにより熟練したオペレーターが少なくなり、後継者もなかなか育たない中、その地域に精通したオペレーターを雇用する業者が固定化することはやむを得ないことを考えております。なお、地域間格差の解消につきましては、受託業者にさらなる指導をしてまいりたいというふうに思っております。今後とも効率的な作業方法を常に考え、夜間の道路パトロールなどの強化を図る中で、市民生活に支障が生じぬよう冬期間の道路網の確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 難しいということはわかりますが、業者も技術オペレーターもちょっとなれ合いになっているという感じがいたしますので、何年かごとにたまにはそういう問題あるところは交代をしたほうがいいのではないかと、こういうものを進言しておきたいと思います。

### ◎3、福祉行政

- 1、高齢者の見回り事業について
- 2、シルバー人材センターの労災適用外問題について

次にまいります。シルバー人材センター事業は、老人の労働奨励と健康のためにすぐれた制度だと思います。しかし、最近ではシルバー人材センター制度……

○議長 渡辺精郎議員、項目1の高齢者の見回り事業についてというのが省かれているのですが。

(何事か言う声あり)

○議長 3の福祉行政、1の高齢者の見回り事業について、要旨の1、ここが今抜けております。

○渡辺議員 それでは、福祉行政、高齢者の見回り事業についてということでございます。老人福祉住宅制度の廃止の条件とされまして高齢者見回り事業が始まっていますが、対象者に対する見回りの状況と効果、高齢者の負担の実態等をお伺いしたいと思います。お願ひします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者見守り支援センターは、ホームヘルパー2級以上の資格を持つ相談員が利用者が希望する曜日に電話をかけて、ほぼ毎日ですが、安否の確認や軽度の相談に応じるほか、月1回自宅のほうに定期訪問を行っております。利用料金は月額500円で、ヤクルト配達による友愛訪問サービスや配食サービス、さらに今月中旬から実施しております通信端末を利用した実証実験事業と同じように社会福祉協議会に業務を委託しております。定期訪問では、対面による会話や表情などを通じて可能な限り心身や生活状況の把握を行い、また夏であれば水分補給や食中毒の防止、冬であれば風邪予防に関する投げかけを行うなど、気軽に話せる環境づくりを心がけておりま

す。効果ということで、特に身体的衰えや単身世帯へ移行したことによる心の不安を抱えながら暮らしている高齢者は少なくありません。こうした方にとって、自分を気遣ってくれるという安心感が得られるとのこの事業についての評価もいただいております。

以上でございます。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そういうことで、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、先ほどのシルバー人材センターの事業についてまいります。シルバー人材センター事業は、老人の労働奨励と健康のためにすぐれた制度だと思います。しかし、最近までシルバー人材センター制度だけがをしたとき労災適用外であったわけですが、国で10月から労災適用を決めたということでございます。滝川の対応はどのようにになっているのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 これらの問題につきましてですけれども、シルバー人材センターの請負契約による会員の就業中の負傷に対しまして、業務上の事由によるものとして健康保険の給付が受けられず、また会員はセンターや発注者との間に雇用関係がないことから、労災保険の適用もなく、負傷した会員が治療費を全額負担するなどのケースが相次ぎ、奈良県では訴訟問題になるなど、全国的に大きく取り上げられたところでございます。この問題が生じたことを契機に厚生労働省はプロジェクトチームを設置をいたしまして、10月29日に取りまとめが行われました。その取りまとめの結果、シルバー会員に関する内容につきましては、1つ目としまして、健康保険法における健康保険の業務上、業務外の区分を廃止し、請負の業務など労災保険の給付が受けられない場合は健康保険の対象とすること、2つ目としまして、シルバー人材センターにつきましては一般企業、公共機関から受注している作業を中心に、可能なものは労災保険が適用される職業紹介事業や労働者派遣事業による就業への転換を進めていくよう指導するというようなことが挙げられます。これらにつきましては、11月5日に国から都道府県労働局のほうに通達が発せられております。厚生労働省は、今後この方針を具体化させ、健康保険法の改正を含めて早急に対応したいとしております。なお、滝川市のシルバー人材センターの状況でございますが、会員のほとんどが国民健康保険の加入者であるというふうに聞いております。国民健康保険は保険の適用につきまして業務上あるいは業務外にかかわらず給付が受けられることから、これまで特段問題にはなっておりません。また、万が一に備えまして、滝川市シルバー人材センターでは民間の保険会社の傷害保険及び賠償責任保険にも加入し、対応を行っているところでございます。今後は、国の動向も見ながら適切に指導等の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりました。ぜひともそういう問題を早期に解決をして、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ◎4、教育行政

- 1、「いじめ防止条例」を制定してはどうか
- 2、給食の放射性物質検査について

次は、教育行政でございます。最初は、「いじめ防止条例」を制定をしてはどうかという問題でございます。午前中に関藤議員から質問がありましたが、同じ趣旨でございますが、もう少し踏み込んでいじめ防止条例につきましてどうか、こういうことでお聞きしたいと思います。いじめ防止に市民も責任を持とうと、岐阜県可児市ではいじめ防止条例が可決されました。最近中学生のいじめ自殺で話題になりました大津市でも、条例の成立を目指しているとのことでございます。最近といえば、いじめ自殺の先駆になったのは何と全国で滝川市が最初ではありませんか。教育長の交代も実にこの事件がきっかけでございます。そのことからしても、この条例の必要性があると思いますし、日本一の教育市を目指す市長方針とも一致すると思うわけでありますが、見解を求めます。

○議長 教育長。

○教育長 午前中の関藤議員のご質問にもお答えをしましたけれども、いじめがなく、子供たちの人権が守られる滝川市をつくるために、条例で行政や学校、保護者、地域などの役割を規定し、いじめ防止の理念を明文化することにつきましても一つの方法というふうに考えております。また、現在国の段階でも各政党が大津の事件をきっかけにいじめ対策についてのさまざまな法制化等も検討しているというふうにも伺っておりますので、それらの動きについても十分注視をしていきたいというふうに思っております。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 午前中の関藤議員のところの答弁でも同じようなことでございましたが、もう少し具体的に。私も可児市の条例を取り寄せてみました。こういうのを参考にして、時期を限ってというか、検討して、これを一つの方法なんていうことではなくて、ぜひ近い将来というか、近いうちに検討会議とかそういう具体的な何か動きをもう少し、教育長お願いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 岐阜県可児市あるいは兵庫県小野市の条例を見ましても、まず防止策でそれぞれの学校、保護者、市民、場合によっては事業者の責務というのが記載をされております。それから、そういういじめ問題に適切に対応するための専門委員会あるいは市民会議の設置というのもそれぞれ規定をされております。先ほど申し上げましたとおり、各党が選挙前にそれぞれ出しましたいじめ対策の考え方におきましても、ほぼ共通して市町村に条例化を求める動き、あるいは第三者的な対策委員会等を設置するというような動きが場合によっては超党派で提案されるというようなこともありますことから、先ほど申し上げましたとおり実効性のある条例というのはどういうふうにあるべきものなのかという部分について検討はしていきたいというふうに思っておりますし、仮に国の段階で何らかの法整備がされた段階に速やかに対応できるような準備は当然していきたいというふうに思っております。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ゼひそういう条例のほうをお願いしたいと思っております。

最後に、給食の放射性物質検査についてでございます。1点目、道教委は12月から小中学校の

給食1食分に放射性物質がどの程度含まれているかを調べる検査を始めたわけですが、希望して応募されました滝川市の調理場が対象になるということです。私が何回も質問して主張してきた放射能測定検査を図らずも道教委で実施してくださることは、意義が大きいと思います。学校給食の食材を市町村が独自検査をする動きのある中で滝川市はやらないとしていたわけですが、渡りに船のような今回の道教委の放射性物質検査はありがたい限りであります。子供の健康は、財政よりも優先させなければなりません。子供たちの健康を害する条件の克服は、滝川市や教育委員会の責任であります。ましてや、少なからず放射性物質は日本の隅々まで拡散しているわけであります。この滝川でも汚染されている現実から、この検査に加わったことはよいことだと思います。具体的な検査方法はどのような方法で行われるのかお伺いしたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問にお答えしたいと思います。

文部科学省が道教委に委託して実施する事業として12月3日から実施しておりますご質問の学校給食モニタリング事業につきましては、学校給食が提供されております給食1食全体を検査して放射性物質量を把握し、安全を確認し、その結果を学校給食用食品の選定の参考としたり、保護者の不安低減を図る目的として実施しているところでございます。滝川市も手を挙げて、お願いするものでございます。平成25年3月8日までに、検査を希望する57市町村66件の給食について放射性物質の検査を行おうとしているところでございます。検査の対象期間につきましては、道外産が流通する冬期間、12月から3月のうち1調理場当たり1回、給食実施者が指定する任意の日に検査することになってございます。実施方法は、モニタリング実施の調理場が児童生徒に提供した任意の日1日分の学校給食全体の4食分、約2キログラムでございますが、それを道教委で委託契約をいたします一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに送ります。検査機関は、提出された検体をゲルマニウム半導体検出器により放射性セシウムを検査するということでございます。検査機関は、検査の結果が判明次第直ちに道教委と給食実施者、滝川市でございますが、通知されることになってございます。なお、検査結果につきましては、道教委や市教委の公式ホームページ、また各学校の給食だよりなんかを通じて保護者の皆さんや市民の皆さんにお知らせしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりました。孫たちの食べる給食の放射能測定に期待いたしまして、2点目にまいりたいと思います。

2点目は、道教委の事業であります。かかる費用は明確にわからないと思いますが、もしこれが滝川市で同じ事業を行うとしたらどれぐらいの費用になるのか。この費用の支出になるのかどうかということについて、その予想費用とか、あるいは道教委にお尋ねをして、ぜひ記録をして、これも発表していただければと思います。やはりこれほど高いのかとか、これほどができるのだったかと、こういうことになろうかと思うのですが、ぜひその克明な記録をお願いしたいと思いますが、ご見解を求めます。

○議長 教育部長。

○教育部長 国が道教委のほうに委託する事業でございますが、確認をいたしました。先ほど申し上げました66件の検査、今年度は12月から3月までなので4カ月ということでございますが、総額で72万7,650円ということでお伺いしました。それで、滝川市で同様の検査ということで少し試算をしてみました。4カ月計算しますと滝川市で行うとすれば約130万円ぐらいかかると、これを年間で計算しますと、1年ですから4カ月の3倍ということで、1年間で400万円ぐらいかかるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ありがとうございました。今後ともその記録をぜひよろしくお願ひいたします。日本一の子供を育てるために、こういう細かいところの条件整備が必要だと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

ここで若干休憩をとります。再開は2時50分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

坂井議員の発言を許します。坂井議員。

○坂井議員 新政会の坂井でございます。本日のトリを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。きのう衆議院選挙が終わりまして、今後政権が大きくかわることが確実となりました。けさテレビを見ていたのですけれども、一般有権者へのアンケートで今後の政権に望むこととして経済対策を1番に挙げている市民が多数おりまして、2番目の復興支援を大きく引き離しての断トツの1位でございました。去年4月の統一地方選挙においても、前田市長が当選したその理由の一つにやはり市民もそういった経済対策を望んでいるのかなと改めて感じているところでございます。

### ◎1、市長の基本姿勢

1、経済対策について

2、中心市街地活性化について

それを踏まえまして質間に移らせていただきますけれども、まず1件目、市長の基本姿勢ということで、経済対策について。今後滝川が持続的に発展するためにやらなければならないことの一つとして経済対策が重要と考えます。市長の経済活性化へ向けてのお考えを伺います。

○議長 坂井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、ただいまの坂井議員のご質問にお答えさせていただきますが、滝川市が持続的に発展するためには、今お話にあったとおり経済対策というものは大変重要なキーワードの一つと認識しております。その対策の基本といたしまして、総合計画におきましてまちづくりの基本目標の一つに元気な産業と活力のまちづくりを掲げさせていただいておりまして、市の基幹産業であります農業の生産基盤と体制の確立、地域特性を生かし、新たな産業の育成による雇用の確保、さらには新たな社会課題の対応としてのシルバービジネスの推進が必要だろうと考えております。私なりの経済対策を考えた場合、その基本には持続可能な都市経営を目指し、将来世代にしっかりと引き継ぐ責任があると考えております。そのためには、収支勘定でいうのであれば、選択と集中により、出を制するとともに入りをいかにしてふやすことができるかが成功への鍵だと考えております。そのためには、農業と農産物等を生かした産業の連関など、滝川としての特色や強みといった地域資源と北海道内における交通利便性を生かし、人を呼び込むような企業誘致や外客誘致等を図る一方で、都市の規模に合った施設の見直しやまちづくり活動への支援を行うことにより、まちにぎわいと活力を取り戻すことが重要であると考えております。しかし、それを実行するには、行政が主体となるだけではなく、経済活動の主体として事業を行っていただいている事業者や市民の皆さんのお力が必要不可欠であります。その意味における行政の役割には経済活動のサポートや先導、協働などが挙げられますが、私としましては経済分野の発展においては民主導による発案や取り組みがあつてこそだと思っております。市としましては、これまで農業や産業、観光分野における事業者の育成やネットワークづくりなどを支援してきました。その評価には賛否はあるかと思いますが、新たに行政としてすべき分野があるのであれば、ぜひご提案をいただきたいと思っております。

私は、就任後株式会社滝川市を実現するために、職員との対話を重視し、滝川ブランドの復活を目指すとともに、滝川の営業マンとなる鈴木副市長に就任していただく中で民間企業感覚を取り入れた市役所改革を推し進めてきました。その上で、職員一人一人が営業マンとして滝川ブランドの復活と郷土愛を持って業務に当たることを基本に、待つの姿勢ではなく、それぞれがプレーヤーとして積極的に動くような市役所改革も進めてきました。その姿勢がこのたびのメガソーラー誘致につながり、農商工観光連携、さらには国際観光誘致活動等を実施することにより、香港からのサイクリングツアーや誘致などに結びついたと認識しております。今後も今まで以上に行政や議員各位の皆様方、企業、団体、市民の皆さんのが一致団結し、ともに滝川をいかにしてよくしていくことができるのかという思いと行動が一番重要なことと考えております。ぜひともご理解とご協力をお願いいたします。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 私もぜひともともに協力させてください。経済対策としまして中長期的な経済対策も当然必要だと思います。ただ、一方で目前の経済対策も、これはやらなければならないと私は考えます。

そこで、再質問でございますが、中小企業円滑化法が来年の3月で終了することが決まっております。独自の判断でそのまま返済緩和などを継続する金融機関もあるようでございますが、法的な

裏づけがない中、企業も不安があると想像するところです。また、倒産が増加し、ますます滝川における経済も疲弊することが懸念されます。そこで、そのような企業への資金繰りに関して滝川市独自の考えがあるのかどうかについてお伺いいたします。

(何事か言う声あり)

○議長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

○議長 再開いたします。

ただいまの要旨の1から判断する上で、中小企業円滑化法が来年3月で失効するということについてはちょっと通告外になろうかなというふうに判断をいたします。その上で再度質問をお願いいたします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 通告を出した後で当然その通告の中身を聞かれるわけです。それを説明すると、この文書には書かれていないことも聞くという話が所管との間でされていれば、それはやはり通告の範囲内というふうに私たちも扱ってきていますし、あえてそれで通告文書をふやすとか、そういうことはそれほどされてきていないのです。ですから、所管とのやりとりで通告の範囲の中でそういうのが言われているかどうか、その事実を確認していただきたい。

○議長 ただいまの確認でございますが、概略的には答弁ができるということのようですが、その答弁で一応ご理解をいただくということで、では答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 金融円滑化法が来年の3月末で期限が切れますけれども、私どももそれに対しましていろいろ調べております。それで、全国金融協会におきましては、円滑化法終了後も中小企業に対して資金需要を支え、真摯に対応するというふうに表明しております。地元の金融機関にもこの辺を確認しましたところ、期限が切れた後も中小企業の皆さんにはフォローしていくというふうなお話も聞いております。あと、円滑化法の期限が切ることによりましての市内企業への影響ということも金融機関のほうにはちょっと聞き取りはしておりますけれども、金融機関の話によりますと影響はそう大きくはないというふうに確認をしております。市におきましては、制度融資、今実施しておりますけれども、こういった制度融資を活用して低金利の融資、あるいは補償料補給等によりまして引き続き市内の中小企業の方々のサポートをしていきたいというふうに考えております。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、2番の中心市街地活性化について。前田市長が就任して1年半以上が経過しました。中心市街地を滝川市の重要な地区と位置づけている前田市長は、この間行政のトップとしてどのような対応を行ってきたのか、また残りの任期2年半弱で何を行っていく予定なのかを伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 平成20年に認定されました中心市街地活性化基本計画に基づきまして、これまでの間コンパクトシティを目指し、市立病院の改築事業を初め、図書館の街なか移転、高齢者向け公営住宅の建築等、公共機能集積や利便性の向上により、住みよい生活ステージを形成したほか、市商連によります商店街拠点づくり事業への支援などにより、街なかの回遊、対流ルートの形成や商店街コミュニティ形成など、計画に定めた24事業を着実にこれまで推進をしてまいりました。また、昨年度におきましては、基本計画には掲載されておりませんが、街なかのにぎわい再生のための最大の課題である栄町3—3地区の再生やベルロードにおけるアーケード償還金問題、駅前再開発ビルの再生に向けた可能性の検討、さらには中心市街地活性化協議会の組織強化を図るために、中心市街地活性化協議会に対しまして2,000万円の負担金を支出するとともに、商工会議所や市商連等とより一層の連携を深める中で問題解決に向けた議論を重ねてまいりました。さらには、坂井議員もご存じのとおり、市商連によります商店街拠点づくり事業に高齢者向けのくつろぎの拠点として国の緊急雇用創出推進事業を活用し、まちぶら事業としてリニューアルするなど、市としましては中心市街地に人が住み、人が歩き、人が施設を利用しやすい環境づくりを基本としたインフラ整備にとどまらず、人が集まり、歩いてもらえるようなソフト事業の展開を実施しております。中心市街地活性化基本計画に定めました4つの数値目標につきましては、空き店舗数を除く街なか居住人口、コミュニティ施設の利用者数、歩行者、自転車通行量の3指標につきましては計画期間の最終年度であります平成24年度において目標達成が可能であると見込んでおり、街なかにおけるにぎわい創出につながる環境づくりは一定程度図られたものと判断しております。そのような状況の中、中心市街地活性化基本計画につきましては、来年3月に期間を終了し、これまで実施してまいりました事業の成果や課題についての検証を関係団体とともに実施することになり、その結果を踏まえて、次年度以降の中心市街地活性化の方向性を初め、商店街振興策をプランにまとめたいというふうに考えております。そのためには、それぞれの関係団体が考える中心市街地像の共通認識を図るとともに、役割分担が必要不可欠であると認識しておりますので、策定に当たりましては関係皆様にも参加していただく中で策定を検討していく予定ですので、より一層のご支援、ご協力ををお願いいたします。

○議長 坂井議員。

## ◎2、商業振興

### 1、駅前・3—3地区の整備について

○坂井議員 2番、商業振興に移ります。項目1、駅前・3—3地区の整備について。1番、要旨の1です。駅前地区について、駅前広場は再開発を行う計画ですが、その周りは駅前再開発ビルを含めた形で一体的に整備を行う計画があるのかを伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 駅前広場につきましては、滝川市バリアフリー基本構想に基づきまして、JR滝川駅などの交通結節点と官庁通りを結ぶ滝川駅周辺地区を重点整備地区として定め、バリアフリー化を

推進すると同時に、新たな都市の顔づくりを推進するものであり、駅前再開発ビルや近隣の遊休地等を大きく含んだ一体的な整備は予定しておりません。しかし、中心市街地における駅前地区につきましては、民間所有の空きビルや遊休地が多く点在しております。公共インフラ整備を含めた環境づくりによっては、今後民間投資が大きく期待できる地区というふうに考えております。市としましては、これまでの間歩いて暮らせるまちづくりを目指し、高齢者向けの公営住宅の建設により民間投資を喚起するとともに、街なか共同住宅建設補助制度を創設する中で民間開発支援を実施してきております。また、今後におきましても、ベルロードのバリアフリー化を初め、駅前広場の再整備を進めることにより、駅前地区の魅力向上を図り、市民が利用しやすい環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、再質問させていただきます。

今部長のご答弁で、駅前広場は市民が利用しやすいように考えていきたいというご答弁がありました。駅前広場の再開発の計画では、バス、タクシー、自転車が同じルートで自動車レーンに入り込むという計画になっております。そういう危険性ですとか利便性についての考えに関して伺います。それと、実際に利用されると思われる個人ですとか関係機関、団体などへの聞き取りを実際に行ったのかどうか、行ったのであれば、それについてのお話も伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 駅前広場の再整備についての質問だと思います。

先ほどの答弁にありましたとおり、滝川市ではバリアフリー構想に基づきまして今整備を進めているところでございます。その整備を進める中で、さまざまな地域の中で市民説明会の開催をいたしまして、関係機関、とりわけJR北海道はもとより、中央バス、さらには駅前に乗り入れているタクシー協会さん、それから公安委員会等とも協議を行いながら、さまざまご意見をいただいたいて、安全性を高めるためのいろんな施策を考えながら取り進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。

3—3地区について、去年の第3回定例会において、吉井副市長が官主導ではなく民主導で活性化を図り、行政として情報の共有化をして積極的に参加をしたいとご答弁がありました。その後の民主導の具体的な対策への取り組みと行政の参加についての状況をお伺いいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 平成23年第3回定例会においても答弁させていただきましたが、栄町3—3地区につきましては中心市街地活性化協議会におきまして民主導による再生を基本として、昨年7月に当地区の再生の検討を株式会社アニム滝川が担うことになりました。さらに、ことし8月には地権者の提案事業を専門的見地から検証するために、株式会社アニム滝川に栄町3—3地区事業委員会を設置をいたしまして、現在調整を続けているところでございます。その詳細につきましては、意思形成過程のために、事業計画が固まった段階で報告させていただきたいと思いますので、ご理解の

ほどよろしくお願ひいたします。なお、先日12月4日には滝川商工会議所から市長及び議長宛てに栄町3—3地区再生に対する要望書が提出されまして、長年の懸案事項の打開に対する期待と行政支援の要請がありましたので、市としても株式会社アニム滝川で検証する事業計画が具体的に煮詰まってきた段階で支援等を検討したいと考えております。これら要望等につきまして現在までの進捗状況につきましては、12月11日に開催をいたしました経済建設常任委員会におきまして経過等を報告したとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 商業振興に関する再質問でございます。駅前再開発ビル、3—3地区を含めた中心市街地の活性化、これが今現状で図られているとはとても言いがたい状況にあります。市長は、商店街の動きや民間での動きを見守りたい、商店街でいえば商店街からの提案がなければ応援のしようがないといったような趣旨の考えがあるようですが、実際それが長い間なされなかつたわけです。だからこそ市民は前田市長の刷新を期待したのだと思いますし、商店街も期待したわけです。特に商店街は、中心市街地のまちづくりを考える余裕も力も人も昔に比べてない状況にあります。それぞれが今自分たちのできることとして自分たちの店を守ることが精いっぱい、それが最大の商店街の活性化策だと私は思っております。今後の中心市街地の活性化について民主導を含めた形で能動的に行っていかなければ、また数年があつという間にたつてしまうと思いますが、いかがでしょうか、市長の考え方を伺います。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 柴田議員。

○柴田議員 先ほどから質問を聞いておりますと、先ほど清水議員からも議事進行がかかりましたが、通告の趣旨を逸脱した質問等が多過ぎます。たとえ市側と調整をしていることがあったとしても、我々議員には何ら知らされていない事項ですので、きっちとこの通告の枠を踏ました形での質問をしていただくようにお願いいたします。今まるとどんどん、どんどん通告の枠が広がっていくだけですので、議長には特段のご配慮をお願いしたいと思います。

○議長 私からも申し上げさせていただきますが、先ほども一度注意をさせていただきましたが、答弁側で概略的には答弁ができるというお話をございましたが、今の再質問を聞いていまして、私もそのような感覚を持ちながらずっと今の再質問を聞いておりました。その点については、今ほど来ちょっとそれに感じざるを得ないような再質問等もございましたので、今後ご留意をいただくということで、今の再質問に関しましては民主導でやれるのかということについて市長にお尋ねがありましたので、この点については今答弁を求めますけれども、今後の質問に対してはご留意をいただきたいというふうに思います。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 通告文については、やはりいろんな経過があるのです。具体的に書くと今のように通告外だととられる。逆に例えば〇〇問題の課題はと、ただそれだけ聞いたら、いろんなことを聞いてもそれは通告外でないというふうになるのです。だから、抽象的に聞けば聞くほど範囲がふえる、

具体的に聞けば聞くほど範囲が狭まるという、ではどちらの議員のほうが一生懸命通告文を書こうとしているのか、これは明らかなのです。だから、そこを両方メリット、デメリット、長所、短所、そういうふうに考えるということも含めて、これは議運で整理していただきたい。きょうの時点できそれを言うのは、それは酷だ。

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議長 ちょっと待ってください。

このことに関しては、どこまでが許されて、どこまでが許されないのか、非常に曖昧な部分がございます。この場合、やはり議長として議事を整理しなければいけない、そういう場面というのがございます。私の段階としては、逸脱をしているかしていないかというのは非常に微妙ですが、私がここで議事を整理していく上で、これ以上逸脱をしては今後の議事運営に影響が出ていくということも判断していかなければいけませんので、その点はぜひ私の議事の部分でご理解をいただきたいという部分もございますので、きょうは私が先ほど申し上げた、そのような形でご留意をいただくと、これから坂井議員の質問に関してはご留意をいただくということできょうは受けとめさせていただいて、先ほど清水議員から議運でということでございますので、その中でまた協議をさせていただきたいと思いますので、この場合は私の議事整理としてぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議長 市長。

○市長 それでは、ただいまの坂井議員の再質問にお答えしますが、議員がおっしゃることも1つかなと思いますが、私としてもそうならないように努力しているのをぜひお認めいただきたいと思います。駅前再開発ビル問題、そして3—3地区の開発問題につきましても、株式会社アニム滝川を始め多くの関係者の皆様にご努力をいただいておりまし、私もいろんな部分で活動させていただいているわけでございますが、やはり相手先もございまして、意思形成過程等々の公にできない部分が多くあるわけでございます。しかしながら、何もせずに手をこまねいて見ているわけではありません。わずかずつながらも進ませていただいていると、そのように思っておりますし、そろそろ時間もなくなってきているなという認識は私も同じでございます。早く何とかこの問題を片づけて、経済の活性化、特に中心市街地を活性化したいという思いは多分同じであろうかと思います。のために今何をなすべきかということをやりたいと思っています。先般坂井議員を初め新政会の皆様方にご要望いただいたときにお話をしたのは、皆さん方が考えを持ってこなければうちでは動きませんと、官は動きませんということではございません。ぜひとも一緒に動きましょうということをご答弁させていただいたわけでございまして、私どもも考えますが、プレーヤーとなるべきなのは民間の皆さんでございます。民間がプレーヤーとなって動くことに対して私どもが何を応援していくか、そのことを一緒に考えましょうということを言わせていただいているわけでございます。ぜひとも商店街の皆様方とともに、大変なのはわかります。本当に今経済厳しい状況でございますから、しかしながら全てが官が行うということでなくて、民間と官が一緒に行っていくまちづくり、商店街づくりが必要であると思っていますので、ぜひご理解とご協力を願いいたしま

す。

以上です。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 ありがとうございます。

### ◎3、市民生活

#### 1、エネルギー政策について

雰囲気的には次の質問に移らなければいけないかなというふうに思いますので、3番目、市民生活、1番、エネルギー政策について。要旨の1、この冬北海道電力から2010年比で7パーセント以上節電の協力願いに関して滝川市の計画が具体的に示されるべきと考えますが、説明を求めます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 お答えをさせていただきます。

この冬の北海道電力の7パーセント以上の節電に対する滝川市の節電計画の具体的な取り組みということでございます。この7パーセントという数字に対して、電力需給に対してなのですが、実数、実績数値というものを把握することが非常に困難であるということをまずお知らせをしておかなくてはいけないというふうに思っております。北海道電力によりますと、ことしの冬の電力需給の見通しにつきましては、来年の2月、25年の2月、一番寒さの厳しいときの供給予備率というものは5.8パーセントというものを見込んでいるということでございます。時々刻々電力事業というのは変動してまいりますので、そういう状況の中でも北海道電力としては予備率3パーセントというものを確保できるということでありますので、計画停電というものがことしの場合はないということでございます。しかしながら、この数字というものは発電設備が全て計画どおり稼働している、泊原発を除いてですけれども、計画どおり稼働しているということを前提としている数字でございますので、過去に発生しました発電所、発電設備の計画外停止あるいは出力抑制というようなこと、こういう状況があるということがありますので、そういう状況を考慮しますと、この冬もこうしたリスクについては備える必要がありますし、また北海道という場所がほかの本州の電力会社と比べますと電力の融通というものが限られているということがございますので、全国で唯一7パーセントという数値目標というものが付されて節電要請がされているということでございます。

こうした状況の中で、先日室蘭あるいは登別で自然災害による数日間の停電というものが発生をしております。改めて北海道の冬における電力需給の喪失というものが住民の生命ですか安全に甚大な影響を与えるということが明らかになった。見過ごせない、看過できない事件であったというふうに認識しております。この冬電力需給の逼迫からこうした最悪の事態を起こさないためにも、我々使う側においても現状を正しく認識して節電要請に応えていくという必要があろうかなというふうに思っております。しかしながら、北海道の冬というものの電力の重要性というのは夏に比べて非常に難しい部分がございます。節電の余地が少ないこともあります。特に健康ですか安全面、そういうことを考えますと一律に稼働の抑制というものが困難、暖房やロードヒーティン

グなどを昼夜を問わず使うと経常的に電力消費がふえるということがございますので、北海道における電力事業の特性というものは考えていかなくてはいけないだろうというふうに思っています。

そうした中でございますけれども、滝川市としても住民や事業者の皆さんに節電の励行を呼びかけさせていただきました。利用者の皆様の健康あるいは安全を損なわないということに留意しながら、公共施設においては率先的な節電にできる限り努めてまいりたいというふうに思っています。特に市役所でございますけれども、各公共施設において照明あるいはOA機器、そういうものを中心に、その使い方、設定、再点検をさせていただいておりまして、一体的に無駄な電力消費の削減というものに努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質間に移ります。

今回滝の川地区においてメガソーラー事業の誘致が決まりました。滝川市への経済効果も当初の想定以上と報告を受けております。このことは、市長を初め職員の皆様方の努力のたまものと評価するところであります。と同時に、当初の計画から最後の入札まで目を配らせた鈴木副市長の働きが今回の結果につながったものと敬意を表します。本当にありがとうございます。

さて、現在のエネルギー政策と新しい再生可能エネルギーに対する滝川市の考え方についてですが、地の利を生かした滝川に特化したエネルギー対策をみずから実現し、さらに地元企業が参入できる体制づくりも可能にすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長 経済部次長。

○経済部次長 東日本大震災以降のエネルギーに関する意識の高まりや本年7月よりスタートしました再生可能エネルギーの固定価格による買い取り制度において有利な条件が提示されたことから、全国各地でいわゆるメガソーラーを初め、さまざまなエネルギーに関するプロジェクトが展開されている状況にあります。こうした状況の中、滝川市においてもメガソーラーの誘致を含め、再生可能エネルギーの事業化について太陽光に限らず小型風力や小水力、バイオマスなど幅広く研究を進めておりますが、検討の中で課題となるものの一つに雪の問題があります。全国的に見ても雪の多い滝川市において新たなエネルギーの導入を進めるには、雪を克服する知恵と努力が必要であると考えております。このたびのメガソーラーの誘致が実現したのも、豪雪地帯の新潟県の事例を含め発電事業に関する技術的な情報の蓄積により、企業の皆様と具体的なお話ができたことが大きいと分析しております。雪の多い地域において優位性を発揮できるエネルギーを見出すのはなかなか難しい側面もありますが、新たな技術開発の動向や先進事例に関する情報収集に努めながら、実現できる道を模索していきたいと考えております。また、地元企業のかかわりにおいては、再生可能エネルギーの導入を地域産業の振興策と捉え、地元企業がみずからエネルギー分野へ参画する場合の後押しや、このたびのメガソーラー誘致に関しては基礎工事やフェンス工事、維持管理業務などについて地元企業への発注をお願いするなど、地域経済への波及効果にも十分配慮しながら情報提供や情報交換を行ってまいります。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 再質問でございます。

滝川は、現在太陽光発電にのみ個人宅でいえば補助金があると思います。今後それに関して増額ですか、またほかの再生可能エネルギーに関しての補助の新設ですか助成の新設、こういうことを考えているのかどうかについてお伺いいたします。

(何事か言う声あり)

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 個人向けの太陽光発電の助成制度の関係でございます。

これについては今年度からやっているということで、単年度ということでは考えてございます。ただ、ことしの動向でパネルの単価が下がってくるということで、助成については若干今後見直しがかかる可能性も出てくるということですが、太陽光パネルについては続けていくというような考え方を今持っております。ほかについての政策は、特に今現在考えてございません。

○議長 坂井議員。

#### ◎4、福祉行政

##### 1、高齢者・生活困窮者等に対する支援について

○坂井議員 4番、福祉行政、項目1、高齢者・生活困窮者等に対する支援について。1番目の高齢者が健康で暮らせる取り組みについてですが、これは午前中に関藤議員が行った健康寿命での趣旨と私も同じ考え方での質問でしたので、これは削除させていただきます。

2番、生活困窮者に対する支援の考え方について伺います。また、今時期の灯油についてですが、9月の第3回定例会時の堀議員の質問に対する答弁で価格次第で考えるという答弁がございましたが、その後どのように考えたのかについてもお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活に困窮される市民の方への支援といたしましては、経済的には生活保護制度があり、実際の生活支援では介護保険制度や障がい者施策等の各種福祉サービスはございます。これらのサービスを適切に実施するため、民生委員児童委員や市の地域包括支援センター、そして地域での見守りを支援してくださる町内会や団体、事業者の方々と連携し、安心、安全な生活を送るための情報共有に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、福祉灯油の件ですが、9月にもご質問いただきました。11月末現在ではわずかながらも値下がりの傾向にあると把握しておりましたが、12月8日からコープさっぽろが9月1日以来の値上げを実施したこともあり、まだ昨年と比べてそう多くは上がっていませんが、9月のときの答弁とそんなに変わりませんけれども、今後も灯油価格の動向把握に努めながら、過去に福祉灯油を行ったときのような高騰傾向になった場合など、事業実施の検討もしてまいります。その場合でも当然前回同様北海道の特別な財源対策など財源の確保なども必要と考えますので、ご理解ください。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の3番、高齢化や核家族化に伴う老老介護や認知症の高齢者が認知症を介護する認認介護の増加が社会問題化しています。介護認定を受けていない世帯の経済的のみなら

ず介護が長期化することによって精神的な負担も増すことから、そういうケアについての考え方についてもお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市においても高齢化が進行し、高齢者の増加に伴い、今お話をありましたように要支援、要介護認定者が増加しております。また、核家族化も進みまして、高齢者世帯も増加していることから、老老介護等が増加していると思われます。昨年の介護保険計画策定のためのアンケート調査では、住みなれた自宅での介護を希望する方が多く、在宅介護を推進するため介護者の負担軽減を図ることが必要となってきております。介護認定を受けている世帯の経済的支援としましては、ことしから在宅介護に負担の大きい要介護4以上の重度の方を対象としまして、経済的対策支援としまして紙おむつなどの家族介護用品支給事業、そしてリフトつきタクシー等利用料助成事業を実施しております。それと、精神的ケアとしましては、地域包括支援センターの総合相談、ここはいわゆる何でも相談ということで、これを中心としまして、少しでも日ごろの介護疲れを癒やし、介護者同士が交流できる介護者の集いなども定期的に開催しております。介護認定を受けていない世帯については、介護予防事業のご案内や、それから平成22年度から75歳の高齢者の実態調査、認定や何かを受けていない方の全調査を行っております。その中で心身の状況や生活状況を調査し、各種相談に応じまして、特に虚弱と思われる方は保健師等がご自宅に行きまして調べまして、適切な支援ということで、例えば温泉体操教室やら、それから介護予防サービスの紹介、中には認定審査等の手続ということで、こういうことの指示などを行っております。

以上でございます。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 4番目の質問でございます。一部今の部長の答弁でもう解決てしまっている部分があるのですけれども、通告を出している手前、あえて言わせていただきます。ひとり暮らし世帯の高齢者の把握や対策については、ことし6月の第2回定例会で窪之内議員の質問に対する答弁で理解したところでございますが、老老介護、認認介護世帯の把握や孤立死に対する対策について伺います。また、北海道知事が11月28日の北海道議会一般質問の答弁で安否確認マニュアルを年内に完成させることを答弁し、滝川市へも通達があったかと思いますが、その進捗状況についてもお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 老老介護世帯等の状況把握については、先ほどもお話ししましたが、地域包括支援センターを中心としまして常に情報収集に努め、必要な都度随時訪問調査を行っております。特に当センターでは、利用者の心身の状況や生活状況を把握し、介護サービス計画を作成する介護事業所のケアマネージャーとの情報交換を密接に定期的に開催しまして、それぞれ個別ケースの対応をしっかりと行っています。また、介護認定を調査する介護認定調査員というのですけれども、訪問時において何か気づいたことがあれば早期対応を図っております。老老介護等の世帯についても、できる限り孤立しないように、さつきもちょっとありましたけれども、介護者同士が集う介護者の集いや認知症の人とともに歩む家族の会での交流を呼びかけるなど、介護疲れのストレス解消など

につながるように努めています。また、単身の方だけではなく、孤立死に対する対策は昨年高齢者見守り安心ネットワークを立ち上げ、民生委員児童委員さんや町内会などの地域住民、そして今度は企業、商店、金融機関、タクシー等関係機関と、日ごろの高齢者のちょっとした気がかりなことがあれば地域包括支援センターを通して通報していただく体制づくりを行いました。老老介護世帯等に限らず、高齢者等の何らかのサインができるだけ見逃さずに地域全体でこのネットワークの活動を拡充していきたいと考えております。また、北海道では、高齢者の孤独死が道内で相次いだことから、安否確認マニュアルの作成を目指して10月に市町村に対する単身高齢者世帯の孤立死に係る状況調査を行い、この調査結果を踏まえて年内にはマニュアルを完成させるとお聞きしております。今後とも情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長 坂井議員。

### ◎5、観光行政

#### 1、道民球団の積極的活用について

#### 2、観光行政の広域化について

○坂井議員 次の質問に移ります。5番、観光行政でございます。項目1、道民球団の積極的活用について。要旨の1、プロ野球、日本ハムファイターズが企画した北海道全力応援プロジェクトに滝川市が選ばれ、応援大使に斎藤佑樹選手と乾真大選手が決まりました。この企画自体が1年目ということもありますし、球団側も手探りで進めていくだろうと思われます。だからこそ滝川市が主導し、積極的に活用すべきと考えます。滝川市、市長の考えを伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 11月上旬、道庁を通じましてこの企画の案内があったところでございますが、北海道のプロ野球球団であります北海道日本ハムの選手を本市のさまざまなPRに活用できるところから、友好親善都市、名護市が春季キャンプ地であること等をアピールしまして、11月23日に最終的に斎藤選手、乾選手に決定していただいたところでございます。早速球団のほうには、応援大使へのご挨拶に伺いたい、あるいは広報1月号に掲載するために写真撮りを行いたい、あるいは来年の取り組みについて早速相談したいと、こういったことをご連絡いたしましたが、今回選ばれた18市町村に対し平等な対応をとりたい、あるいは球団側で実施可能などなどを示した要綱を持って、後日窓口になる担当者を伺わせる、あるいは来年1年間の期間の活動であり、来年のことであっても年内の対応はできないとの返事をいただきまして、早速対応したことが実現できなかつたということでございます。12月21日に担当者が来庁いたします。そこで打ち合わせをしますので、球団側の条件など説明を詳しく伺いながら、庁内の関係所管あるいは市内関係団体と調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、せっかく第1回目に選ばれましたので、こういった機会をできる限り生かしまして、お二人の応援大使のご協力をいただきながら滝川市のPRに積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご協力のほどをまたよろしくお願ひいたします。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 続いて、2番目、観光行政の広域化について。観光行政の広域化についてですが、市長はことし6月の第2回定例会において、市役所内部で検討し、スピード感を持って早急に取り組んでいきたいとのご答弁でした。広域的取り組みについて半年経過した現在の進捗状況を伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 第2回定例会におきまして関藤議員さん、坂井議員さんの質問で、広域的にほかのまちとタッグを組んで観光ツアーレートの受け入れに取り組むことは重要であり、しっかりと戦略を検討し、かつスピード感を持って取り組みたいというふうに答弁をしたところでございます。今年度観光協会に国際観光推進事業として広域連携の構築とモデルルートの企画立案を委託しております。広域観光を進めるためには、滝川を経由する具体的な広域的な観光ルートなど各地を結ぶツールがないと展開は難しいと考えまして、企画立案だけではなく、報道もありまして、先ほども説明したとおり香港のサイクリングツアーレートの受け入れといった具体的な事業にも取り組んだということでございます。また、滝川市の交通アクセスの利点を生かした滝川経由の魅力的なコースづくりと今後サイクリングツアーレートを容易に受け入れられるようにするために、たきかわ観光協会が道央、道東の自治体、観光協会などに声をかけまして、各エリアでのサイクリングコースの設定や関係機関との受け入れの調整、広域ツアーリーダーの協力、お互いに観光客を案内し合うなどのお願いを行いまして、沿線自治体による広域的な受け入れ態勢をつくったほか、滝川から遠軽、網走、斜里、羅臼、標津までを結ぶ世界遺産をめぐるコース、あるいは大雪山周辺をめぐるコース、中空知、北空知をめぐるコースなど、周辺自治体の方々と協力をしまして8本のコースを設定をいたしました。8月上旬にはニセコエリアで台湾からのサイクリングツアーレートが実施されまして、美唄、浦臼まで足を延ばして行われましたが、これをきっかけにしまして来年度の空知管内をめぐる台湾からのサイクリングツアーレート実現に向け、ニセコと連携し、先ほども説明したとおりサイクリングルートの設定をいたしました。ニセコエリアで台湾からのサイクリングツアーレートが実現されるとおりサイクリングルートの設定をいたしました。今後とも滝川市、たきかわ観光協会もこの会議に参加する予定になってございます。

このように広域観光ルートづくり、広域連携体制の形成を中心にネットワークづくりに取り組んできたところでございますが、こういった取り組みから、実際にふらの観光協会とは富良野に来た外国人観光客をサイクリングルートを活用して滝川へ案内してもらうように打ち合わせを行っているところでございます。また、こういった各地域との調整などの取り組みが実を結び、2月には旅行会社がモニターとなって空知の見どころをめぐり、観光ルートの商品化を目指す取り組みが実施されるほか、5月下旬には6回にわたる滝川の菜の花を初めとする湧別町、北見市留辺蘂、滝上町、大空町と道内の花の見どころをめぐる花めぐりツアーレートが実施されることになりました。今後とも広域的な外客誘致と観光ツアーレートの受け入れに向けて、各地域と連絡をとりながら観光の広域化に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 今部長のご答弁いただいた内容といいますか、モデルルートの設定ですとか、そういったことというのはお話を聞いている限りではすばらしいものができるのだろうなというふうには想定されます。今後次の段階として、こういったものをもっともっと外へ向けた営業といいますか、その辺が弱いという言い方はちょっと失礼なのですが、職員がもっともっと外へ出向いてい

って、滝川のいいところ、市長がさんざん言っていますけれども、ちょっとうまく言えないのですけれども、そういうことを発信する何らかの手だてというのをもう少し拡充していただければというふうに思います。質問でございますので、それについてどうですか、よろしくお願ひします。

○議長 経済部長。

○経済部長 先ほど答弁いたしましたとおり、各地域と連携をしてサイクリングツアーセンターを中心としたルート設定を行いました。これらにつきましては、そのルートの周辺自治体と協力をしましてこれからPRをしたいということが1つございますし、空知でもツーリズムの協議会の準備会ですけれども、始まったと、北海道におきましても海外からのサイクリングツーリストを呼ぶような協議会が立ち上がったということもございますので、こういったさまざまな機会を活用しまして、議員さんもおっしゃられた職員がもっと外に出て積極的に営業すべきというようなお話をありましたので、観光協会と連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会というのがことし設立されたというお話を先ほども答弁したところでございますけれども、こういった「サイクルツーリズム in 北海道」というような冊子もつくれられておりまして、この中にも滝川と富良野、この2つを結ぶルートが掲載されておりまして、これらも全道に配布されてPRしているところでございます。このような形をどんどんこれからも積極的に活用してPRに努めたいというふうに考えております。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 今後の成果に期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして坂井議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

## 平成24年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成24年12月18日(火)

午前10時00分 開議

午後 2時46分 延会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

### ○出席議員 (18名)

1番	渡辺 精郎 君	2番	清水 雅人 君
3番	水口 典一 君	4番	坂井 英明 君
5番	渡邊 龍之 君	6番	小野 保之 君
7番	木下 八重子 君	8番	山本 正信 君
9番	三上 裕久 君	10番	堀 重雄 君
11番	関藤 龍也 君	12番	山口 清悦 君
13番	田村 勇君	14番	井上 正雄 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	大谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

### ○欠席議員 (0名)

### ○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	吉井 裕視 君
副市長	鈴木 光一 君	教育委員会委員長	小田 真人 君
教育委員会委員長	若松 重義 君	総務部長	山崎 猛 君
総務部参事	千田 史朗 君	市民生活部長	庄野 雅洋 君
市民生活部参事	伊藤 克之 君	市民生活部参事	石川 雅敏 君
保健福祉部長	佐々木 哲 君	保健福祉部次長	樋郡 真澄 君
経済部長	五十嵐 千夏雄 君	経済部次長	居林 俊男 君
農政部長	若山 重樹 君	農政部次長	中島 隆宏 君
農政部参事	多田 幸秀 君	建設部長	大平 正一 君
建設部技監	高瀬 慎二郎 君	教育部長	館 敏弘 君
教育部次長	河野 敏昭 君	教育部指導参事	四十九院 正満 君
監査事務局長	堀下 博正 君	市立病院事務部長	鈴木 靖夫 君
市立病院事務部次長	田湯 宏昌 君		

○本会議事務従事者

事務局長　中嶋康雄君　書  
書記　村井理君　書

記　橋本洋衣君  
記　原田沙奈子君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は、きのうもいろいろと議論になりましたが、通告の範囲を遵守をし、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意を改めてお願いをいたします。

渡邊龍之議員の発言を許します。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。新政会の渡邊です。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、衆議院議員総選挙結果について
- 2、第3回定例会を終えた時点での自己評価について
- 3、新年度予算の編成について
- 4、第三セクターのあり方について
- 5、学校給食費の無料化について

まず最初に、市長の基本姿勢ということで5項目ほど挙げてますが、まず最初に先日行われました衆議院議員総選挙の結果につきましてお伺いしたいと思います。今回の総選挙におきましては、国民の関心が物すごく高いTPP問題、消費税増税、原発、景気対策等々が争点となったと私的には思っております。この選挙結果、自公が大勝したわけでございますが、この結果に対して市長の率直な感想をお聞きしたいと思います。また、そのような自公が大勝した状況の中で滝川市としてやらなければならない責務があります。市民からは安心、安全なまちづくりの行政運営が求められます。そこで、市長としてみずからの広い人脈、ネットワークとフットワークを駆使し、国の情報をいち早く収集することが重要ではないかと思います。そこで、市長としてこれから国と接するいろんな場面があると思いますけれども、どのような対応をお考えかお伺いいたします。

○議長 渡邊龍之議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、一昨日行われました衆議院の選挙結果についてのご質問でございますが、この結果につきましての市長としての感想ということですが、これは差し控えさせていただきたいと思います。なお、この地域から2名の代議士が当選されまして、北海道、空知の地域振興にお力を発揮していただけることは大変心強く思っているところであります。約束されました政策の実現に向けてご尽力いただきたいと、そのように考えております。

また、後段にございましたネットワークを活用した国に対する対応ということでありますけれども、これまでも市議会議員、道議会議員時代、そして市長就任後もさまざまなネットワークを活用させていただいて積極的に行動してきたつもりであります。引き続き議員の皆様方の、そして職員、関係機関各位がお持ちのネットワークもぜひ活用させていただいて、情報収集を初め、人材の誘致、企業誘致、医師の確保など当市が抱える諸課題の解決に当たっていきたいと考えているところであります。あわせて、北海道市長会、石狩川治水促進期成会、空知地方総合開発期成会などの役員、役職も数多くお引き受けしているわけでございます。国、道、関係機関との協議や要請する機会も多々あるわけであります。北海道、空知、滝川を応援していただけるよう、国会議員、道議会議員、各省庁の幹部職員に対しまして最大限の支援、協力をこれまでお願いしてきたつもりでございます。今後も引き続き制度活用や財政措置など最新情報を収集しまして、まちづくりに生かせるように努めてまいりたいと考えております。ぜひともよろしくお願ひします。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいまの市長の答弁につきましては、別段申し上げることはないのですけれども、先ほど申し上げたとおり、そういう諸課題に対してもっと国に積極的なアプローチをかけて継続していっていただきたいと思います。

それでは、2項目めの第3回定例会を終えた時点での自己評価ということで質問させていただきます。昨年の3定においても大変失礼ながら市長の半年の評価ということをお聞きしておりますが、この時期、24年12月ということで24年も終わるということで、当初述べられた「興」という1字で市長はあらわしました。滝川市の原点を振り返って、いま一度この地の経済、農業を興し、光り輝くまちづくりを目指していくという興すという意味合いであります。また、市政執行方針に盛られた各施策の市民との対話、機能的なまちづくり、安心、安全なまちづくり、元気のある産業、活力あるまちづくり、魅力あふれるまちづくり、未来の子供を育むまちづくり、効果的な行政運営をするまちづくり等々盛られております。個々には申し上げませんが、その実効性を含めた評価について、12月になりますけれども、市長のここまで3定終えた時点での総括をお聞きします。

○議長 市長。

○市長 2問目のご質問でございますけれども、平成24年の展望といたしまして「興」という1字を掲げさせていただきました。みずからの力で経済、農業、自信と誇りを興すというふうに言わせていただきました。滝川市からさまざまなことを興していきたいという思いからでございました。ことしは、滝川市総合計画スタートの年でもありますて、市政執行方針において7つの柱に基づき、考え方をお示しさせていただきました。興すの言葉に基づく幾つかの取り組みが実を結ん

でいるというふうにも思っております。まず、北海道初の公募によります副市長登用と幅広い人脈と経験を生かした活動によりまして、都市圏への農産物の販売、市有地へのメガソーラー誘致など、経済活動において成果を上げたと、そのようにも考えております。また、民間シンクタンク設置のほか、滝川農業塾を新たに開設し、農業後継者育成の取り組みを具体化したわけでもあります。さらには、香港からのサイクリングツアーやキッズキャンプの本格オープンなど、これらは経済や農業などを興すの取り組みの成果というふうに私は考えております。また、就学前乳幼児の医療の無料化、市立病院の院内保育所の設置、友好親善都市との災害時における相互応援協定締結、空き家等の適正管理に関する条例施行など、子育て支援や安全、安心なまちづくりについても積極的に取り組んだというふうに考えております。さらには、中空知5市5町によります戸籍システムの共同運用の調印、滝川市教育支援センターの供用開始など、広域連携の取り組みというのにも力を入れてきたところでございます。市政執行方針に掲げた内容は、着実に実行していると考えております。今回自己採点は点数はつけませんが、今後残された期間でさらに熟度を高めるよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。ぜひとも今後ともご指導をよろしくお願ひします。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 物すごい成果があらわれているのかなと思いました。それで、市長にはぜひみずからの施策に対して自信を持って行政を進めていただきたいと、これがリーダーの部分かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、3項目め、新年度予算の編成についてでございますが、まず1点目、市長は予算編成方針においてオール滝川というコンセプトの中で臨む姿勢を示されました。市長の思いは、市民全体で考えることへの示唆をあらわしたものだと思います。そこで、このオール滝川はどのような形、またどのような進め方をお考えかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 平成25年度におきます予算編成の基本方針につきましては、大きく4項目を掲げております。1点目といたしましては、滝川市総合計画の2年次目として従来の取り組みを検証し、将来都市像の実現に向け、目標を推進する。2点目として、新たな行政課題の対応に向け、財源捻出の必要性を認識の上、市民ニーズというものを把握し、大胆な事業の選択と集中を図る。3点目として、将来にわたり健全な財政運営を実現する。4点目として、国の動向に的確に対応するというふうにしております。オール滝川市と申し上げた理由は、将来的にも持続可能な経済と財政の維持を図っていくためには今の私たちが厳しい予算の中においても取捨選択を行い、先送りすることなく決断をしていく責任があることを広く認識していただくためでございます。特に組織内部においては、刷新という視点で市民ニーズを把握した上で、部署というものを超えて相互に連携、調整することにより将来にわたって市民の皆様にとって必要な選択を行っていく、このような方針で予算編成を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 基本的な方針はお伺いしました。それで、オール滝川という言葉を聞くととても耳ざわりがいいのです。運動する者であれば、そういう言葉に弱い面があるかなと思います。それで、オール滝川、この方針の中で市役所の中での部分であればオール滝川と言えないと思います。これは、やはり市民も巻き込んだ形でのオール滝川というのが望まれる姿でないかと思いますけれども、この点についてどうですか。

○議長 市長。

○市長 オール滝川は、あくまで予算編成時は市役所内部の言葉でございます。そして、それを市民の皆様にご理解をいただき、市のこれからいろいろな事業に協力していただくためにも、市民の皆様にご理解を求めていく機会がこれから多々あろうかと思います。その際には、ぜひ議員各位の皆様方にもお口添え、ご協力いただきながら、オール滝川の機運をそうして醸成していただければ、そのようにお願い申し上げたいと思います。ぜひともご協力お願ひいたします。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 オール滝川という部分で進めるに敬意は表したいと思います。

2番目のストックマネジメントの対応についてお伺いいたします。各種公共施設等の統合、廃止、整理については重要課題の一つであると思っております。現状における施設調査等を行い、財政フレームとあわせ、ある程度の方向性を示されました。そこで、新年度予算における実施事業としてどうこのストックマネジメントを位置づけていくのか、また実行するに当たり、中長期的な工程表を示すべきではないかと考えます。市長のご見解を求めます。

○議長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

平成24年度は滝川市公共施設マネジメント方針をまとめさせていただき、平成25年度にはこの方針に基づく、仮称でございますが、滝川市公共施設マネジメント計画を策定する予定でございます。新年度に作成予定の公共施設マネジメント計画では、公共施設の分野別のあり方、そして小学校区をベースとする地区別の公共施設のあり方、そういうものを描いていくことを考えております。今後10年程度を集中的に取り組む期間として、公共施設マネジメント計画によって描かれる姿に向けて公共施設の削減や計画的修繕、そして歳入の確保、PPP、官民連携の導入、余剰施設の処分、施設の広域化など、できるところから進めていく予定でありますので、今後ともご協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 もっともらしいご答弁をいただきました。それで、財政フレーム、総務文教常任委員会でも説明ありました。見る限り、物すごく厳しい財政のシミュレーションを描いていると思っております。その中で、最重要というご認識があるのであれば、もっと実効性というのを明確にすべきでないか。先ほど10年という長期、分野別というご答弁いただきましたけれども、この財政状況とあわせた中で最重要という部分をどのように引き出していくのか、この1点だけお伺いいたし

ます。

○議長 総務部長。

○総務部長 明確になるべく早い段階でというのは、おっしゃるとおりだと思います。そのために10年間で何をどうしていくか、分野別にどういう整理をしていくのか、地区別にどういう整理をしていくのか、そういったものを市民の皆様、議会にも当然ご理解いただくための計画を今策定しようとしております。その計画の中でどこまで具体的にという部分はございますけれども、可能な限り具体的なものをそこで示していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 おおむね理解いたします。まず、基本的には第一歩を踏み出す勇気が求められるのではないかなどと思います。財政事情との絡みがありますが、ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思います。

それでは、予算編成の3番目です。次年度予算では各種事業の見直しが図られるのかについてお伺いしたいと思います。歳出の大幅な減を求められる中で、一層の事業の見直しが図られるものと考えております。そこで、滝川市が直面する諸課題と事業目的に沿った吟味が当然行われなければならないと思います。また、総合計画との整合性を踏まえた中に各種事業の見直しと整理をどのように進めていくのかお伺いします。ここに要旨が書いておりますが、歳入等との絡みがありますが、歳入ありきではなく、まず事業の改善を行ってから歳出予算を組むべきではないでしょうか、ご答弁お願ひいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 予算編成に至る政策の形成過程におきましては、職員みずからが将来にわたって市民に必要な施策、事業を選択するよう日ごろから心がけておりますし、必要な場面ではトップダウンによる判断も行われていますが、基本的には一定の期間と議論の過程を経て、府内でも政策論議を重ねております。その過程では、何度も事業を練り直す場合もありますし、優先度や緊急度、さらにはもたらす事業効果を十分に踏まえながら内容を吟味して政策形成を進めているところでございます。刷新の視点からは、単一の部署にとらわれない、先ほど出ましたけれども、オール滝川の考え方方が少しづつ浸透してきていると考えておりますし、厳しい財政状況下で臨む25年度の予算編成に向けては、それぞれの所管においても事業の見直しと取捨選択に取り組んでいるところです。総合計画に示す世界に誇れる国際田園都市の実現に向けては、6つの基本目標を達成するよう着実に取り組んでいく所存ですが、計画の推進に当たっては民間活力を導入したり、各施策や事業を複数組み合わせて進めるなど、さらには国、道との協調や広域連携によって効果を高め、事務を効率化することにも力を注いでまいります。議員さんの質問の要旨にまず歳出からというお話をございましたが、関西学院大学の小西教授が時々使われる言葉なのですから、出るをはかって入るを制する。財政運営の基本とする言葉で使われております。なかなか現実的に今そのとおりいっていない部分はあろうかと思いますが、そういった財政運営の基本を胸に今後とも取り進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変なご答弁いただきました。私の要旨の中では具体的な事業というのを述べておりません。しかし、編成時における基本、編成についてということでゼロベースという部分の言葉が何年来続いているのかなと思って、ゼロベースで考えた場合、実際に政策的な部分、優先順位等々あるというのはご答弁いただきましたけれども、ゼロベースをどの時点で考えて、どのようにやっていくという部分ではどうなのかなと思います。その点について、これは再質ではございません。そういうことで、そういうめり張りをつけて事業の見直し等、歳入不足にならない予算編成が求められるということを申し上げておきたいと思います。

4項目めの第三セクターのあり方について質問いたします。現在三セクとして事業展開をしているのは2社、滝川振興公社、滝川グリーンズですが、平成26年度には滝川市土地開発公社解散に伴う三セク債の償還が始まります。また、農業開発公社に至っては既に解散ということになっておりますが、解散に至るまではそれぞれ問題があったのは確かです。そこで、三セクのあり方を見る限り、どうしても役所的な感覚、経営、視野も含めてこういう狭さがどうしても経営を圧迫してきたのではないかと思います。三セクのあり方として、当初は設立した時点では市民のために行政のかわりに行うということは大変理解しますが、市民のためという大前提が見通せない中での経営は難しいのではないかでしょうか。また、民間的な経営を取り入れる体制づくりを急いでおりますが、現状の負債額、債権を圧縮するにはもう限度があるのではないかなどと考えます。そこで、新たな発想を持って、この三セク自体のあり方を含め、大きな決断が求められると思います。この点について市長のご見解をお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 第三セクター等にはそれぞれ設立の経緯がございますが、設立した当時と現在とでは状況や制度等も大きく異なっており、PF1や市場化テストなどに加え、2005年には指定管理者制度が導入され、公民連携の領域が第三セクター以外にも大きく広がりました。こうした状況、制度のもと、第三セクター等の役割については設立当時のものから見直すべきであるとの認識は全く同じでございます。一方で、現在市民ゴルフ場あるいはふれ愛の里という多くの市民の皆様にご利用いただいている施設の運営について、市にかわって現実に担っているのは三セクであるということもご指摘のとおりでございます。第三セクター等改革推進債の活用期限である平成25年度を一つの大きな節目と捉え、現在の各社の状況を検証し、選択肢を広く持った上で検討した結果、解散するもの、さまざまな改善策を講じつつ継続するものとそれぞの現時点での方向性を定め、進めていくこととしました。今後継続するとした各三セクにおいては、市の財政を圧迫することのないように、それぞれの改革プランを着実に実施した上で経営の健全化を進め、市としては一義的には経営上の課題や健全経営の方策を常に検証しながら、三セクの健全経営に対する支援を行い、市全体の財政健全化に向けて取り組んでまいります。とともに、現在の会社のままでは三セクという形態での継続性の限界についても常に見きわめながら、現在三セクが担っている各事業の必要性、事業の推進に最も適した公民連携の形やそのほかの手法を並行して検討してまいりたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 1点だけ再質させてください。経営の健全化を目指すのであれば、現状のままで体制含めてそれでよろしいのかどうか、1点だけご答弁ください。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 現状のままでいいのかということでございますが、基本的に地方財政を圧迫している三セクについては国の指導等も厳しくなってきている。その中で、農業開発公社はいろいろありましたが、土地開発公社も1年繰り上げをしまして閉じていくという判断もしています。先ほども答弁申し上げましたけれども、今継続している三セクはそれぞれ改革プランを持って、民間の方々の知恵もいただきながら、常に経営状況を検証してもらいながら進めていっております。ただ、今後市の財政健全化の視点ですとか必要性、意義ということについて、その継続性についていろんな判断があった場合は、ずるずるいくことなく、決めるものは決めていくという考え方で臨んでまいりたいと思っております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変難しい問題なのかもしれません、市長がよく言う次の世代に残さないという部分でぜひとも明るい展望が開けるような事業展開をお願いしたいと思います。

それでは、5項目めの学校給食の無料化についてお伺いしたいと思います。前田市長の政策の一つでもあります学校給食の完全無料化でございますが、小中学校全部が完全無料化となると現在の財政状況では大変厳しいものと考えます。そこで、小学校の1、2年生までの無料化ということは検討する余地があるのではないか。私的に試算させていただいておりますが、現在の1、2年生が617名、単価と年間の給食数を掛けると約2,790万円という数字をはじき出したところでございます。この分を市の負担と出したところですが、まず1、2年生までの無料化という、この点での考え方についてお伺いします。

○議長 教育長。

○教育長 学校給食費の無料化につきましては、平成24年市議会第1回定例会において大谷議員さんからの代表質問の中でお答えをいたしましたけれども、学校給食にかかる課題としまして教育委員会としましては、まず1点目として、現在江部乙中学校を除く9小中学校に調理場を設けて学校給食を提供しておりますが、いずれの調理場も建設から30年以上経過しております、学校給食衛生管理基準を満たすための整備を早急に実施しなければならないという大きな課題を抱えておりますことから、平成23年12月に滝川市学校給食施設整備方針を定めまして、既存調理場の改修を進めるとともに、校舎の改築あるいは大規模改修にあわせて学校ごとの単独調理場から複数の学校の給食を調理する親子方式による共同調理場の整備を平成29年までに計画的に実施しなければならないと考えております。また、2つ目の課題としては、現在各学校で徴収管理をしております学校給食費の未納につきましても、この間給食連合会あるいはPTAとの意見交換を行いながら検討を進めてきましたけれども、これもまた大きな課題であるというふうに考えておりますこ

とから、現段階ではこれらの課題の解決を最優先で取り組むべきではないのかというふうに考えております。渡邊議員さんのご提案につきましては、貴重なご意見として承りたいというふうに思っております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 教育委員会の立場でのご答弁かなと思っております。調理場の整備については、当然一般会計の部分、教育費の中だと思います。ここで質問しているのは給食費の関係でございます。給食費については私会計で、私会計というか、そういう方式だと思います。1点だけ、現在私会計というのは公の会計への流れというか、そういう傾向にあると思うのですけれども、この点についての考え方だけ1点お聞きします。

○議長 教育長。

○教育長 先ほどのお答えの中で申し上げました学校給食費の未納対策に関する懇談会というものを9月から11月までの3回開催をして、その中で一定の懇談会の結論としてのまとめという中に、まず1点目として学校給食費の未納対策は各学校で今行っている運営委員会方式には法的には限界があるというふうな認識、したがいまして2点目として学校給食費の公会計への移行が必要だ、3点目としてさらに教育委員会と学校、PTAの連携強化というものについても公会計に移行した後も必要ではないかというようなことがまとめとして出されておりのことから、教育委員会としても公会計への移行について検討を始めたいというふうに思っております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 教育委員会の立場、考え方等については理解いたします。そこで、改めて前田市長にお伺いします。

議長、大変申しわけないですけれども、関連がありますので、19ページの2と3をあわせた質問とします。試算額を述べさせていただきました。これを各家庭の保護者が給食費を完納した時点で、大体3,000円の年間3万円から4万円の給食費かなと思いますが、その相当額分を、私の案というか私案でございますが、市発行の商品券として配布してはいかがかと、まず1点。この商品券については、当然本人にお渡ししますが、使用できる店については市内の商店街、商店と限定すると。そのことによって商店街の活性化と保護者の負担の軽減を図ることに結びつくのではないかと。これについては、地域振興とか相乗効果とか、いろんな部分があると思います。そこで、法的、また技術的な面からこういう諸課題をぜひ解決して、市長の政策の一つでもございます給食費の無料化の第一歩に優先的に取り組んでいただけないかどうか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問ですが、学校給食費の無料化につきましては、先ほど教育長の答弁でありましたとおり、まずは給食施設の改善と給食費の未納対策ということで学校の先生方やPTAの役員の皆さんのが大変苦労されているという話を伺っておりまして、この問題をどう解決していくかが大きな課題と考えております。また、保護者の皆さんの中には、子供が食べた給食費は支払うのが当たり前であり、それよりも学校施策の整備に力を入れてほしいという声もいただいており

ます。渡邊議員のご質問、そしてご提案につきましては、学校給食費のみならず、地域の経済、地域振興の面を考えてのご提言であります。私もそういった考え方はとても大切にしなければいけないと思っております。自治体によっては子供の多い世帯の負担軽減策といたしまして一定額の商品券を発行している事例もあるようですので、法的な面でいえば不可能ではないというふうに考えております。学校給食費の無料化、さらには保護者の負担軽減のあり方につきましては、私の公約に掲げた一つでございます。先ほど来から申し上げましたとおり、給食施設の整備や給食費の徴収のあり方などをまずトータルで考えた中で、何を優先すべきかを慎重に検討していきます。議員のご提言もその一つとして大変貴重なご提言として勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ぜひ具現化に向けた部分で取り組んでいただきたい。財源的な部分で厳しいのは重々理解します。それによって先ほども申し上げたとおり給食費が商品券に回る、その相乗効果という部分もぜひ勉強して、どのような部分になっていくのかという検討をお願いしたいと思います。

## ◎2、観光行政

- 1、観光施策について
- 2、横綱白鵬闘について
- 3、観光振興事業「観光塾」について

それでは、2件目、観光行政について、観光行政については3項目ほど質問させていただきます。まず最初に、観光施策についてでございます。滝川市の観光拠点として位置づける場所というのはどこなのかと。滝川には多くの施設がありますが、これら施設を点で結びつけ、人が行ける、見れる、楽しめる、食べれるという、これらを導く点と線を構築すべきではないかと考えます。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 滝川市の観光拠点としましては、観光ガイド、色彩街道滝川にも記載しておりますが、自然豊かな丸加高原、道の駅滝川、スカイパークや市民ゴルフ場、ふれ愛の里のある石狩川河川空間のスポーツ、レクリエーション機能、美術自然史館、郷土館などの文化施設の集積、飲食店の集積が挙げられると思っております。これまでこれら拠点をつないで設定した滞在時間別のモデルコースの紹介や滝川観光協会で電動自転車のレンタル事業を行っておりまして、市内めぐりができるような取り組みも行ってきました。今年度の観光プロジェクトでは、各グループに分かれ、これらの拠点を単に線で結ぶのではなく、観光客のターゲット、旅行テーマを考慮したモデルコースの設計に取り組んでいるところでございます。また、観光協会とも相談しているところですが、JRの待ち時間を狙い、駅前からの散策観光コースの提案を行ったり、タクシーを利用した滞在時間別コース、スイーツやグルメ、歴史や産業などテーマ別のコースの提案など、観光プロジェクトの成果も生かしながら各観光事業者の連携のもと、取り組みを進めていきたいというふうに考えてお

ります。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま経済部長がいろんな部分のご答弁されたのですけれども、これって本当に市民に伝わっているとお思いでしょうか。いろんな場所、それらもやっているというご答弁いただきましたけれども、何か一つ消化不良というか、インパクトがないのかなと。観光プロジェクトの部分でのというご答弁いただいたのですけれども、このプロジェクトの関係はまた別なところでご質問いたしますけれども、JRの待ち時間云々という部分もございましたけれども、電動自転車も云々であるならば、自転車の関係で再質させていただきますけれども、駅前の駐輪場でほとんど持ち主があらわれない自転車が多々あります。これらは、警察署に届けて、1年間保管してという部分で処分されると。これらの自転車の再利用、再利活用を図れるような一つの施策も必要でないのかなと。それらを使って駅前からグライダー、グライダーからふれ愛、またグライダーの基地からという広がりを見せるような広角的なそういう観光プランというものも考えるべき、ご答弁でいただいたのですけれども、もうちょっと発想を豊かにして観光協会と取り組むべきではないかなと思いますけれども、この点についてご答弁いただきたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 まず、前段お話しになられました消化不良というようなお話の関係ですけれども、過去にはパンフレットをつくりまして時間別のモデルコースのご案内をしたこともありました。そういうことで過去にはあったのですけれども、私どももまだ十分そういった面、PR不足、対応していないということもありましたですから、今回の観光塾あるいは観光プロジェクトで改めて新たな視点でコース設定をして、これをアピールしていきたいなということで新たに取り組みを始めたところでございます。また、自転車につきましては、今観光協会のほうで先ほど説明しました電動自転車、駅前の観光協会の事務所のほうに置いてありますけれども、10台今設置をしてございます。現状これで十分足りておりますけれども、今後モデルコースがうまくいきまして自転車が足りないようなことになりましたら、またその時点で改めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 一生懸命やろうとする中身は、大変理解するところでございます。外に目を向けていく部分も観光という言葉から聞くと必要なのかなと思いますけれども、内から攻めるという部分のまず市民に周知するという部分を念頭に置いていただいて、いろんなプランを考えていきたいなと思います。

次、2番目の横綱白鵬閣についてでございます。先般経済建設常任委員会で説明がございましたが、名誉観光大使となるということ。ここではなった場合と書いていますけれども、もうなったということで理解してよろしいのか。それで、名誉観光大使になった時点で白鵬プロジェクトとの関係はどのように対処していくのかと、この点お伺いします。

○議長 経済部長。

○経済部長 平成22年5月に、滝川市観光大使、横綱白鵬閣により地域活性化を図るとともにモ

シゴル交流を推進することを目的に、市議会、JAたきかわ、商工会議所、国際交流協会、観光協会など関係団体の参加のもと、白鵬プロジェクト実行委員会を設立しまして、同年6月、横綱白鵬関に3年間ということで滝川市観光大使に就任をいただいたところでございます。横綱には、観光大使就任以来、横綱白鵬米の生産や販売などの物産振興、横綱の情報発進力による観光PRなど、滝川の活性化に大いに貢献していただいたというふうに考えておりますが、今年度が3年目の最終年次ということで、先般の秋の来滝事業の際に、横綱に24年度で任期が終了するに当たりまして次年度以降名誉観光大使の称号を受けていただきたいと、そして引き続き名誉観光大使として滝川市を応援していただきたいとお願いをして、横綱本人から快諾をいただいたところでございます。また、横綱には今までのような年2回の来滝ではなく、滝川市の節目の年や横綱の記録達成時などに滝川市にご招待したいこと、引き続き名誉観光大使として横綱の名前や写真を使わせてもらいたいこと、白鵬米の生産を継続させてもらいたいこと、来年度もモンゴル国への農業支援を継続すること、これらにつきまして説明をしたところでございます。白鵬プロジェクト実行委員会は、今年度をもって解散というふうに考えております。今後につきましては、滝川市、JAたきかわなど関係団体と調整、連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 横綱白鵬関の相当な効果があったというのは十分認識されていると思います。名誉観光大使という立場になっても、やはり丁重に扱っていくべきかなと思っていますので、その辺よろしくお願いしたいなと思っております。

続いて、2番目になりますけれども、白鵬関に羊を贈呈していますが、この羊の今後の扱い方というのはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 横綱に贈呈したハイルの関係でございますけれども、今現在は新山ファームのほうで飼育をしていただいておりますけれども、来年以降につきましては、飼料等の負担もありますので、市のほうで飼育をしたいというふうに考えております。飼育というのは、直接飼育もありますし、飼料代を提供するというのもありますし、これらについて調整をしていきたいなというふうに考えております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大事に扱っていただきたいなど。

3項目めの観光振興事業、観光塾、これについてご質問したいと思います。まず最初に、地域アドバイザーと観光塾の関連性というのはどのように位置づけているのかお伺いしたいと思います。当然振興を目的にお呼びになった方だと思いますが、そういう意味で進んでいるのかということをあわせてお願いしたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 出村地域振興アドバイザーにつきましては、平成22年4月にご就任をいただきまして、これまで観光振興計画の策定、観光塾や観光プロジェクトでの講師など、本市の観光振興にご支援、ご協力をいただいているところでございます。また、横綱白鵬関を滝川市に紹介をしていた

だきまして、滝川市観光大使の就任にもご尽力をいただいたところでございます。観光塾につきましては、これまで北海道内で行われていなかった取り組みであり、観光事業者のスキルアップ、観光人材の育成が必要との出村地域振興アドバイザーのご意見から、観光振興計画に位置づけをいたしまして、市の観光事業として出村先生を講師に平成23年度から取り組んできたところでございます。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 出村アドバイザーと白鵬閣の関係ということで、切っても切れない部分があるのかなと思いますけれども、別に観光塾を設立するという思いというのは、やはり滝川に足りない部分というか、そういうものがあるから、そういう指導というか、こういうふうな講習会等を開くという考え方から始まったのかなと思います。それで、2年半ぐらいですか、おおむね年何回、また参加人員、またテーマがもしあれば、お聞きしたいなと思います。そして、それらのやった部分が現実的に反映されているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長 要旨は2番までということでおよろしいですね。

(「はい」と言う声あり)

○議長 経済部長。

○経済部長 観光塾では観光協会と共にホテル業、交通事業者、ボランティアガイド、飲食店、旅行会社などの観光事業者がメンバーとなりまして、観光事業の企画の立て方、売り方などを学び、今年度は観光塾のステップアップ版として観光プロジェクトを組織をし、市内の観光資源を効果的に組み合わせた魅力的なツアープランをつくる勉強を進めてきております。12月18日、きょうなのですけれども、きょうが最終回ということでございまして、観光ツアープランとマップの最終案が取りまとめられ、実際に観光プロジェクトに参加した観光事業者の成果としてPRしていくこととしております。また、2年間にわたり観光塾、観光プロジェクトを進めてまいりましたが、この取り組みを通じまして市内の観光事業者の横のつながりができたほか、今年度のツアープランの検討では現地調査も行いまして、改めて観光資源を見詰め直すいい機会になったというふうに考えております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 行政と民間的なアドバイザーと求めるところの部分がある程度一致して、そういう成果というか、見える形でぜひとも出せるような形にしていただければと思います。

それで、3番目の観光塾に対する行政の考え方、今後の対応についてどう考えているのか。1、2で述べられたとおり、いろんな考えがあると、直接的に行政が関与していくのか、また間接的な関与でいいのかという部分でご答弁いただければと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 観光塾、観光プロジェクトの取り組みに対しまして、参加者からも観光事業者が集まって観光戦略の検討、観光資源の調査や掘り起こしを行う場は引き続き必要であるというような意見もいただいております。この2年間でできましたネットワークは、しっかり残していかなければならぬというふうに考えております。来年度におきましては、観光協会と相談をしているところ

ですが、ホテル業、交通事業者、ボランティアガイド、飲食店、旅行会社等の観光事業者などをメンバーに観光資源の現状取材や掘り起こし調査、観光情報の発信、観光ツアーや滞在プランの検討など外客誘致を進め、市内消費拡大につながる観光戦略を実施する組織の設置を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 私の質問に対して懇切丁寧なご回答ありがとうございました。以上をもちまして終わります。どうもありがとうございます。

○議長 以上をもちまして渡邊龍之議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

## ◎1、防災対策

### 1、防災対策について

まず、1つ目、防災対策なのですけれども、要旨の1であります。J—ALERTの情報をコミュニティFM周波数を利用して住民に告知する方式を構築すべきと考えております。先日北朝鮮から自称、衛星弾道ミサイルというものが発射をされて、J—ALERTと、それからEm—Netで滝川市のほうにも通報があったというふうに思いますけれども、まずJ—ALERT、Em—Netが正常に作用したのかどうかも確認をしたいと思いますが、J—ALERTというのは瞬時警報システムなのですけれども、いかに早くその情報を地域住民の安全のために伝えるかというのが行政の役目だというふうに考えます。現在富良野市では、もう既にJ—ALERTの通信を富良野のコミュニティFMを通じてやることに決まっていますが、滝川でも住民の安全を第一に考えれば、できることからやっていくべきだというふうに思います。現在は携帯メールとかで恐らく発信をしているのみだと思いますけれども、せっかくコミュニティFMのサテライトがこの下の階にあるのですけれども、割り込み放送がすぐできるようになっていますので、もったいない。ぜひそれを考えるべきだというふうに思います。

それと、次にコミュニティラジオの難聴地区、恐らく江部乙と東滝川地区、それから扇町のゴルフ場のほうに行くと土地が低いので、一部届かないということがあるのですが、情報ディバイドがあると住民にとってはよろしくない。あくまでも公平に届けなくてはいけないということで、ご存じのようにコミュニティFMの有効性というのは東日本大震災でも十分に認識をされました。前回の室蘭においても再認識をされたのですけれども、その情報をいかに住民全体に知らせるかということが大事だということで、総務省のほうで3.11の後に北海道総合通信局情報通信部放送課というところで法律の運用が変わりましたということになりました。今まででは中継の局というのは地域が合併とかしない限りは承認されなかったのですけれども、震災の状況を受けて、いかに早く避難情報等を知らせるかということを重視して、受信障害のあるところに関しては早急に許可を出しますということになりました。その主な柱は、自治体内の聞こえないところ、これは前々年ですか、地デジの対応のときと同じなのですけれども、そういうところにまず中継ブースターをかますこと

ができますよ、許可を出しますよというのと、もう一つは、認可自治体の隣々接自治体にも許可を出します。ということは、滝川にコミュニティがあるので、隣々接というと奈井江とか芦別まで飛ばせますよということになるのですが、そっちのほうは滝川市議会には関係ないのでいいのですけれども、要するに江部乙とか東滝川地区にもいろんな情報を届けるべきだというふうに考えますけれども、答弁を求めたいと思います。

○議長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきたいと思います。

まず、J—ALERTについて、議員さんお詳しいのですけれども、まず作動については今回は問題なかったということでご報告させていただきます。J—ALERTの情報をコミュニティFM周波数を使用して住民告知する方式の構築に関するご質問でございますが、J—ALERTによる情報伝達は瞬時に伝達する必要があることから、例えばミサイルに関する情報であれば、ミサイル発射情報、ミサイル発射情報、先ほど日本に向けてミサイルが発射された模様です。テレビ、ラジオをつけてくださいなどの限定された伝達内容となっております。このことから、J—ALERTによる情報伝達はテレビ、ラジオ等と相互に補完しつつ、緊急事態として直接覚知されるためのシステムというふうに位置づけられております。議員さんのおっしゃるとおり、滝川市における現状では詳細な状況あるいは避難行動等の情報については、NTTドコモ、au、ソフトバンク各社の緊急速報、エリアメールの活用、あるいは市内5カ所に設置してある消防モーターサイレンの吹鳴、そして大変ありがたいことですけれども、防災協定を結んでいるエフエムG'skyに詳細情報を提供して周知することとしております。また、広報車及び消防、警察、自衛隊と緊密な連携を図って、警察のパトカーあるいは自衛隊、消防本部が保有する車両、装備等を有効に活用し、巡回などによる情報伝達も行うこととしております。対処に時間的余裕がある事態については、マスコミへの周知、ホームページへの掲載を初めとする手段により周知を図っているところでございます。システムそのものについては、富良野を含めてこれからさらに勉強させていただきたいというふうに考えております。

また、江部乙地区におけるコミュニティFMラジオ難聴地区の対応についてでございます。難聴地域の解消ということですけれども、言うまでもなくFMというのは災害対応を目的とするだけのものではございません。今後地域のニーズを含めて、難聴解消方法、そして認可しやすいということでございますが、その条件などについても自治会さんとともに情報収集をするとともに、情報交換を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 住民に対する告知はいろんな方法が当然とられるべきで、あらゆるネットワークでこぼれる人を少なくするのが本質なので、考えられる手段はいろいろ使っていくべきだというふうに思います。

それと、中継アンテナの許可申請というのは、放送局が総務省に出すことはできないのです。当該自治体が申請書を出さないと総務省は受け付けないルールになっているので、ぜひ総務省のほう

ともう一度話し合いをしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 市としても告知についてはさまざまあるべき、たくさんあるべきというふうには考えております。そういった中で、FMラジオの市としての活用、どういうところを担っていただくかということを含めて話し合いする中で、市としても必要な総務省との協議については話し合っていきたいというふうに考えております。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、2つ目の室蘭での災害を想定した場合、滝川市の予想される状況は、今後早急に考えなくてはならないことは何かをお伺いいたします。ここで聞いているのは、室蘭は停電が3日ぐらい続いたわけですけれども、電気がライフラインの大変な一つでありますから、滝川市の場合は同様なときはどういうふうな状況が考えられるかをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 室蘭と同様の事故があった場合、滝川市内における停電の被害予想についてございますが、北海道電力に確認したところ、市内には4つの変電所がございます。それぞれ送電をしており、そのうちの1カ所ないし2カ所が鉄塔などがもし倒壊して送電がストップしたとしても、一時的な停電はございますが、残りの2つの変電所からの送電によりカバーされるということで、系統が室蘭よりもふくそうしているということで、室蘭市のような長期にわたる大停電になる可能性は北電さんの説明では相当低いと、絶対ということではないのですけれども、相当低いというふうに聞いております。あと、大停電に備えた対応なのですけれども、当然対応は必要と考えております。特に冬期におきましては、暖房機器が市の備蓄だけでは広範囲の対応が難しいということで、防災協定を締結している団体から提供していただくほか、滝川駐屯地に対しましても人や暖房機器、発電機、毛布等について緊急時については可能な協力をお願いしたところでございます。また、先日来お話が出ています太陽光発電所の関係でございますが、太陽光発電所内に災害用非常時電源が設置される予定になっております。充電用に利用できると聞いております。またさらに、そちらの太陽光発電所内には災害用の電池かまどといったものも整備されるというふうに聞いておりますので、災害時には活用が可能というふうに考えております。あと、室蘭とかは、停電による市役所機能の停止が情報伝達が途絶えるなど問題になっていたと聞いております。もしものときの滝川市の庁舎についてでございますが、電源確保については庁舎地下に自家発電設備が整備されておりまして、災害対策本部を設置した際の関係機関との連絡調整に支障はないというふうに考えております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 室蘭よりは大分条件がいいというか、用意がいいようなので、一安心なのですけれども、私は生業が油屋なのですけれども、この間室蘭と登別の業者と話をしたのですけれども、ガソリンスタンドは電気がないと地下の油をくみ上げられなかつたということなのです。昔はできたのですけれども、今はパソコンで管理しているので、なかなか難しかつたと。一番大変だったのは、避難所に届けるのが市から要請があつたのだけれども、油を出せない。どうしたかというと、室蘭

の石油組合にかわって苫小牧の石油組合が走って病院、避難所とかへ運んだのですけれども、一番足りなかつたのは小さなストーブ、昔でいう反射式というものしか使えなかつたということなので、ぜひそれを対応しておいていただきたいというふうに思います。

## ◎2、滝川グリーンズ

### 1、ふれ愛の里の施設管理について

それでは次、2の滝川グリーンズ、ふれ愛の里の施設管理についてですが、先ほど渡邊龍之議員から三セク全体についての質問をしましたが、グリーンズに特化してお伺いしたいと思います。ふれ愛の里の温泉施設の抜本的見直しなのですけれども、前の議会で窪之内議員も同様の質問をしているのですけれども、状況的に経営陣がかわったり、それから飲食店部門の業者がかわったりしておりますので、状況が変わっているということで、また改めてお伺いしたいと思います。民間譲渡などに踏み切ったほうがいいかもしれないという税理士さんのレポートもあったのですけれども、踏み切るというところの判断材料はやっぱり財政的なものも大事だと思いますけれども、その辺は決算状況でどういうふうになつたら判断するのか、また財政上よくても、民間が受けるところの条件として考えれば入浴者数等の実績が上がっているときに譲渡したほうがいいのかとか、いろんな判断があると思いますが、答弁をお伺いしたいと思います。

○議長 農政部参事。

○農政部参事 株式会社滝川グリーンズによるふれ愛の里の運営の抜本的な見直しについてのご質問でございます。答弁をさせていただきたいと思います。

ことしの10月10日のグリーンズの臨時株主総会、取締役会において、新たに副社長2名に就任をいただいたところであります。現在経営改善に取り組んでいるところでもございます。その副社長の1人は鈴木副市長であり、お二方とも民間経験を十分に持った方にご就任をいただいたところであります。また、レストランにつきましては、有限会社しま田から有限会社プラスワンに変更になっており、昨日12月17日にオープンをしたところであります。さらに、グリーンズは平成20年度に策定した第2次経営改善計画の見直しも行ってまいりました。そして、経営陣とレストランの変更後においてもグリーンズみずからの経営努力による経営改善の計画の実行に向けて取り組んでいるところでございます。

民間譲渡などに踏み切る財政的分岐点と時期についてでございますが、議員さんご指摘のとおり、9月の第3回定例会でもお答えしたように、特別な事情を除き、決算状況とかそういった状況の中で赤字が見込まれ、現状の行政負担を上回る状態になった時点を民間譲渡へ踏み切る分岐点というふうに捉え、会社運営の抜本的な見直しの検討に入るべきものと考えているところでございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 答弁によると赤字が見込まれた場合ということなのですけれども、それは単年度決算で赤字ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 農政部参事。

○農政部参事 赤字の状態についてですけれども、単年度ということもありますけれども、長期的

にその状態が継続するような事態になった時点というふうに捉えるべきというふうに考えてございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 なかなか理解するのが難しいのですけれども、単年度ではないということですね、何年か同じような状況が、赤字が続いた場合に判断するということで受け取ますが、役員がかわりまして副社長に鈴木副市長が就任されたので、どういう感想をお持ちか、ちょっとお伺いしたいのですけれども、議長、どうでしょうか。

○議長 いいですよ、どうぞ。鈴木副市長。

○鈴木副市長 グリーンズの役員に就任しまして、経営状況をどう見ているかというようなことをお聞きいただいているというふうに思います。

ふれ愛の里の運営で問題の一つに光熱費がございます。これはご存じだと思いますが、とりわけ電気代でございまして、その節減に限度があるということが経営の大変大きな足かせになっていると私はまず内容を知りまして感じました。ちなみに、1億3,700万円がグリーンズの一般管理費でございます。それに占める光熱費が5,000万円で、そのうち電気代が何と3,500万円で、これは30度で上がってきます冷泉を、約60度だったと思いますけれども、加温するために電気を大変使いヒートポンプ方式を使っておりまして、また館内の冷暖房もヒートポンプ方式を使っておりまして、主に暖房ですが、非常に電気代をいろいろ工夫しましても節減するのは難しい仕組みになっております。また、当然ご想像いただけますように、高い吹き抜けの構造ですので、暖房費が大変かかりまして、これもなかなか節約が、いろいろ聞きますと現場では工夫はしているのですけれども、これも暖房費用がかさむという構造になっておりまして、なかなか困難な部分がございます。エネルギーに係る費用の削減というのは近年どの企業でも経営を左右する現在の状況にありましては、ふれ愛の里は、語弊があつたら大変申しわけないですけれども、今においては大きいばかりで競争力に劣る施設だというふうに正直私は感じております。そのようななかなか経営が難しい施設の運営としては、グリーンズは少ないスタッフで頑張っているのではないかなというのが私の感じたところでございます。

ただ、物販、物の販売ですけれども、物販を含めまして売り上げの70パーセントを占めております入浴客、入浴客の方たちが基本的に物を買ってお帰りになりますので、その収益、売り上げの70パーセントを占めています入浴客が少しずつ微減の傾向にあると。これは、どうしても滝川市全体の人口が縮小することもありますので、微減の傾向にあるということに加えて電気代の上昇が今後見込まれるという中では、ふれ愛の里の今後の経営は非常に厳しいものがあるということは認識いたしました。したがいまして、私はできる限り時間をつくって、グリーンズの一員として現場に出向きまして経営の改善に参画し、努力していきたいと、そのように考えております。具体的には、ホテルの経営者でございますもう一人の新しい副社長の高桑社長には、そのご専門であります主に集客をどうするか、あるいはレストラン部門をどのように集客に生かしていくかと、こういった点のご指導をいただくとしまして、私ほうは物販部門での収益の拡大と、それから難しい課題ですけれども、電気代を削減するための技術の導入など、施設の基本的な経費の削減といい

ますか、改善に努力したいと、そのように役割を意識して考えております。なお、ふれ愛の里の入浴利用者というのは、延べですけれども、現在26万人を若干超えております。その意味では、公共性の視点からは、私の個人の意見ですけれども、グリーンズによる市と一体化した経営が続くことが望ましいのではないかと、そのように考えおります。ただ、グリーンズが再び赤字に落ち込んで、それが戻せないような状況が起りまして行政負担が過度になるという事態になりましたときは、民間会社への譲渡というような話も出ていましたけれども、そうした市の取り組みの抜本的な変更ということが必要になるのではないかなどという、着任しまして短い期間で内容を知りましたところの私の率直な思うところでございます。

以上でございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 認識がほぼ同じだったので、安心いたしました。

### ◎3、福祉行政

#### 1、被虐待児童の対応について

次、福祉行政、被虐待児童の対応についてであります。周辺自治体と連携した被虐待児童受け入れ施設の設置検討について具体的な動きがあるかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、お答えいたします。

現在周辺自治体と連携した被虐待児童受け入れ施設の設置については、具体的な動きはございません。それで、滝川市の現状を少しご説明させていただきます。道内には児童養護施設は23カ所ほどございます。近隣では岩見沢市、富良野市にそれぞれ1カ所設置されており、滝川市の子供たちの多くはこれら近隣施設に入所しているところでございます。また、これらの施設以外には、里親に預けられている子供たちもおります。いずれにいたしましても、この措置については岩見沢児童相談所と連携のもと、滝川市要保護児童等対策連絡協議会によりますケース検討会議の中で関係機関、団体が情報交換、意見交換をし、議論を重ね、保護者の意見も確認しながら行っているところです。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 将来的には恐らくいろんな福祉行政も地域で連携してやらなくてはいけないというふうに思いますけれども、将来的にはどういうふうにお考えですか、今は具体的な動きはないということですけれども。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 現在のところそのような考えはしておりませんけれども、またそういう必要な時期が参りましたら検討させていただきたいと思っております。

○議長 山口議員。

#### ◎4、教育行政

- 1、道教委の調査について
- 2、児童・生徒の安全について
- 3、滝川西高等学校について

○山口議員 それでは次、教育行政にまいります。項目1、道教委の調査についてであります。滝川市教職員の不適切勤務調査結果について、組合活動や教職員の給与過払いの実態と対応についてお伺いしますという要旨でありますが、道教委が勤務時間内の組合活動や夏休み期間中勤務時間が守られなかったことなどの不適切な勤務で給与が余分に払われていた事例が新聞報道によると381校666人、過払い分が1,318万円というふうに発表しましたけれどもけれども、滝川市でも恐らく同様の調査をしたと思いますが、結果はどういう状況でしたか。

○議長 教育長。

○教育長 教職員給与費の適正執行等に関する調査につきましては、北海道教育委員会が平成23年11月から書類審査を行いまして、ことしの3月1日と5月の17日から22日にかけて滝川市の教職員に対し聞き取り調査が行われたところです。この調査結果がまとまり、今ご質問いただきました11月26日に北海道教育委員会議の中で報告をされ、666名、1,318万6,000円の過払いがあるということで報告をされたところであります、現在滝川市に勤務する教職員で勤務時間中に組合活動を行っていた等の不適切な事例に該当する教員はなく、給与の過払いもありませんでした。教育委員会としても、引き続き教職員に対し、適切に勤務が行われるよう学校長を通じて周知、指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 結果を聞いて、大変よかったですなどというふうに思いますけれども、調査に関しては組合等は協力的にしていただきましたか。

○議長 教育長。

○教育長 調査を行うに当たりまして、私どものほうから教職員組合に対しまして協力の要請をしたところであります。協力をしてみずからの潔白を証明していただきたいというお願いをいたしまして、組合側も了承して、困難なく調査を終えたところであります。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは次、2番目の児童・生徒の安全についてであります。児童数、生徒数の減少や住宅の新築、空き家化など、町並みの区画情勢の変化などを受けて、児童生徒たちの安全向上のために通学道路の再調査と指定がえをするべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 児童生徒の登下校の安全についてのご質問で、特に通学路の安全につきましては、春に全国で相次いで登校中の児童生徒が犠牲になったということから、文部科学省、道教委、滝川市教委としても非常に大切な課題だなどというふうに考えております。通学路の指定につきましては、登下校に適する歩行者道路、それから幹線道路かどうか、それから児童生徒の家からその幹線道路

に至る最短距離かどうか、それから歩道も除雪されているかどうかなど、安全な道路を通学路として各学校で指定しているところでございます。特に新入学の児童につきましては、入学後1週間程度下校時に先生が付き添い、一人一人の通学路を確認しているところでございます。また、PTAの皆さんや地域の皆さんとともに実施しております防犯パトロール、そういったものを通じまして通学路をチェックし、危険箇所がある場合についてはその都度各学校で通学路の見直しをしているところでございます。特に冬期間につきましての登下校指導、また集団下校訓練というのも春、それから冬に各学校で行っております。そういった中で危険箇所の確認を行って、通学路の安全確認を行っているところでございます。また、危険箇所がある場合は、対策ということもきちんと適切にされておりましますし、また通学路の変更もやっているということでございます。

以上でございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、最後に移ります。滝川西高等学校について。今までの質問とちょっと毛色が違いますけれども、硬式野球部を甲子園に送り込むためにプロジェクトを立ち上げ、市及び学校も全面バックアップをすべきと考えます。どうしてこういうことを言うかというと、まず甲子園に地元の学校を行かすということはまちの活性化にとってとても有効な手段であるというふうに認識をしております。また、学校統合等の波にのみ込まれないためにも、その学校のオリジナリティを確立すべきというふうな観点からお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 山口議員におかれましては、毎回西高に関して熱いご提案をいただきまして、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。ご質問の硬式野球部は、昭和63年の夏、平成6年春、そして平成10年夏と3回甲子園に出場しております。現在、ことし赴任をしました西高野球部出身の新しい監督のもとで、道内でも伝統ある強豪校として毎日の練習や対外試合を積み重ねて、着実に力をつけて頑張っているところであります。西高野球部に入りたいけれども、学力に課題があつて他の高校を志望せざるを得ないという受験生もいるぐらい、多くの野球希望者が西高に入ってきております。西高野球部の甲子園出場、議員さんおっしゃるとおり滝川市挙げて、また地域の明るい話題になるというふうにも思っておりますので、応援プロジェクトにつきましても皆さんのご支援を賜りながら進めていきたいというふうに思っております。どのような形で応援ができるのか、さまざまな形でご提案いただきながら協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長 山口議員。

○山口議員 そのとおりだと思っているのですけれども、要するに応援プロジェクトを立ち上げるということになると3つの核があると思うのです。学校を中心とした教育委員会と、それから学校の設立者である滝川市の行政と、それから監督、OB会、それにほかの野球関係者、そういう人たちが市長の言うところのオール滝川でやっていかないとダメなのだというふうに思っております。教育長のお話もお伺いしたのですが、鈴木副市長は何か甲子園に情熱をお持ちのようなので、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 私も5年間の高校の校長のときに3回行かせていただきまして、本当に甲子園に出場するというのはまちの皆さんとの気持ちを大変盛り上げる。地域の活性化には、まさにそのものになるかなと、こういうふうに実感をした一人でございます。野球部をどうしたら強くするかということに私は5年間ずっと携わってきましたけれども、雑ばくなことですけれども、一言で言いますととにかくみんなが行ってほしいと思って高い関心を持つということではないかと思います。特に、まず校内においては校長が高い強い意欲を持つということが大事で、私は本当に全ての試合をほかの仕事がない限り見に行きましたし、休みのときもグラウンドの近くで練習試合があるとちゃんとスケジュールに入れて見に行っていましたし、そんなように学校の校長先生を先頭に教員の皆さんと甲子園に行きたいと思う気持ちをすごく強く示して、生徒たちが期待されているのだということをよく感じるということが大事だと思いますし、まちの皆さんもそうだと思います。皆さん練習試合のスケジュールを目にとって、こういう学校が来ているのだったら見に行こうということで、私も実はここに来て何回か西高の練習試合を見に行きましたけれども、それに尽きるのではないかというふうに感じております。具体策にはならないと思うのですけれども、感想を今まで感じてきたことということで述べさせていただきました。

○議 長 山口議員。

○山口議員 どうもありがとうございます。吉井副市長は市長のキャッチャーということなので、私には手を挙げているように見えるので、ぜひお願ひします。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 私も高校野球をやっていましたので、西高に本当に甲子園へ行ってもらいたいという気持ちちは山口議員と同じでございますけれども、ただ野球エリート校にするとか、学校が積極的に引っ張ってくるとかということではない強くなる方法というか、そういうものを考えるべきでないかと思いますし、要は野球をやっている中学生が西高を目指してくると、青いユニホームを着て俺は野球やりたいのだというふうに思ってもらう、青いユニホームを目指して勉強もスポーツも頑張る、中学生をそんな気にさせる高校になるべきでないか、選ばれる学校になるべきではないかなというふうに思っています。何でこんなことを言うかといいますと、私が中学生のときに、2年生のとき、昭和45年に滝川高校が北大会でほとんど1、2年生がレギュラーのチームで優勝候補の旭川龍谷に勝ったのです。それを滝川で野球をやっていた中学生はみんな見ていました。知っています。当時2年生でレギュラーだったのが山口議員です。そういうのを見ると、俺は頑張るぞということで目指すと思います。西高にはそういう学校になってもらいたいと思いますし、西高が活躍することで子供たちがそれを目指すと、きっと入試のハードルというのはくぐり抜けて入ってくるべきだと思いますし、西高の伝統の文武両道、これは大切にすべきことだと思いますし、そういう西高が甲子園に行くからこそ市民の皆さんも感動すると思いますし、応援の輪も広がるのでないかなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 再質できませんので、終わりります。

○議長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

ここで休憩といたしたいと思います。午後の再開は1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 新政会の小野保之です。一般質問は今回でたしか4回目になると思いますが、きのう市長のお話の中にありました殺伐とした中ということでございますので、しつこい質問は性格に合いませんので、できる限り簡略にさせていただきます。今回は、一応4件6項目ということで質問させていただきます。

### ◎1、市長の基本姿勢

#### 1、市役所改革について

まず、1つ、市長の基本姿勢ということで、市役所の改革についてお伺いします。市長は民間企業感覚を取り入れることを市役所改革の一つの基本としていますが、市民課に市長席を設けましたが、最近は多忙で余り席に着けないようです。1年8カ月が過ぎ、この市長席の設置により何かの視点ができたのか、また成果について伺います。

○議長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、小野議員のご質問にお答えさせていただきますが、民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本にして、これまでも答弁させていただいてまいりました。職員にはスピード感、経営感覚など民間企業感覚を身につけ意識改革を促したいとの思いで、研修などにも積極的に取り組んでいます。ご質問いただきました市民課の市長席ということでございますけれども、ご承知のとおり公務の都合上限られた時間にならざるを得ません。週に平均して一、二回着席させていただいているところでもございます。来庁されました市民の様子や職員の対応、市民や職員との会話を通して現場が抱えている課題などを把握し、必要に応じて所管への指示も行っているところであります。現場にはさまざまな情報がございます。現場を歩くことは、民間企業でも市役所でも組織を経営する者にとってはとても大切なことであると、そのように思っております。特に窓口では、お客様第一主義といいます民間企業の視点が大切だと思っております。私も市民と触れ合う中で率先垂範し、市役所改革を進めたいと、そのように考えております。今後ともご指導をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 市長答弁いただきました。ご指導ということですが、指導できるかどうかわかりませんけれども、できるだけ協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## ◎2、市民生活

### 1、窓口対応について

2つ目、市民生活、窓口対応についてお伺いします。意識改革が浸透してきていると思いますけれども、多くのところで向上してきていると思います。昨年の3定で関藤議員が窓口研修について質問したと思いますが、答弁につきまして窓口研修ということは北門で1日、窓口見学ということで実施したということでお伺いしています。民間感覚の意識を養う目的で現在も進めていると思いますが、その成果はあらわれているのかどうかお伺いします。これは私見なのですけれども、対応に明るさがないということは窓口対応について誰も認めるところだと思うのですが、市民が顧客という意識がないと、例えば株式会社滝川市役所は普通の会社とするならばすぐつぶれると思います。窓口対応に限らず全てですが、役所の機構のためだけに生きようとすると、機構には必要かもしれませんのが、地域社会にはどうでもよい公務員になってしまいますし、これは自分の経験なのですが、カウンター前に行って、担当者が不在で、近くにいても声をかけるまで反応がないとか、また広報に掲載されたので、その関係書類をもらいに行つたが、まだ準備されていないということで、これはきついかもしれませんけれども、基本的に心の中で面倒くさいという考えがあれば、その辺の考えは変えてほしいと。いろんな意味で役に立つ人を役人と呼ぶと思うのです。これは人の言葉をちょっと引用していますけれども、その辺の対応について苦情等もないのか、それをあわせて伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

先ほど市長から答弁申し上げたとおり、民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本に、具体的の策の一つとして民間企業研修を行ってまいりました。昨年度の3社22名から、今年度は既に実施済みのものとして2社15名を研修させております。研修の成果としましては、ほぼ全ての職員が大変有意義であったと感想を述べており、特に民間企業で実践されている挨拶や目配り、気配り、丁寧な所作が印象深く、早速見習いたいとの声があったところでございます。研修の対象職員については、窓口職場に限らず、入庁後数年の若手社員を中心に若手管理職員まで幅広い年齢層、職場層で実施しております。ご質問の苦情等については、所属によって業務内容に差がありますので、比較は難しい面がありますが、窓口アンケートなどで寄せられる市民の声には時々苦情があるのは事実でございます。先ほどの研修の成果を広く生かすよう、今後とも努力してまいりますし、とりわけ先ほど議員さんから厳しいお言葉もいただきましたが、地域社会でどうでもいい公務員には絶対にならないように、今後とも研修等で職員の自立、能力開発を進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 小野議員。

○小野議員 その対応について2つ目にいかせていただきます。今総務部長お答えになられた言葉と多少かぶるかもしれませんけれども、1階ロビーに設けてあります。以前は受付の案内カウンターにあったと思いますが、何種類かのパンフレットが並べられております。その中にアンケートの

記入用紙が置かれてあるのですが、結果的にパンフレットと一緒に並べてあって、前を通っても雑然として目に入らないと。この間何回か私テストさせてもらいました。並べている方向を二、三枚ずらして行って帰ってくると、たしか職員の方、女性の方が通ったと思うのですけれども、気にならないと、そこまで気にするのなら普通はある程度自分の目に入ると直すべきなのです。いろんな意識改革するということ、そういう気持ちがないと、まだその辺の民的感覚が浸透していないのではないかなと思いました。アンケート用紙も見えないような状態になっていたかもしれませんけれども、記入をさほど望んでいないような、あるいは拒んでいるような感じもしました。一応庁舎の玄関口ですので、市のセンスも疑われますけれども、予算がないというばかり言わないで、少しは明るく改善してくれと。また、市民の声のアンケートはどこで反映されているのか、市立病院では掲示されていて私たちの目にも入りますけれども、そのアンケートに対してはトップの目に入っているのか、またどの程度の利用があるのか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 来庁者窓口アンケートにつきましてですが、庁舎1階から4階までの窓口職場を中心におよそ8カ所で設置しております。記入いただいたアンケート用紙は、北口玄関の回収箱に投函いただくようご案内しているところでございます。ご指摘のありましたとおり、1階ロビーを含め、ほかの設置箇所においてもスペースの関係からほかのパンフレット等と一緒に並ばせていただいているところもあります。用紙入れには目をとめていただくよう掲示はしておりましたが、ご指摘を受けましたように回収箱を少しでも目立つようにということで、少し手を加えさせていただきました。また、さらに工夫は続けていきたいというふうに考えております。

アンケートの利用状況でございますが、平成21年度は75件、22年度は45件、23年度は73件、今年度は11月末現在で74件となっておりまして、昨年度から図書館が移転しております関係で図書館の分が昨年度16件、今年度23件ございます。今年度におきます来庁者の評価ですが、おむね4人に3人が普通ないし満足との評価をいただいておりますが、今後とも市民の皆様に満足いただける市役所づくりに努めてまいりたいと考えております。また、いただいたアンケートについては、私まで決裁で回ってきますけれども、その都度関係所属のほうに回付といいますか、指示して、さらに改善していただくような扱いをさせていただいております。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 細かいことを言うようですけれども、その辺から意識改革していかないと市長の言っている民間的感覚というのは本当に薄れていきますので、私の言うことは余り専門的なことを言わないで、こういう細かいことばかり目について言いますので、今後ともまた指導のほうをよろしくお願いします。

### ◎3、国際交流施策

#### 1、国際課と国際交流協会の連携について

3つ目にいきます。国際交流施策で国際課と国際交流協会の連携についてお伺いします。中華圏

の交流事業推進、またモンゴル農業支援事業、多文化共生の地域の取り組みなど、業務の多様化で大変だと思いますが、国際交流協会との連携はどうなっているのか。課が新設されたばかりでいろいろあると思いますが、事務作業など複雑になり、必要以上に時間が経過したりなど、国際課と協会との一線は引かれているのか、役務分担が混同して、業務を含めてですが、国際課が協会化していないかどうかを確認して伺いたいと思います。

○議長 総務部参事。

○総務部参事 国際課、国際交流協会の連携がどうなっているかというご質問にお答えさせていただきます。

国際課ですけれども、前身は企画課国際交流室でございます。それと、国際交流協会につきましては、平成2年に滝川市国際交流協会としてうぶ声を上げてから、滝川市の国際化を推進する車の両輪として事業を推進してございます。小野議員既にご存じのとおり、そのかいもありまして、国際交流、国際協力分野におきましては滝川市の名前は全国においてもその名前をとどろかせているところでございます。協会の設立当初なのですけれども、財政面、事務局体制ともに滝川市が担ってございましたけれども、平成9年度に社団化以降は自立化を進めるとともに、その盤石化を図るためJICA事業の受託や自主事業の工夫、自助努力を図っていただいております。その結果、会員数も増加してございますし、事業のすそ野も広がっているところでございます。特に人材につきましては、語学などの特殊技能を要することから適正な人材の確保が長年の課題でございましたけれども、昨年度から国際交流専門員1名、そして今年度から多文化共生推進員2名が札幌圏などから移住し、活躍しております。この状況の中で、国際課につきましては主にモンゴル農業支援、多言語表示、国際交流員による地域の国際化の進化及び国際理解教育の推進、姉妹都市交流の推進、中華圏等観光客誘致の支援などを主な業務としております。一方、国際交流協会のですけれども、語学講座、JICA事業、ジュニア大使訪問団派遣事業、ベトナム・カンボジアスタディーツアーなどの事業を主たる業務としております。双方主たる業務の範囲を明確にしてございます。しかしながら、私ども思っているように諸外国の発展は目覚ましいものがございまして、地方都市といえども相応の対応をするためには、今のところ行政である国際課が国や関係機関との連携、さらには今まで培ってきたさまざまなノウハウを有していることから、現在協会へのノウハウの継承、人材育成の支援などをさせていただいております。滝川市が特色あるまちづくりを進めるためにも、できるだけ早くノウハウの継承、人材の強化を図っていただき、さらにご活躍いただくためにも引き続き国際課として協会のほうを支援していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 小野議員。

#### ◎4、教育行政

- 1、体育協会の指導強化と屋外運動施設の整備改修について
- 2、高齢者活動の支援について
- 3、北電公園のあり方について

○小野議員 それでは、教育行政に移らせていただきます。体育協会の指導強化と屋外施設の整備改修についてお伺いいたします。財団法人滝川市体育協会が管理している中で、整備あるいは使用する機械の貸し借り、その辺は機械の老朽化もあるのですけれども、委託している各連盟に任せきりで確認も何もないとか、いろいろ現場サイドから不平不満があると思います。その辺のつながりというか、その辺の指導、連携はされているのかを伺いたいと思います。

また、財政が苦しい折、常にお金がない、お金がないという、口癖みたくなっておりますけれども、何回も質問されていますが、滝川市営球場あるいは石狩川野球場について、滝川市営球場については前回も質問させていただきましたけれども、市営球場という名についてはちょっと恥ずかしいということで施設もいろいろ改修してくれというのも、お金がないから大変だと思います。その中で現場サイド、私も野球やっている関係上、グラウンドが波打っているというのが新十津川と比べると本当に恥ずかしいです。土だけ入れるような方法も考えてくれと。恐らくことしも何回か大きな大会あると思いますので、周り、石狩川球場と比べてグラウンドは、これだけ設備整っているというか、グラウンドの数が多いところは滝川近郊はありませんので、その辺も例えばいろんな地域が集ってきて市にお金を落とすということがありますので、その辺の意味を含めてグラウンドの改修、あと土の搬入、そういう関係について検討されているのか伺いたいと思います。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 答弁させていただきます。

指定管理者である滝川市体育協会では、スポーツ団体から施設修繕等の要望を毎回受け、予算の中で体育協会が修繕を行っております。最近の体育協会が実施した修繕では、市営球場ラバーフェンスの塗装、草刈り機修繕、陸上競技場管理棟外壁修理等があります。対応できないものについては市に要望を上げていただき、危険や緊急性を考慮し、修繕等を実施しているところでございます。また、ご質問にあった滝川市営球場、石狩川球場の整備については、小さな修繕については今までも行ってきましたが、大規模修繕については平成6年度の市営球場グラウンド整備以降約20年が経過してございます。今議員さんからご指摘いただいたように、現在グラウンドの土の入れかえ、あるいは外野の芝の張りかえ、草刈り機の更新といった課題があるということは私ども承知しているところでございます。財政的な面もありますが、市民が使いやすい施設となるよう、計画的に整備に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 小野議員。

○小野議員 今ご答弁いただいたのですが、いろいろといっぱい言っても恐らくそういうことはできないと思いますけれども、今言われた中でこれから計画はあるのですか。それについて伺いたい。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 ご案内のとおり、滝川市は大変施設が多うございます。私どもが所管している社会教育施設も50を超える施設がございます。これらを計画的に順次修繕に努めたいというふうに考えていますが、内部的にはそれらのものをどうするか検討してございますし、例えば体育協会さんとも毎年集まりを持って、順位をつけて、何を優先して修繕していくかということを検討しながら

修繕工事等の取り組みをしているところでございます。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 協会と打ち合わせの中で順位をつけて進めているということでございますので、これは少子高齢化、どこのスポーツも同じなのですが、要望することは皆さん確かにいろんなこと、直してくれというの当たり前だと思います。細かいことを言いますとまだまだ言いたいことがありますので、その辺は協会さんと隨時協議して進めてくれたらということを思います。

それでは、2つ目にいきます。高齢者の活動支援についてですが、教育推進計画に生涯学習社会の実現と地域社会活動のための参加を促し、高齢者の学習機会への支援とありますが、これはシルバー世代のために福寿大学を初め、例えれば閉校校舎、あとは遊休施設を利用して、誰でも学べる歴史、趣味、あと各種講座、実習、滝川には石狩川とか空知川だとか雄大なところもありますので、そういう立地を生かした長期滞在者を募集するなどをした特別教室、あるいは全道規模を目標に仮に生涯大学だとかを設置するようなために財団法人、あとは滝川学習協会と連携してこういうことを前向きに検討されてはいかがかなと思うのです。ということは、私もそうなのですが、これから例えば自分の趣き、例えれば趣味だとか、時間があればそういうことができるようなことも進んで考えていかなかつたら、皆さんも今隨時年とつていきますので、そういうことも可能性があるかもしれませんので、そういうことをできるかどうか、検討できるかどうかを含めて伺いたいと思います。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 生涯学習についてご質問賜りました。

日本は平均寿命が世界のトップ水準にあり、また健康を維持しながら第二の人生を送る世代が増加しています。文部科学省では、平成24年3月に長寿社会における生涯学習のあり方について方針をまとめました。長寿社会において生涯学習の果たす役割が大きいことが示されています。滝川市におきましては、60歳以上の高齢者を対象とした福寿大学を開設し、現在150人の市民の方が学んでおります。法律や語学、健康づくりなどさまざまなテーマについて、社会教育施設に限らず、市内の小学校や短大、そしてこしほ議場も活用させていただきましたが、学習の幅を広げております。また、市民の皆さんに施設という地域資源を知っていただく機会でもあったと思います。現時点では、会場を1カ所に限定するということではなくて、社会教育施設を含めた公共施設あるいは企業など、さまざまな施設及び機能を活用していきたいと考えております。

続いてですが、いわゆる団塊の世代の方々が全て60歳を迎えられました。社会と積極的にかかわっていきたいと、生涯現役を目指して専門的で高度な学習機会を求める高齢者が今後ふえていくことが予想されております。一口にシルバー世代といっても、その価値観は多様化、多元化しており、求められる学びの内容も変化してきております。滝川市生涯学習振興会や國學院大學北海道短期大学部などの連携、あるいは北海道教育委員会が実施している道民カレッジの情報提供などや他市で開催されている市民カレッジなどの先進事例を参考に、シルバー世代を含め市民の皆さんのが意欲的に生涯学習に取り組むことのできる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長 小野議員。

○小野議員 この件につきましてはもう少し勉強して掘り下げて、また次回に質問させていただきたいと思いますけれども、最後になります。

3つ目、北電公園のあり方についてお伺いいたします。どうぶつらんどが廃止されて、今はもう記念塔が形があるわけすけれども、一部小公園があります。家族の憩いの場といつても、今私も行きますけれども、散歩程度にわずかな人が利用しております。現状ではほとんど野球公園になりつつありますけれども、野球関係者以外はだんだんと足が遠のき、広い草地もありますけれども、その辺を有効利用する対策は何か検討されているのか。また、冬期間は現在もスロープ開放、あとスノーレクなど企画されていますけれども、管理が体協とか、あとほか2つの所管になっているようすけれども、その辺の連携はできているのかどうかを伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 北電公園のあり方、人を呼び込む方策と関係者の連携についてのご質問だと思います。

北電公園の整備につきましては、スロープ部と近接する広場に設置されている遊具の老朽化が著しいため、防衛省の補助を得まして本年度実施設計を進めております。次年度、来年におきまして遊具の改築、更新を実施する予定でございます。実施が終われば、家族連れが楽しめ、憩えるエリアとして多くの皆様に来ていただけると考えておるところでございます。また、遊具などが使えない冬期間についてですが、教育委員会において活用されており、スロープを使った事業については指定管理者の体育協会が企画、実施し、期間1日100人の利用があるとのことでございます。スノーレク等のイベントにつきましても、参加児童の送迎や当日の運営を市教育委員会と連携して取り組んでいるところであり、北電公園球場の整備につきましてもこれまで同様、指定管理者や少年野球連盟と連携して進めてまいります。北電公園のどうぶつらんどが残念ながら閉鎖、廃止となりました。ことしも百年記念塔をクリスマスの夜にイルミネーションとライトアップが予定されているようあります。夏も冬も活用されている唯一の公園といたしまして、市民の皆様の協力をいただきながら、関係機関がさらに連携し、親しまれる公園としていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をお願ひいたしたいと思います。

○議長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。本日は2件、要旨に従って質問してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、パークゴルフ場について

まず、1件目ですが、市長の基本姿勢の中でパークゴルフ場についてでございます。市長公約でイレブンプラスワンの一つである全道規模の大会ができるようなパークゴルフ場の完成、これを本当に多くの市民の方が熱望しております。きのうの木下議員への答弁の中で進捗状況や規模などについてはまだまとまっていないと、方向性がまとまり次第議会のほうに報告されるということでござ

ざいましたので、また私の質問としては調査について質問しておりましたが、これらについてもきのうの中で一応解説されております。コンサルタントを招いての学習会だとか施設見学等をしたということで報告されておりますので、1つ目については割愛したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、2つ目ですが、新パークゴルフ場が実現された後、今まである既存のパークゴルフ場についてどのように考えているのか質問いたします。

○議長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。総務部参事。

○総務部参事 パークゴルフ場についてでございます。既存のパークゴルフ場をどうするかというご質問でございます。

きのうの吉井副市長のご答弁にもなりますけれども、新パークゴルフ場は方向性が決まつたらご報告させていただくということになってございますけれども、この件につきましてもあわせてご報告させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 今のご答弁では、既存のパークゴルフ場についてどうなるかということは現段階では全くまだ検討されていないということでいいのですね。市民の中には、なくなるだろうと、大きなパークゴルフ場ができた場合には無料の今まで近くにあったパークゴルフ場がなくなるのだということをもううわさをしたり危惧したりしております。多分縮小されて、現在のような数は続けていかれないのはわかるのですが、検討の中にぜひとも、ある程度お金のかかる大きなパークゴルフ場のほかにも、できれば利用できるようなパークゴルフ場も残していくような形でぜひとも検討していただきたいということを要望しておきます。

次、新パークゴルフ場ができるまで、まだ計画もまとまっていないということですから、この後まだまだ数年かかるのかなと思うわけですが、その間今までの既存のパークゴルフ場の管理はきちんと利用できるような形で管理を継続していただけるのかどうかということを伺います。

○議長 総務部参事。

○総務部参事 先ほどのご答弁と重複しますけれども、今後の検討ということでございますけれども、ただ一つ、私たちの調査の中では全道のおおむね5.2パーセントぐらいが有料で管理していくという状況になってございます。苦情の多くは無料のところについてはなかなかいい芝ができないということで、若干管理費の一部を負担していただいているというパークゴルフ場が多いようでございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○総務部参事 済みません、ちょっと余計なことを言ったようで、申しわけございません。パークゴルフの大もとの大きなパークゴルフ場が決まってございませんので、今既存の部分については現状のままということで考えてございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 それを伺って一応安心したのですが、今使われているパークゴルフ場で傷みの非常に

激しいところがあるということなのですが、そのことについてはもう把握されているかと思うのですけれども、新年度についてもそういったところについて管理はやっていただくと、先ほどつぶやいた中には、つぶやいたといいますか、市民の中には既存のパークゴルフ場でもある程度お金を出してもいいから管理してほしいというような声もあるわけですが、そういったことも参考にされながら、管理にも力を入れていただければありがたいなと思います。パークゴルフの人口が年々多くなってきております。生涯スポーツの一つとしてパークゴルフを愛好している人たちがどんどんふえてきているというのが現状であります。市民の多くの人がこれからパークゴルフ場がどうなっていくのかということを大変心配しておりますので、これから取り組みについて議会に報告とありましたけれども、決まりましたら市民への報告も早急に取り組んでいただきたいということを要望して、次に移りたいと思います。

## ◎2、教育行政

- 1、少人数学級の導入について
- 2、教育予算の増額について
- 3、教育環境の整備について

次、2件目、教育行政についてです。私は、12月の議会というこの議会では必ず教育予算について特に毎年毎年質問してきているわけです。教育委員会の方もその点十分ご理解いただいて、できる限りのご協力をいただいているということは大変ありがたく思っているわけです。

まず、1点目、少人数学級の導入について。新年度の学級編制の検討時期と思いますが、少人数学級の導入について市としても少人数学級を推進していくということを言っておりますので、多分心配ないとは思うわけですけれども、文科省の今後5年以内で中学校3年生までの全学年への35人以下学級を実現する方針、こういったこともありますので、市教委ではどのように考えているのか質問いたします。

○議長 教育長。

○教育長 お答えをさせていただきたいというふうに思います。

少人数学級につきましては、国あるいは道の制度によって小学校1年生、2年生、そして中学校1年生を対象として35人学級になっております。本市の独自施策としての少人数学級実践研究事業につきましては、ご承知のとおり小学校3年生、4年生の学級を対象に学年の児童数が71人以上の場合に35人学級となります。今年度は東小学校の3年生が該当となっており、教員1名を単独で採用して、きめ細かな守りと指導支援を実践をしているところであります。お尋ねの文部科学省の計画につきましては、数年前より多少トーンダウンはしておりますけれども、平成25年から29年度までの5カ年間で全ての学年、小学校3年生から中学校3年生までの7学年分の35人学級の実現を図るために、教職員定数の改善計画をまとめて公表しております。概算要求の中でこういう計画が公表されておりますが、その計画を見ますと、まず5年間で7学年をやるということですから、1年で複数学年になる可能性もあるということ、それからどの学年で実施をするのかという部分については道教委が判断をすると、決めるということ、それから実際に加配になった教員を

クラスを分けることに使うのか、あるいは少人数指導に使うのか、あるいはチームティーチングに使うのかという部分については、市教委または学校の判断によるというようなことで、かなり現場での裁量権が認められているような現在の概算要求の段階でございますので、全体像が、もしかしたら選挙の関係もあるのかもしれませんけれども、この先どういう形で予算化、新年度予算の中にこの定数の改善計画が反映されるのかという部分について、私どもがやっております少人数の実践指導の関係もございますので、注意深く情報を入手をして対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 政権がかわって、文科省の今までの思いがトーンダウンしないことを本当に願うわけでございます。それらを受けながら、滝川市教委としては、学級を35人以下にするのか、今やっている実践検証の中でやっているようなチームティーチング、そういったのがいいのか、いろいろと検討されるようですが、私は滝川としては35人以下学級に一生懸命取り組んでいると、そういう姿勢を見せていただきたい。子供たちはそれぞれ本当に多様化しておりますし、保護者の方もいろんな方がおられます。いじめの対策やら学力向上、いろんな面からいって、やはり少人数学級というのはもう動かせない大変大事な時期であると、そのように認識しておりますので、どういった形がいいのか、これからまた市教委でいろいろ検討されると思いますが、ぜひ少人数学級を念頭に入れた取り組みを検討していただきたいということを強く要望しておきます。

次、2点目ですが、2項目め、教育予算の増額について。市の教職員の皆さんによって毎年教育白書というものがつくられております。教育委員会のほうにも既に渡っていると思いますが、どの学年においても徴収金額がかなり増額しております。このほかにも保護者は、部活であるとか、例えばことしあれば柔道着だとか、いろんな形で多くお金がかかっております。長引く経済の低迷から保護者の家計も大変苦しいということで、少しでも保護者の負担軽減のため、スキー授業のリフト代金、市の体育館などの部活動の施設利用の減免、またスポーツ振興センターの掛金、これについても市教委が一部助成しているということも承知しておりますが、何とか全額助成、そういうことができないものか。また、負担軽減について何かこのほかにとか考えていることがあれば、示していただきたいと思います。

また、学校教育において当然必要な紙、画用紙、赤ペン、マジックインクと、いろんなものがあるわけですけれども、これらの消耗品についても教員や保護者が負担しているものもあり、教育予算の増額を求める声が強く強く上がっておりますが、この点についてどのように考えるか。

滝川市は、早くからほかの市に先駆けて特別支援学級の支援員を配置するなど、ほかの市町村に比べて手厚い教育がされていると認識しております。支援員の待遇改善や旅行的行事の付き添いの旅費の確保、こういったことについても要望が上がっておりませんので、これについての考え方を伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の中にはありました教職員の皆さんと毎年まとめられます教育白書、先日も大谷議員さんご同席のもと、いろいろ内容について詳細についてお伺いしたところであります。ご質問

の保護者負担の軽減につきましては、市民の皆さんのがんばりの厳しい経済環境を考えますと教育施策の中でも重要な施策と考えておりますし、市長の施策の中でも重要な施策というふうに考えてございます。今年度につきましては、小学校の部活動、道立高校の全国大会出場への派遣費を助成する文化体育奨励費の制度拡充で93万5,000円の増額、全中学校で実施する標準学力テストの費用、全額公費負担としまして66万9,000円の増額、さらに就学援助では新学習指導要領による武道必修化に伴う柔道着を支給対象に加えて188万4,000円を増額するなど、ご承知のとおり保護者負担の軽減に努めたところでございます。また、学校配当の消耗品費につきましても、児童生徒1人当たり7,461円でございまして、前年度と比べて増額となってございます。学校運営に必要な予算の確保につきましても、今後一生懸命やっていきたいと思っております。本格的な新年度予算協議はこれからでございます。保護者負担の軽減に係るさまざまご提案につきましては十分承知しておりますので、今後検討の参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、ご質問の特別支援学級の支援員についてでございます。自閉症、情緒障がい特別支援学級、それから肢体不自由特別支援学級を設置している学校で児童生徒数などに応じて配置しているところでございます。採用区分につきましては臨時職員ということで、時間賃金で雇用させていただいております。賃金単価につきましては、北海道最低賃金の引き上げなどを参考にしながら、来年4月1日から780円から795円に改定する予定でございます。また、修学旅行や宿泊学習などで児童生徒に付き添って市外へ出張する場合については旅費を支給しますし、また予算の確保にも努めていきたいというふうに考えてございます。

今後も引き続き学校運営に必要な予算の確保に向けて市長部局、道教委など関係機関と協議を重ねていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 ご答弁を伺いまして、何となくもしかしたら少し明るいかなという気分になっておりますけれども、ぜひ今まで申しましたことを考慮してよろしくお願ひしたいと思います。

次、教育環境の整備についてです。机、椅子の更新について、もう耳にたこができるほど毎年しているわけですが、本当に白書の中でもほとんどの学校からまたまた出てきているわけです。それ天板の張りかえだとか椅子の補修をしながらとかご苦労していただいているのも十分承知しておりますが、何とかしてほしいと。それに今回はあわせて教科書がA4になつていて、子供たちの教科書が今までより大きくなつておりますので、これを机の上に並べたときに、これだけの机ですから、教科書とノートとワークと筆入れと並べたのを考えただけでも大変かなと思います。今の皆さん方のこの机の幅等から想像してみてください。そういうことで、ぜひ机を大きいものにしてほしいと、そういう声が上がっておりまます。また、机の下に教科書を入れる棚がついてあるわけですけれども、それからも教科書等がはみ出で、すれすれで傷むと、そういったことも言われておりますが、そういうことについてどのように考えているのか。できれば全面更新、大変難しいことだなと思うのですが、こういうことも検討していただければありがたいなと思います。また、今まで普通教室の机、椅子についてずっと申してきておりましたが、特別教室の特に椅子の傷みが激しい。

教室優先で机、椅子を取りかえておりますから、大体教室で使わなくなったものを利用するだとか、いろんな形で学校の中でもやりくりしておりますので、それらについても点検し、対処していただきたい。

あと、ずっと言っておりますけれども、黒板の更新、古い黒板を使っておりますので、光って、横から見ると字が見えなくなると、そういうような状況になっておりますので、そういう見えづらいところを調査し、黒板の塗りかえ、それから身長の低い子とか書き写しの遅い子のためには、すぐ消されたりとか届かなかつたりとか等々ありますので、ぜひ可動式黒板が必要だと思います。

それから、網戸も多くの学校から要望が出ておりますが、今の子供たちは虫に大変弱いというか、蜂やトンボが入っただけで非常にきやあきやあして授業が妨げられると、そういうような状況にありますので、1階のところは2つぐらいずつ網戸が設置されたということで喜ばれてはおりますが、まだまだ虫が入るので、窓を閉めると、そうすると真夏は32度以上にもなって授業に支障を来すと、そういう状況が言われております。

雨漏りについては、申すまでもないと思いますが、点検をし、対処していただきたいなと思います。

放送設備についても学校改築以来とかという放送施設にもなっていましたので、非常に老朽化が目立っていると、特に緊急放送が聞こえなかったり、1線校舎は聞こえるけれども、2線校舎まで聞こえない、グラウンドまで聞こないと、そういう状況もあるようでございます。防災の観点からも早急な点検と改修が必要と思います。

次に、遊具の充実ですが、小学生にとって図書などと同じくらい遊具も大切な環境の一つだと思います。これまで点検はしていただくようにと、危険なものがないかと、そういう形での要望はしてきておりますが、一歩進めて新しい遊具だと、ブランコの下が引っ込んで、雨などがあるとまたしばらくの間乾くまでとか使えないという状況もありますので、そういうことなどもぜひ点検、改善をしていただきたいなと思います。

次、トイレの悪臭改善、これまで清掃業者に委託するなどの措置を講じていただきました。しかし、老朽化しておりますので、悪臭がひどく、これからも引き続きお願ひしたいと思います。

そのほかにも、例えば水、鉄管が古くなっていてさび水が出るだとか、体育館の暗幕が非常にぼろぼろになっているだとか、ちょっと気をつけて見ると非常に学校は大変な状況だなというのがすぐわかるわけですが、滝川市の場合老朽化した校舎が大変多いわけですから、いっぱい要望を出しても大改築をしなければなかなか改善が図られないという部分があるとは思います。しかし、これらの状況、今挙げた分だけでも現在把握されている状況と補充や改修についての考え方を求めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の学校の備品、施設、もろもろありますけれども、大谷議員さんがおっしゃるとおり、私どもも大変な状況にあるということを自覚してございます。その中でも、毎年のように少しでも改善するように頑張っているところであります。ご質問の机と椅子につきましては、5カ年計画で整備を進めてございます。毎年急に破損したりしたものについても隨時取りかえを行って

いるところでございます。24年度までの小中学校の普通教室の椅子の更新率、これにつきましては現在改築中の開西中学校を除きまして87パーセント、机の天板等についても約71パーセントの更新率でございます。今後も計画的に更新を進めていきたいなというふうに考えてございます。ご質問の既存の机よりも大きいA4対応の新JIS規格の机についてでございます。これにつきましては、改築中の開西中学校の教室の広さが前の教室より1.2倍ということで若干大きくなるということから、これまでA4対応になると大きくなるということで場所もとるということでいろいろな課題があったのですけれども、まずは新しい開西中学校に全て導入いたしております。机も椅子もとともに成長に応じて高さが変えられるようになってございまして、椅子の座面についてもさくくれが生じない樹脂製ということでなっております。今後ほかの学校につきましても、やはり改築や大規模改修にあわせて随時導入していきたいなというふうに考えてございます。

次に、黒板の更新です。黒板の取り解消につきましては、状態を見て随時黒板専用の塗料を塗布するなどの対応をしております。また、上下可動式の黒板、これについても改築中の開西中学校に導入しました。現在そのほかの学校では設置しておりませんが、今設計中の第三小学校にも導入する予定でございます。また、先ほど申し忘れましたけれども、開西中学校の特別支援学級にもあって、非常に使いやすいのかなというふうに考えております。これも、ほかの学校も大規模改修の際に導入していきたいというふうに考えてございます。

次に、網戸の設置でございます。網戸の設置についても、22年度から3カ年度にわたって少しずつ設置してきました。各小学校の1階全ての普通教室に設置を終えたところでございます。今回は、2階以上の普通教室に広げていきたいなどと考えています。中学校につきましても、改築中の開西中学校、それから昔道立高校だったこともあります江部乙中学校には設置されてございます。ただし、江陵中学校と明苑中学校はまだ網戸を設置してございません。今後順次設置を進めたいなどと考えてございます。そういう子供たちの部分が終わりましたら、大変申しわけないので、職員室にもつけていきたいなというふうに考えてございます。

雨漏りの補修でございます。雨漏りの補修につきましては、大雨が降ると必ず学校から連絡が来る状態でございます。その都度現場に赴いて修繕をしております。やはり根本的に屋上防水工事を行うなど大規模な改修が必要ではないのかなというふうに考えております。これまでも22年度以降、江陵中学校、明苑中学校の校舎の屋上防水工事を行いました。今年度につきましても、東小学校の体育館の屋根のふきかえ工事を行ってございます。今後も大規模改修工事などによって雨漏り防止を進めたいというふうに考えてございます。ちなみに、雨漏り補修については、例えば22年につきましては28件、23年につきましては16件と、やはり雨漏りは多くなってきてございます。やっぱり根本的な部分の見直しが必要かなというふうには考えます。

次に、放送設備の点検、改修でございます。学校の放送設備、日常の校内の連絡、行事のためだけではないというふうに考えてございます。やはり緊急時において児童生徒の命を守るために、とても重要な設備の一つだなというふうに考えております。聞こえにくいなどふぐあいが発生する都度修繕しておりますが、場合によっては設備の入れかえなども必要ではないかなと考えます。最近3年では、1年当たり6件の放送設備の修繕も生じているところでございます。

次に、遊具の充実でございます。現在中学校を除いて、小学校6校の主な遊具として、ジャングルジム、ブランコ、シーソー、鉄棒など47台ございます。点検につきましても、雪解けの4月に学校で、ねじの緩みがないのか、がたつきがないのかどうか点検して確認しているところでございます。新規導入につきましては、学校要望に基づき、安全性や必要性などを考慮して検討したいというふうに考えてございます。

次に、トイレの悪臭改善でございます。悪臭改善については、先ほどご質問の中にありましたように、隨時学校要望に応じてパイプへの薬剤処理、洗浄を行っておりますが、なかなか改善されないというのが現状でございます。改善策については、現在進めております耐震改修とあわせて行っているトイレの改修だというふうに考えてございます。今後も悪臭のない衛生的で明るいトイレになるように、計画的に改修していきたいと考えます。まずは、危険性とかそういうものを判断しながら、優先度も考慮しながらしっかりとやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 教育委員会としてはこの実情をきちんと把握して対処するよう努力していただいているということで、私もありがたいなと思います。新校舎、開西、第三については机、椅子等も要望どおりのものになっていくと、新校舎、新しくなった場合にはいろいろそういうものが設備もみんなよくなっていくのだということで、今多くの要望が出されている古い校舎についてもできる限りやっていただくのだけれども、新しい新校舎2つに統一して、老朽校舎はまだ具体的にすぐどうとはならないとは思いますが、ぜひとも大改築が少しずつでも早目に進むようにご努力をいただきたいと思います。日ごろ頑張っていただいているということに本当に感謝しながら、たくさん要望を出しておりますが、学校関係者としては切に要望しているということで、ぜひともよろしくお願ひいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀重雄でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

## ◎1、福祉行政

- 1、子ども・子育て関連3法について
- 2、高齢者福祉について

1点目、福祉行政。子ども・子育て関連3法についてでございますが、これは昨年の8月、通常国会で成立しました法案でございますが、まず最初に、本市において保育所、幼稚園の待機児童の現状をまず伺います。

○議長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、お答えいたします。

ご承知のとおり、市内には公立保育所が6カ所、そして私立の幼稚園が2カ所ございます。各保

育所におきましては年齢ごとのクラス編制となっているため、特定の年齢のお子さんが特定の保育所への入所を希望された場合には定員を満たしている場合もございますが、その場合保護者のご意向も伺いながら、市内の希望以外のいずれかの公立の保育所への入所は可能な状況となっております。また、私立幼稚園につきましても、希望の幼稚園に入ることができず、待機しているというような状況にはないと把握しております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 大都会では非常に保育の関係で問題になっておると思いますけれども、本市においては今の状態では問題がないということを確認させていただきました。この3法の趣旨と趣旨の説明を市民にわかりやすく、また本市のこの3法に対する、27年度からスタートされるわけですが、この取り組みについて現状の段階で伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 先ほど堀議員さんのお話の中にもありましたとおり、子ども・子育て3法は、平成24年8月10日に子ども・子育て支援法、それから就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の3法が成立し、8月の22日に公布されたものであります。この法律の趣旨は、子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てる事のできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つであることに鑑み、国や地方を挙げて社会全体で子供、子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築しようとするものであり、そのため小学校就学前の子供に対する質の高い幼児期の学校教育や保育など、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進、地域の子供、子育て支援の充実を目指すものであります。滝川市の今後の取り組みといたしましては、今後示されます国の基本指針に則し、5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となり、またその計画に子育て当事者の意見を反映させるため、合議制の機関となる子ども・子育て会議の設置が求められているほか、地域の子供や子育て家庭の状況、幼児教育や保育に関する潜在的なニーズを含めた需要量を把握するためのニーズ調査の実施も必要となってまいります。本格施行に伴いましては消費増税の実施が前提とされていることから、現時点では不明確な部分もございますが、早く平成27年度からとのことでございますので、それに合わせたタイムスケジュールを組み、勉強しながら順次準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀議員。

○堀議員 大変詳しい説明でわかりやすかったと思います。ただ、この準備を進める段階で、来年度からこの会議なり調査なりしっかりやっていかないとならないのではないかというふうに思います。当然会議をするにしても調査をするにしてもお金がかかるわけですから、これについては国が出すような仕組みになっていると思います。そういう意味では来年度の予算から確保して実行のプログラムをつくってやっていかないと、時間がそんなにそんなにあるとは思えないで、そういう

う準備をしていく予算化は考えていませんか。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 先ほどお話ししましたとおり、多分25年度に国の指針が示されると思います。それで、当初予算では計上はしてございません。ですから、必要な時期に補正で対応したいと考えております。

○議長 堀議員。

○堀議員 よくわかりました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、高齢者福祉についてお伺いをいたします。私ちょっと文章でなかなか、ひどい文章で大変だったかと思いますけれども、低年金者ということで書き出しをしていますが、要するに低所得者というふうに考えていただいて結構だと思います。低所得者の中でだんだん高齢化をしていくって、最終的にはやっぱり施設に入所しなければならないのではないかと、そういうふうに思っている高齢者がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、低所得者でも入れる施設というのはどういうことになるのか、この説明を最初にお願いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今お話しされました比較的年金等の低い方、低所得者の方が入所できる、しやすい施設として、まず常に介護を必要とし、家庭での生活が困難な方が入所する、滝川では特別養護老人ホーム緑寿園と、そして環境上や経済的な理由により在宅での生活が困難な方が入所する養護老人ホーム緑寿園があります。ご承知のように、中でも特養につきましてはニーズが高く、この状況は何も滝川だけに限ったことではありませんけれども、大変待機者が多い現状が続いております。ご本人の要介護度や精神症状、介護者の状況などを総合的に判断しながら入所を決定しているところですが、介護度の重い方などは比較的多くの期間を要しないで入所に至っているケースもございます。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 この質問は、実は何度かこの議会でもしております。その仕組みもよくわかっているつもりではいるのですが、15年後ぐらいまで、2025年以降高齢者がピークになると予想されています。今の現状でも待機者が多くて、待たせているという状況ですよね。これを民間では入れない低所得者の人たちの面倒を見てあげるということになりますと、やはり各自治体ということになると思います。そういう意味で、ピーク時に向かって、今はそうだけれども、今後についてはこうするのだというような考えがありましたら、取り組みがありましたら、お伺いをいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今堀議員さんのご質問でピーク時ということで、団塊の世代の方がどんどん、どんどん高齢化になって、今15年後ということでお話ありましたけれども、保健福祉部というか、滝川市としての介護保険計画等の計画では5年間で、15年後までは、まだそこまでは見据えておりません。遠い未来を見据えながら近未来を考えるというのですけれども、計画的にはそういう考え方でございます。それで、今のご質問でこの5年間、それから次の計画に向けてという、もう少

し中長期のお話で答えさせていただいてよろしいですか。

(「はい、結構です」と言う声あり)

○保健福祉部長 もう一点ですが、今の趣旨の中で低所得者ということで、特養等の以前からあつたお話ということが一番メインということでおろしいですか、済みません、こちらから質問聞いたようだ。

今回の計画、前期、堀議員さんから平成22年ごろにご質問ありまして、特養というのはどうしても足りなかつたらどうしますということでご質問ありまして、次期計画ということで答弁いたしました。次期計画というのは今の期間で、結果的には特養はなっておりません。それで、結果的に特養ではなかつたのですけれども、施設系、正式には居住系というのですけれども、グループホームと、それから小規模多機能型居住介護ということで、新しいタイプの在宅系なのですけれども、施設系の施設の整備ということで民間の方が整備されることにこの計画になりました。イコール特養ではなかつたのですけれども、それでこれには当然介護保険制度を継続、維持させるということで、いつもお話ししています給付と普及のバランスに配慮したことによります。それで、今回の答弁といたしましても、今計画は26年で終わりまして、それまでに特養等ということで、そういうものの整備というのはかなり厳しいというか、困難という状況であります。また、次の計画に27年から入ります。それに向けて考えますと言ったら、また検討、検討となりますけれども、次期の段階になってくるとまだまだますます、今待機者100人ぐらいなのですけれども、高齢者もふえてきて、今よりもっと特養の必要性が出てくるか、それともまた新しい形の、介護保険制度もいろいろ変わってきておりますので、24時間巡回型介護なんかの在宅介護を進める制度も出てきております。そんなようなこともにらみながら行うのですけれども、特養の点については今回の計画よりもっと踏み込んだ形で考えなければならない課題かなと滝川市保健福祉部としては考えております。そんなことで、長期ではないのですけれども、次期計画に向けて特養等の課題についてお話しさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長 堀議員。

○堀議員 そのとおりなのです。今はそういうふうにしか答えられないと思います。自治体で面倒見ていくという施設に関しては、ちょっと条件なんかも考えてみる必要があるのでないかなというふうに僕は思っています。というのは、国民年金をベースにして話していくのが妥当でないかというふうに思っています。国民年金でどこかの施設に入るといいますと、やっぱり自治体の施設しかないのです、市長。だけれども、現実受け入れは所得に関係なく今受け入れているわけですから、お金のある人は民間で我慢していただけませんかと言っても全然通る話だというふうに思っています。そういう意味では、これを規制をかけていくというとまた大変な議論を呼ぶというふうに考えますけれども、市の財政を考えたり、施設をふやすといつても当然コストがかかるわけですから、その辺踏まえて市長もどんなふうに考えているか、一度聞いてみたいと思っていましたけれども、今の時点では話せることがありましたら、そんなふうに私は考えていますけれども。

○議長 市長。

○市長 今の時点といいますか、今ほど保健福祉部長が答えましたとおり、今後の介護保険制

度のあり方、また年金制度についても税と社会保障の一体改革等が進むわけでございまして、中長期的にいろいろ変わってくると思います。現時点の国民年金、厚生年金、共済年金等々の大きな差を感じますと、確かに国民年金等々で苦労されている方のお話はよく伺います。私もそれらに合った施設が必要であるというのは認識は持っているわけでございますが、入る方をどういうふうに選別していくかとか、いろんな問題は難しいところがあろうかと思います。しかしながら、本当に低所得の低年金で苦労されている方に対する施策というのは重要なことであると思っております。それについては、しっかりとこれから考えていかなければいけない喫緊の課題であるという認識を持っていることでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしくお願ひいたします。

次に、2番目ですが、お金ではないのです。今度は持ち家を持っている高齢者の方についてお聞きしたいのですが、夫婦ともども高齢になってくるパターンと、もう一つのパターンは単独世帯になって持ち家を持っているパターンの人の話なのですが、雪はねを初めとして、持ち家で住めなくなってきたという相談をよく受けます。そうなるとどこかの施設に入るわけですが、この方の大部分はお金に対しては心配ないので、民間の施設なりいろいろ使うことが可能なのですが、売りに出してもなかなか家が売れないと、このままほっておくと崩壊するような家になっていくだろうと、そういうような心配をして、行政で何とかお手伝いをして持ち家の処分まで考えた政治の仕組みがあるのなら助かるのだけれどもという相談なのですが、この辺についての答弁がありましたら、お願ひいたします。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 ただいまのご質問は、例えば高齢の方が施設に入った場合、その持ち家の処分といいますか、その扱いということの対応策という質問だと思いますが、それについて答弁させていただきますが、滝川市だけの問題ではないのですけれども、本市におきましても人口減少、少子高齢化が進む中、高齢者の福祉施設への入居や子供世帯との同居等により持ち家が空き家となり、住宅ストックが増加する傾向にあります。昨年度から住宅施策推進検討会におきまして高齢者の新たな居住環境の形成、持ち家住宅ストックの有効活用、高齢者及び子育て世代の住みかえ支援策等につきまして検討を重ねてきており、滝川市住宅施策検討会の報告書として取りまとめ、去る11月30日の経済建設常任委員会におきまして報告させていただいたところでございます。平成25年度からの施策実現に向けて、関係部局と事業化に向けて協議中ではありますが、実施したいとする概要について説明させていただきます。高齢者が不用となった住宅を含め住宅ストックの有効活用を図るために、宅建協会、建設協会などの団体により住みかえ支援協議会を設置し、さらに地域包括支援センター等とも連携しながら、高齢者の住みかえや資産運用に係る相談を初め、住宅改修に対する相談業務、中古住宅の登録、紹介等をする住まいのポータルサイトを構築して運営する業務を担っていただくことを予定しております。また、市内在住の高齢者が所有する戸建て住宅や賃貸住宅からの移転を希望している方には、市内で整備されるサービスつき高齢者向け住宅に移転する場合に移転費の補助をして住みかえの支援をしていきたいと思います。また、一戸建て住宅への入

居を希望している子育て世代に対しては、特に低所得世帯の賃貸に対しましては家賃を補助する制度を今現在検討している最中でございます。

以上、子育て世代から高齢者まで、よりよい住環境を整備すべく検討を進めている最中でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長 堀議員。

○堀議員 実は、この通告をつくった後にそういうことがされているというのを聞きまして、すばらしく進んでいるなと感心しました。本当に身近な分野の問題ですので、皆が納得というわけにいかないかもしれません、多くの方が納得するような形で行政のサービスを進めていただきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

## ◎2、環境行政

1、レアメタル等の回収とリサイクルについて

2、エネルギー政策について

続きまして、環境行政です。レアメタル等の回収とリサイクルについてお伺いをいたします。今年8月に小型家電リサイクル法が成立し、これは厚生常任委員会でも説明がございました。本市もいち早く11月より回収を実施しておりますが、この法律の趣旨を市民にわかりやすくお伝えください。説明ください。よろしくお願ひします。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいまの小型家電リサイクル法の関係でございますが、この正式名称が使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律という法律でございます。趣旨についてのご質問でございますが、この法律は、急速に普及したデジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器の多くは、その中に利用されていたレアメタルなどの貴重な金属など有用なもの相当部分が回収されずに破棄されていたことから、これらの再資源化を図ることを大きな目的とし、来年の4月から施行するものでございます。環境省では、小型電子機器の再資源化の取り組みを促進することで廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することとしており、できるだけ多くの自治体に取り組みの参加を求めております。滝川市としましても、この法律の趣旨や本年開催した滝川市廃棄物減量等推進審議会の答申を鑑み、中空知衛生施設組合と情報を共有しながら検討を進めてまいりました。リサイクリーンでは、本年8月から不燃ごみで回収されたものの中からピックアップ回収を始めたところです。本市としましては、11月から市役所、江部乙支所、まちづくりセンターに無料の回収ボックスを設置し、拠点回収をスタートさせたところであります。現在滝川市は、新たな財政負担を伴わないよう企業との連携によりこの取り組みをスタートさせたところであり、来年4月の法律施行に向けてさらに検討を重ね、再資源化の促進に寄与できるよう取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 説明がなかつたですけれども、このレアメタルは都市鉱山と言われまして、約数兆円

埋没しているであろうという予測がされています。そういう意味では、日本は全て鉱山は輸入に頼っているわけですから、ぜひ進めるべきリサイクルの一つであるというふうに認識しています。それで、この周知をどうやっていくかということが大事だというふうに思っています。市民が全然わからなかつたら、回収しようにもしようがありません。

もう一点は、まだ煮詰められていると思いますけれども、回収品目が確定しているわけではございませんので、そういう時期に合わせて周知を一生懸命やっていこうというふうに考えられているのか、今現在でも何かされていらっしゃるのか、今後のことについて周知の努力の方法と、当然何か事業を起こすときには目標がございますので、目標などがあれば、それもお伺いしたいと思います。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 周知の関係でございます。法に基づく制度の周知方法と回収目的についてのご質問でございます。

まず、回収方法については、既に広報たきかわ11月号への掲載や公式ホームページへの掲載などを済ませておりますが、11月5日に開催した厚生常任委員会での説明後、北海道新聞の紙面でも写真入りで紹介され、電話による問い合わせも多数いただいております。さらに、今月末にはチラシによる町内会の班の回覧の実施もしていただく予定で準備を進めているところでございます。また、現在環境省と経済産業省が設置している対象品目検討会では、対象品目の最終案を取りまとめている状況にあり、法が施行される来年4月までには回収品目についても明確になると伺っております。品目の拡大も含めて検討が進められております。したがいまして、滝川市として品目が明確になった時点で改めて周知徹底に努めたいと考えております。

次に、回収目標についてですが、今後回収品目の拡大も想定されていることから、正式な品目が確定する4月以降に現在の試行実施の状況を踏まえた上で改めて設定を行う予定で考えております。なお、リサイクリーンでは、不燃ごみからのピックアップ回収を開始した8月から10月までの3カ月平均で月1.45トンの小型電子機器が回収されております。そのうち滝川市の家庭系不燃ごみの割合で単純に試算しますと、月平均で約1トン程度が滝川市民が排出している小型電子機器の排出量と言えることから、そのうち2割程度が拠点回収で回収をしていけるのではないかというふうに考えているところでございます。また、これらの実施によって不燃ごみの処理量の減少が一定程度見込まれることから、最終処分場の延命化にも寄与できるものと考えており、これらの数値的な効果についても検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 では、続きましてエネルギー政策についてお伺いをいたします。昨日いろんな議員さんからエネルギーについては質問がございました。私は、そういう中で特にエネルギー政策がまちおこしになるのではないかという可能性を期待しておるものですから、そういう意味で地産地消の取り組みが本当に必要だと思いますけれども、本市の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 地産地消の取り組みということで、エネルギー問題の関係でございます。

滝川地域における地産エネルギーの活用につきましては、かねてより生ごみのエネルギー化を初めとしたバイオマスエネルギーの利用や太陽光発電について住宅用の導入支援制度をスタートさせるとともに、空知では初めてメガソーラー事業者の誘致を決めたところでございます。今後の展開に向けましては、現在市役所職員による研究会においてさまざまな観点から情報収集、調査検討を進めているところでございます。自然エネルギーの活用はもとより、農業系未利用資源等のバイオマスの燃料化技術や広域的な地産エネルギーとしての視点から石炭の効率利用の技術など、幅広い視点から情報収集を進めております。市では、こうしたさまざまな角度からの情報収集をもとに市内外の関係者とのネットワークを構築しながら、地域への導入に向けた動きにステップアップを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 鈴木副市長、滝の川で企業誘致に成功されました。おめでとうございます。今後滝川市のエネルギーの地産地消という考え方についてどうお考えですか。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 エネルギーの地産地消というご質問でございますけれども、まず今はことしを入れまして向こう3年は買い取り制度がございます。このときを生かしまして、まず企業の誘致ができる限り、また今回のメガソーラーに続く誘致の可能性を探っていくことで、それが1つ、2つと実ることで市民の皆さんにも再生エネルギーへの関心を高めていただくということになりますし、それに続いて、もう少し調べる必要があるのですけれども、太陽光に限らない家庭段階あるいは各農家の皆さんのお仕事のレベルのところでの風力、小型風力の導入とかについて、またもう一つ、先の話になるかもしれませんけれども、風力発電も北海道で内陸地域についても関心が高まってくると思いますので、その可能性も追いかけていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 鈴木副市長が企業の誘致をするときに、北海道は雪が降るからとか、気温が低いからとか、そういう条件をいっぱい並べ立てていたら何も発生しないというふうにおっしゃっていました。そのとおりだと思うのです。エネルギー問題は、きっと今後一つの企業としての生産ベースに乗るような器の問題だと思っています。そういう意味では、滝川市も十分考えていても十分な課題だと思いますので、市を挙げて、どこにも先んじて頑張れるように努力していただきたいと思います。

それでは、2番目になりますが、庁舎の太陽光発電についてようやく2年ほどたったと思うのですが、この実績と、また当初計画した計画との違いなり検証なりがありましたら、お示しをいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 庁舎太陽光発電設備の当初の計画なのですが、年間発電量が4,490キロワットア

ワード、年間の二酸化炭素排出削減量が2.5トン、電気料金として約5万5,000円の削減としていたところでございます。これに対し、平成23年4月から本年11月末まで20カ月の発電量の実績としては6,088キロワットアワーの発電があり、二酸化炭素排出削減量は2.4トン、電気料金として約7万4,800円の削減となったところでございます。この発電量は、月当たりに換算すると約304.4キロワットアワーとなり、当初の計画に対し81.4パーセントとなつたところです。原因としては、発電の基礎となる日照時間がこの期間については計画に対比して96.5パーセントと計画値を下回ったこと、またこの20カ月間の実績として太陽光の照射角度等を考慮し、設定した日照時間に対する発電の効率が計画の約52パーセントに対し約44.5パーセントとなっていることなどが考えられますが、まだ実績として20カ月のデータしかないことから、今後も引き続きデータ収集を行いまして分析を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 本当はいい実績が伺えるのかと思って楽しみにしていました。そんなにうまくいっているのなら、ほかのことも考えたらいいのではないかといったふうに展開をしたかったのですけれども、ではよろしく検証してください。

### ◎3、耐震対策

#### 1、公共施設の耐震対策について

続きまして、耐震対策です。公共施設の耐震対策についてお伺いいたします。耐震対策については、あえて公共施設というふうに書きかえていただいた経緯があります。非常に幅広い質問で申しわけないなと思いましたが、要するに震度6ぐらいの地震を想定して、滝川の公共施設はちゃんともののか、それから橋とか道路とか、命にかかるようなことはないのか、こういう意味においてハード面の施設なり道路なり橋なりについての危険箇所がどれぐらいあるのか、まずこの辺からお聞きをしたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 耐震の危険箇所ということでございまして、私どもの施設とすれば橋梁かなというふうに思いますので、橋梁についての回答をさせていただきたいと思います。

本市の橋梁につきましては、平成23年度に橋梁点検調査委託業務によりまして市内127橋の点検を行っております。その結果、交通安全確保の支障となるおそれがあるような緊急的な補修の必要な橋梁はございませんでした。今年度橋梁長寿命化計画を策定いたしまして、平成26年度以降に順次補修を行う予定となっております。また、今回のような詳細な橋梁点検につきましては、原則5年ごとに行うこととなっております。ご質問の阪神・淡路等の大きな地震、耐震上危険と思われる橋梁についてでございますが、市内の全ての橋梁につきましては平成7年以前、要するに大震災以前の耐震基準により設計されております。したがいまして、平成7年に起きました阪神・淡路大震災クラスの地震における水平震動には設計上対応していないということになりますが、これをもって全ての橋梁が直ちに危険ということではございません。本市に多い多径間橋梁、多径間と

申しますのは、単径間、橋台があつて1本の桁が載つかつてゐるような橋です。余り大きくない橋というふうに思つていただいて結構なのですが、これについては耐震診断の必要はないとされております。全127橋のうち96パーセント、122橋がその単径間の橋、もしくはもっと小さな川でコンクリートのボックス型の橋というのがあります。このボックス型の橋であります。残り5橋が多径間橋梁と申しまして、多径間と申しますのは橋台があつて、川の中には橋脚、ピアというのですけれども、橋脚があるような橋のことであります。これになりますと阪神・淡路大震災クラスの直下型の地震、大陸型の大きい揺れでなくて直下型の地震には耐えられない可能性がありますが、詳しくは耐震診断をしてみなければ何とも言えない状況であります。したがいまして、現時点では橋梁の耐震診断、耐震の補強については大規模な膨大な費用がかかることから、まずは現在計画している長寿命化を進め、ライフサイクルコストの削減を考えていきたいと思っております。また、鉄道の上にかかる橋など橋梁が被災したときに大変重大な結果をもたらします例えばシレニア跨線橋、東2号跨線橋、西1丁目通り跨線橋につきましては、平成11年度から16年度にかけまして合わせて約1億円余りの予算で橋台等のクラックの補修等を市の単独費で行っております。大規模な補修には多額の費用を要することから、さらなる国との制度といいますか、新しい制度の創設を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 今回の衆議院選挙で自公が大勝利したわけであります。新聞報道等、またテレビ番組等を見ますと、大型補正が組まれるのは間違いないというふうに思つています。その中でも、やはり命にかかるような防災、減災のお金の使われ方がするように思います。そういう意味で、あえてこれは質問させていただきました。これだけのお金が来れば、これだけの予算がまだあるからやれるのだという前倒しで考えておいてほしいなという願望がありましたもので、本来なら2年後、3年後になるなんていうやつも前倒しでできる可能性があると思うのです。そういう意味でぜひ検査、耐震がされていないところは、このお金も出ますから、準備をしておいて、出ると決定したらすぐやるというようなことしてくれればいいのでないかなと思うのです。地方は非常に経済が疲弊していますので、民間の活力を得るためにも、それから就職も大変な厳しい状況でけれども、皆さん本当に滝川で住めるような地域経済のためにも頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

#### ◎延会の件について

○議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時46分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

## 平成24年第4回滝川市議会定例会（第10日目）

平成24年12月19日（水）

午前10時00分 開会

午後 2時04分 閉会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第15号 不動産の減額貸付けについて  
議案第16号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 4 議案第17号 滝川市議会政務調査費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 3号 監査報告について  
報告第 4号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

### ○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	清水 雅人 君
3番	水口 典一 君	4番	坂井 英明 君
5番	渡邊 龍之 君	6番	小野 保之 君
7番	木下 八重子 君	8番	山本 正信 君
9番	三上 裕久 君	10番	堀 重雄 君
11番	関藤 龍也 君	12番	山口 清悦 君
13番	田村 勇 君	14番	井上 正雄 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	大谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

### ○欠席議員（0名）

### ○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	吉井 裕視 君
副市長	鈴木 光一 君	教育長	小田 真人 君
教育委員会委員長	若松 重義 君	監査委員	宮崎 英彰 君
総務部長	山崎 猛 君	総務部参事	千田 史朗 君
市民生活部長	庄野 雅洋 君	市民生活部参事	伊藤 克之 君
市民生活部参事	石川 雅敏 君	保健福祉部長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	樋郡 真澄 君	経済部長	五十嵐 千夏雄 君

経済部次長	居林俊男君	農政部長	若山重樹君
農政部次長	中島隆宏君	農政部参事	多田幸秀君
建設部長	大平正一君	建設部技監	高瀬慎二郎君
教育部長	館敏弘君	教育部次長	河野敏昭君
教育部指導参事	四十九院正満君	監査事務局長	堀下博正君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君	市立病院事務部次長	田湯宏昌君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	書	記	橋本洋衣君
書	村井理君	書	記	原田沙奈子君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

○議長 ここで、保健福祉部長よりきのうの本会議における一般質問で堀議員に対する答弁について訂正の申し出がありましたので、発言を許します。保健福祉部長。

○保健福祉部長 昨日の堀議員の高齢者福祉に関する低年金の高齢者の方々が入所できる施設のご質問の中で、老人ホーム等施設整備に関する再質問に対する答弁で、本来給付と負担のバランスと言うべきところを給付と普及のバランスと言い間違えてしまいました。答弁の訂正方よろしくお願ひいたします。

まことに申しわけございませんでした。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は11名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位12番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解説された事項にわたらぬようご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。総選挙、空知から地方を知っている国会議員を送り出すことができました。本当に我々の声が国に届けられると確信いたしております。

それでは、質問に移りたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、市長公約について

2、社会福祉事業団の新体制について

まず、市長が就任しまして1年8カ月経過しております。そこで、市長が公約に掲げられたもうろ、この実現というか、進捗状況をまず伺いたいと思います。

○議長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、三上議員のご質問にお答えさせていただきますが、ただいまご質問にありましたとおり市長就任2年目の折り返し地点が目前ということでございまして、1年8ヶ月、市長という役職を務めさせていただいております。もちろろんではございますけれども、政策提言、イレブンプラスワンというものを現段階で実行した項目、また成果の上がっている項目を申し上げさせていただきたいと思います。まず、副市長の公募と2名体制化ということ、そして民間シンクタンクの設置と、この2つを実現し、民間企業感覚を取り入れた市役所改革に取り組んできているところであります。また、就学前乳幼児の医療費無料化や延長保育など特別保育の充実というのも図りました。あすを担う子供たちへの重点投資にも力を入れたというところであります。さらには、学校施設を初めとした公共施設の耐震化、道路などのバリアフリー化も進めており、人に優しい住みやすさの実現に向けて取り組んでおります。そのほか、白鵬米の販売や農産物を活用した特産品開発の検討が進められております。新たな滝川ブランドの創出にも着手しております。さらには、友好親善都市との災害協定締結など、災害に強いまちづくり、安全、安心な備蓄についても順次進めているところでございます。今後も政策提言の実現に向けて努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 今市長のほうからもお話があったとおり、折り返しを目前としている。2年たった時点ですっきりできるもの、できないものというのを明確にしていただきたいと思うのです。というのは、1年と9ヶ月前に我々が驚くような東日本大震災が発生しました。その前に、市長としては選挙前ですから民間感覚で政策立案された公約としたと思うのです。あの東日本大震災で2万人以上の方が亡くなつたと、そういう状況の変化があります。立案されたときはその前です。そういったことを考えたときに、やはり公約を最優先で実現したいという思いはわかります。ただ、状況は変わっております。そういったことで、やれるもの、やれないもの、そして優先すべきもの、それをはっきりと明確にし、そしてできないものについては市民理解を求める。それが2年目、最後の折り返し点、2年を迎えるに当たって市長がすべきことだと思うのです。

それで、次の質間に移りますけれども、この任期4年の中で実現不可能だと思われている政策というのがあると思うのですけれども、今この時点で明確にすることは市長としては不本意だと思いますけれども、今話したとおり状況は変わっております。市民の大多数は理解していただけると思います。そのようなことで伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 確かに今ご質問にございましたとおり市長に就任させていただいたからいろいろなことがございました。その中で、月日のたつのは本当に早いものだなと思う毎日でもあるわけでございます。就任前に提言させていただきましたイレブンプラスワンについては、市民の皆様初め、議員各位、職員の皆さんとの協力をいただいて既に実現したものは先ほど申し上げたわけですし、現在検討段階という項目もあります。ほとんどにおいて何らかの手をつけさせていただいているというふうには思っております。検討段階のものと言いましたけれども、まだ現状において説明できる段階のものもあるわけでございまして、財源対策や公平性の問題、相手方との調整とか、実現に至るま

でにはなかなか難しい課題があるのはお互いの認識は同じであろうかと思います。また、これまで財源その他の事情で先送りしてきた、私が就任前から先送りしてきた行政課題もたくさんあると、そのように思っております。限られた財源の中で、緊急性、公平性、安全性、優先性の視点を持って、何から先に手をつけていくべきなのかを十分検討していきたいと、そのようにも考えております。その上において、市民のため、滝川市のために優先するべきものがあれば、決して公約優先にこだわるものではないわけであります。しかしながら、その場合においてはかかるべき時期にはきちんと市民の皆様には説明責任を果たさなければいけないと思っております。今三上議員からお話をあったとおり、本当にいろいろと事情は環境が変わったという内容でございまして、温かいご質問いただいたなと思っております。いずれにしましても、現時点においては残りの任期の中で公約実現に向けて最大限努力をしたいということで思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 私が前田市長を高く評価している部分というのは、前田村市政でまいてきた種、それを今一生懸命摘み取っているのですけれども、実は、政権というか、市長がかわってしまうと、前の市政に対しての全部継続というか、したくないという思いというのは当然あるのではないだろうかと思うのです。それをそういうことはせず、田村市政をしっかりと継承しながら、実現するものは実現させてきたというところだと思っております。ぜひあと2年、できるもの、できないものあると思いますけれども、頑張っていただきたいなと思います。

それでは、次に移りたいと思います。社会福祉事業団の新体制について伺いたいと思います。先ごろ新理事長が交代されました。それを受け、理事長に対して滝川市として期待するものがあると思うのですが、それを市長に伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 このたび社会福祉事業団の理事長が交代されたわけでございます。新理事長になられた方は、長く金融機関のトップとして活躍された方でもございまして、大変尊敬できる大先輩だと、そのように私は思っております。法人の設立趣旨やその法人の特性、特質等についても深いご理解をお持ちの方でございますので、これまでの経験をもとに新たな視点で社会福祉事業の推進と施設譲渡の実現に向けてその手腕を發揮されるものと大変期待しているところでございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 新理事長については、議会としても多くの方がまた新たな展開が生まれるのではないかだろうかということで期待されている方が多いと思います。それで、今後は役員、理事の皆さんを入れかえというか、切りかえもあると思いますけれども、そういう新体制になってどのような展開、どのようなことを望んでいられるのかということを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 新体制でどのような展開ということでございますけれども、施設譲渡の検討を進める上で、市のこれまでの考え方方が着実に引き継げる体制を築いていただくということが重要でござい

ます。その中心は、あくまでも社会福祉事業団の理事会であると認識しております。事業団は独立した法人格をお持ちですが、設立経過を踏まえますと市との連携を密にしていきたいというような新理事長の意向もおありだというふうに伺っております。さきの厚生常任委員会におきまして、議員各位と新理事の皆さんとの懇談が委員の皆さんより提案され、正副委員長に一任されました。こうした取り組みを通じて、改めて事業団運営に対する理解を深めていただきますとともに、市といたしましても新体制へ移行した事業団との連携をこれまで以上に密にして、施設譲渡の早期実現を目指していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 以前の議会で、私は社会福祉事業団について一般公募したらどうなのだというお話をさせていただきました。その当時の市長は今はその段階ではないという回答でしたけれども、今後、理事長がかわりましたし、理事の新しい新体制になって、経過を見ていかなければなりませんけれども、そういった中でこちら側、市としては期待した以上のものがなければ、一般公募という新たな展開、新たな手法、そういったことを考えているのか、あるいは今この段階でどうなるかわからないので、市長としては答弁しづらいと思いますけれども、そういったことも視野に入れているのかどうか伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 大変大切な問題ではあろうかと思っています。現在進められている厚生常任委員会ではさまざまな議論をしていただいているわけでございます。そして、今までのいろいろな議論の経緯も踏まえて、私はあくまでも事業団への譲渡を基本に考えていきたいと、現段階ではそのように思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 300人からの職員がいらっしゃいます。そういったことで、私ものときは一般公募すべきという話をさせていただきましたけれども、やはりこの事業団が継続して運営していただけるような形が一番望ましいと思っております。一般公募にならないように、ぜひお願いしたいなと思っております。

## ◎2、市民生活

### 1、空き家再生について

それでは、最後の質問です。空き家再生について伺いたいと思います。先ごろ空き家等の適正管理に関する条例が制定されております。そういったことで、危険な空き家、そういったものについては条例制定によって一定の規制というか、そういったものがかかるかと思いますけれども、ここでいう空き家再生というのは、空き家になった家を活用するという観点での質問でございます。今空き家再生推進事業というものが国のメニューでございます。それは、1つは、空き家を活用して公民館なんかに切りかえていく、そのときの補助がある。もう一つは、空き家自体を撤去するという、そういう補助があると。そういったことで、一方で条例が制定されておりますけれども、空き家を何とかコミュニティに使えるような、そういうような活用方法もあるのではないだろうかと思

っての質問なのですが、これについて伺いたいと思います。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 おはようございます。昨日の堀議員さんの答弁にちょっと重複する部分もございますけれども、答弁させていただきます。

一戸建て住宅の所有者の高齢化に伴い、福祉施設への入居や子供世帯との同居により空き家となるケースが増加しているところでございます。これらの住宅の中には居住可能な良質な住宅が存在しており、住宅ストックの有効活用が望まれているところでもあります。持ち家の資産運用への取り組みと重なる答弁にもなりますけれども、滝川市住宅施策検討会にて報告をまとめ、事業化の協議を今進めているところでございます。特に空き家の利用につきましては、設置を予定しています住みかえ支援協議会におきましてポータルサイトを構築し、中古住宅や宅地の情報を魅力あるサイトで不動産情報として広く紹介し、子育て世代への一戸建て、持ち家住宅の促進や道外、市外からの定住促進をするためのいわゆる空き家バンクを含めた住まいの総合ポータルサイトとして活用されることを目指していきたいと思っております。結果としまして、不動産売買の活性化、長期間にわたり放置され、廃屋となる可能性のある空き住宅の減少、それからリフォーム等による建設業者の工事量の増加、それから安心して子育てできる環境づくり等々が推進され、まちの活性化につながるものとして期待しているところでございます。当然先ほど議員さん言われたような公民館への再生という部分も、こういう中には該当するのでないかなという考え方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 国土交通省の空き家再生推進事業のメニューなのですから、滝川市の場合は、活用事業タイプと、いわゆる廃屋になった、そういうような建物を除去するタイプと2タイプあるのですが、両方使うことは可能なのでしょうか。25年度までということになっておりますけれども、どうでしょう、今の時点でわかりますか。

(何事か言う声あり)

○三上議員 わからなければ、次にいきますけれども、いずれにしましても、25年度までですけれども、これを活用するということが重要なと思うのです。今市民の皆さんに聞くと、今後この滝川市において空き家になった民家がふえる。それと同時に、自分たちのお墓、継承することができないお墓、そういったことも出てくるのです。いろいろな不安を抱えているのです。そういったことで、できる限りこういう事業も活用しながら進めていただきたいなと思っております。

そういうことで、質問は終わりたいと思います。

○議長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。総選挙の結果を受け、私は筋を通す日本共産党、さらには草の根の日本共産党の代表として、引き続きというよりはさらに一層一生懸命やっていく決意ですので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

## ◎ 1、震災復興支援

### 1、被災地の公務員不足に対する支援について

#### 2、その他の支援について

まず初めに、震災復興支援です。被災地の公務員不足に対する支援について伺います。全国市長会が平成25年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する中長期的な職員の派遣についてを全市長宛てに送り、1月22日までに派遣可能かどうか回答することになっています。滝川市は、25年度及び中長期での派遣を実施すべきではないでしょうか。この点で6月定例会の答弁は、全国市長会等を通じてその支援のあり方、いろんな窓口等はやっていただいておりますので、情報収集したいと思っておりますにとどまっていたことから、大きく踏み出す必要があるのではないかでしょうか。

○議長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

第2回定例会でも答弁させていただきましたが、震災直後から市を挙げて支援体制を整え、物的支援、人的支援、被災者の受け入れを行ってまいりました。職員派遣につきましても、事務職、医療職の計15人の職員が支援を行ってきたところでございます。ご質問の中長期の職員派遣についてですが、北海道市長会によりますと道内で14市から39人の職員が派遣されており、その半数以上が技術職員となっております。滝川市の職員数を勘案しますと中長期の派遣は難しい状況にありますが、被災地の支援活動につきましてはこれまで同様可能な範囲で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 1月22日までの回答については、どのようにされる予定でしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 回答は、残念ながら派遣ができないという回答をさせていただいております。

○議長 清水議員。

○清水議員 関連しますので、2を聞いて、その上で1とあわせてトータルでやっていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長 はい、お願ひします。

○清水議員 それでは次、他の支援についてお伺いします。昨年度は友好都市ネットワークによる炊き出し支援、イベントの開催、小中学校給食への滝川産食材の提供と楽器購入費支援を行うなど息の長い支援を行うとしておりますが、来年度の計画について伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 宮古市に対する支援についてでございますが、来年度の支援計画につきまして市が行うものとしては小中学校への滝川産食材の提供を考えております。また、一部の団体から、具体的には決まっていないようですが、支援活動を予定しているとも聞いております。実施される場合は、

連携を図ってまいりたいと考えております。なお、このほかの支援につきましては、宮古市と今、問い合わせといいますか、話し合いをしておりますので、その中で結果向こうが求めるもの等の中で検討してまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 1点目で14市から339人と、芦別市がたしか2人、あるいは14市というのは市だけを見たときで、道内150ぐらいの町村については恐らくこれに匹敵するか、もっと大きい人数で派遣がされているというふうに思うのです。苦しい行財政改革が進められて厳しいという点では、滝川市が特別に厳しいわけではなく、こういったときに本当に必要だということで特別に求められている職員派遣について送らないという回答をせざるを得ないということについては大変残念だなというふうに思います。ほかに比べて、ほかの市町村に比べて滝川は特別に厳しいのだというようなことなのでしょうか。

○議長 ただいまの清水議員の質問の中で14市から339人という発言があったのですが、私は39人……

(何事か言う声あり)

○議長 それでよろしいですか。

それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 滝川市がほかのまちに比べてどうかということについては、ほかのまちの状況を私が存じ上げているわけではありませんので、比較内容についてはお答えすることは残念ながらできません。ただ、滝川の今の状況の中で、とりわけ技術職員を中心に要望が多い中での滝川市の状況の中では、残念ながら派遣ができないということでの回答になっております。

○議長 清水議員。

○清水議員 6月定例会で私は、確かに技術系多いのだけれども、事務系もあるのだと。事務系なら行けるという考え方はあるのですか。

○議長 総務部長。

○総務部長 事務系についても、結論を申し上げますと困難だと思っております。また、市長会のほう等にもちょっと話しさせてもらった中では、事務系でもやはり専門的な知識を持った方の要望がある中で、滝川市としてはなかなか該当者がいないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 これは、やはりきちっと議会としても、表現が非常に抽象的なことなので、厳しいという、無理だと、一人も出せないと、1年と言わず6カ月、3カ月ということでも無理だということだというふうに思いますが、そこも確認をしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 短期は短期の中で今の組織から人を抜く形になるわけですから、そういったことを考えると短期でも、短期というか、以前のように緊急事態のときには超短期、ごく短い期間について

は支援をさせていただきました。それが数カ月以上という中では、残念ながら難しいと判断しております。

○議長 清水議員。

## ◎ 2、震災復興特別交付税

### 1、震災復興特別交付税について

○清水議員 それでは、次の質問も非常に関連がありますので、今のを踏まえて答弁いただきたいと思いますが、震災復興特別交付税についてです。歌志内市に建設中の廃棄物処理施設に関連して5市9町に交付された震災復興特別交付税について、震災復興予算の流用であるのではないかとの世論が広がっています。焼却炉建設で本来市の一般財源で負担すべき分まで交付されたことが確実な情勢になれば、受け取り過ぎた分を震災復興予算として使えるように何らかの形で支出することについて認識は同じと考えます。11月29日の広域連合議会での私の質疑に、国が北海道に可燃瓦れきの処理を求めることが明確な現状では、受け入れの検討は必要ないと趣旨の判断が示されました。そこで、今後再び瓦れきを受け入れないことが最終的に確実と判断できるのはどのような時期か伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 震災瓦れきを受け入れないことが最終的にいつになるのかと、これはいつが確実かということの判断できる時期としてのご質問でございますけれども、環境省が11月16日に発表した災害廃棄物処理及び広域処理の進捗状況に掲載されている今後の方針としては、10月19日に開催された第5回関係閣僚会合の方針を受けて、年内に今後調整しているものを開始をして、年度内に全て調整済みとしたいとしております。このことから、平成24年度内に岩手県、宮城県の全ての災害廃棄物の処理のめどをつけるよう調整を終えることとしているというふうになっているところでございます。このような状況から、時期については国、道の今後の動向をきっちり見守りながら、中・北空知廃棄物処理広域連合として判断すべきものというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 次に、焼却炉建設で本来市の一般財源で負担する分まで交付されたと考えますが、その金額は幾らか伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却炉建設に伴って震災復興特別交付税が措置されて、その分滝川市の一般財源での負担の予定が必要になった額はどうかということでござりますけれども、まず金額については、平成23年度当初において中・北空知廃棄物処理広域連合で予定していた滝川市が負担する予定であった金額との比較でお答えをさせていただきたいと思います。滝川市の負担としては、当初起債を起こすということの財源措置を予定しておりましたので、起債としては2億8,418万1,000円を予定をしておりました。また、一般財源で対応するとしていた部分は、3,161万2,000円でございます。これを合わせると3億1,579万3,

000円ということになります。これが震災復興特別交付税として措置されたということですが、このことに伴いまして、当初起債対応の予定をしていた分、2億8,418万1,000円ですけれども、この額の2分の1が交付税で措置されるということにルール上なりますので、このことを加味して、これを差し引いて滝川市が負担する予定であった金額は1億7,370万3,000円ということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 私が1カ月前に試算した金額と1,000円しか違いませんので、認識は共通だという、要するに過大に交付されているということについての認識は共通だというふうに確認をされたというふうに思います。上記の3億1,579万円は23年度に交付され、同額を広域連合に負担金として支出済みであり、滝川市には残っていません。そこで、全額一括で震災復興予算として使えるように何らかの形で支出するとしても、市の財政運営上厳しいと考えます。1、もともと起債償還時に負担金として広域連合に支出する金額は毎年幾らだったのか。その金額を毎年震災復興に役立つ何らかの形で支出すべきではないでしょうか。通告にはちょっと説明不足なのですが、全額一括で使えるように支出すると、これを私は求めているつもりはなくて、今の1億7,370万3,000円、これを何らかの形で支出するとしてもというふうに置きかえてお聞きをしたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 震災特別交付税、復興特別交付税の措置がなかった場合、滝川市が起債をした部分を何らかの形で震災復興に使ってはというご質問でございますけれども、厳密に言えば負担金の金額につきましては年度間で変動がありますので、起債の償還年数、15年ということで計算しておりますけれども、それに金利を加えた平均の金額で述べさせていただきます。前段の答弁で述べさせていただきました特別交付税により滝川市が起債を予定した額、それに金利等を含めて再計算した金額というのは1億7,889万3,000円になろうかなというふうに思います。これを単純に起債償還の年数15年で割り返すと、1年当たりで1,192万6,000円ということになっていくだろうというふうに思います。議員が述べられているこの金額を震災復興に役立てると、何らかの形で支出すべきとのご意見でございますけれども、先ほど総務部長よりも前段被災地に対する支援の答弁をさせていただいておりますけれども、今後も給食の食材提供などさまざまな形で滝川市としては可能な支援を継続していくということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 つまり15年で1億7,370万3,000円、本来滝川市が負担すべき分が多く来たのだけれども、その分についてはお金で寄附するとか、そういうことではなくて、学校給食への滝川産食材の提供等で貢っていきたいと。そこで、お聞きをしますけれども、その場合やはり金額で判断せざるを得ないので。1年当たり1,192万6,000円、15年間本来なら払わなければならないものが払わなくてよくなっているわけですから。1年間、来年度は大体、実績で聞きます。24年度はこの支援でどれぐらい支出されていましたか。

○議長 答弁に若干時間を要するようでございますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○議長 会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 24年度、本年度の実施実績でございますが、70万500円の支援となっております。

○議長 清水議員。

○清水議員 先ほどの市民生活部長のご答弁では24年度の延長程度の考えというふうに私は聞こえたのですが、70万円の実績と年間1,192万6,000円のもらい過ぎで、70万円が100万円になったとしても、これはやはりそれに見合うものではないだろうということで、市長にお伺いしますけれども、まず職員の派遣も数カ月以上では無理だという報告を国に、全国市長会にされる、さらに1年間当たり1,192万6,000円過大に受け取ったけれども、実際に支援は100万円前後の可能性があると、こういったことを市民が聞いたら、これは本当に復興に対して滝川市は頑張るという姿勢なのかということで、市民は本当に残念だというふうに思うのではないかと思うのです。そういうことに対して市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 私のほうから答弁させていただきますが、最初の公務員の派遣の関係ですけれども、これは全国市長会窓口で取り進められておりますけれども、状況を市長会のほうに聞きましたら、これは市町村全部ですけれども、1,742のうちの約18パーセントぐらいが派遣されているということをお伺いしております。もう少し多いかなと思いましたけれども、そのぐらいの数字でございます。どこの市町村も被災地を応援したいという気持ちは同じだと思います。ただ、それぞれのまちにはそれぞれの事情がやっぱりありますので、それは先ほどから答弁しているとおりに各自治体で判断をして対応しているのではないかというふうに思います。全国市長会のほうには私も1年間行っておりましたので、窓口の方にはできる限りのことはやっていくことだということで市長会のほうにご了解もいただいておりますし、今後もできる限りの支援をやっていきたいというふうに思っております。

それから、震災復興特別交付税の関係でございますけれども、この特別交付税にかかわる問題については、これは清水議員さんはもうご承知だと思いますけれども、10月の関係閣僚会議の中で当時の環境大臣、所管官庁の大臣ですけれども、この交付金については交付されることについては問題ないという認識も示されておりますし、またあわせて返還も求めないということもこれは明らかにされております。責任官庁の環境大臣の見解でございます。私どもとしましては、国の制度とか通知とか、そういうことに基づいて対応しているというふうに認識をしておりますので、この辺については清水議員にご理解をいただきたいなと思っております。ただ、先ほど冒頭で、清水議員

から筋を通すのだというお話をまず冒頭にされました。きょうの清水議員の質問は、自治体として被災地を応援すれよと、きっと滝川市としても自治体の役割を果たせよとという、そういう筋で質問されているのは本当によくわかります。こういうお気持ちなのだろうというのはわかりますけれども、私どもも私どもなりの筋というものもございますし、その辺は可能な限りきっと被災地を応援していくということは同じでございますので、どうかご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 民主党政権の閣僚がみずからの復興予算の流用について、これは間違っていたということは恐らく言うことはできないですよね、それを認めたら全部認めなければいけない。政権かわったわけですから、今度の新たな環境大臣に大手の記者が質問したら、違う答弁が返ってくる可能性もありますので、そしてきょうの私の質問をしっかりと受けとめていただきて、来年度予算編成に向かうことを求めて、次の質間に移ります。

### ◎3、福祉行政

- 1、施設の耐震診断について
- 2、市独自の福祉サービスについて

次は、福祉行政です。施設の耐震診断について伺います。滝川市社会福祉事業団が指定管理している施設で耐震診断がまだ行われていない施設はどこか。今後施設の建てかえが早急にされなければならない一方で、譲渡方針にかかる検討や協議に時間がかかり、完成までに5年程度はかかると思われます。さきの厚生常任委員会で保険福祉部長は耐震診断は必要との認識を示しましたが、実施予定について伺います。また、国の指針、基準では期限などはないのかも伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問の滝川市社会福祉事業団の指定管理関連ということで、今後譲渡を検討している施設のうち、耐震の対象となっている施設は緑寿園のみでございます。施設譲渡の協議において、譲渡後の事業団による計画的な建てかえが検討もされているということから、耐震診断はまだ終えておりません。さきの厚生常任委員会でも答弁いたしましたが、安全性の確保は必要であります。今後譲渡協議の展開や譲渡の実施時期を見定めながら、少しでも早く判断してまいりたいと考えております。なお、耐震改修促進法に基づき、国は基本指針において、多数の方が利用する建築物である老人ホームは2階以上かつ1,000平米以上に指定しております。また、耐震化率は平成27年までに9割とする目標を定めており、これを受けて市町村も努めなければならない目標となっております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 今の部長の答弁で、緑寿園というのは3つあるのですけれども、これは昭和50年から51年にかけて建てられた施設で、当時の建築基準法は耐震性の基準そのものがなかったということのようですから、それだけが対象だと言われています。それは間違いですよね。耐震化促進法

の対象は56年度以降の建築物についても全て含めているはずですが、そういう点でいうと新生園、更生園あるいはその他施設、こういうところも当然国の耐震化促進法の対象になりませんか。

○議長 答弁調整で若干休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長 会議を再開いたします。

答弁をお願いします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 申しわけありません。

今質問の58年の施設はどうなのかということなのですけれども、今調べてみたら耐震化法の基準では56年以降は基準にかなっているということでございますので、56年以前の建物ということで緑寿園についてはまだ耐震化が必要だという内容となっております。

○議長 清水議員。

○清水議員 法令の細かい部分について本会議でやっていたら切りがないので、これについては別の厚生常任委員会で行いたいと思いますが、滝川市は市の耐震計画を持ってますよね、そこで緑寿園は対象になっていませんでしたか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 緑寿園も対象となっております。

○議長 清水議員。

○清水議員 計画に入っていて、なぜやっていないのですか。立ててからもう4年が経過して、期限はあと3年に迫っているのです。だから、このまでいったら7年間完全に放置されて、努力義務とされている27年を超えて29年か30年まで約10年間耐震診断もされないということですね。耐震診断したら、いわゆるI-s値、阪神・淡路並みの大震災が来たら崩壊する可能性がある、それかどうかも診断しないとわからないのです。こういうことをこれまでどのように計画を立ててきて、やりたい、しかしできないという、そういうことが市長部局内ずっと続いてきたのだろうと思いますが、そこをお聞きをしたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 緑寿園が今まで耐震化をやれなかつたという理由は、先ほどお話ししましたように今後譲渡計画があるということで、おくれているというか、まだやっていない状況にあります。それで、清水議員さん今お話いただきましたけれども、耐震診断を早くすべきというご質問です。確かに本当に安全面は、委員会でもお話ししましたけれども、当然です。一方、整備をするからには、今試算したら1,500万円。お金の問題ではありません。安全は大事です。施設の改築、やはりかなり古くなりました施設。緑寿園も、私が昭和52年に入ったとき老人ホームの担当でした。そのときはまだ新しかったです。それから多くの方に利用されまして、今でもたくさんの利用がされています。やはり建てかえを急がなければならぬと思います。そのためにも早期譲渡の方針が

必要と考えます。それで、今のお話の耐震か改築か、譲渡か改築かというお話なのですけれども、幾つかのケースが考えられます。最初に耐震やればいいのですけれども、まず一つのケースとしましては譲渡方針が進まなくて改築に年数を要する場合、そういう場合のケースがあります。それから、譲渡方針が進むが、なかなか改築が見えてこないというケースがあります。それから、3つ目としては、譲渡方針が進み、改築計画もスムーズに進む、そういうケースがあつて、その3つの中で私どももちょっと悩んでいますけれども、これらのケースをしっかりと見定めながら、今の耐震の課題、それから今後の譲渡、改築の課題について本当に早い時期に考えなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 1,500万円が耐震診断にかかるというご答弁ですよね、今。私が聞く前に答弁が出たのですが、小学校はどうしたかというと、18年から耐震診断を初めて、I s 値0.3以下については全部耐震改修をやったのです。第一小、江部乙中かな、そして建てかえるものについては第三小と開西と、本当に最大のスピードでやっているのです。同じ滝川市の中で、教育施設には早くする。しかし、お年寄りの施設についてはこういう実態だと。私は当時の前市長時代のずさんな市政執行の結果だというふうに思いますが、これまでのそういう対応が、今ではないですよ、20年からですよ、あるいはもう18年、17年から、促進法自体は1995年にできているわけですから、とっくのとうにやっていなければいけないのだよね、本当は。そういう保健福祉部の、あるいは前市長体制がどうだったのかをお伺いしたいと思います。というか、そういう話を聞いても仕方ないのだよね。要は、あそこは阪神・淡路並みが来れば崩落する可能性があるわけですよ、0.3以下だったら。そこは、介護の拠点施設になるのです。だから、住居とかで介護を在宅でやられているような方々を緑寿園で介護する施設になる。そこが崩壊したら、もう大変なことになる。介護の必要な方々の行き場がないわけです。そういう点で、仮に5年後にやるとしても、小学校では大規模改修を五、六年後にするという予定の中でも耐震補強をやっているわけです。そういう学校教育施設並みの対応をすべきというふうに考えますが、再度お考えを伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 確かに本当に早くしなければならないと思っています。もう一回繰り返しますが、今の譲渡関係、厚生常任委員長ほか、清水議員さんも委員になって本当に深く掘り下げていただいております。譲渡から関連して、施設の課題、耐震、そういう今後の課題も委員さんみんなで考えていただいておるのでけれども、そんな中でも十分ご意見をいただきながら考えていきたいということと、先ほども申しましたように3つのケース、今の譲渡課題をどうするかということで検討しまして、それを早急に考える中で3つのケースの中で清水議員さん言われるようにまだかかる状況でしたら、それは補正等の考え方、補正というか、耐震化の検討もしなければならないケースもあります。たとえやる場合においても、今後改築というものがその後に控えているものですから、うまく診断結果を生かせるような内容のものとしたいとも考えます。今まさに早い段階で譲渡問題を含めて耐震、改築、先ほど申しましたようにしっかりと考えていきたいと思いますので、よろ

しくお願ひいたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長に伺いたいと思います。まず、私は5年かかると思います。それで、今回中央道の天板崩落事故は、経費がかかるので、あそこで撤去をやらなかつたのです。そのためにとうとい命が奪われたと。明らかにこれは人為的な事故だった。それと同じようなことを繰りかえしてはいけないというときにこういう議論をしていいのかと、5年、最低でも四、五年かかるわけだから、耐震診断ぐらいきちっとして、0.3以下のところは対応を考えるということが必要でないでしょうか。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員さん、緑寿園の耐震化の関係でご心配ということでございます。それは当然でございまして、問題意識というのは当然私どもも持つてございます。ただ、先ほどから保健福祉部長が答弁していましたとおり、譲渡問題というものを今一生懸命議会の皆さんにも協力してもらひながらやっているところでございます。なかなか進められなかつた譲渡の問題が今ここにきて、皆さん方との協調の中で問題解決に向けて今動かしているといいますか、今動いているということをご理解いただきたいなというふうに思いますし、先ほど三上議員さんにお答えしましたとおり、早期の譲渡の実現、これが基本的な考え方でございます。事業団も今新しい体制になる中で、市とよく連携したいというのが新理事長さんの考え方でございますし、現在譲渡に向かまして事業団の管理運営上の諸問題とか、継続的な協議をしております。この辺もご理解いただきたいと思います。新理事長さんが就任されたのが10月に入ってからでございます。まだ2カ月、それからもう目前に平成25年度の新年度が迫ってきてると、こういうタイミングの中で事業団さんのはうと今いろいろな協議をしているところでございます。こういうタイミングの中でやっているところでございます。もう少し時間がかかるかなというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。なお、いろんな協議の経過につきましては、きちんと委員会のほうに報告をさせていただきますし、説明もさせていただきたいなと思っています。何としてもこの問題をよい方向に持っていくために、清水議員さんにおかれましても協力をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長 清水議員。

○清水議員 これがまさに安全神話だというふうに私は感じました。

それでは、次に移ります。市独自の福祉サービスについてですが、7月より開始された家族介護用品支給事業の利用状況と利用者等からの要望について伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 家族介護用品支給事業につきましては、第5期介護保険事業計画において介護保険料の引き上げに鑑み、在宅介護の支援とあわせ、低所得者の方の経済的負担の軽減を図ることを目的に、ことし7月からスタートした新規事業です。本事業の利用状況につきましては、11月末現在25名の方にご利用いただいております。当初見込みぐらいです。その事業の実施に当たっては、ことし6月に全戸配布いたしましたサービス利用の手引に記載するとともに、支給要件を具備した方には市から本事業の説明を含む案内文を直接送付させていただき、お知らせしております。

11月に実施をしました利用者アンケートでは、回答いただいた全員がこの事業に対し満足、またはやや満足と答えており、また要望につきましては対象用品の拡大や取り扱い店の拡大が出されております。これらの要望につきましては、改善が可能なものについては直ちに取り組むよう進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 本来ならこれは介護保険で、介護施設あるいは病院でも療養型の施設は保険で給付されるのです。在宅というのは介護保険と同じなのです。在宅だったら支給されない、こういう介護保険制度の欠陥というか、これを市独自のサービスで補っているということは滝川市は非常にすばらしいと。そこで、実際どれくらいかかる中で1,000円券60枚という把握でしょうか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど25名というお話で、1,000円掛ける60枚掛ける25ということで、年間150万円という予算でございます。

(「実際使っている部分」と言う声あり)

○保健福祉部長 現在の分ですね、済みません。

(「どれくらいの効果があったかということ」と言う声あり)

○議長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 申しわけございませんありません。

購入月額、実際かかっている人はどのくらいということで、購入額5,000円の方が9名います。6,000円の方が1名、8,000円の方が3名、9,000円が1名、1万円が3名、1万5,000円が4名、1万6,000円が1名でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 大変有効な事業だということで、それを踏まえて2点目にいきますけれども、市の福祉サービスは門口除雪、緊急通報システムなど、これは所得税と書いてありますが、市民税です。市民税課税者も対象とされるようになって数年たちます。応能負担制度の導入は、対象者拡大はもとより、高齢者が難しい福祉サービス制度、理解が難しいということです。わかりづらい福祉サービス制度の中で、私は受けられるのか、どうして私は受けられないのかなどの疑問や悩みが解消される点で、誰でも受けようとすれば受けられるという点で大変評価できます。そこで、応能負担制度による効果をどのように把握しているのか伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今お話ありました応能負担制度がどう効果をあらわしているかということで、以前緊急通報システムということでその制度の使い方についていろいろ議論されました。当時清水議員さんからもご意見をいただきましたが、高齢化が進展する中で単身高齢者のより多くの方にこの制度を利用していただこうと平成20年度から市民税課税世帯も対象といたしました。これは、本当に広く、多くの方に利用していただきたいという制度で、その結果、変更前の平成19年度の利用者は117人でしたが、現在では191人へと大きくというか、大幅に増加しております。これには町内会、老人クラブ、特に町内会長さんが熱心で何回も来られましたけれども、そういう方もいたり、そういうような積極的なPRに努めたこととともに、今お話ありました年齢や世帯要件等が合えば希望者みんなが利用できるサービスとして浸透してきたあらわれでないかと思います。こういうことが効果だと考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 そこで、たきかわ暮らしの便利帳は非常にすばらしいと、今回もこの質問の資料としてこれを使わせていただきました。市独自の福祉サービスで応能負担制を広げる検討を進めるべきというふうに考えますが、いかがでしょうかと。具体的には、家庭介護用品支給事業とリフトつきタクシー等利用料助成事業を中心に、それほどはないと思うのですが、お伺いをしたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 福祉サービスということで、より多くの高齢者を対象とした福祉サービスの中では、国が行う介護保険制度や障害者自立支援制度は生活支援を目的としております。その利用に当たりましては、応能負担が原則となっております。幅広く社会保障等です。一方、市の独自サービスである家族介護用品支給事業や今お話のありましたリフトつきタクシー等利用料助成事業、そして重度障がい者タクシー利用助成事業など、これらは特に経済的負担の軽減を主目的とした事業でございます。特に経済的負担ということです。お話ありました市独自の福祉サービスで応能負担を広げるという検討でございますが、当然限られた予算の中であります。より政策効果の高い事業となるよう、事業の目的に応じて応能負担制について検討することとなると考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 紙おむつについては、実際に本当は排尿、排便のサイクルに合わせてかえるのがいいのだけれども、お金がないので、それを2倍の時間使って、実際利用者が不快な思いをするけれども、仕方ないというような声も聞きます。ぜひ応能負担制度、つまり一定の所得がある方は一定の金額を支払っていただくと、しかし誰でも受けれるという制度に改善をしていただくことを求めて、次に移りたいと思います。

#### ◎4、市民生活

##### 1、コミュニティ施設予定地の売却・公募との関係について

4点目、市民生活ですが、コミュニティ施設予定地の売却・公募との関係についてです。6月定例会で花月、空知、中島町地区の福祉社会館の建設について、人口の増加傾向からしてもこの地域の今後の問題ではないかなというふうに考えております。地域の皆さん、住民の皆さん、団体等の意

見、要望もお聞きしながら考えてまいりたいというふうに思っておりますので、地域としての管理のあり方、運営計画などをご検討いただき、地域の声を取りまとめていただいて要望をいただければというふうに思っていますと答弁をされました。一方で、時同じくしてというか、その後わずか5ヵ月後に中島町の地域コミュニティ施設予定地の土地開発公社所有地の売却公募が広報たきかわに掲載されました。この土地を使って具体的に計画を進める考えを地域の連合町内会長等に確認をした経緯は私も確認しましたが、町内会に費用を含めた負担が大きいなどの認識もあり、回答には皆さん困ったようです。運営についてコミュニティ施設のように扱うのか、それとも従来の福祉会館のように行うかも含め、今後の問題ということで市の考え方へ変わりはないのかを確認します。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問のありました花月町、空知町、中島町地区ということでございますけれども、ここの活動拠点となり得る地域の会館がないということは市としてもこの地区の課題ではないかなというふうに思っております。土地開発公社が平成7年から分譲いたしましたせせらぎ団地内に会館の建設予定地ということで用地を確保しておりました。この間地域の皆さんとも何度かの協議も持たせていただいた経過もあるようでございますけれども、今回もまた地域の連合町内会長さん、それから当該町内会の会長さんにも要望、今後の考え方がないのかということでお話を伺いまして、計画がないということで、この土地の売却について所管としては同意をしたところでございます。しかし、土地を売却したということで、この地域の会館の整備を支援をしていくということを行わないと、支援をしていかないということではあります。また、今後会館の整備を行うに当たって、既設のさまざまな地域で地域会館が整備をされております。そういう地域における一定の負担をお願いをしてございますけれども、地域の一定の負担と、それから地域での管理ということも含めてお願いをしていくことになろうかというふうに思います。地域活動を行う上で、この地域でいえばまちづくりセンター、あるいは花月地区の児童センターがございます。あるいは、民間施設の借り上げということもありますであろうかなというふうに思います。こういう既設の既存の施設を活用して利用することも一つの方法かなというふうに思います。いずれにしても、地域として今後そういう会館の必要性というものを十分ご検討いただいて、地域の声を一つにして、また要望いただければというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 了解をいたしました。

## ◎5、観光施策

### 1、丸加高原伝習館について

次に、5の観光施策についてですが、丸加高原伝習館等について伺います。丸加高原伝習館等について1年間の検討の結果がさきの経済建設常任委員会で示されました。そこでは、普通財産として貸与者を一般公募する。施設の目的、特徴などは存続する。周辺環境はこれまで同様市が維持管理する。宿泊施設として室内トイレなどを整備する改修には1億5,000万円ほどかかるので、市としては行わない。以上を踏まえ、3月に宿泊、研修、観光施設としての条例を改正し、25年

度に一般公募する。これは伝習館についてですが、グリーンヒルについては24年度中に条例改正して、25年度当初から一般公募結果に基づいた運営と、そういうことのようですが、この方向で市の顔、旧江部乙町地域のシンボルとしての丸加高原の維持、発展を図れると考えているのかどうか伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 答弁が少し長くなりますけれども、よろしくお願ひいたします。

昨年度から丸加高原健康の郷の今後につきまして市民懇談会を開催し、市民のご意見をお聞きするなど、市としてどのような方向性を見出せるかを検討してまいりました。市民意見も市の考え方も、丸加高原の魅力、方向性につきましては食、景観、自然、特に景観のよさであるということは一致しております。今後は、それをどのように生かしていくかを具体化しなければならないというふうに考えております。丸加高原健康の郷は、牧野などのすばらしい景観を堪能していただき、農業体験を柱としまして、施設面では農業構造改善事業の農業体験施設として設置をしてまいりました。観光地における宿泊施設としては施設面では不十分な点もありましたが、オープン当初はニーズもあり、また行政コストもかけることができていたため、ソフト事業にも取り組んだ結果、多くの方に利用していただいたところでございます。しかし、平成10年度以降の行財政改革等による事業予算の縮小のため、観光客の嗜好の変化に対応できる再投資ができないまま、平成19年度からは指定管理者制度を導入してまいりました。本年4月からは、施設改修が必要であり、このままの状態で指定管理者にお任せすることができないということで、運営を市直営にするとともに、機能の一部を吸収して対応してきたところでございます。

この9カ月間施設を運営してまいりまして、施設の老朽化は想像以上でございます。昨年度におきまして、従来型の施設に戻すために必要となる施設や設備の改修といたしましてある程度積算をいたしました。施設外部につきましては屋根の張りかえ、外壁塗装など1,406万円、施設内部につきましては内装、カーペット、シート、天井クロス張りかえ等々で2,868万円、電気設備につきましては照明、その他一部取りかえで562万円、機械設備につきましては冷暖房器具取りかえ、配管取りかえ、換気設備等々で2,623万円、これに設計費等を合わせまして概算で1億円弱必要だというふうにそのときは見込んでおります。しかし、これ以外にも特に傷みの激しい浴槽の全面改修、車両の更新、厨房設備の更新、加工体験設備等の更新、これもまた必要でございます。さらに、他の類似施設等と競合して外客を誘致するためには、客室内へのトイレ、バスの設置、客室構造を変更するようなことが必要であります。また、一般利用者用のトイレを和式から洋式に改修する、あるいはこのためにスペースが必要でありますので、改築も必要になるということでございまして、これらを踏まえまして、改修に必要な額として平均的な坪当たり30万円と諸経費等を見込みまして1億5,000万円と経済建設常任委員会でも説明したところでございます。また、施設を改修できたとしましても、施設運営に当たっては丸加高原健康の郷全体で年間1億円程度必要でございます。以前市が運営してきたときには、最大で7,000万円以上の収入がありました。指定管理者制度導入時の設計でも、経費削減効果を一定程度見込んだ上で6,400万円の収入が必要と見込んでおります。しかし、実際の指定管理者による運営では、年々収入が減少し、新たに

施設を整備して指定管理者の公募を考えた場合でも、現在の観光ニーズ等を勘案しますと管理代行負担金は以前の額を大幅に増額しなければならないというふうに思われます。このため、施設の改築とあわせると、市が行う事業としては現状の財政状況では非常に厳しいという結論に至ったところでございます。

そこで、今後も丸加高原を生かしていくために民間の知恵やお力をおかりしたいという考えに至りまして、事業者を公募したいとするところでございます。公募の条件等につきましては具体化しておりませんが、丸加高原のよさを生かして地域の振興につながるものを期待するものであります。事業の内容、使用範囲等については柔軟に提案を受けたいというふうに考えているところでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 昭和46年に合併をした旧江部乙町、人口が江部乙町より少ない例えば妹背牛町などを見ると、立派な国際大会もできるような体育馆、そして年中、これは滝川にも似たような施設ありますけれども、土で練習できる野球場、さらにはカーリング場だとか、そして当然宿泊温泉施設、もちろん役場もあり、そういう地域と江部乙町を考えたときに、やはり振興には一定のお金がかかるというふうに思うのです。旧江部乙地域のシンボルというふうに私は書きましたけれども、その中における丸加高原の位置というのは、役割というのは大きいものがあるというふうに思うのですが、本当に民間任せができるというふうに何の根拠があつて言っているのでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 市の考え方につきましては先ほどご答弁したとおりでございますが、今回温水プールを民間のほうに譲渡いたしまして、今運営に努めているというふうに見ておりますけれども、先ほど説明したとおりの結論に至りまして、昨年から市民懇談会のほうからもご意見をいただきたりしておりますが、丸加高原は滝川の財産であるというような結論で、それをどうにか生かしていくたいということを考えまして、温水プールのような形で民間の知恵と力を活用して生かしていくべきということでございます。ことしも地元の方を中心に組織されましたシェンドルフ管理組合の皆さんにグリーンヒル丸加の焼き肉等も運営していただきまして、来年度につきましても意欲を持っていただいているところであります、そういった民間の方々の力をおかりしながら、丸加高原を一つの観光資源として、あるいは市民の憩いの場としてこれからも活用していきたいというような考えでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 温水プールの事例を丸加高原に当てはめるというのは非常に雑な考え方で、きめ細かく計画をしていかなければならない話ですから、ここでそれはしません。

次の質間に移ります。3月での条例改正は時期尚早だと思いますが、もっと広く意見を集め、専門家による企画案も練るなど、現段階でこの過程が非常に弱いというふうに思いますので、抜本的に行うべきではないでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 3月議会において改正が必要だということにつきましては、現在条例施行規則で平成

25年3月31日まで休止をするという部分がありまして、最低限この期間を延長する改正をしなければならないということでございます。それと、グリーンヒル丸加につきましては、先ほどご質問の中にもありましたけれども、なるべく早い時期、新年度早い時期からの使用ということも見据えまして、3月には条例を改正して、普通財産のほうにした上で、その後早急に公募に入って、4月から対応して事業を開始したいというふうに考えております。

それと、抜本的な議論といいますか、そういったお話ですけれども、市民懇談会につきましては昨年度から江部乙で4回、市内で2回開催してございます。数は少ないですけれども、1年以上かけて議論を展開してまいりまして、さまざま意見が出てまいりました。丸加高原の今後の運営主体につきましても、さまざま意見ありました。直営であればいいとか、民間参入も必要だとか、さまざま意見をいただく中で、それらを参考にしまして市のほうで今回のやり方といいますか、手法を取り入れたいという結論に至ったところでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 これまでの経過から考えると、指定管理から直営で日帰り施設という、日帰りというか、一部開業ということへの変化の中で大きな方針が示されたわけです。なぜその前に江部乙地域、また滝川市中心地域というか、私は二、三カ所で市民説明会を行って、そこで意見を聞くということが必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 1年間といいますか、昨年度からの江部乙地区と滝川地区の市民懇談会の意見を拝聴して今回の結論に至ったということで、今のところはそのようなことは考えておりません。

○議長 清水議員。

○清水議員 本当に残念な答弁です。私は市民懇談会にほとんど出た方に聞きましたけれども、何か市がどんどん進んでいく、それを報告を聞いて、それに意見を言うと、そういう感じだったというのです。できれば第7回の市民懇談会を開いて、これまで出てくれた方に対して、皆さんの意見を6回聞いて、こういう結論にしたのだと、最後にご意見を伺いますとか、そういう場は絶対必要だし、市民説明会もしないで公募に入っていくなんて、これは全然、私は全く市民と一緒に進めるという姿勢が欠けているというふうに思いますが、市長、どうですか。

○議長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。鈴木副市長。

○鈴木副市長 まず、江部乙の皆さんのお意見ということですが、市民懇談会は私もオブザーバーということで出させていただきましたし、また市民懇談会の関係者の方ともお話しする機会を持ちました。その中で、きょうまず一番の大きな課題となっていますもう大きな設備改修の投資

はできないということにつきましては、懇談会の中でお話をさせていただいているというふうに私たち理解しております。例えば私が7月に、本件につきまして民間企業の目から、民間のリゾートの専門家の目から見たらどうかと、こういう見立てのために東京に出張して大手の不動産業者の専門家の方のご意見を聞いてきたということも報告をさせていただいております。そのときに大手の方たちがおっしゃっていた意見は2つに大きく集約されまして、彼らはこの施設を私の持っていました資料を十分検討しまして、その大きな意見の2つの一つは、これ以上の投資をすべきではないというものでした。具体的にこれだけの施設を運営するには最低でも年間1億円の収入が必要だということをすぐに彼らは、私たちの数字を見る前に言っておりました。とすると4万人の集客が必要で、冬場は利用できないこういうような場所でその集客は不可能だと思われるという意見を両者とも言っておりました。また、実際の過去の集客実績から見ても、確かにこの意見は当を得ているというふうに私も感じた次第です。それから、もう一点は、これは私たち大変なるほどと思ったところなのですけれども、こうした自然を一つの大切な宝とした観光施設の集客というのは、これからはハードに頼る時代ではなくて、そこの自然、差別化された自然の素晴らしさと、それからイベント等のソフトに頼って、まずソフトがありきで集客力があつて、そこにハードがついていくという時代なのだという説明を受けました。例えば有名になりました屋久島の杉というのがござります。屋久島は杉が有名ですけれども、あれも杉という自然を皆さん住民の方たちが守ってきたので話題になりましたし、観光地としてそれがポイントとして栄えましたし、それから挙げられた例としては秋田県の白神山地がそうです。あれは、何もハードなんかは先にありません。ブナ林という自然を住民の方たちが守って、まちの人たちが守って、それが一つの自然の宝となって観光地として集客力を持ったと、それにハードがくつついてきているというのが実態だという説明も受けました。

そのことから、両者の意見に共通していたことを受けまして、先ほど申し上げましたこれ以上大きな設備改修に伴う費用の支出というのは避けるべきであろうと。むしろ市民のボランティアの皆さんのお力をおりながら、ソフトあるいは大事な自然を守ることがだんだん、だんだん外に伝わっていく、人が丸加にまた来てくれる、戻ってくれると、こういう道を選ぶべきだろうというのが方針として私たちが説明させていただいたところであります。もともと丸加につきましては、一定の収益を確保できなければ継続性が担保できない事業だというご理解は皆さん共通していただけるのではないかと思います。そうしますと、これらの民間の専門家のご意見というのは当を得ているものではないかと思いまして、私たち方針を考える上で大いなる参考とさせたいいただいた次第です。この方針につきましては、長い説明になってしましましたけれども、私が出張して帰ってきた報告もこの市民懇の関係者の皆さんのがいる場でお話しいたしましたし、ご理解をいただいたところだというふうに思っております。ただ、先ほどの清水議員のご質問の中にありました公募をこれからするということになった場合に、どのような形の公募をするかということにつきましてはまた改めて市民懇談会の皆さんに私たちの考え方をお話しして、ご意見あるいはご理解をいただきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 私が求めているのは、具体的な計画をこの場で私は話し合う余裕はございません、時間的にも。しかし、今副市長が言われたような、説明されたようなことを市民に説明する場を早期に、1月に私は最低市内2会場で行うべきだと、それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 先ほどもお話し申し上げましたように、市民懇の場あるいは市民懇の主要な関係者の方にはお話を申し上げたというふうに方針につきまして私たち考えております。ただ、今のようなご意見ですので、また適切な時期にもう一度説明させていただく、特に公募の方法、具体的な考え方を含めまして説明させていただくということは適切な時期に考えさせていただきたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、これを市民説明会をやれば質問だけで100か200出ると思うのです。それぐらい複雑な計画が進められている。市民から見えないので。ですから、できるだけ早い時期にかんかんがくがくの検討ができるような、声を聞けるような場を持つことをご検討をお願いして、次に移ります。

## ◎6、教育行政

### 1、35人学級要綱の見直しについて

最後、教育行政ですが、35人学級要綱の見直しについてです。来年度の学級編制見込みで、第一小学校の各学年の学級数が大幅に減ると言われています。各学年の変化と学級人数の変化、学校全体の教員数の変化の見込み、市内の市独自の35人学級の見込み、第一小のほかでも学年の学級が減る事例について伺います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。4点についてのご質問でございました。

1点目、滝川第一小学校の各学年と学級人数の変化につきましては、新2年生が34名なので、2学級から1学級、1学級当たりは17名から34名になります。新3年生は40名なので、こちらも2学級から1学級、人数につきましては20人から40人になる予定になっております。

2点目、滝川第一小学校の教員数につきましては、大変流動的ですが、現在のところ学校全体の教員数は1名減となる予定であります。

3点目、来年度の市内の小学校3、4年生の35人学級の見込みでございますが、滝川第二小学校の3年生77名になりますので、3学級、東小学校4年生75人ですので、3学級になる予定であります。

4点目になります。学級数が減る事例につきましては、滝川第一小学校以外の小学校では現在のところございませんが、中学校では北海道の少人数学級実践研究事業で中学校1年生が対象となっておりまので、平成24年度、江陵中学校、明苑中学校が対象になっておりました。新2年生になるときには、江陵中学校114名ですので、4学級から3学級に、明苑中学校152名ですので、

5学級から4学級になる予定でございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 2点目ですが、滝川市は市独自で国の35人学級、3、4学年を実施してきたことは評価しています。一方で、2学級以上で35人を超えるとの制限がある、4学年で初めて35人を超えて該当にならない、5、6学年は対象にしていないなど不十分さもあります。そこで、今回の事例のように急激な変化で生ずる困難点を解決するため、1学級でも35人を超えるべきではないでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 初めに、3年生、4年生の人数が71人以上を対象にした件ということですが、本市の少人数実践研究事業は平成20年度にスタートして、対象学年を3年生、4年生に絞りまして少人数学級を編制する小学校指定校として、効果的な指導や見守りのあり方を実践研究することを目的とした要綱を制定をしたところで、本市の要綱は道教委が行っております、先ほど参事のほうから申し上げました中学校の1年生と同様に同じ考え方、つまり71名以上の場合ということにしております。また、要綱の中で、議員さんのご質問の中で4年生で初めて35人を超えて該当にならないという部分につきましては、これは3年生から4年生になるときにクラスがえを行わないというためにそういう制度をしているところでありますと、現在要綱の中では、逆に3年生で例えば71人いて3学級になって、4年生になって69人になった。ということは本来でいえば要綱に該当しなくなるので、2学級になるという場合についても3学級は維持するというようなことで、そういう部分についても配慮した上でこの要綱を定めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。第一小学校の新3年生につきまして、昨日の大谷議員のご質問にお答えをしたとおり、現在国の教職員定数改善の動向がつかめないと、あるいはけさの新聞ですと暫定予算になるといったようなこともあるって、非常に流動的な要素が強くあるというふうに思っております。これまでも滝川市の教育委員会としましても教育長会を通じて35人学級の実現を国に求めてまいりました。現在1年生、2年生の実現がされているということですから、新3年生についてもぜひ国の制度で行っていただきたいというふうに強く要望しているところであります。また、現時点で市の制度につきまして5、6年生の拡大につきましては、学級集団をふやさずに教室で複数の教員を配置する少人数指導やチームティーチング、あるいは本市の独自事業で進めております学びサポートの配置を充実させることで子供の個に応じたきめ細かな学習指導等、支援を効果的に行いたいというふうに考えているところであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 来年度国が1学年あるいは2学年ふやすと、35人以下をというふうになれば当然のように、それがもし3学年、4学年ということであれば、滝川市もそれに応じて対象学年を変えていくということをこれから3月の学級編制や国の動向を見ながらやられていくと思うのですが、そのあたりについてはどういうふうに考えていますか。

○議長 教育長。

○教育長 議員さんのご質問にありましたとおり、一定の評価を受けている滝川市の制度で、これまで国、道に先駆けて行ってきた施策であるというふうには認識をしております。継続あるいは拡大、あるいは別の方針と、昨日の大谷議員さんからの要望もありましたので、どんな方法が適切なのか、国の動向も見据えながら勉強してまいりたいというふうには思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 新2年生が17人から34人、新3年生が20人から40人、こういう低学年でこれだけ大きな環境変化というのは大変なことだというふうに思います。それを防止するため、また国が予算をかけてふやすという中で、滝川市は最低でもその2学年は守っていくとかという、そこはどうでしょう。

○議長 教育長。

○教育長 滝川市が行っています71人以上という枠、あるいは道も行っている71人という枠、基本的にはそこの71人を下げる、廃止をするというご提案だというふうに思っております。いわゆる完全35人学級制ということへの移行というご質問だというふうに思いますけれども、現在国のはうの学級定数改善の要望の中でも市町村、昨日の大谷議員さんのご質問にもありました市町村あるいは各学校の判断によってその定数の使い方を変更することができる。例ですけれども、36名いたときに35人学級で18人、18人のクラスにするのか、あるいは36名のクラスを1クラスとして、そのほかにもう一人の教員の加配という格好になりますけれども、その教員を少人数指導で使うとか、あるいはチームティーチングで使うということの判断も市町村あるいは校長の判断ができるということになっていますのは、道あるいは市が今71人で行って、極端に少人数の学級というのも学校運営上、それは各学校の判断に委ねられるところもあるということですから、基本的には同じ考え方で立った制度を国のはうも流動的に考え始めているということのあらわれだというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました国が今後予算化する中でどういう形での制度を運用していくかという部分について十分に私どもも着目をしながら、滝川市の制度のあり方を考えていきたいというふうに思っております。

○議長 以上もちまして清水議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩をいたしたいと思います。再開は1時ちょうどといたします。休憩いたします

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 市民クラブの山本正信であります。私は、議員の中で現役で農業を続けている議員の一人として農業政策に絞ってご質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

## ◎1、農業政策

- 1、環境に優しい農業の推進について
- 2、後継者支援対策について
- 3、農政部の江部乙移設について
- 4、戸別所得補償制度の継続要請について

まず、1番目に農業政策の中で環境に優しい農業の推進についてということで、この項目の中で、昨年の第4回定例会、12月の議会でありますけれども、井上正雄議員より環境保全型農業の直接支払支援対策のいろんな要件緩和を要望していただきたいということで、関係方面に北海道を通じながら要請をしていただき、また全国市長会等にもお願いをしていただいた経過がございます。そんな中で、北海道独自要綱ということで、いろんな形で大変だったのでしょうけれども、特認が全国的にいろんな形の中で認められました。それで、そんな形の中で当市でも特認要件にのっとりながら推進を進めてまいりましたけれども、いざその特認要件のふたを開いてみると、思ったより特認要件のハードルが高いということあります。なぜそんなことを申しますかといいますと、当初平成23年度で15戸で約38ヘクタールほどの実施面積がこの環境保全型農業の支払交付対象になっていたわけなのですけれども、それを見越した中で平成24年度もそれと同程度の戸数が取り組んでいただけるのではないかということで、当市でも予算組みをしていただいたのかなというふうに思ってございます。ところが、実際にふたをあけてみると、先ほど申しましたように意外と要件が高うございまして、環境支払型支援対策というのは実際問題は平成19年から23年度が1期対策で24年から2期対策として始まったわけなのですけれども、24年からの部分について非常に、何回も申し上げますけれども、要件が高かった。この部分についても要件緩和の部分で、今現在約4戸程度だと思うのですけれども、取り組みしかなされないように聞いてございます。過去のせめて15戸を超えるような取り組みがなされるような現状でなければいけないのかなと思ってございます。そんな意味で、それらの取り組みのさらなるハードルを下げていただくなき要請をしていただけないものかなということでの質問であります。

これについても、今滝川市内でもともとJAたきかわ管内でとんぼの会というのがございまして、それは当市内で約10戸で23ヘクタールぐらい。北海道基準21成分、これは農薬の成分でありますけれども、21成分のところを約6成分以下、中には3成分という方もいますけれども、そして有機物を2分の1、有機という言葉遣いの中は皆さんおわかりにならないかと思うのですけれども、水田に施す肥料のうち窒素分を有機肥料に2分の1置きかえなさいということあります。そんな栽培をしてございます。せめてこれらの取り組みを、ずっとずっと過去から続けている取り組みでありますので、これらの取り組みが対象になるような国の制度であってほしいなと私も考えてございますので、それらを含めて関係方面に当市としてもことしの取り組み農家が少なかったという反省を踏まえて要望していただけるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 ご答弁させていただきたいと思います。

今おっしゃいました環境保全型農業直接支払対策事業、これは本年で2年目を迎えるところでございますございますけれども、昨年度北海道市長会、また全国市長会を通じまして、その要件緩和につきまして国等に要望し、その結果今年度から北海道の地域特認として稻わらの堆肥化が支援対象活動に追加になったところでございます。しかし、稻わらの堆肥化、これで稻刈り後の稻わらの搬出作業、これにやはり労力がかかるというようなことから、今年度は市内で全国共通地域特認と合わせて5戸の農家、計17.5ヘクタールしか本事業に取り組めなかったというところも現状でございます。このため、先ほど来山本議員さんからもお話をございますとんぼの会など、市内で既に環境に配慮した作付を行っている、こういう農家さんも取り組みやすい制度となるように、支援対象要件のさらなる追加、拡大ということを今後も北海道市長会等いろいろな機会を通じて国に要望してまいりたいと思っております。

○議長 山本議員。

○山本議員 これにつきましても地球温暖化防止と生物多様化の保全に非常に効果の高い営農活動でございますので、それらの推進に向けてさらなる取り組みをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、後継者支援対策でございますけれども、さきの経済建設常任委員会で新規就農の対策が当市でも示されたところでございますけれども、そのほかにUターンだとか、新規に学校を卒業して、農業をやられているお子さん、子弟さんたちが就農するときにJAたきかわとも足並みをそろえて支援をされていることだと思います。それで、私どものところに声として寄せられるのが一般的の後継者の皆さんから、農協、それと市を含めて誰が本当の担当者なのかということがちょっと見えにくいという声も寄せられてございます。それで、今多分という言葉遣いはちょっと不適切かもしれませんけれども、新規事業のときに農家向けにいろんなパンフレットを当市のほうでも出されるのかなと思ってございます。それで、それらを含めて、今滝川市で新しい施策と、それから過去にいろんなことをやられている、予算づけになった部分を滝川市ではこういった部分を農業に対して支援するのだよということでハード、ソフト含めていろんな形でパンフレットをきちっとつくっていただいてPRする予定があるのか、後継者の支援という意味でわかりやすいものになるのかどうか、25年度に取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長 農政部長。

○農政部長 本市におきまして農家の方々の高齢化が進む中で、今後の地域の担い手となります農業後継者の育成、これは極めて重要な課題として農政部としても認識しているところでございます。農業後継者の相談につきましては、農政課の農政グループ、これが窓口の中心となりまして相談を受けております。ただ、個別の内容につきましては、JAの営農センターにございます営農振興室、またJAたきかわと連携を深めた中で対応しているところでございます。担当窓口がなかなかわからないというご指摘に対しましては、再度各農家さんに対しましてファックスなどで周知してまいりたいと思っておりますし、来年度におきましては後継者問題、それから新規就農者制度を含めて滝川市における農業行政の取り組みというような、こういうことをやっているというようなご紹介をするパンフを作成いたしまして行政活動を周知したいと思っているところでございますし、また農

家の方々とお話しした中で、農家の方々が会議等でお集まりになるというときなどに要請があれば、農政部職員がその場に参加させていただきまして農業行政等をご説明する出前講座、こういうもの実施していきたいということで、いろいろな方法で農業制度を含め、農業行政の活動を知っていたくことを考えているところでございます。

また、農業後継者などの支援につきましては、今年度滝川農業塾以外にも若手農業者等から意見を聴取いたしまして、元気な農業づくり補助金の中でソフト面で農業者みずから行う研修を推進し、意欲と資質の向上を図る農業者スキルアップ推進事業、これを新設するとともに、ハード面では直売用野菜ハウスを設置し、所得向上を図る直売用野菜生産ハウス設置事業などを新設したところです。さらに、暗渠排水、これを農業者みずから整備いたしまして、作業性の向上と農産物の生産の向上を図る農地排水整備支援事業につきましても3カ年度事業として、本来であれば本年度をもって終了予定でございましたけれども、来年度も継続するという方向で今検討しているところでございます。今後におきましても、農業者皆様からのご意見等をお聞きしながら、引き続き後継者対策等に取り組んでまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長 山本議員。

○山本議員 ただいま平成25年度においてはきめ細かく滝川市内の農業者の皆さん方に周知徹底していただけるということをお聞きしましたので、ぜひ滝川の基幹産業の農業のさらなる発展のために一丸となって努力されることをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

さて、3番目であります。私は、農政部の江部乙移転について再びお聞きするわけでございますけれども、農政部の江部乙移転の関係で進捗状況をお聞きをしたいわけであります。これにつきましても、移転するとなればかなりの予算を必要とするわけでありますし、それとJAたきかわとの絡み、それと役所内部の組織内部の問題もあろうかと思います。江部乙の改善センターに来るのも1つ、例えば江部乙にあります昔の普及センターの跡地利用も1つかと考えておりますけれども、そんなことで現在その進捗をまずはお伺いをしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 山本議員のご質問にお答えさせていただきますが、私は市長就任の後、最初の機構改革の中で農政部を設置させていただきまして、滝川市の基幹産業であります農業の振興をより推進したいという考え方を明確にさせていただきました。これまで議会でも何度も答弁させていただいておりますけれども、私の基本の考え方というのは現場主義ということであり、農政部の一部機能について農業の盛んでございます江部乙地区に移転することも農業振興策の一つになるのではないかという考えは持ち続けております。今のところ移転に関して具体的な時期などは想定しておりません。今ほど山本議員のご質問にございましたとおり、予算等、またJAとの絡み等のいろんな要素がございます。農業振興の観点から、そして農業者や関係機関の意見を伺いながら判断をしてまいりたいと思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 山本議員。

○山本議員 今市長からはまだまだ検討段階ですということなので、再度ちょっとお聞きをしたいのですけれども、この公約は取り下げる事はないというお約束をいただけるのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 この機能移転につきましては、公約、政策提言の中には入ってございませんで、江部乙での個人演説会で私が皆様方の前で約束させていただいたことでございます。公約といえば公約であろうかと思いますが、先ほど三上議員のご質問にも答えさせていただきましたとおり、公約等につきましてこれからもあらゆる努力をしながら進めてまいりたいと思っております。しかるべき時期には判断することがあろうかと思いますが、今のところは取り下げることなく努力してまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 山本議員。

○山本議員 安心をして聞いたところでありますけれども、鋭意努力をしながら十分検討するように心からお願い申し上げます。

それでは、続きまして4番目に移らせていただきます。戸別所得補償制度の継続要請でございます。これにつきましては、16日の選挙の関係で政権与党がかわりましたので、風前のともしびとは言いませんけれども、概算要求の中にはのってはございますけれども、農家は當農計画書の今策定期間でございます。そんな関係で、激変的な制度変更というのはやっぱり避けるべきではないかなというふうに思ってございます。といいますのも、この制度の実施のおかげで、例えば滝川市内で農家所得が向上して農業後継者が数多く滝川市内に就農していただいたという経過がございます。過去に国の政策の中で夫婦2人分の所得しか見ていなかったという部分が戸別所得補償のおかげで、農業は次の世代につなぐ産業であります。そんな意味で、やっと後継者の部分のお金ができる制度になったのかなというふうに非常に喜んだ次第であります。そんな意味で、滝川市内の農家の方々も、現実的に戸別所得が例えば来年度以降ゼロになったときに、やはりかなりの経営打撃というのが予想されます。そんな意味で、激変緩和を求めて継続を全国市長会を通じて要請をしていただけるのかお伺いをしておきたいと思います。

○議長 農政部長。

○農政部長 戸別所得補償制度の関係でございますけれども、この制度は食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくための施策でございます。販売価格が生産費を恒常に下回っているという作物を対象に、その差額を交付して農業経営の安定化を図る制度、菜種、またソバ、これも対象作物となるなど、滝川の農業の実情に合った制度と認識しているところでございます。農業者が将来にわたって安心でき、そして當農でき、長期的な視点で當農計画が立てられるように、必要な財源、この確保をするとともに、制度の法制化を図り、安定的、継続的な制度となるよう、北海道市長会等を通じましてこれまででも要望してきたところでございます。先ほど山本議員さんから政権のお話がございましたけれども、今後におきましても農業者の安定した所得確保が図られる制度となるよう、関係機関、団体と連携しながら国に要望してまいりたいと考えております。

○議長 山本議員。

○山本議員 この戸別所得補償の継続についてもぜひ力強く要請をしていっていただきたいと思います。

## ◎2、物産振興

### 1、白鵬米の今後について

それでは、最後の質問に入りたいと思います。物産振興ということで、今滝川市内では白鵬が滝川の観光大使になっていた経過の中で、JAたきかわが白鵬米の販売をさせていただいている経過がございます。当初スタートはミニ俵で、白鵬米ということで販売ということでありました。それで、その後それだけでは量が足りないので、いろんなお米を使いながら、滝川市内のななつぼしを白鵬米ということで売っていることがありますけれども、今年度をもちまして横綱白鵬関が今後名誉観光大使ということになるということあります。要所要所の節目で滝川にご来滝をいただくということで、予算づけはないということでお聞きをしてございます。ただ、今白鵬米の関係でありますけれども、当初のスタートの経過で白鵬が田植えをされた水田、約10アールちょっとところで600キロちょっととれたお米からスタートされたのかなと思っておりますけれども、この白鵬米、過去にそうやってなってきたわけありますけれども、今後名誉観光大使になった後も、JAたきかわもやるのかやらないのかも定かではないのですけれども、そんな関係で、せっかくの白鵬米の冠をいただいている部分を逃がさないための何らかのご協力を滝川市としてもいただけるのかどうかをまず先にお伺いをしておきたいと思います。

○議長 農政部長。

○農政部長 白鵬米の今後の取り扱いということでございますけれども、白鵬米につきましては市とJAたきかわ、これが連携しながら昨年10月にミニ俵を販売いたしました。ことしの1月からは5キロ袋をもって、市内、またインターネット、こちらのほうでも販売しております。また、東京の三越本店でも当初販売を開始いたしまして、好評を得てきたところでもございます。白鵬米、これは滝川産米のイメージ、この向上を図るために販売するということで設置したところでございます。滝川産米のイメージアップにもつながりましたし、それ以上に滝川市全体のPRにも貢献できたものということで認識しているところでございます。のために、10月16日、札幌で横綱白鵬関に対しまして来年度から名誉観光大使をお願いし、引き続き白鵬米を販売することについて横綱本人にお願いしたところでもございます。これまで白鵬米は、横綱が市内の圃場で田植えした品種、ななつぼし、これをもって白鵬米の条件として販売してきたところでございますが、今後の白鵬米の販売に当たりましては、現在条件などについて白鵬側の関係者とJAたきかわが調整していると、調整中というところでございますし、詳細については近日中に横綱の関係者が来市してJAたきかわと協議するということもお伺いしているところでございます。行政としてどのような協力ができるか、これまで一緒に連携してやってきているところでございますので、今後もJAたきかわが白鵬米を何の心配もなく販売を継続できるというようなことに対して行政としても、先ほどお話ししましたけれども、どのような協力ができるかも含めて積極的に協力できるところはしていきたいと思っております。

○議長 山本議員。

○山本議員 今部長のほうから何の心配もなくというお言葉をいただいたので、安心をしたのであ

りますけれども、ただ若干危惧をされるのは、こういうプロの方の名前を使うということは、本人がうんと言っても部屋だとか相撲協会だとかからきつと同意が出ないと実現しないことでありますので、観光大使をやったときには部屋とか相撲協会の同意があつてなされたのかなと思いますけれども、今後ただの名誉観光大使になったときにはそういう部分の調整も出てくるのではないかと思っておりますので、それらの対応を含めてやられるのかどうかだけ最後にお聞きをしておきたいと思います。

○議長 農政部長。

○農政部長 何の心配もなく販売できるように努めたいというところを先ほどご答弁させていただきましたけれども、今山本議員さんおっしゃるようにいろんな関係の方々と協議をこれから詰めていかなければいけないというところがあると思います。その中で一体どういうことが条件になってくるというのがこれから見えてくるところでございますので、そこら辺も十分加味しながら、多分部屋の問題、宮城野部屋の問題とかいろんなことがまたこここのところから出てくるのかなというようなことが考えられるところでございますけれども、そこら辺もJAたきかわと連携を図りながら継続販売に努めてまいりたいと思っております。

○議長 山本議員。

○山本議員 それでは、ぜひ滝川から白鵬米が逃げていかないように滝川市の皆さん方、役所こぞっての応援をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第15号 不動産の減額貸付けについて  
議案第16号 市道路線の認定及び廃止について

○議長 日程第3、議案第15号 不動産の減額貸付けについて、議案第16号 市道路線の認定及び廃止についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。経済部次長。

○経済部次長 ただいま上程されました議案第15号 不動産の減額貸付けについてご説明をいたします。

去る11月20日より公募をしておりました大規模太陽光発電所設置運営事業の事業予定者が決まりましたが、地方自治法第237条で普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ適正な対価なしに貸し付けてはならないとされており、当該市有地の貸付料が普通財産貸付料算定基準による貸付料の約半額の年350万円となるため、不動産の減額貸し付けについて議決をお願いしたいとするものでございます。

議案に基づき、ご説明をいたします。1、土地の表示です。貸し付けする土地は、滝の川の市営住宅跡地で、表示は滝川市滝の川町西5丁目936番5ほか22筆で、面積の合計は3万8,928.24平方メートルです。

貸し付けの相手方は、東京都新宿区新宿1丁目1番13号、伯東株式会社、代表取締役は杉本龍三郎氏です。

貸し付けの年額は350万円で、減額する貸付料の年額は359万9,536円です。

貸付期間については、売電期間であります20年間に施設の設置及び撤去期間を加えた期間でございます。

用途については、太陽光発電施設用地として活用するためでございます。

以上、説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第16号 市道路線の認定及び廃止について、参考資料をごらんいただきながらご説明申し上げます。

今回の市道路線の認定及び廃止する路線につきましては、滝川市大規模太陽光発電所設置運営事業に伴うもので、認定する路線が2路線、廃止する路線が1路線でございます。

廃止する路線といたしまして、整理番号707号につきましては、起点、滝の川町西6丁目933番3地先から終点、滝の川町西5丁目966番4地先を廃止し、これを新たな路線として整理番号707号、起点、滝の川町西6丁目933番3地先から終点、滝の川町西7丁目932番2地先に、さらにもう一路線、整理番号767号、起点、滝の川町西5丁目966番4地先から終点、滝の川町西5丁目933番7地先として認定したいとするものであります。今回の認定及び廃止により、市道総延長は327メーター減の452.527キロメートル、路線数は1路線増の799路線となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、6点にわたり質疑を行います。

議案第15号です。まず、1点目、不動産の減額貸し付けということで通常の貸し付けの標準についてお伺いします。

2点目は、今回の公募に当たって公募条件としては賃貸料を示さず、応募者がこれぐらいの賃貸料にしてほしいということで提示を受けるという、私はそれを聞いたときに余り聞いたことがないなというふうに思いましたが、道内の地価の安いところでのメガソーラーとの比較とか、進出される企業はその点に非常に神経を使うということとの関係も強いというふうには思うのですが、公募条件で賃貸料を提示しなかった理由について2点目として伺います。

3点目は、結果として減額貸し付けする理由と51パーセント減額の根拠を伺いたいと思います。この根拠についてなのですが、例えば札のような形で幾らというふうに出されたのか、それともプレゼントのやりとりの中でこういった金額が決まっていったのか、その経過について伺います。

4点目は、貸し付けに伴う固定資産税収入の20年間の見込みを伺います。

5点目は、滝川市は企業立地と滝川市商工業振興条例を持っていて、工場等の立地においては固定資産税の課税標準額の100分の7、今回6億円の設備投資ということですから4,000万円

強、6億円が課税標準とした場合4,000万円強なのですが、先ほど4点目で固定資産税の見込みを聞いておりますが、5点目として、減額貸し付けするということは、20年間で7,200万円ですから、実質7,200万円の助成を企業に行うということで、商工業振興条例の活用という方法はとることはできなかったのかが5点目です。

6点目として、今回はこういう地価の場所だったと、メガソーラーが今後1例、2例、この数年の中で出てくる可能性もないわけではない。というのは、今回の投資額が6億円で、運営費が幾らかかるかわかりませんけれども、20年間で約14億円の売電収入が見込まれると、そういう中で仮に来年度売電単価が変わったとしても企業参入が可能性としてあるので、その場合もう少し高い地価のところで建てたいとすると、道内の安いところと比較するともっと減額しなければならないということにもなると思うのです。そういう点で、何か標準的な条例だとか、そういうものをつくるお考えについて伺います。

○議長 経済部次長。

○経済部次長 質疑が6点ございましたけれども、通常の貸し付けの標準の形というのをおっしゃられましたが、今回のようなケースというのは今まで例があるのか、私どもも承知をしてございます。

通常の土地を売るとか、そういう場合についてはいろいろなやり方があると私どもの財政のほうでは承知をしてございますけれども、今回のケースは私どももほかの自治体の例を実は夏ぐらいから副市長を中心に非常に勉強したというふうに思っています。その中で、市有地を貸す場合に賃貸料がメガソーラーの場合契約としてどんな額になっているのかといったところについてもいろいろ勉強させていただきました。その中で結果として出ているのが道内の場合は、年ですけれども、平米1円台からせいぜい高くても数十円という結果でございました。そんなことから、滝川としては、きのうもちょっとお話がありましたけれども、雪が多い地域で条件的には道東から比べたら不利ということもあるものですから、事業者にとって採算が合う数字というのを出していただくには私どものほうから提示をするよりもご提案をいただくことが滝川市にとってもっともいいのではないかということで、今回のように公募をしてプレゼンテーション、提案の中に地域貢献ですか、あるいは事業計画のほかに貸付料についても提示をしていただくというような形をとったところでございます。

減額の貸し付けの根拠ということでございますけれども、これは先ほど言いましたようにプレゼンでいただいていますが、私どもとしてはほかの自治体の例からして今回の金額というのはかなり多い金額、ほかの自治体から比べると数字的には多い数字をいただいたというふうに考えてございます。ですから、審査会の中でもこの金額については適當だということが判断をされて事業者の決定というようなことに至ったところでございます。

それと、貸付金額と固定資産税ということがございました。貸付金額については年350万円ということで、20年間ですから7,000万円ということになりますが、固定資産税、これは償却資産でございまして、正式な正確な数字を出してございませんけれども、20年間ですけれども、私どもは貸付料と固定資産税でおよそ1億円以上の数字になるというふうに見込んでおります。

それと、商工業振興条例の改正をしてそういうものに取り組むべきだったのではないかというようなお話をしたが、先ほども申し上げましたように他の自治体でも補助金を出してというようなケースというのは私ども把握をしてございません。そんな中で、事業者が採算の合う提案を出してもらうということを主に置いたものですから、商工業振興条例の改正については考えておりませんでした。ただ、北海道はメガソーラーの誘致におくればせながら道有地をいろいろPRしているようですが、道としては投資額10億円以上、雇用増1名以上というような対象に新エネルギーの供給事業に対しての補助金を新設をしてございます。私どもこれらについてもちょっと勉強はしたいというふうには考えてございます。

それと、最後にご質疑がございましたけれども、20年の事業でこれから高い地価のところでもしあった場合というような仮定のお話をございましたけれども、その折にケース・バイ・ケースでいろいろ考えてはいかないとならないと思っていますけれども、金額的には事業者のはうでいろいろ再三の合うようなケースというのを想定をしながら事業計画を立てまいります。ですから、私どもの地価についても当然把握をしたような中で計画を立てまいりますので、多分また減額のことをお願いしなくてはならないと思いますけれども、メガソーラー誘致については市有地の有効活用として有効な手段というふうに考えてございますので、それはある面私どもにとってもいい傾向にありますので、一昨日もお話をしましたけれども、新エネルギーについて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 公募の中で賃貸料の提案を受ける方式がいいのではということに、研究の中でそういった結論を得て、そういう方式をとったというところまでは理解をしたのですが、1回目の質疑でその賃貸料の提案を入札のように札で入れてもらうのか、それともプレゼンの中で対話形式のような形でやられたのかということを1回目お聞きをしたのですが。

(「それはプレゼンということでお話をしています」と言う声あり)

○清水議員 プrezenということで。

(「プレゼンというのは提案……」と言う声あり)

○議長 それで。

○清水議員 プrezenの中でそういった提案がされたということをお聞きをしたのですが、通常そういう提案を受けたら、その審査会の中でそれについて何か質疑があつたり、それで採算合うのですかとかと、いや、実は合わないのだと、もう少し下げさせてくださいとか、そんなようなやりとりのそういうやり方でやられたということで確認をしてよろしいでしょうか。

それで、固定資産税の収入見込みについては、20年間で1億円という数字を出され……

(「全部合わせて」と言う声あり)

○清水議員 ということは20年間で約3,000万円、年間で150万円、固定資産税1.5パーセントですよね、とするとそれの60倍として評価額が1億円ですよね。1億円とすれば、7パーセントだから700万円か、商工業振興条例でいえば700万円ぐらいの助成対象だという。と

いうのは、企業の立地と振興を促進するという商工業振興条例との違いだとか共通点だとか、そういったものを明らかにしなければ適正かどうかというのはなかなか判断できないのです。先ほどの道内の地価との比較という、それはもちろん非常に大事なファクターなのですけれども、もう一つ、市税で助成をするということでいえば振興条例との関係というのを明らかにするためにお聞きをしたのですが、そうなると振興条例の約10倍の助成がされるというように考えてよろしいのかどうかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 1番目の再質疑、プレゼンテーションだったのかというところですが、プレゼンテーションのやり方というのは今回についてはその事業者の事業計画、そして地域貢献というような形で例えば環境教育ですか、そういうものがどういう提案がされるのかといったところだとか、あと貸付金額、賃料について提案資料を求めています。それは、公募の要綱の中でこういった様式で提案をしてくださいといったものがございまして、その中に今言ったような項目が入っています。実際プレゼンテーションにはその事業者の方に来ていただいて、審査員のほうに事業計画等についてお話をいただいて、質問をするというような形ですけれども、収支については当然事業者としては合う形でのものを出してまいりますので、そこの議論はございません。

それと、2番目の質疑ですが、商工業振興条例、今最後に10倍のというようなお話をございましたけれども、商工業振興条例の中でどういった助成を講じるかといったことについては今のところも全く考えておりません。ですから、清水議員の試算の形がどういう形なのかが私どもちょっとわかりませんので、お答えのしようがないということで、ご容赦いただきたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 2点目については、固定資産税の収入見込みということで最初お聞きしたので、それで話がちょっとややこしくなったのです。固定資産税評価額ということで聞けばよかったですよね、それに1.5パーセントを掛けば1年間が出てくるわけだから。それを3,000万円ということで答えられたので、割る20で150万円。それから割り返して、そうすると初年度で評価額が1億円ぐらいだろうと。1億円という評価額であれば、振興条例は100分の7ですから700万円だという、そういう計算を私は瞬時に行つたわけですよ、じっくりやったわけでも何でもなく。だから、それが適正化ですかと言われたら、それはこの質疑の中での私なりの試算ですから、清水議員、その試算は大きく外れていますよと、こう考えるべきなのですよという形でご説明をいただきながら、そして最初に言いましたようになぜそれを聞くかというと、結局これは商工業の立地及び振興に対する新しい形での助成なのです。だから、今まで滝川市がこういったことを振興条例の中で考える、そういう必要もなかったわけです。急にそういうものが出てきたので、これまでの企業立地と促進に対する助成額と、それと今回の賃料を減額するという形での額と、この関係が適正かどうかということをお聞きするために先ほどの10倍とかということを私なりの試算を示しながらお聞きをしましたので、お答えを伺いたいと思います。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 今清水議員のご説明を伺いまして、この減額を助成とお考えになっているというような、そういうような角度の質疑だと思いますが、残念ながら私たちはそのようには考えておりません。賃料というのはマーケットが決めます。ほかの市もみんな誘致をしています。我々営業した結果がやっとこの空知に出てきてくれたわけで、これはあくまで賃料はマーケットが決めます。マーケットが決めるという意味は、我々が仮にここを非常に高いところで貸したいと思いましても、もっと安いところでもっと雪の少ないいい条件のところがあれば、借りる方はみんなそちらに行ってしまうという意味で賃料はマーケットが決めるというふうに考えておりますので、この誘致の過程において賃料の減額を助成というふうな考え方をとっておりませんので、うまくお答えできません。

また、今後につきましても、来年度また引き続き買い取り制度は続きます。各事業者は、日照時間がよくて雪が少なくて、それから北海道電力への連携、接続がよくて工事環境がよくてといういろいろな条件をそろえた中で、自分たちの採算をはじく中で幾ら賃料が払えるかという形で決めていきます。そういう意味でも賃料というのは事業者の採算の中から、また事業者が幾つも掲示されている候補地の中から、それがマーケットという意味ですが、選んでくるものですので、また第1点の質疑に戻るかもしれませんけれども、そういう観点において自分たちで掲示するのがいいのか、あるいは事業者側から提案してもらうのがいいのかというのを考えた末、市のためにはこのように提示していただいたほうがこういう雪の深いところにおいてはいいであろうということでやらせていただきました。マーケットが決めるという意味で、結果として今回は年間に平米90円ほどを提示をいただいたわけです。これは、例えば一番近い例で網走は10円でございます。それから、もっと条件のいい白老でもこれは42円です。もっと低いところだと10円を切っているところもございます。こういうことからいきまして、あくまで賃料というのは助成の一環ということではなくて、このメガソーラーの誘致という、事業を呼びたい、それから得たいという中の市場が決めるものだと思いますので、その点をご理解いただけたらと思います。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。議案第15号を可とする立場で討論を行います。

20年間で7,200万円を実質助成するというものだというふうに考えます。これまで市の土地を賃貸をする場合は固定資産税掛ける幾らということで、それ以外の例外はないというふうに私はこれまで決算審査特別委員会等で質疑をして答弁を得ています。ただ、これは今回は公募という、競争相手の企業が出なかつたので競争にはなりませんでしたが、そういう中での賃料決定ですので、それは契約としてはおかしいというふうに私は思いません。ただ、本来であれば企業立地と振興促進のための助成である滝川市商工業振興条例とのバランスというものが望ましかつたとは思いますが、第1号という事例でもあり、やむを得ない対応というふうに思います。そういう点で今回の議案についてを可とするものです。ただ、今後検討すべき点として、まず滝川市商工業振興条例の中

にこういった場合についても整理をするとか、あるいは賃貸料の特例に関する条例を制定するとか、つまり私が何を言いたいかというと、特例ということではなくて標準的な形を示す中で賃貸料の減額を定めていくということが望ましいというふうに考えますので、以上について今後ご検討されることを求めて賛成討論とさせていただきます。

○議長 ほかに討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号及び第16号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号及び第16号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第4 議案第17号 滝川市議会政務調査費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第4、議案第17号 滝川市議会政務調査費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

◎日程第5 報告第3号 監査報告について

報告第4号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第5、報告第3号 監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第3号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、滝川市立病院、高等看護学院を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成23年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、行政財産使用許可関係では申請書、申請印など団体名に整合性がない、前途資金関係では精算書の支払い内訳書と領収内容、宛名などの相違、契約関係では適正な予定価格の設定、収入印紙の貼付、見積書の記載などについて、文書関係では決裁日の記載漏れ、公印管守責任者の印、受け付け印の漏れが散見されるなど、関係規定に基づき適正な処理方を所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、滝川市土地開発公社を対象として監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成21年度から平成23年度までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、監査の範囲の事務を対象として、これらの事務が適正に執行または管理されているかを監査しました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、借入金台帳の決裁印、公印台帳の確認印の漏れが散見されるなど、関係規定に基づき適正な処理方を所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、平成25年度解散に向けて先行取得した公有地については平成25年度処分完了を見込み、自主事業である分譲地など保有資産の売却については過年にわたり努力されています。今後において土地開発公社の清算手続を進められると思いますが、負債の軽減を図り、滝川市の財政の健全性につなげるためにも、限られた期間ではありますが、今以上の販売強化策をもって保有資産の売却処分に努力されることを望み、意見といたしました。

以上で報告第3号 監査報告を終わります。

続きまして、報告第4号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成24年7月から10月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金などの出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでしたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、日当、宿泊料の地域区分の取り扱い、ごみ処理の適正化についてなど、出納検査講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いた

します。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも、前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第4号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号及び第4号の2件は、いずれも報告済みといたします。

#### ◎日程第6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第6、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

#### ◎市長挨拶

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしましたが、この場合、市長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 それでは、第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げる次第でござります。

本日までの10日間、議員各位におかれましては真摯にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。提出させていただきました議案につきましてすべてご了承、ご同意賜ったことに改めてお礼申し上げる次第でございます。また、それぞれご質疑いただいた項目等、さらに努力することをいろいろご示唆いただいたわけでございまして、来年の予算編成に向けていろいろと努力してまいりたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

年末を迎え、寒い時期も続いております。健康に留意されまして、すばらしい新年をそれぞれ議員各位が迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

### ◎議長挨拶

○議 長 本年最後の定例会閉会に当たりまして、私のほうからも一言ご挨拶を申し上げたいと  
いうふうに思います。

本年は、第1回の代表質問、そして2回、3回、4回の一般質問におきまして延べ50名近い皆  
様方にご登壇をいただきました。このことは、非常に積極的、そして熱心にご議論いただいたもの  
というふうに感じております。皆様方に心より感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。  
さらに、ことしは大勢の市民の皆様方にも議場のほうに足をお運びをいただきました。このことに対  
しましても、市民の皆様方にも心からの感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。そして、ことしは議会だよりを発行させていただきました。本年3回発行させていただきましたが、お  
叱りのメール等をいただいたこともございます。しかしながら、私といたしましては一定の成果は  
あったというふうに感じているところでございます。どうか今後とも皆様方でさらにさらに精度の  
高い市民の皆様に読んでいただける議会だよりをつくっていけるように努めてまいりたいというふ  
うに思っております。

一昨日、議場コンサートで東小6年生の皆様方に合唱をご披露いただきました。早速6年生の皆  
様方から感想をいただきました。代表的なところをご紹介をさせていただきたいというふうに思  
います。議員の皆様方が何とかしたいという思いが伝わってきたし、熱心に討論している姿がと  
っても格好いいと思いました。このようなご意見がございました。議場で歌えたことがとつてもうれし  
かったと、このような感想もございました。教育長さんたちは私たち子供たちのためにあんなにも  
真剣に向かい合ってくれていることをきょう初めて知って、関心しましたと、このようなご意見も  
ございました。総じて言えることは、本当に6年生の皆様方の視点でこの議場に足を運んでいただ  
いたことが非常に子供たちのこれから的人生に大いに役に立ったというふうに捉えられるものであ  
ります。どうか今後とも子供たちの健やかな育成、さらには次代を担う子供たちのためにも私たち  
はさらにさらに頑張っていかなければならない、そのようにお願いをさせていただくところでござ  
います。

今後とも議会と市政が一体となってよりよいまちづくりのために全力を尽くしていくこと、さら  
には本年も残り10日余りとなりました。慌ただしい日々が続くかと思いますけれども、どうかご  
健康にご留意をいただきまして、よいお年を迎えられますことを心よりご祈念を申し上げまして、  
私からのことし1年の総括的なご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### ◎閉会宣言

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時04分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員